

令和7年度輸出環境整備推進委託事業（EU包装及び包装廃棄物規則、EU共通農業政策（CAP）、欧州域内の国の農業政策の動向分析委託事業）

委託調査報告書

みずほリサーチ&テクノロジーズ

2026年3月13日

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

1 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1-1. EU向け輸出上位に占める食品で使用されている包装材の実態 p.5

- (1) 輸出向けの食品包装材選定のポイント …p.6
- (2) 日本からEU向けに輸出されている主要な食品で用いられている包装 …p.12

1-2. 国内事業者における課題 p.32

1-3. リサイクル設計要件に対する対応の方向性 p.37

- (1) EUにおける包装廃棄物の排出実態 …p.38
- (2) EUにおける制度検討状況 …p.44
- (3) 日本国内の現状 …p.60
- (4) リサイクル設計への対応方針 …p.65
- (5) モノマテリアル化に向けた対応検討事例 …p.68

1-4. リサイクルプラスチックの最低含有割合に対する対応の方向性 p.76

- (1) EUにおけるリサイクルプラスチック材の供給に関する動向 …p.77
- (2) 日本国内の現状 …p.87
- (3) 事業者における対応検討事例 …p.90

1-5. EU域内での食品包材関連規制

p.93

- (1) EUにおける食品包装材関連規制 …p.94
- (2) EU加盟国での議論状況 …p.98
 - ① フランス
 - ② ドイツ
 - ③ スペイン
 - ④ オランダ
 - ⑤ オーストリア

本事業の調査目的

- 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）は2025年2月に発効し、本年8月に適用開始を控えている。但し、新たに導入された包装における環境配慮を求める「持続可能性要件」は、2026年8月に一律に適用されるわけではなく、個々に要件発効のタイミングが設定されている。
- 詳細はPPWRではなく、下位規則で定められる予定である。具体的な要件の議論が足元進められていることから、今後継続的な動向把握が必要となる。
- 本規則については、日本からEU向けに農林水産物・食品を輸出する事業者に与えるインパクトが大きいと予想される。これを踏まえ、本報告書については、以下の要件に焦点を当て、最新の動向を踏まえた事業者における影響の分析を行うことを目的としている。
 - リサイクル可能な設計（6条）
 - リサイクル材の最低含有割合（7条）

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1-1. EU向け輸出上位に占める食品で使用されている包装材の実態

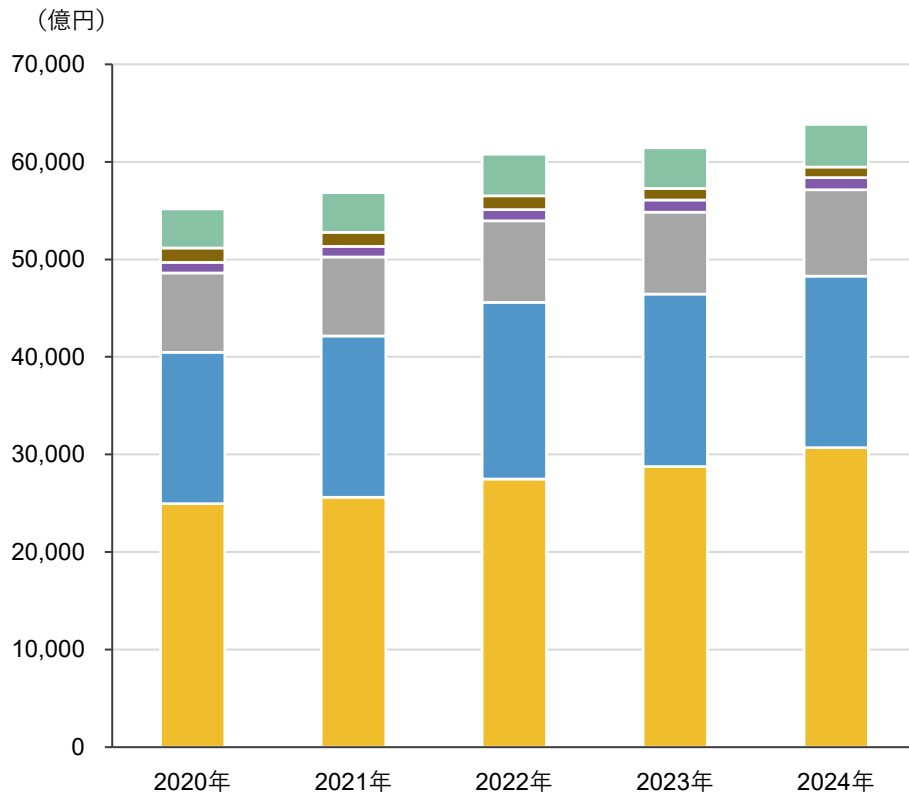
(1) 輸出向けの食品包装材選定のポイント

(2) 日本からEU向けに輸出されている主要な食品で用いられている包装

日本で利用されている包装材

- 日本包装技術協会が公表している包装産業出荷統計（2024年）によれば、包装出荷額全体で、6兆3,823億円である。内訳としては、紙・板紙製品が48.1%、プラスチック製品が27.6%、金属製品が13.9%であり、全体の9割程度を占める。上記以外には、ガラス製品、木製品がそれぞれ1.9%、1.7%である。
- 軟包装衛生協議会へのヒアリングによれば、包装出荷額全体のうち、軟包装の占める比率は1.6兆円程度であるとのことであり、包装全体の1/4を軟包装が占める。軟包装は、食品分野でも多く活用されている包装材であり、EU向けの輸出においても同様の状況であると推察される。

直近5年の包装材・容器出荷金額の素材別内訳（国内含む）



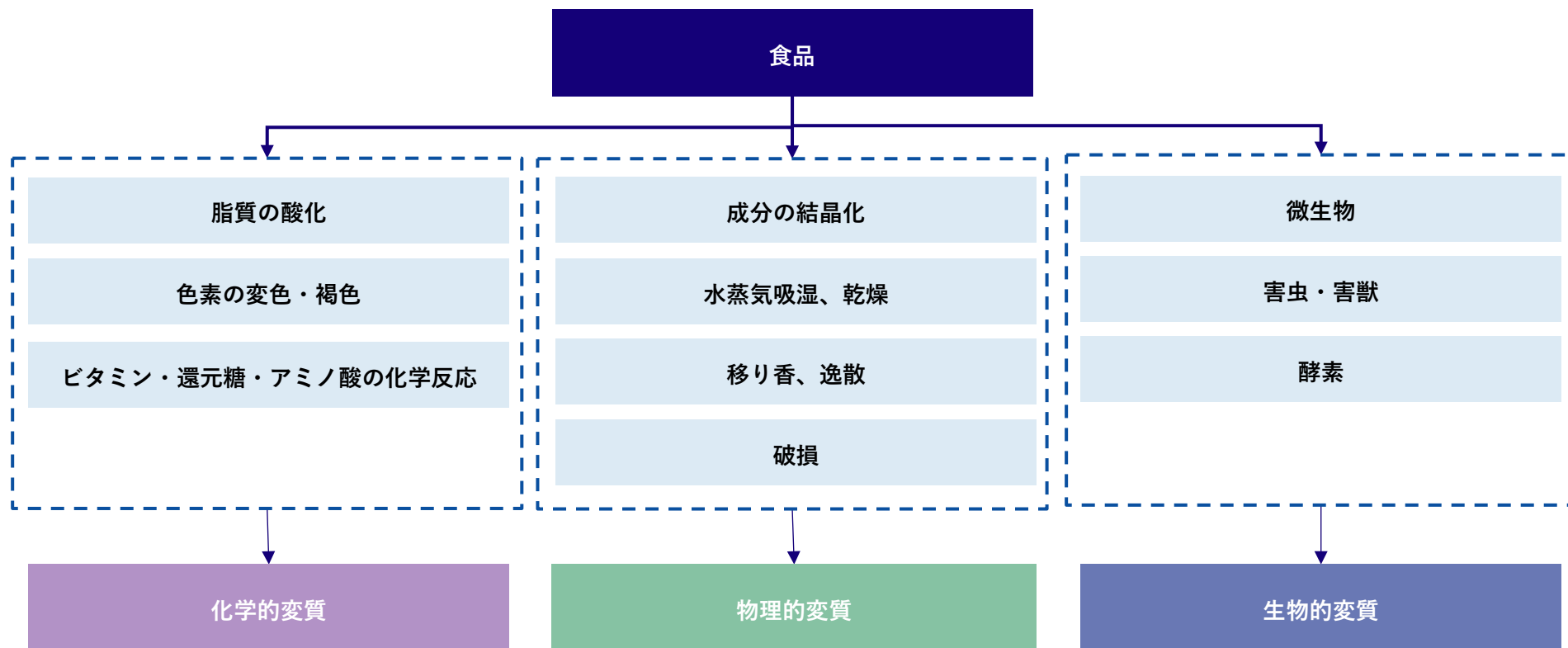
凡例	包装容器の例
紙・板紙製品	段ボール
プラスチック製品	プラスチックボトル成型品、プラスチックフィルム、発泡プラスチック
金属製品	スチール缶・容器、アルミ缶・アルミ箔
ガラス製品	ガラス瓶
木製品	木箱、木枠、樽
その他	

出所：日本包装技術協会ウェブサイト、「2024年の日本包装産業出荷統計」より作成

食品包装の有する機能

- 食品は、空気中に放置すると、腐敗やカビ、油の酸化、変色、乾燥、吸湿など様々な変化が起こり、品質が低下する。
- 品質の低下は食品自体に含まれる成分や性状によって異なる。食品に変質の要因があり、環境条件が合わさることによって変質が発生する。
- 包装は、変質要因や変質の起こる環境条件をなくすための保存・品質維持の観点から技術開発が進んできた分野である。

食品における変質の要因



出所：（一財）食品分析開発センターSUNATECウェブサイト「食品の変質要因と包装による変質防止技術」 (www.mac.or.jp/mail/121101/01.shtml)（最終アクセス：2026/01/30）より作成

食品用途で活用される包装形態

- 食品包装には基本となる内容物の保護機能に加え、内容物の特徴などによって適切な機能を有する素材が選定され、包装形態が検討・採用されている。機能の例としては、ガスバリア性、遮光性、耐ピンホール性、耐熱性等が挙げられる。
- 食品包装で活用される包装形態のうち、主要なものを下記に記載した。

食品のための主要な包装形態

区分	包装例
軟包装	ピロー包装
	ガゼット包装
	チューブ包装
	三方シール包装・四方シール包装
	スティック包装
	自立袋
	深絞り包装
	ラミチューブ
プラスチックシート	スキンパック
	ブリスター包装
	トレー
プラスチック容器	PETボトル
	ブローボトル・容器
	押し出しチューブ
	トレー、カップ
	射出成型容器

区分	包装例
液体紙容器	ブリック、テトラ、四面体
	ゲブルタイプ
紙カップ	複合容器
紙トレー	複合容器
紙	薄紙・グラシンのラップ
	板紙変形容器
カートン（紙器）	単体、複合容器
バッグインボックス	段ボール+バッグ
カートインパウチ	軟包装+板紙
金属缶・金属	スチール缶
	アルミ缶
	アルミボトル缶
	アルミ箔
陶磁器	陶器、磁器
ガラス瓶	単体、着色
草木	わら・木材

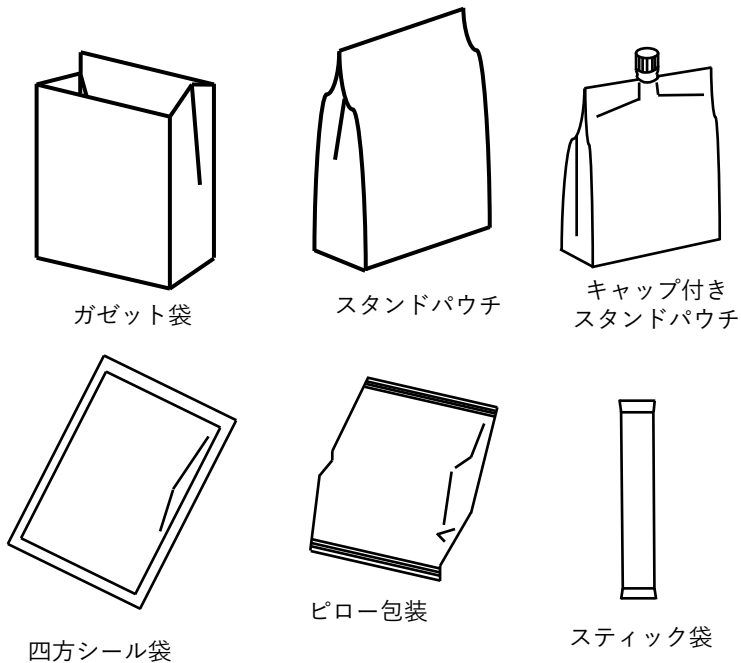
出所：日皮協ジャーナル No.80（2018.8）「連載講座容器・包装の基礎と応用／基礎編（5）包装技法」より作成

食品用途で活用される軟包装材

「軟包材 (Flexible packaging)」とは

- 軟包装は、紙やプラスチックフィルム、アルミニウム箔などの柔軟性に富む材料で構成されている包装材である。日本産業規格 (JIS Z 0108) では、「紙、プラスチックフィルム、アルミニウム箔、布などの柔らかい柔軟性に富む材料で構成した包装」と定義される。業界団体へのヒアリングによれば、軟包装が占める比率は、包装全体の1/4程度ではないかとのことであり、多くの割合を占める。
- 軟包装の材料構成はプラスチック単体あるいは、プラスチック同士または他の材料を含むラミネートによるものがあり、食品でも多く活用されている包装材である。

■ 軟包装のイメージ



■ 軟包材の構成例

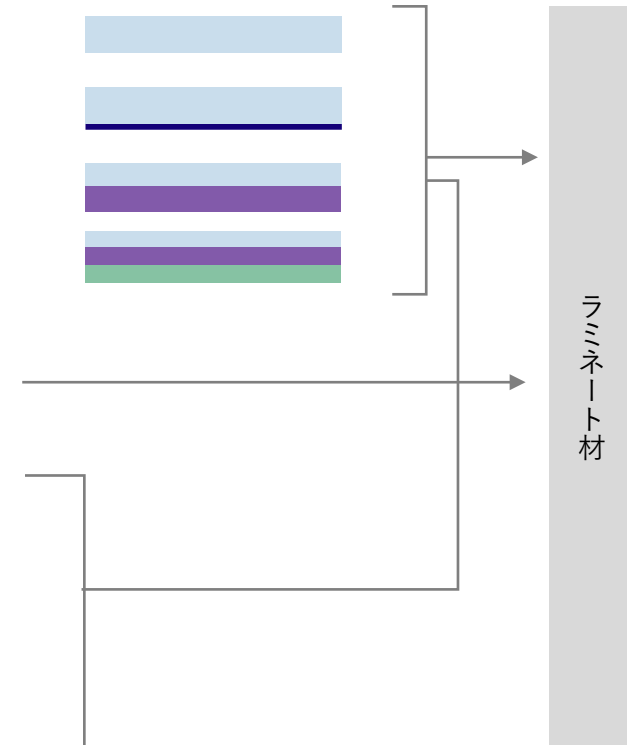
【プラスチックフィルム】

- 単層フィルム
- 単層フィルムに表面加工
- 複層フィルム 2層
- 3層

【アルミニウム箔】

【その他の材料】

- 紙
- 滅菌紙
- レーヨン紙
- 耐水紙
- 不織布



注：包装の定義は、日本産業規格 (JIS Z 0108) に準ずる
出所：日本包装技術協会「包装…知っとく知識」および業界団体へのヒアリングより作成

食品用途で活用されるプラスチックフィルム

- 軟包材に用いられるプラスチックフィルムは、単一素材に加え、複数素材を同時に押出成形した複層フィルムがある。安価で軽く、成形しやすい観点から利用が多く進められてきており、固有の特性を生かしつつ組み合わせることで包装材料としての機能性が高められてきた。
- それぞれの素材の特性は、以下の表に示す通りである。実際の層構成は用途に応じて必要な機能を全て満たすように設計される。

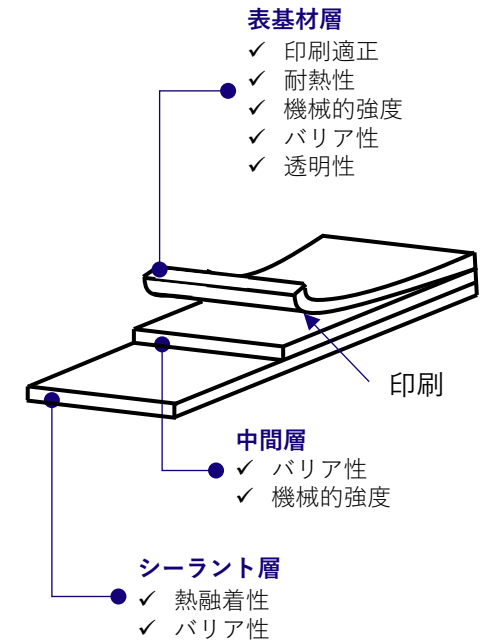
プラスチックフィルムに用いられる素材の特性

	素材名	各素材の特性
基材フィルム	ポリプロピレン (PP)	
	・ 二軸延伸OPP	引張強度、防湿性、光沢、透明性に優れるが、ガスバリア性に劣り、引裂強度、非常電性にやや劣る
	・ Kコートポリプロピレン	二軸延伸OPPが劣るガスバリア性に優れる。その他は二軸延伸OPPと同様の性質。
	ポリエチレンテレフタレート (PET)	
	・ 二軸延伸PET	引張強度、耐熱性、耐寒性、腰の強さ、滑り性、光沢、透明性、加工適性に優れるが、熱シール性に劣り、引裂強度、非常電性にやや劣る
	・ アルミ蒸着PET (VM-PET)	引張強度、防湿性、ガスバリア性、耐寒性、腰の強さ、滑り性、光沢に優れるが、透明性・熱シール性に劣り、引裂強度、印刷適正にやや劣る
	ポリアミド (PA) : ナイロン	
	・ 無延伸 CNY	耐熱性・耐寒性に優れるが、防湿性、非常電性、熱シール性にやや劣る
	・ 二軸延伸 ONY	引張強度、耐熱性・耐寒性、光沢、透明性に優れるが、熱シール性に劣り、引裂強度、非常電性にやや劣る
	・ Kコート ONY	引張強度、ガスバリア性、耐寒性、光沢、透明性に優れるが、引裂強度、非常電性にやや劣る
・ シリカ透明蒸着 ONY	引張強度、防湿性、ガスバリア性、耐寒性、光沢、透明性に優れるが、熱シール性に劣る	
ポリ塩化ビニリデン (PVDC)	防湿性、ガスバリア性に優れるが、腰の強さ、すべり性に劣り、非常電性、加工適性にやや劣る	
エチレン・ビニルアルコール共重合体 (EVOH)	ガスバリア性、光沢、透明性に優れる	
シーラント材	低密度ポリエチレン (LDPE)	溶剤離脱性に特に優れるが、100°Cを超過する耐熱性、対環境応力破壊への対応が不可
	無延伸ポリプロピレン (CPP)	耐熱性、耐油脂姿勢、対環境応力破壊に特に優れるが、柔軟性、深絞り性への対応が不可
	エチレン酢ビ共重合 (EVA)	耐寒性に加え、落袋衝撃への耐性、ピンホール耐性に特に優れるが、90°Cを超過する耐熱性、耐摩耗性への対応が不可となる場合がある

注：表に整理している性質は、あくまで大まかな特性を示している

出所：日本包装技術協会「包装…知っとく知識」、水口眞一「食品包装入門」（日本食糧新聞社）より作成

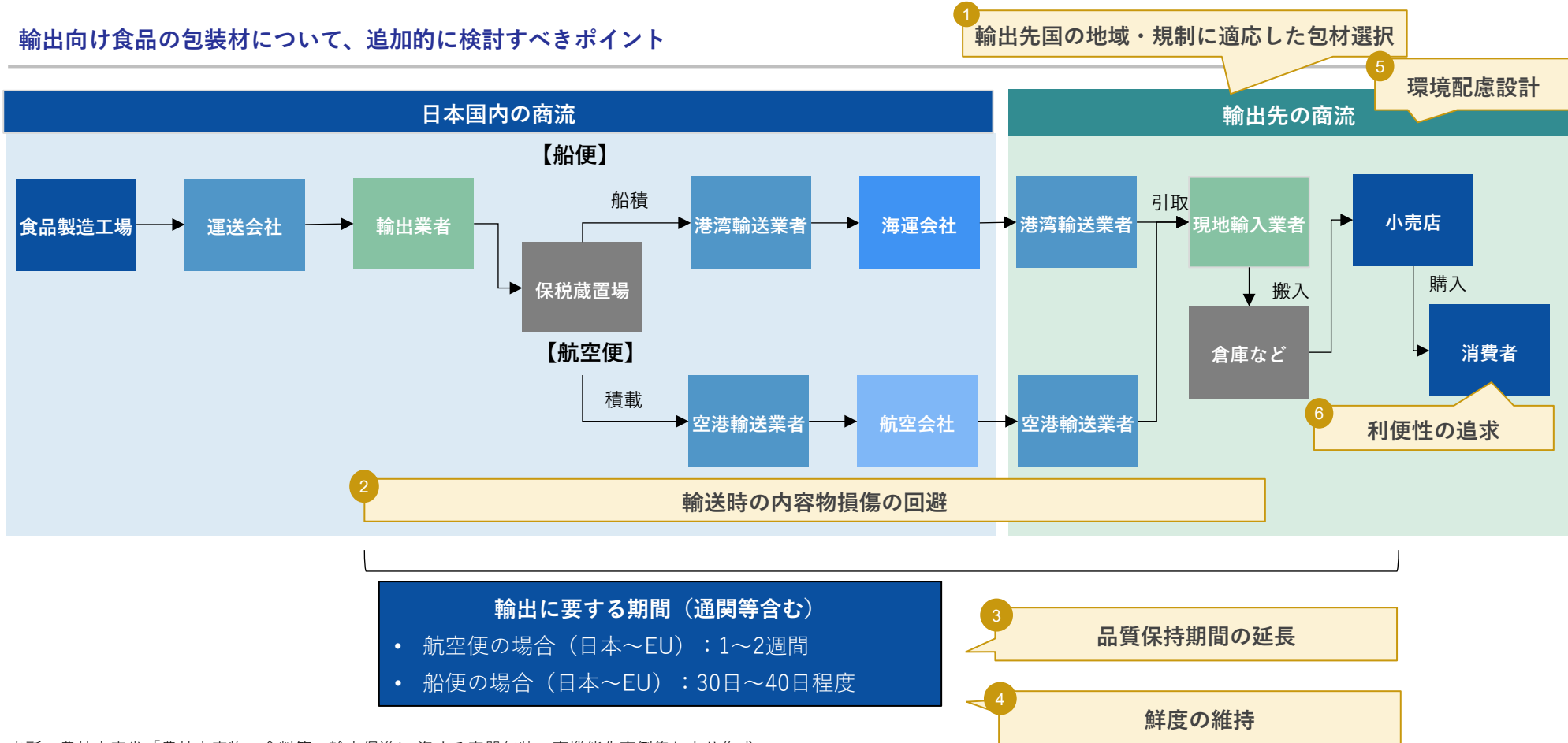
二層以上をラミネートする場合



輸出向けの食品包装材の選定のポイント

- 食品を輸出する場合、輸出先国の商習慣や消費者受容に合わせたマーケティングを実施し、適切な包装材を選定することとなる。
- 包装材についても検討すべきポイントが数点ある。規制内容に対応した包装材の活用 (①)、輸送期間や通関に要する時間、倉庫での保管時間等を踏まえた品質・鮮度維持のための工夫 (②~④)、環境配慮設計 (⑤)、利便性の追求 (⑥) が挙げられる。
- 包装材の基本機能である保護機能・利便機能・情報伝達機能に加え、輸出先国で新たに求められる要件に対応できるような包装が、輸出向けの食品包装材では求められる。

輸出向け食品の包装材について、追加的に検討すべきポイント



出所：農林水産省「農林水産物・食料等の輸出促進に資する容器包装の高機能化事例集」より作成

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

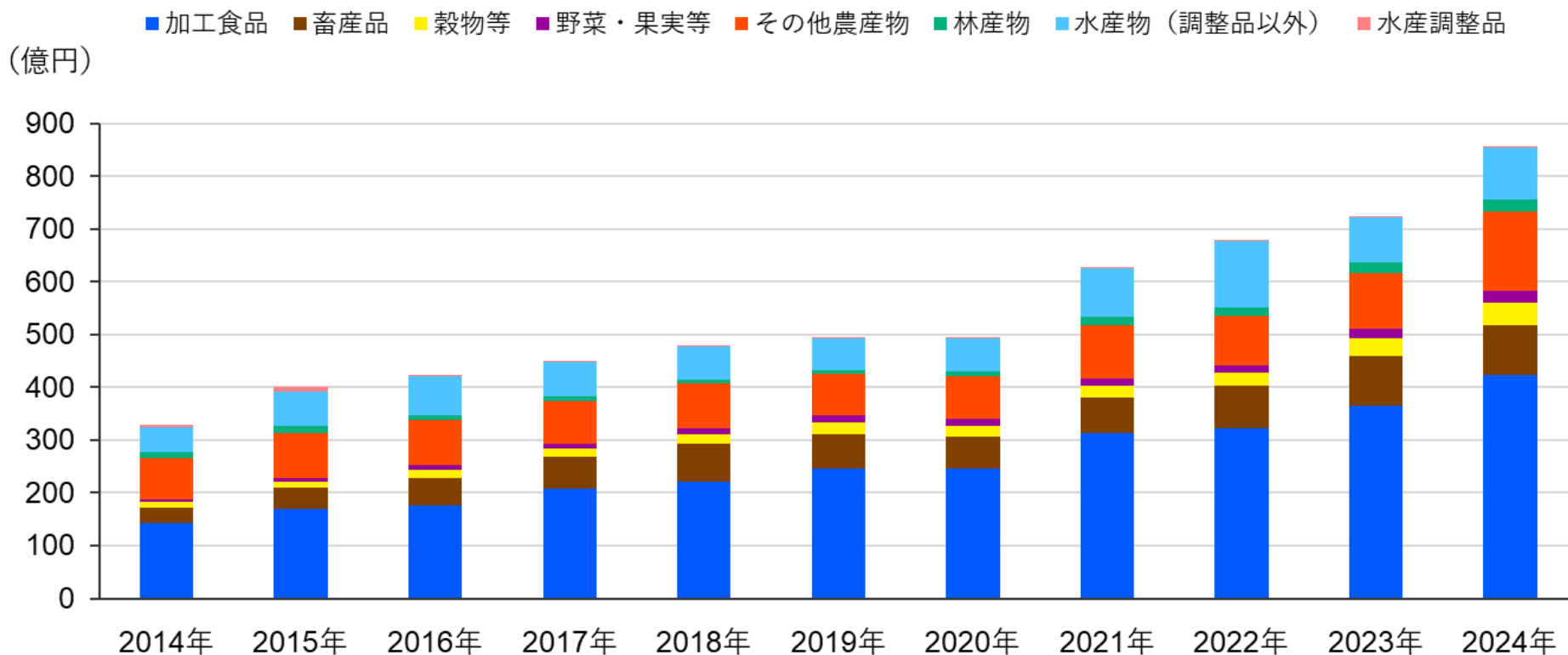
1-1. EU向け輸出上位に占める食品で使用されている包装材

- (1) 輸出向けの食品包装材選定のポイント
- (2) 日本からEU向けに輸出されている主要な食品で用いられている包装

日本からEU向けに輸出されている主要な食品群①

- 日本からEU向けへの農林水産物・食品の輸出額は、年々増加しており、2024年の実績は858億円である。
- これは日本の農林水産物・食品の総輸出額（少額貨物除く）である約1.4兆円の6%程度であり、輸出額の規模としては第7位相当である。EUは日本の農林水産物の市場としても存在感を増している地域圏だと言える。

EU向け農林水産物・食品の輸出額の推移（2014年～2024年）

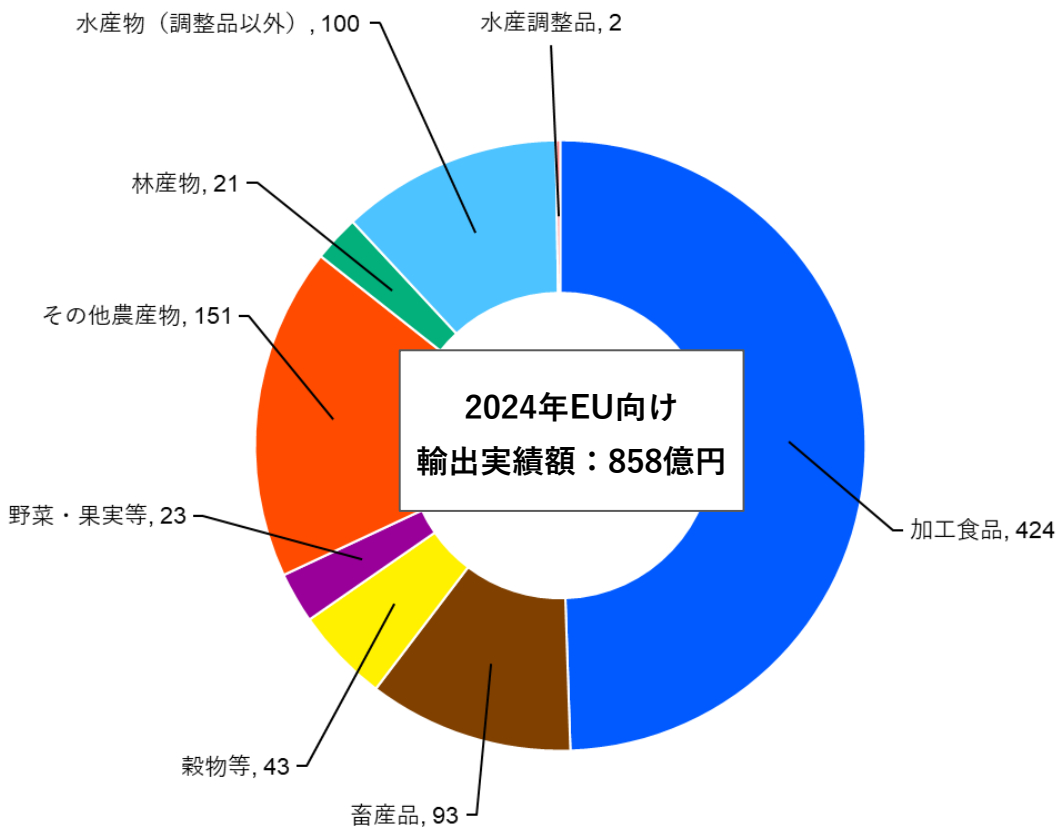


出所：農林水産省「農林水産物・食品の輸出実績（国・地域別）」2014年～2024年より作成

日本からEU向けに輸出されている主要な食品群②

- 2024年の輸出実績額では、畜産品を含む農産物が8.5割を占め、水産物、林産物が次ぐ。農産物・食品の中でも、加工食品が最多で424億円であり、輸出額総額の半数を占める。
- 品目別内訳では、アルコール飲料、緑茶、ソース混合調味料、牛肉、ホタテ貝（生鮮等）、醤油等が大きな比率を占めている。

EU向け農林水産物・食品の輸出額の内訳（2024年）



2024年のEU向け農林水産物・食品輸出の上位10品目

順位	分類	品目名	輸出実績額
1	加工食品	アルコール飲料	140億円
2	その他農産物	緑茶	65億円
3	加工食品	ソース混合調味料	60億円
4	畜産品	牛肉	59億円
5	水産物（調整品以外）	ホタテ貝（生鮮等）	43億円
6	加工食品	醤油	34億円
7	加工食品	清涼飲料水	28億円
8	その他農産物	播種用の種等	18億円
9	加工食品	スープブロス	17億円
10	加工食品	味噌	15億円
その他			379億円
全体			858億円

出所：農林水産省「2024年農林水産物・食品の輸出実績（国・地域別）」（2025年4月公表）より作成

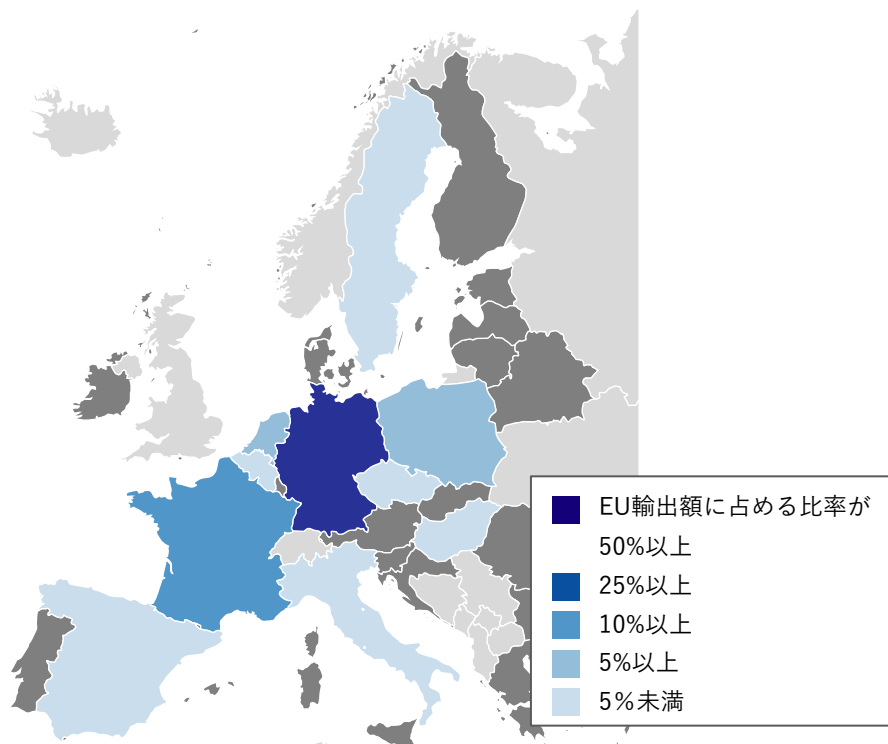
緑茶の輸出実態と用いられている包装①

日本からEU向けの緑茶の輸出実態

■ 日本からEU向けの輸出実態

- 2024年の日本からEU向けの緑茶の輸出額は、65億円。緑茶全体の輸出額である363億円の約18%を占める。特にドイツは米国に次ぐ緑茶の輸入第2位であり、次にEUではフランス向けの輸出が多く世界第8位である。
- 粉末状緑茶（抹茶・粉末茶）の輸出は全体として多いものの、国によって比率が異なる。また、3kg以下の直接包装での出荷は5.5割程度であり、3kg以上の大容量での輸出も確認される。

日本からの緑茶の輸出先上位10か国（EU地域・2024年）



注1：小数点以下第2位を四捨五入。

注2：HSコード0902.10、0902.20を参照して作成。粉末状緑茶については抹茶や粉末煎茶などが含まれる。

出所：財務省貿易統計（2024年）及び日本茶輸出促進協議会ウェブサイト「2024年12月期日本茶輸出状況」より作成

EU内順位	2024年（1-12月）		
	国名	輸出金額 ^{注1}	うち粉末状緑茶 ^{注2}
1	ドイツ	34.0億円	75%
2	フランス	9.5億円	68%
3	ポーランド	5.5億円	81%
4	オランダ	3.8億円	79%
5	イタリア	3.1億円	86%
6	スペイン	2.8億円	96%
7	チェコ	1.4億円	73%
8	ベルギー	1.0億円	64%
9	スウェーデン	0.7億円	55%
10	ハンガリー	0.5億円	87%
その他		2.7億円	—
EU全体		65億円	—

緑茶の輸出実態と用いられている包装②

緑茶の品目特性・一般的に用いられている包装形態

■ 品目の特性

- 緑茶は、空気中の酸素や高温、湿気等により風味や香りが変化する。また、匂いを吸着しやすい性質がある。

■ 包装形態

- 包装では、茶葉の色の変質、光沢の低下及び香りの消失を防ぐ必要がある。そのため、包装にはガスバリア性、防湿性、遮光性に優れたアルミ箔を活用し、ラミネート加工した積層フィルムが用いられることが多い。
- 包装形態としては、スタンドパウチやガゼットで輸出される。

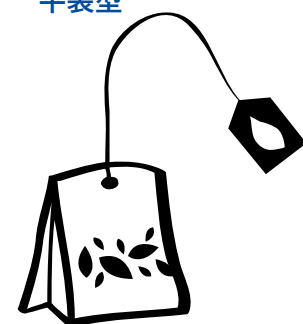
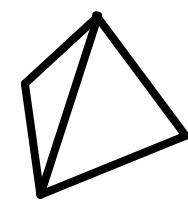
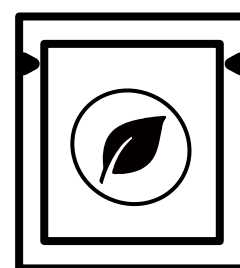
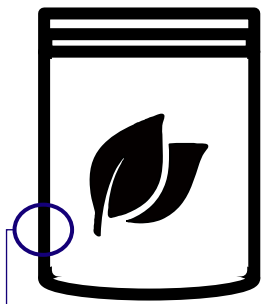
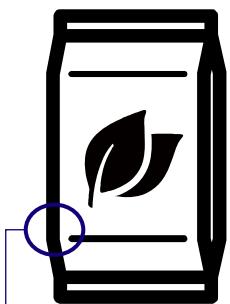
包装形態例① ガゼット袋

包装形態例② スタンドパウチ

包装形態例③ 四方シール包装

テトラパック

平袋型



<包装材構成例>

PET
PE
AL箔
PE

耐熱性

遮光性、ガスバリア、
防湿性

シール性

<包装材構成例>

上質紙
PE
AL箔
PE

遮光性、ガスバリア、
防湿性

シール性

PETメッシュ
ナイロンメッシュ
PLA不織布 など

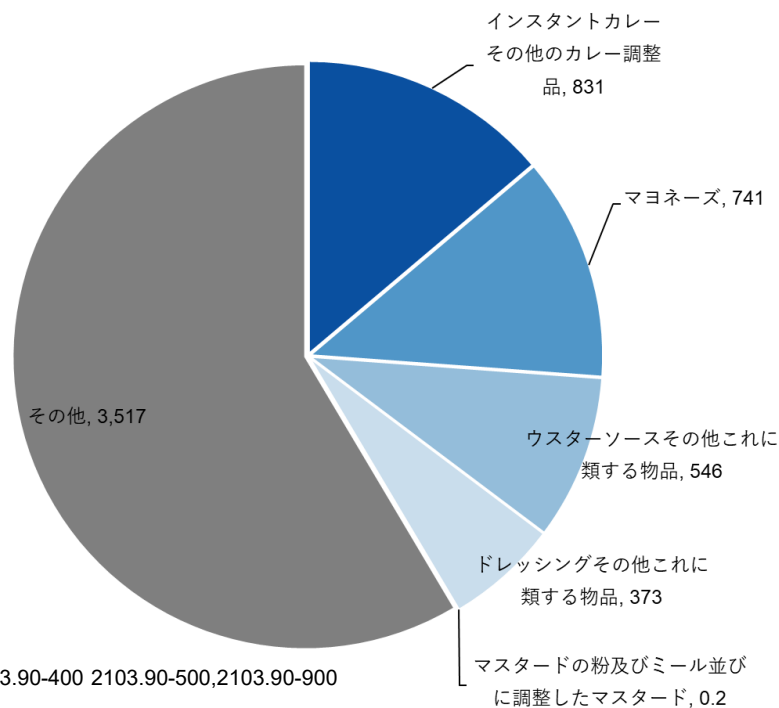
PET：ポリエチレンテレフタレート
PE：ポリエチレン
AL箔：アルミ箔
PLA：ポリ乳酸

ソース混合調味料の輸出実態と用いられている包装①

ソース混合調味料とは

- ソース混合調味料には、インスタントカレーやカレールー、ウスターソース、マヨネーズ、ドレッシング、焼き肉のたれなどの幅広い調味料が含まれる。
- 輸送に時間がかかる輸出において、ソース混合調味料は賞味期限の長いものが多く、輸出に適しかつ国内原料を利用した付加価値も載せやすいため、輸出にも有利な加工食品である。
- 2024年の日本からEU向けのソース混合調味料の輸出額は、60億円である。日本からEUに輸出されるソース混合調味料の内訳は、インスタントカレー・その他カレー調整品が13.8%、マヨネーズが12.3%、ウスターソースが9.1%、ドレッシングが6.2%、その他が58.5%である。

ソース混合調味料におけるEUむけ輸出額の内訳（単位：百万円／集計年：2024年）



注：HSコード2103.20, 2103.30, 2103.90-200, 2103.90-300, 2103.90-400 2103.90-500, 2103.90-900
より作成

出所：農林水産政策研究所 連携研究スキームによる研究【水産輸出】 研究資料「第5章 輸出強化戦略
における新たな阻害要因」（2023.3）、財務省貿易統計（2024年）より作成

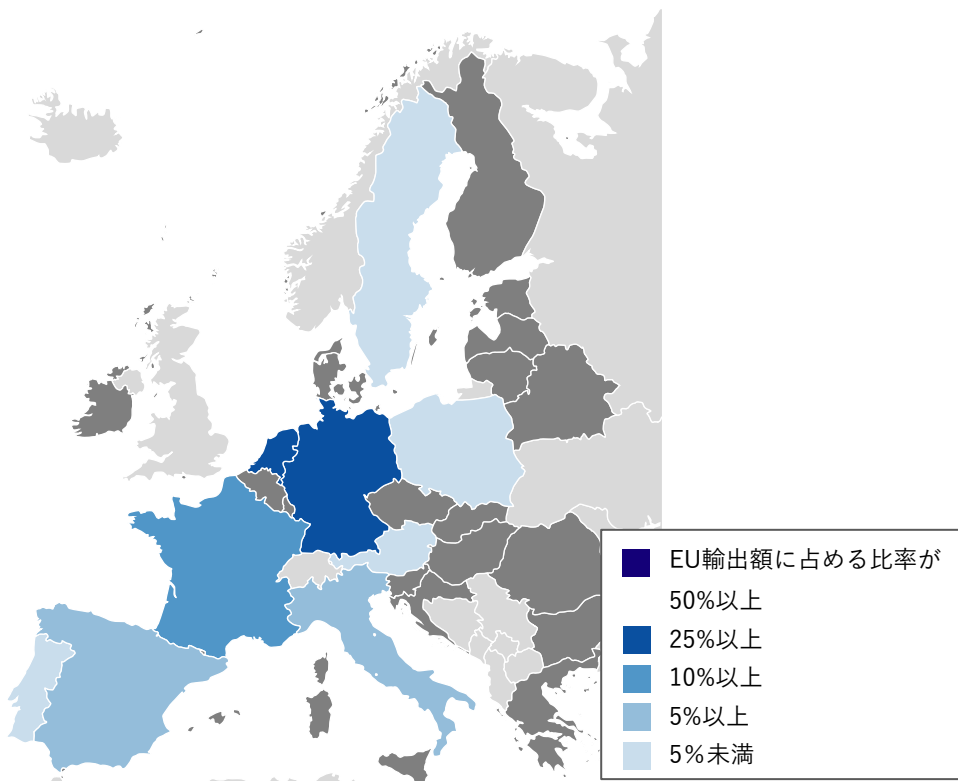
ソース混合調味料の輸出実態と用いられている包装②

日本からEU向けのソース混合調味料の輸出実態

■ 日本からEU向けの輸出実態

- 先述のとおり、2024年の日本からEU向けの輸出額は、60億円。主要な輸出先国は、ドイツ、オランダなど。

日本からのソース混合調味料の輸出先上位10か国（EU地域・2024年）



EU内順位	2024年1-12月	
	国名	輸出金額
1	ドイツ	18.7億円
2	オランダ	18.0億円
3	フランス	6.9億円
4	スペイン	5.1億円
5	イタリア	4.1億円
6	ポルトガル	2.8億円
7	スウェーデン	1.2億円
8	デンマーク	0.9億円
9	ポーランド	0.7億円
10	オーストリア	0.6億円
その他		1.0億円
EU全体		60億円

注：HSコード*2103.20, 2103.30, 2103.90-200, 2103.90-300, 2103.90-400 2103.90-500,2103.90-900 より作成
出所：財務省貿易統計（2024年）より作成

ソース混合調味料の輸出実態と用いられている包装③

ソース混合調味料の品目特性・一般的に用いられている包装形態

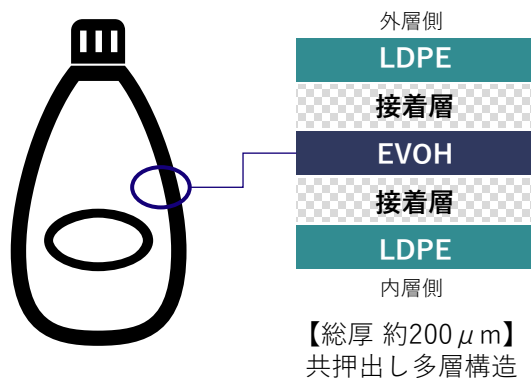
■ 品目の特性

- 多くの場合、常温保存を前提とするため、成分変化を防ぐための酸素バリア性・（酸化防止・色素分解防止）、密封性が必要である。例えばマヨネーズの場合には、油の酸化や微生物の侵入を防ぐ保護機能が重要となる。

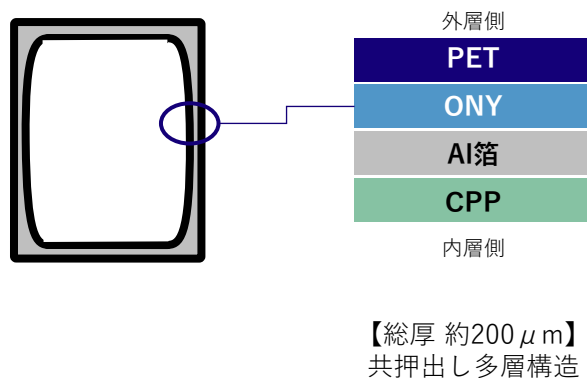
■ 包装形態

- マヨネーズに用いられるポリオレフィン積層ボトルはプラスチックの酸素バリア性を向上させることができることから普及。
- プラスチック製ブロー成形ボトルは、割れにくいことや軽いこと、形状の自由度などが受け入れられ市場に普及。ソース・醤油をはじめとして、従来はPVCボトルの利用が多かったが、焼却時に塩化水素が発生することから、近年ではPETボトル（二軸延伸PETボトル）が普及。

包装形態例① ポリオレフィン積層ボトル



包装形態例② レトルトパウチ



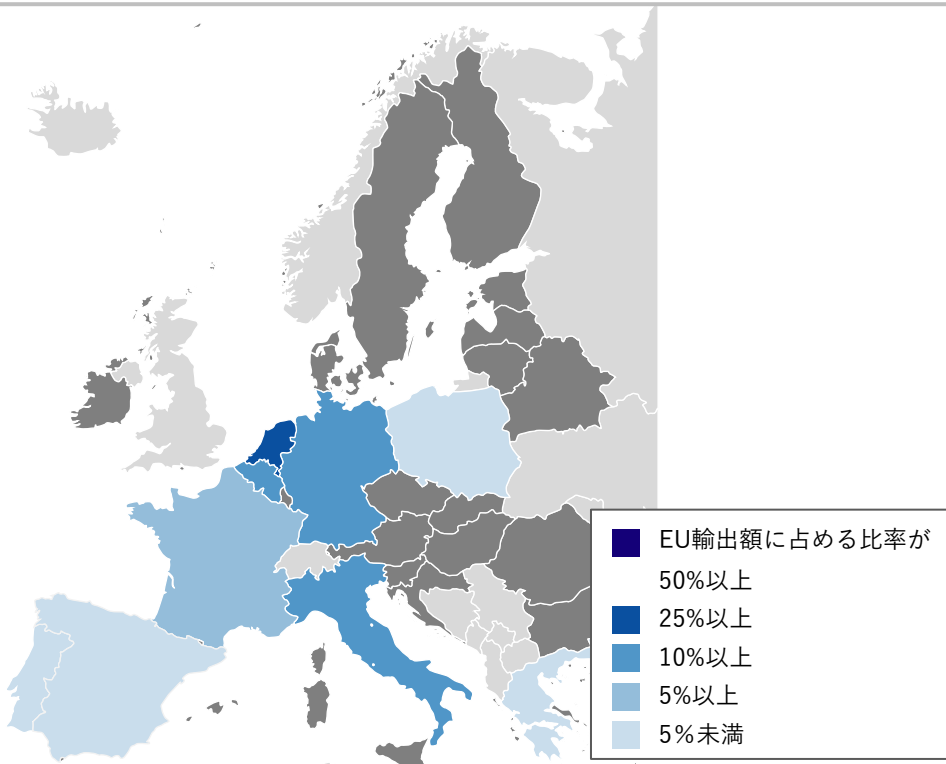
牛肉の輸出実態と用いられている包装①

日本からEU向けの牛肉の輸出実態

■ 日本からEU向けの輸出実態

- 2024年の日本からEU向けの輸出額は59億円。主要な輸出先国はオランダ、ドイツ、イタリア、ベルギーなど。
- 基本的には骨付きでない肉として輸出。枝肉及び半丸枝肉、骨付き肉としての輸出実績はない。また、輸出される牛肉の9割近くが生鮮・チルドで輸出。冷凍での輸出もあるが、比率としては全体の1割にも満たない。
- 事業者ヒアリングによれば、日本からEU向けに和牛を輸出するサプライヤーは増加傾向にあるとのことである。

日本からの牛肉の輸出先上位10か国（EU地域・2024年）



注：HSコード0201、0202より作成
出所：財務省貿易統計（2024年度）および事業者ヒアリングより作成

EU内順位	2024年1-12月	
	国名	輸出金額
1	オランダ	22.0億円
2	ドイツ	9.9億円
3	イタリア	9.6億円
4	ベルギー	8.1億円
5	フランス	4.5億円
6	スペイン	2.3億円
7	ギリシャ	1.0億円
8	ポーランド	0.8億円
9	ハンガリー	0.3億円
10	ポルトガル	0.2億円
その他		0.3億円
EU全体		59億円

牛肉の輸出実態と用いられている包装②

牛肉の品目特性・一般的に用いられている包装形態

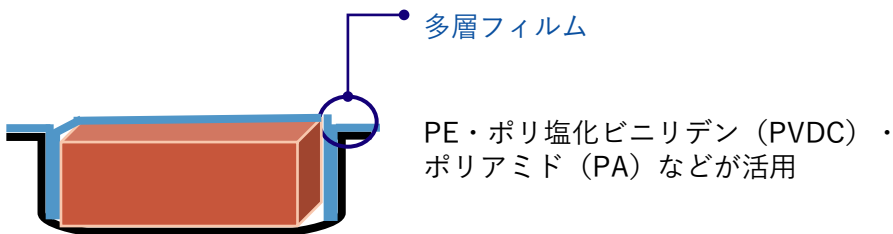
■ 品目の特性

- 包装の機能としては、密閉度・強度・色・湿度・鮮度保持が重視される。
- 特に変色を避けることが輸出先現地でも強く求められるとのことである。牛肉の赤色はミオグロビンが酸素と結合したことによる発色であり、本来は暗赤色である。酸素や微生物の影響、酵素による変色が発生するため、消費者受容を考えた際に、変色をなるべく遅らせるためのコントロールが必要となる。

■ 包装形態

- EU向けには、主にステーキ用途として正肉（ブロック肉）での輸出が一般的。
- 多層フィルムのバキュームパックが主流。賞味期限が50日～110日程度。包装材の素材としては、PE、PVDCなどが用いられる。

包装形態例① 真空パック



出所：事業者ヒアリングより作成

ホタテ貝の輸出実態と用いられている包装

日本からEU向けのホタテ貝の輸出実態／品目特性・一般的に用いられている包装形態

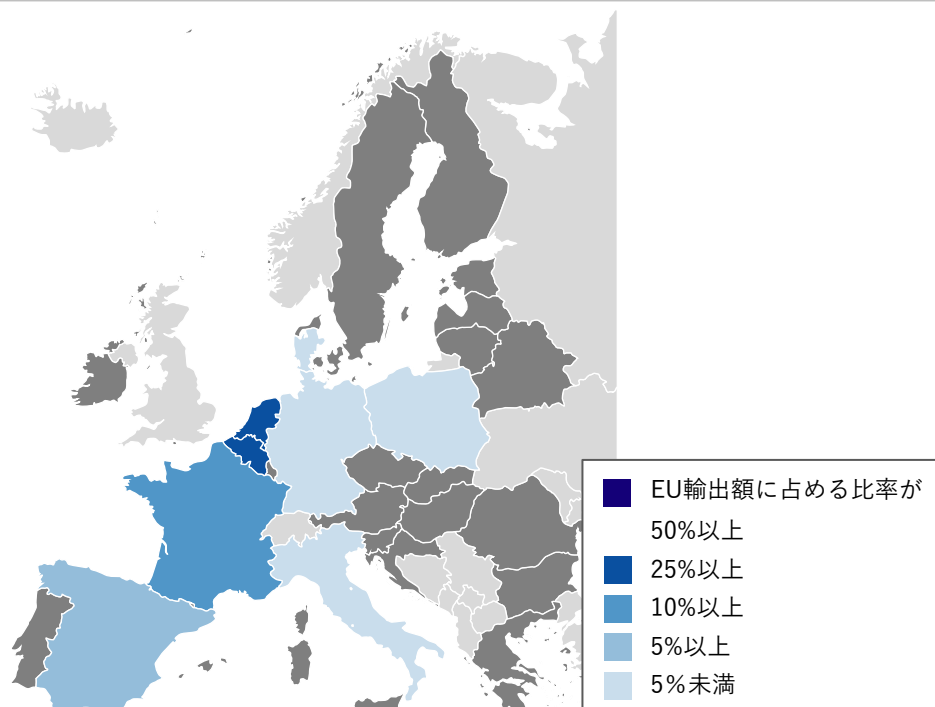
■ 日本からEU向けの輸出実態

- 2024年の日本からEU向けの輸出額は、43億円。主要な輸出国は、オランダ、ベルギーである。
- EU向けの輸出は全て、殻なしで貝柱のみを冷凍した状態（玉冷）で輸出。生鮮・冷蔵品は輸出されていない。

■ 包装形態

- ポリエチレン袋を活用した梱包が一般的である。

日本からのホタテ貝の輸出先上位国（EU地域・2024年）



注：HSコード0307.21, 0307.22, 0307.29より作成。データが得られたのは「0307.22-100」のみ。
出所：財務省貿易統計（2024年）より作成

EU内順位	2024年1-12月	
	国名	輸出金額
1	オランダ	20.0億円
2	ベルギー	13.3億円
3	フランス	5.0億円
4	スペイン	2.8億円
5	デンマーク	0.8億円
6	ポーランド	0.6億円
7	ドイツ	0.6億円
8	イタリア	0.1億円
EU全体		43億円

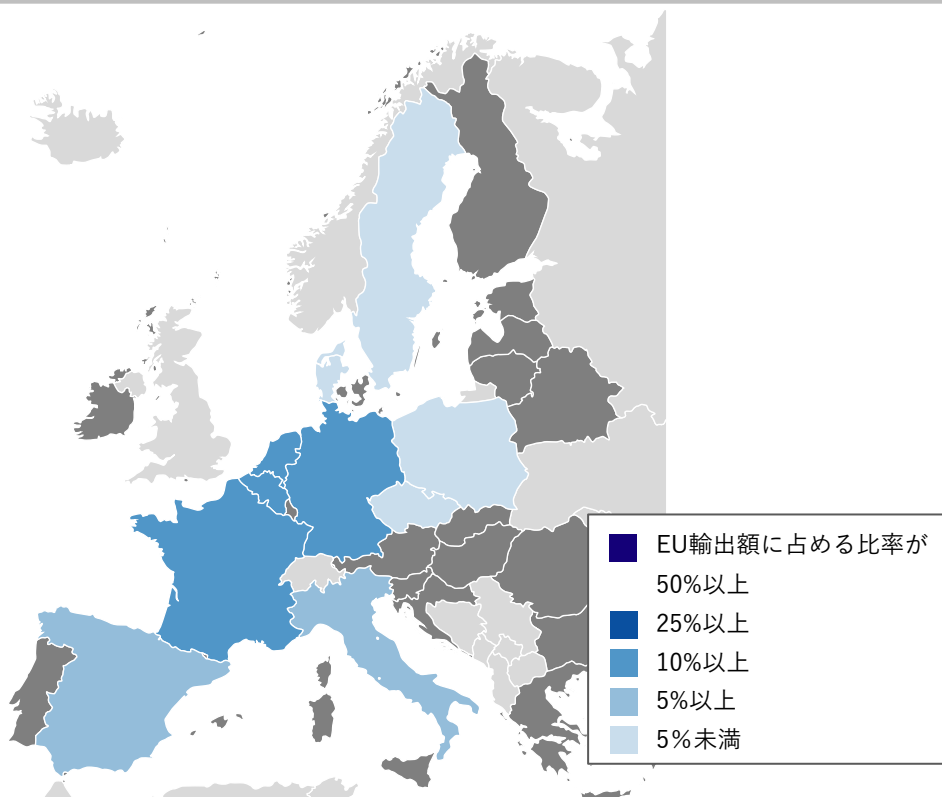
醤油の輸出実態と用いられている包装①

日本からEU向けの醤油の輸出実態

■ 日本からEU向けの輸出実態

- 2024年の日本からEU向けの輸出額は、34億円。日本からの醤油の輸出全体額は122億円であるため、世界のうち、EU市場の占める比率は約28%を占める。主要な輸出国はオランダ、ベルギー、ドイツ、フランス等である。

日本からの醤油の輸出先上位10か国（EU地域・2024年）



注：HSコード2103.10より作成
出所：財務省貿易統計（2024年）より作成

EU内順位	2024年1-12月	
	国名	輸出金額
1	オランダ	7.7億円
2	ベルギー	7.0億円
3	ドイツ	5.7億円
4	フランス	4.5億円
5	イタリア	2.5億円
6	スペイン	2.2億円
7	ポーランド	0.9億円
8	デンマーク	0.8億円
9	スウェーデン	0.7億円
10	チェコ	0.4億円
その他		1.6億円
EU全体		34億円

醤油の輸出実態と用いられている包装③

醤油の品目特性・一般的に用いられている包装形態

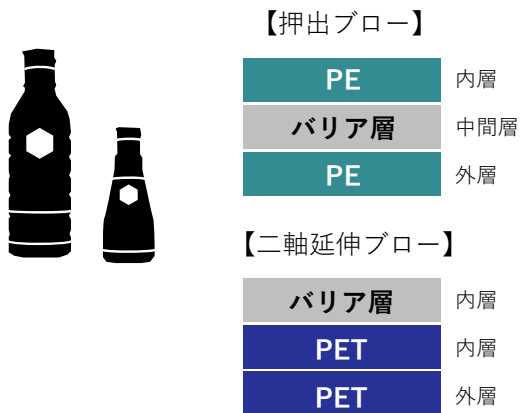
■ 品目の特性

- 醤油の場合、酸化による褐変や成分変化を防ぐ保護機能が重要となる。

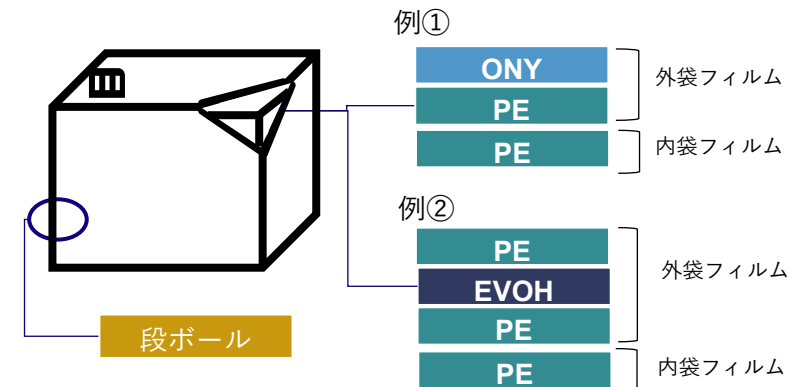
■ 包装形態

- 醤油では、従来はPVCボトルの利用が多かったが、焼却時に塩化水素が発生することから、近年ではPETボトル（二軸延伸PETボトル）が普及。また、ポリオレフィン積層ボトルはプラスチックの酸素バリア性を向上させることができることから普及。
- 醤油の場合は鮮度の観点から、現地での充填が主流である。ただし、中小企業ではバッグインボックスでの輸出の可能性もあり。

包装形態例① バッグインボトル



包装形態例② バッグインボックス



出所：日本包装技術協会「包装…知っとく知識」（改訂2版）、日本食品包装協会、食品包装開発秘話「第6章 ポリエステル二軸延伸ブローボトルの醤油への採用」、日本食品容器包装協会へのヒアリングより作成

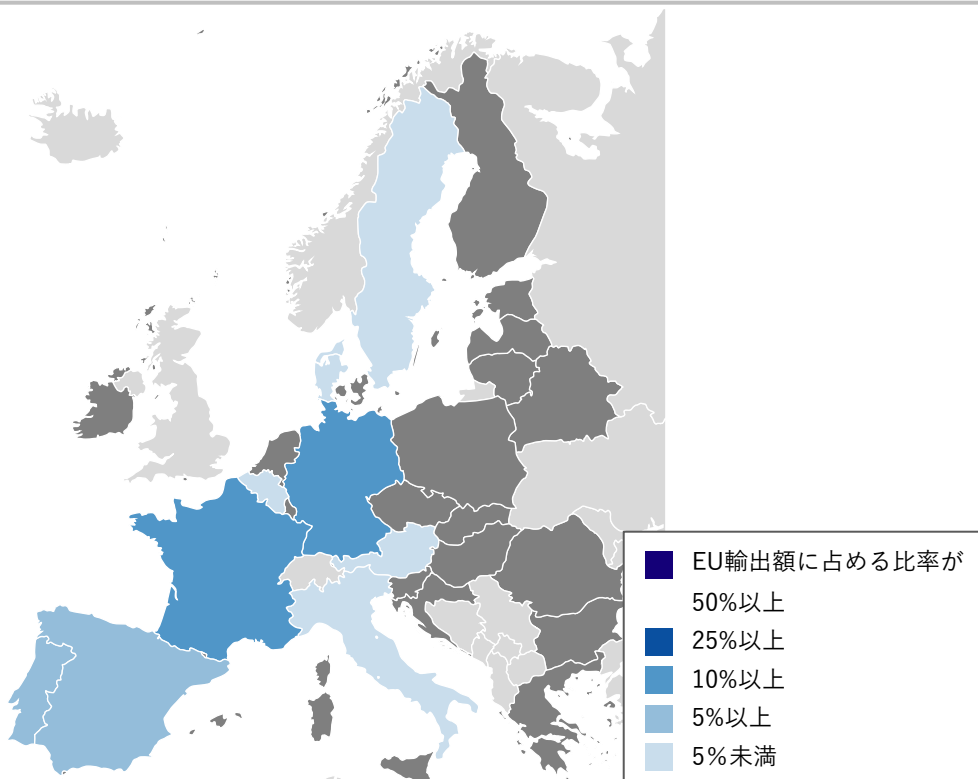
味噌の輸出実態と用いられている包装①

日本からEU向けの味噌の輸出実態

■ 日本からEU向けの輸出実態

- 2024年の日本からEU向けの輸出額は、15億円。日本の味噌の全世界向けの輸出総額は63億円であり、うちEU地域が24%程度を占める。主要な輸出国は、オランダ、ドイツ、フランスである。

日本からの味噌の輸出先上位10か国（EU地域・2024年）



注：HSコード2103.90より作成

出所：財務省貿易統計（2024年）、全国味噌工業協同組合連合会ウェブサイトより作成

EU内順位	2024年1-12月	
	国名	輸出金額
1	オランダ	5.0億円
2	ドイツ	2.9億円
3	フランス	2.6億円
4	スペイン	0.8億円
5	ポーランド	0.8億円
6	イタリア	0.7億円
7	スウェーデン	0.6億円
8	ベルギー	0.4億円
9	オーストリア	0.2億円
10	デンマーク	0.1億円
その他		0.9億円
EU全体		15億円

味噌の輸出実態と用いられている包装②

味噌の品目特性・一般的に用いられている包装形態

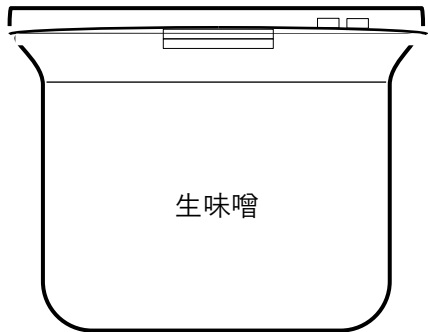
■ 品目の特性

- 味噌は発酵食品であり、空気に触れることで褐変とカビが発生し、味の劣化が発生する。また、発酵が進行すると炭酸ガスが発生し、膨張・離水・汁漏れが発生する可能性がある。

■ 包装形態

- 古くから利用されてきた袋包装に加え、カップ包装も一般的な包装形態となっている。
- 酸素ガス透過度が少ないフィルムや容器が好んで用いられ、ヘッドスペースにおける酸素の除去も求められる。成形性、保香性、酸素遮断性に優れたエチレンビニルアルコール共重合（EVOH）樹脂を中間層とする PET 複層材が用いられる。

包装形態例 カップ包装



A-PET：非結晶ポリエチレンテレフタレート

(参考) コメの輸出実態と用いられている包装

日本からEU向けのコメの輸出実態・一般的に用いられている包装

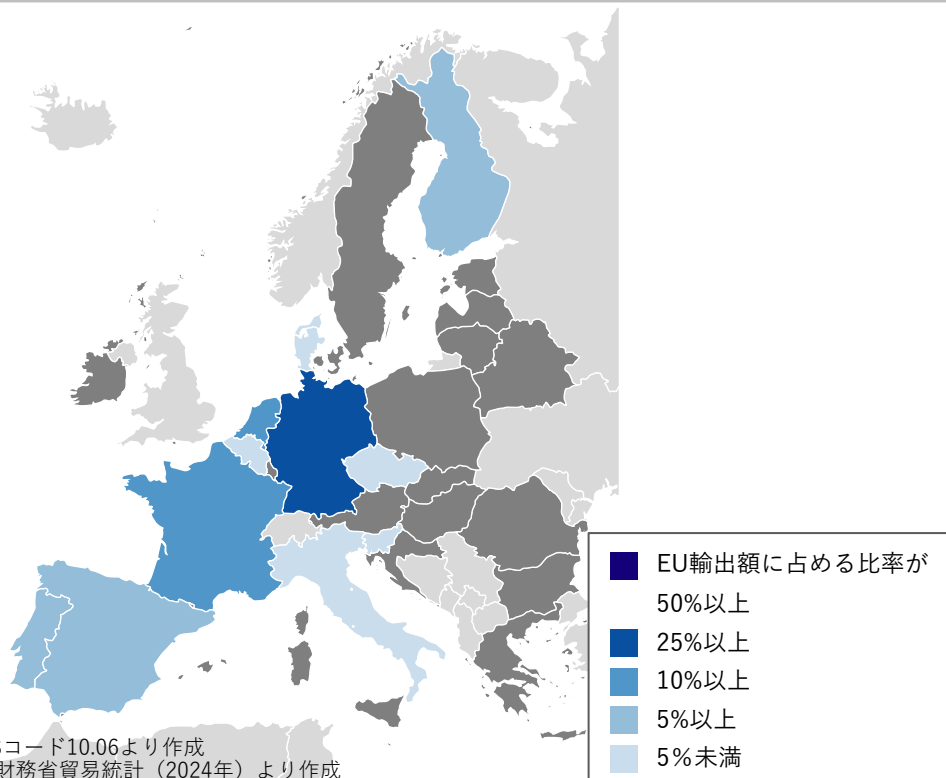
■ 日本からEU向けの輸出実績

- 2024年の日本からEU向けのコメの輸出額は9.7億円。主要な輸出先国は、ドイツ、スペイン、フランス、オランダなど。
- 殆どが精米済の状態での輸出されている。玄米の状態での輸出実績もあるが、3%程度。

■ 品目の特性

- 長期の輸送期間や保管期間を踏まえると、精米の品質維持機能が必要となる。輸出に用いられている包装は不明。

日本からのコメの輸出先上位10か国 (EU地域・2024年)



EU内順位	2024年1-12月	
	国名	輸出金額
1	ドイツ	2.7億円
2	スペイン	1.8億円
3	フランス	1.7億円
4	オランダ	1.3億円
5	フィンランド	0.5億円
6	ポーランド	0.3億円
7	イタリア	0.3億円
8	ベルギー	0.2億円
9	スロベニア	0.2億円
10	チェコ	0.2億円
	その他	0.5億円
	EU全体	9.7億円

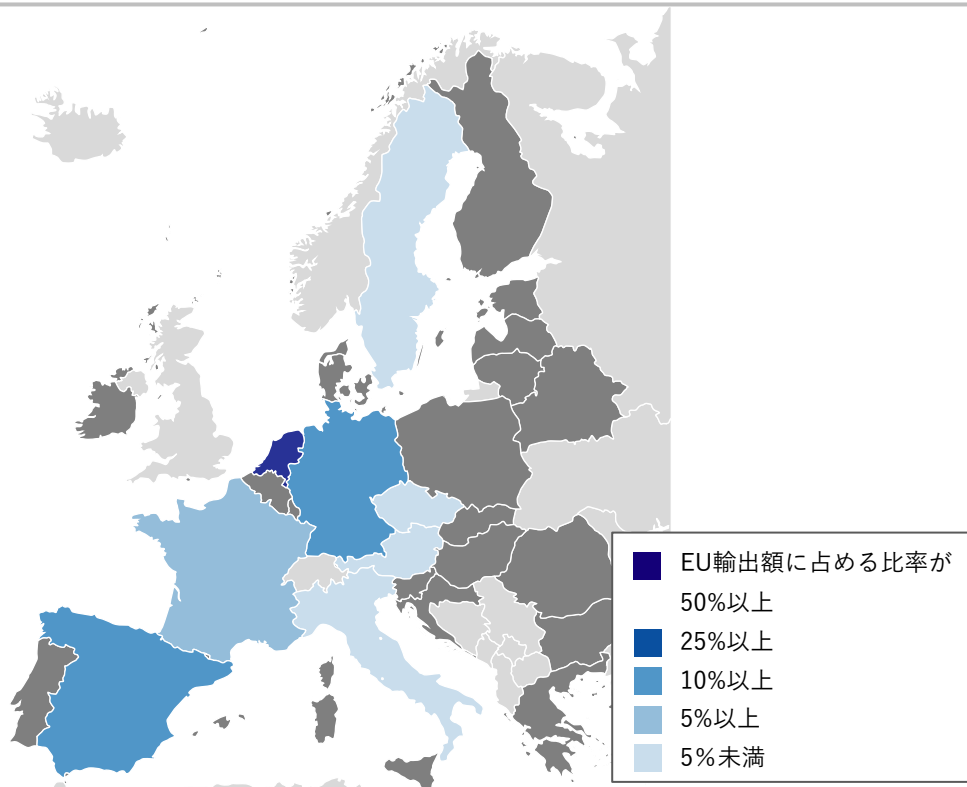
(参考) 包装米飯の輸出実態と用いられている包装①

日本からEU向けの包装米飯の輸出実態

■ 日本からの輸出実績

- 2024年の日本からEU向けの輸出額は、1,996万円。主要な輸出先国はオランダ、ドイツ、スペイン、フランス。
- 日本の包装米飯（パックごはん）の生産量は26.3万トンである。短時間高温加熱殺菌、超圧力殺菌等の独特の無菌化を施したのち炊飯・無菌空間で密閉する無菌包装米飯、調理した米飯に圧力をかけ加熱するレトルト米飯の2種類がある。

日本からの包装米飯の輸出先上位国（EU地域・2024年）



注：HSコード1904.90010より作成
出所：財務省貿易統計（2024年）、全国包装米飯協会ウェブサイトより作成

EU輸出 上位国	2024年1-12月	
	国名	金額
1	オランダ	1,083万円
2	ドイツ	350万円
3	スペイン	224万円
4	フランス	146万円
5	オーストリア	77万円
6	イタリア	28万円
7	スウェーデン	26万円
8	チェコ	23万円
—	EU全体	1,996万円

(参考) 包装米飯の輸出実態と用いられている包装②

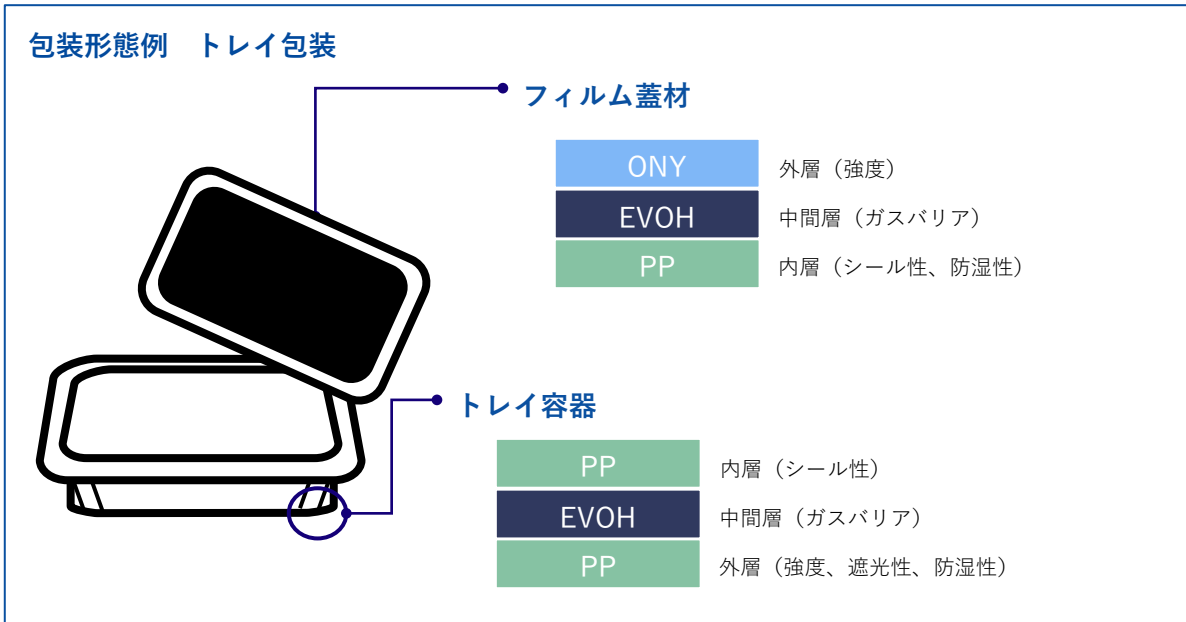
包装米飯の品目特性・一般的に用いられている包装形態

■ 品目の特性

- 電子レンジ等の加熱を必要とする食品であり、100°C以上の高温に対する耐熱性及び添加剤配合基準の達成が必要である。
- 米飯は水分活性が高く、包装から水蒸気透過が発生し、時間の経過とともに重量減少する。輸出の期間中、包装米飯では、水分透過を抑え、一定期間の賞味期限を確保することが求められる。例えば、無菌包装米飯の賞味期限は6ヶ月～10ヶ月、レトルト米飯は12ヶ月以上が一般的である。

■ 包装形態

- トレイ容器と蓋材のフィルムで構成される。トレイ容器はバリア層を有する層が含まれており、加えて蓋材についても蒸着バリアが採用されている事例もある



出所：日本包装技術協会「包装...知っとく知識」(改訂2版)、農林水産省米・米粉情報まとめサイトOKOME-SUMMARY 06米の加工品「包装容器から見たバックご飯」より作成

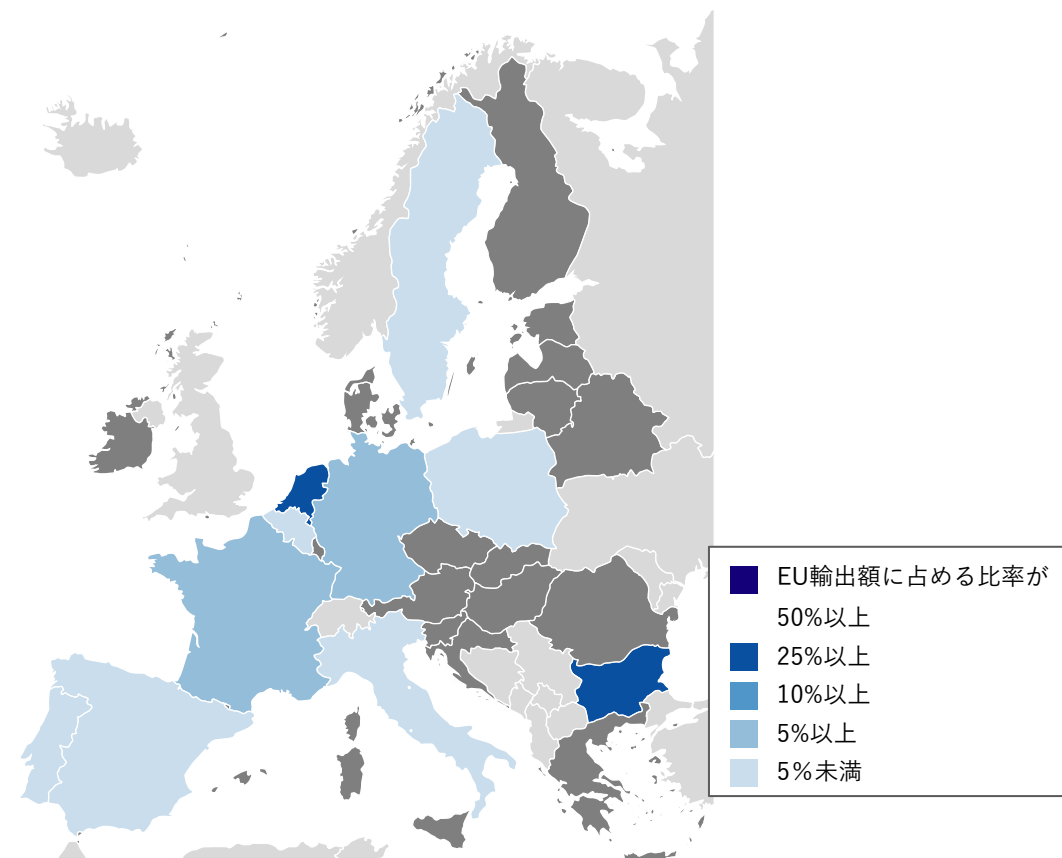
(参考) 米菓の輸出実態と用いられている包装①

日本からEU向けの米菓の輸出実態

■ 日本からEU向けの輸出実績

- 2024年の日本からEU向けの輸出額は2.5億円。主要な輸出先国はオランダ、ブルガリア、フランス、ドイツ、イタリアなど。

日本からの米菓の輸出先上位10か国 (EU地域・2024年)



注：HSコード1905.90100より作成
出所：財務省貿易統計（2024年）より作成

EU内順位	2024年1-12月	
	国名	輸出金額
1	オランダ	11,007万円
2	ブルガリア	7,085万円
3	フランス	2,264万円
4	ドイツ	1,791万円
5	イタリア	1,016万円
6	スウェーデン	631万円
7	ポルトガル	595万円
8	ポーランド	351万円
9	ベルギー	152万円
10	スペイン	92万円
その他		130万円
EU全体		25,113万円

(参考) 米菓の輸出実態と用いられている包装②

米菓の品目特性・一般的に用いられている包装形態

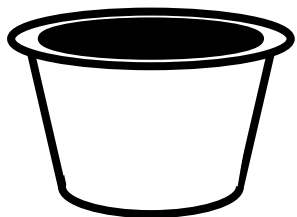
■ 品目特性

- 米菓は水分に加え、酸素、光が劣化要因となる。また、風味や香りが飛ばないように、包材強度やシールド強度を担保できる素材が活用される。

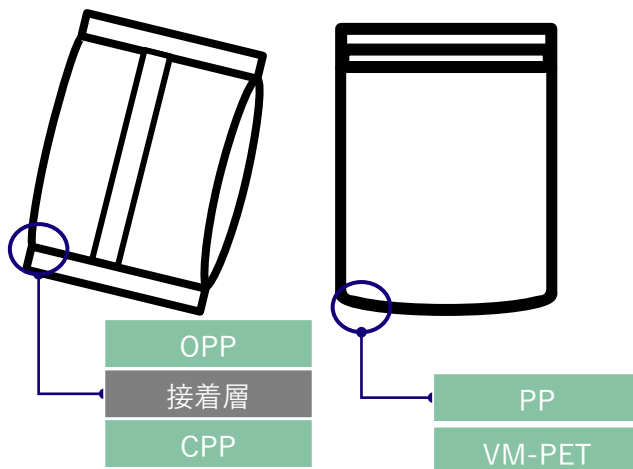
■ 包装形態

- 現地においては1年間の賞味期限の確保が求められており、包装の対応が必要。
- 国内で流通するものをそのまま輸出する場合、個包装で流通。また商品特性や利便性の観点から個包装が選択されることもある。

包装形態例① プラスチックカップ



包装形態例② プラスチック袋

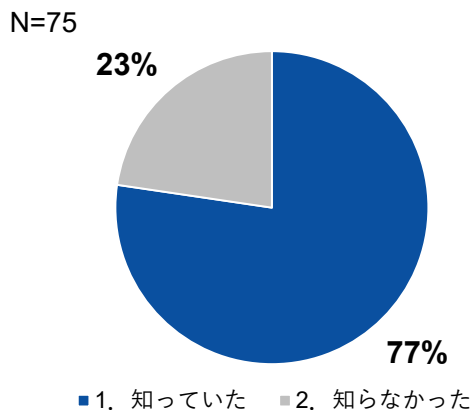


1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査
 - 1-2. 国内事業者における課題

国内の食品事業者におけるPPWRに対する課題認識の現状

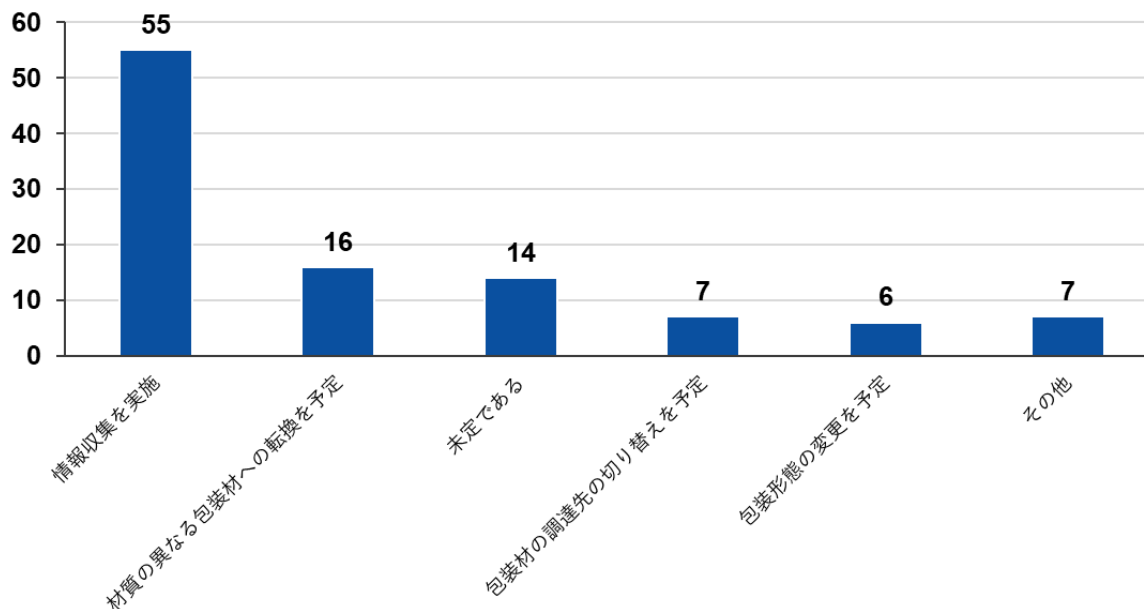
- PPWRの適用開始を2026年8月に控え、各要件に対する議論が進んできているが、具体的な下位規則等は公表されていない。2025年の最新動向については、1-6参照のこと。
- 本事業で実施したアンケートでは、PPWR自体の認知度は7割であった。要件によっても認知度は異なるが、半数以上は要件の内容も認識している。

PPWRの採択を認識していたか



PPWRに関する対応検討状況

N=75 (複数回答)



その他 (自由回答)

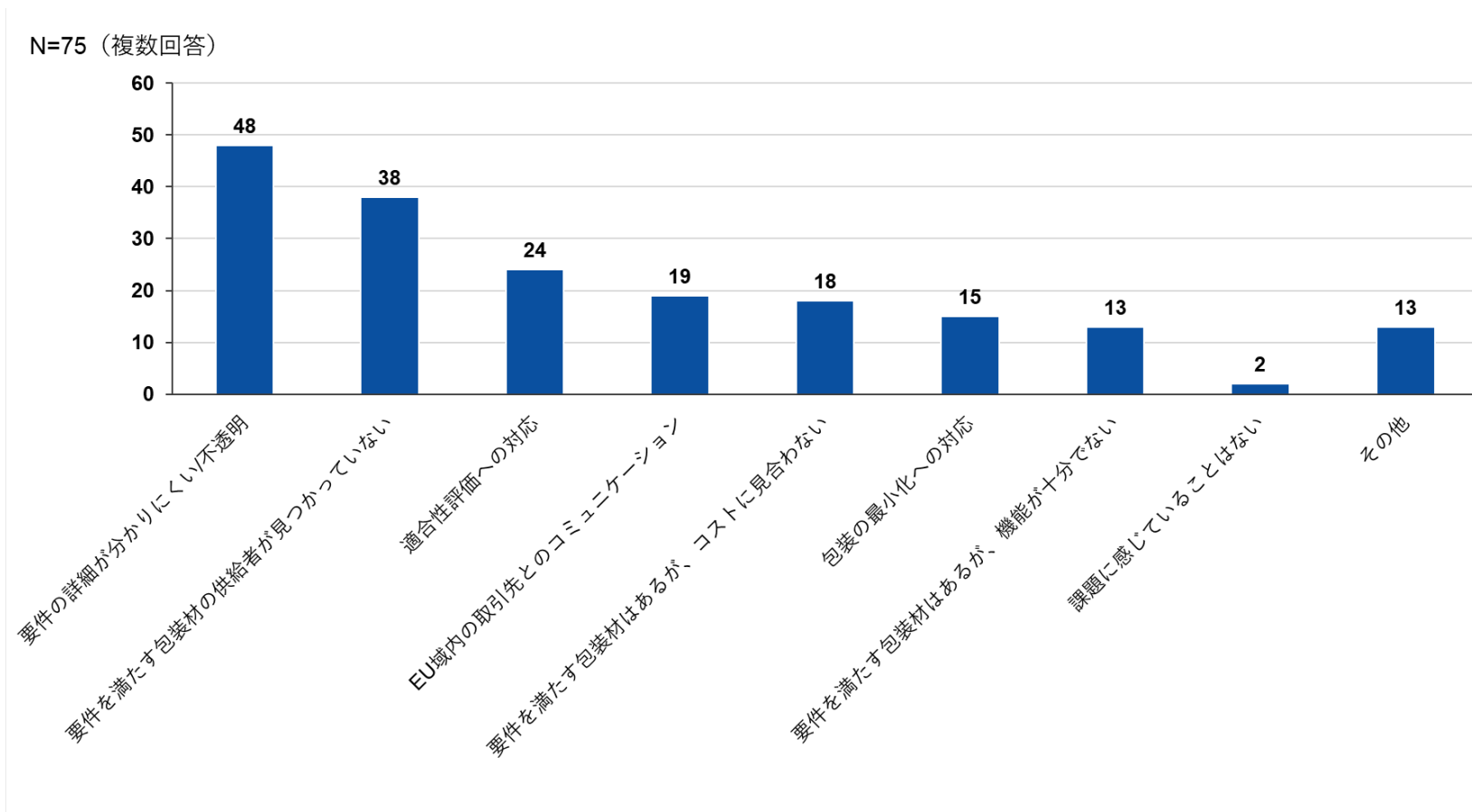
- 資材の切り替えを検討しているが、国内では用意できないと聞いている
- 探しているが、国内に無い。またメーカーの規格製品がないと、ロットが大きく厳しい。
- 包装材製造メーカーとの協議中・検討中である
- 検討はしているが、今の日本基準では非常に難しい

出所：2025年11月～12月にかけて実施したアンケート調査結果（対象：日本からEUに向け、輸出上位品目を輸出している食品事業者・商社）より作成

国内の食品事業者におけるPPWRに対する課題認識の現状

- PPWRに対する課題として、事業者からの指摘されている課題は主には以下のとおり。
 - 要件が不明である・不透明である
 - 要件を満たす包装材の供給者が存在しない
 - 適合性評価への対応

PPWRに対する課題認識



出所：2025年11月～12月にかけて実施したアンケート調査結果（対象：日本からEUに向け、輸出上位品目を輸出している食品事業者・商社）より作成

日本からEU向けに輸出される農産物・食品の包装の実態

- 今年度本事業で実施した包装の実態に関するヒアリングにおいては、以下のような意見が確認された。

実態① 品質維持のための多層フィルムの活用

- ✓ 日本からEU向けの農産物・食品の輸出上位品目では、特性の異なる複数の素材で構成された機能性フィルムである多層フィルムを活用する事例が多く確認された。

実態② 品質保持期間の延長

- ✓ EUで販売するためには、品質保持期間を一定期間以上にするよう要求があり、従来の国内品と比較して品質保持期間をかなり延長する必要が生じる場合がある。
- ✓ 仮に包装を転換する場合には、各製品の品質を維持できるかどうかの試験を実施する必要があるため、一朝一夕には包装の転換を実施することは難しい。

実態③ 輸出向けの包装の選定

- ✓ 現状、輸出向けとして敢えて包装材を使い分けていないという事業者の声も散見された。包装材をある程度ロットで購入して他地域・他国向けに利用している事例も見聞きした。
- ✓ また、包装するためのラインも分けて管理していないという事業者の声も確認された。

軟包材の循環性を高めるうえで期待される技術

- 食品包装材としても広く利用されている軟包装のリサイクルにおける課題は、従来のメカニカルリサイクルでは分離・脱汚染が困難な多重構造・複合材料で構成されていることが多い点である。他分野においてもリサイクルプラスチックの活用が進む中で、食品包装材におけるプラスチック材の量・質を確保するためには技術のブレークスルーが1つの鍵である。
- CEFLEXは、軟包材の循環性を向上させるための剥離、脱墨などの循環性を向上させるための有望技術について、下表に示す通り整理している。PPWRが進めるようなリサイクル設計、リサイクル材の最低含有などにも関連しているこれらの技術の発展が望ましい。
- 国内でもCLOMA(英文名: Japan Clean Ocean Material Alliance)など、容器包装プラの循環に関する議論が進められており、業種を超えた幅広い関係者の連携を強めイノベーションを加速していくことが期待される。

軟包装材を循環させるうえで期待される新規技術（EUにおける整理例）

技術群	2030年までのEUにおけるポテンシャル能力	潜在的なEUにおけるインパクト	CEFLEXの掲げるリサイクル戦略への貢献
高度な湿式摩擦洗浄	市場浸透	より良い質のフィードストック	メカニカルリサイクルへの技術のアドオンが可能
剥離	50-100 千トン	より良い質 より高いリサイクル率	より高い品質へ貢献 リサイクル率の上昇
脱墨	50-100 千トン	より良い質	より良いメカニカルプロパティ、色、匂い
抽出	20-100 千トン	より良い質	最高水準の要求を満たす適用品質 接触材として耐えうる品質
溶解	250 千トン	より良い質 より高いリサイクル率	最高水準の要求を満たす適用品質 接触材として耐えうる品質

出所: CEFLEX, "New Recycling Technologies-Advancing Circularity in Flexible Packaging" (2025年5月) より作成

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1-3. リサイクル設計要件に対する対応の方向性

- (1) EUにおける包装廃棄物の排出実態
- (2) EUにおける検討状況
- (3) 日本国内の現状
- (4) リサイクル設計への対応方針
- (5) モノマテリアル化に向けた対応検討事例

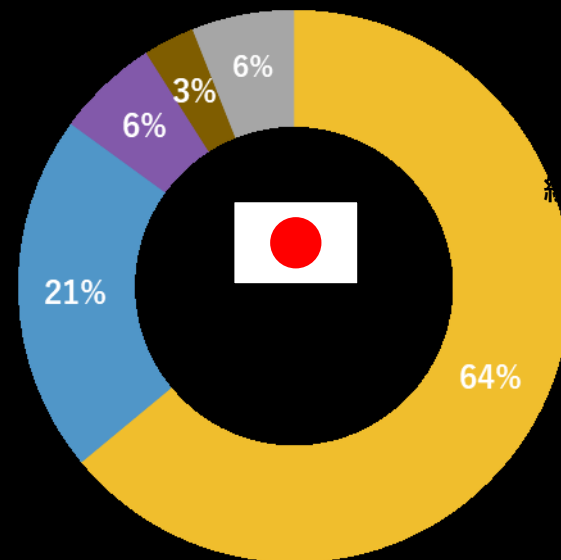
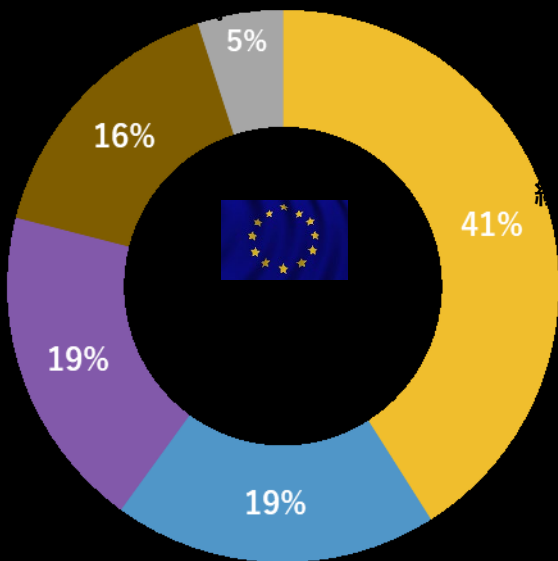
EUにおける包装廃棄物の発生量

参考：EUの包装廃棄物の発生量

- EUにおける食品包装廃棄物のリサイクルに関する統計データは公表されていないものの、容器包装廃棄物全体をしてみると、構成としては、紙・段ボールが最も多く、次いでプラスチック・ガラスが20%弱、木材が15%程度を占めている。
- 下図右では参考として、2022年のデータではあるが、日本の素材別容器包装出荷量の素材別内訳を示している。日本はEUと比較してより紙・段ボールが占める割合が大きい。一方、プラスチックが全体に占める割合については日本も21%程度と、EUと同程度の比率である。

EUの容器包装廃棄物の発生量の素材別内訳（2022年）

（参考）日本の容器包装の出荷量の素材別内訳（2022年）



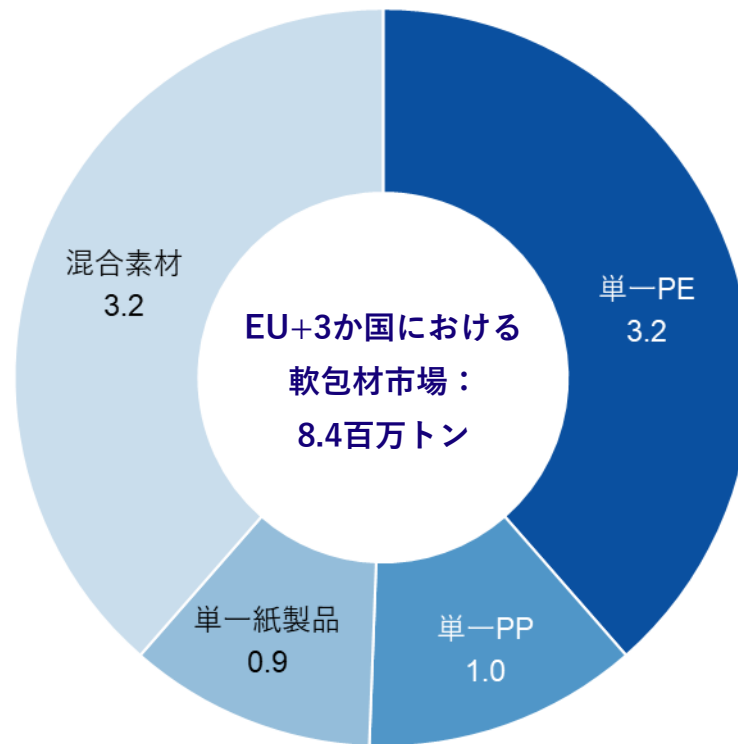
出所：Eurostat, “Packaging waste statistics”（2025年10月）、資源・リサイクル促進センター「リサイクルデータブック2025 -EU等海外の情報-」より作成

EUにおける軟包材の市場規模

ヨーロッパの軟包材市場の現状

- 欧州の消費者向けの軟包材市場（EU+3か国）は、欧州を拠点に活動する循環型軟包装を推進するコンソーシアムであるCEFLEXによれば、年間約840万トンと推定されている。この値には食品接触包装以外の包装も含まれている。

EU+3か国における軟包材市場の規模（単位：百万トン）



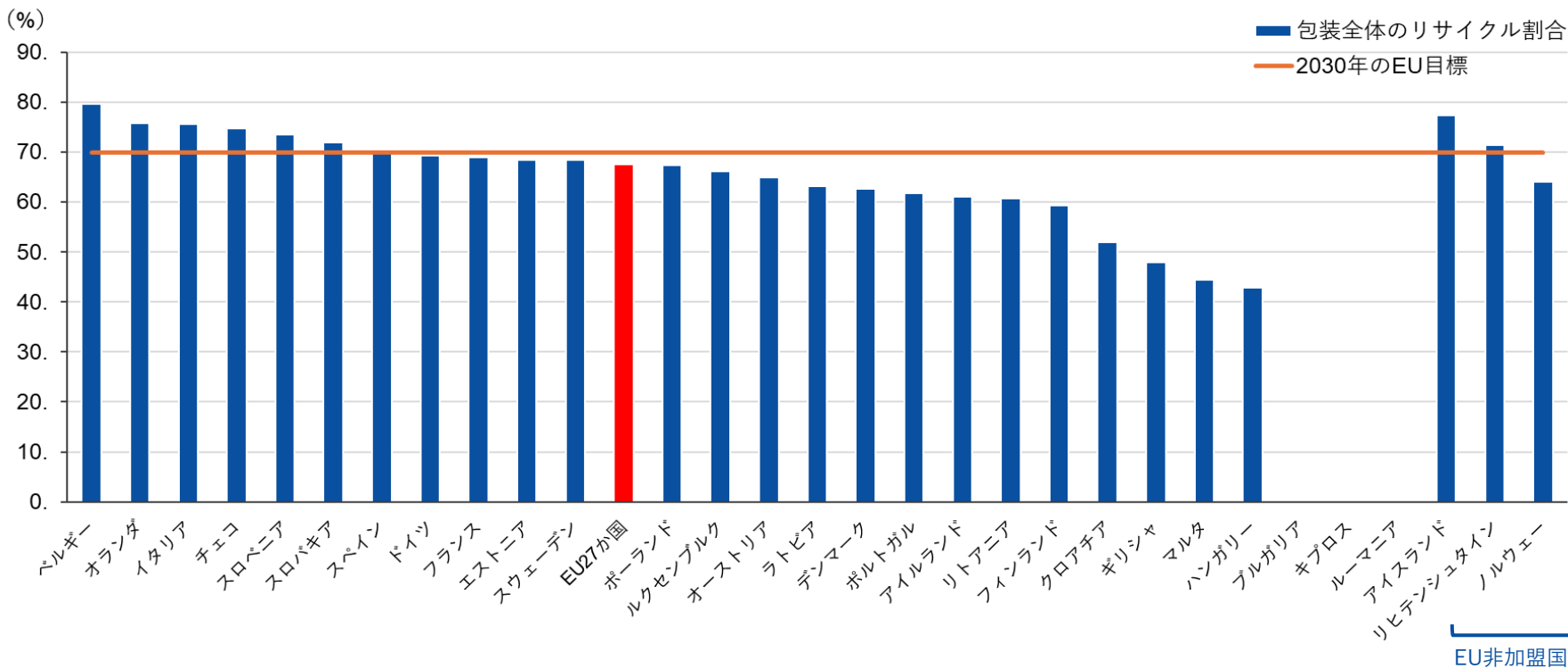
出所：CEFLEX, “Designing for a Circular Economy Technical Guidance”（2025年9月）より作成

EUにおける包装廃棄物のリサイクルの実態①

EUにおける包装廃棄物のリサイクルの実態（包装全体）

- 包装廃棄物のリサイクル割合は、EU平均で67.5%である。加盟国のうち、最もリサイクル割合が高いのはベルギーであり、79.7%である。最も低いのはハンガリーである。
- なお、EUにおけるリサイクルの定義には、メカニカルリサイクル及び有機リサイクル等が含まれる。また、EUで集計されている包装廃棄物の量に製造過程で排出された廃棄物（PIR材）は含まれない。EUと日本ではデータの定義が異なるため、日本におけるリサイクル比率の数値と単純比較できない点に留意が必要である。

EU及び欧州各国における包装廃棄物のリサイクル割合（2023年）



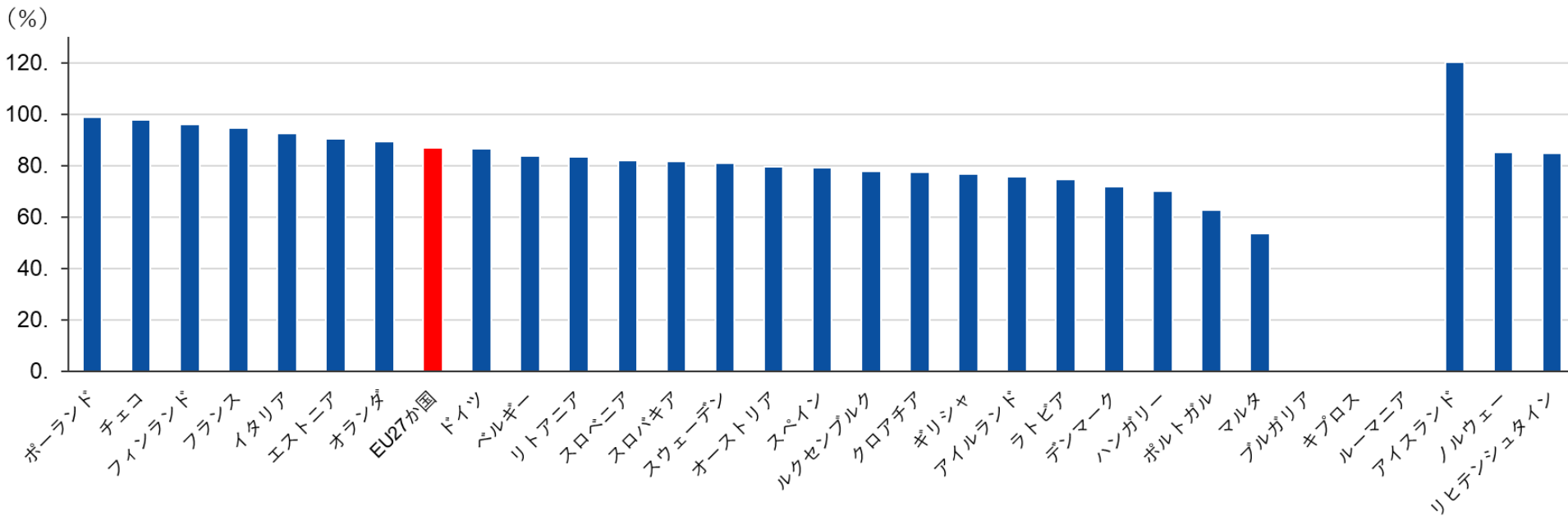
注：ブルガリア、キプロス、ルーマニアについては、2023年のデータが公表されていない
 出所：Eurostat, env_waspacr（2025年10月更新）より作成

EUにおける包装廃棄物のリサイクルの実態②

EUにおける包装廃棄物のリサイクルの実態（紙・段ボール）

- 紙・段ボールの包装廃棄物のリサイクル割合は、EU平均で87%である。他の素材と比較してもリサイクル割合は相対的に高い。
- なお、アイスランドではリサイクル率が100%を超過しているが、これは国内生産量以上に紙・段ボールの包装廃棄物が流通し、リサイクルされていることによるものである。

EU及び欧州各国における紙・段ボールの包装廃棄物のリサイクル割合（2023年）



EU非加盟国

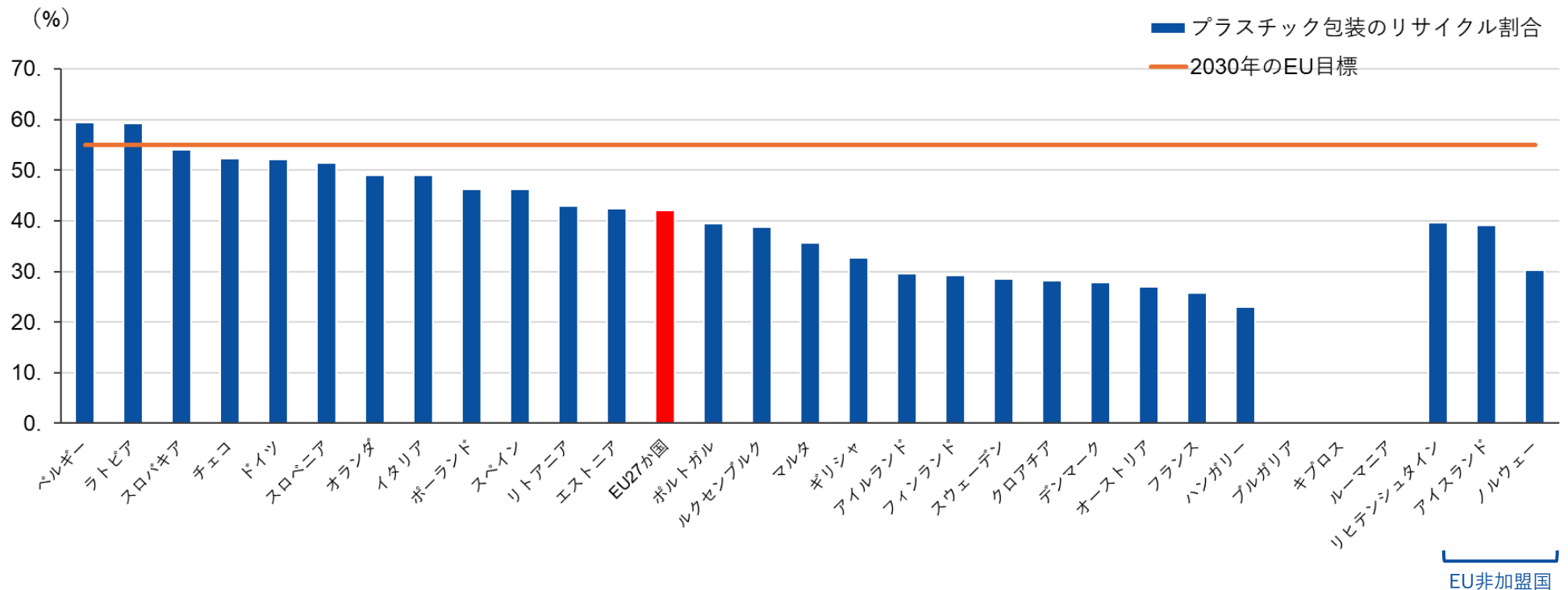
注：ブルガリア、キプロス、ルーマニアについては、2023年のデータが公表されていない
 出所：Eurostat, env_waspacr（2025年10月更新）より作成

EUにおける包装廃棄物のリサイクルの実態④

EUにおける包装廃棄物のリサイクルの実態（プラスチック）

- プラスチック包装廃棄物についてはPPWRにおいて2030年に55%を目指す目標が掲げられている。赤線で記載しているラインは目標の55%を示しており、2030年までに到達することが望ましい。
- 2023年時点で55%の目標クリアしているのはベルギー、ラトビアのみである。EUでもリサイクル率が低いのはオーストリア、フランス、ハンガリーなどであり、ハンガリーは23%である。2030年の目標達成に向けて、更なる取り組みが必要である。

EU及び欧州各国のプラスチック包装廃棄物に占めるリサイクル割合（2023年）



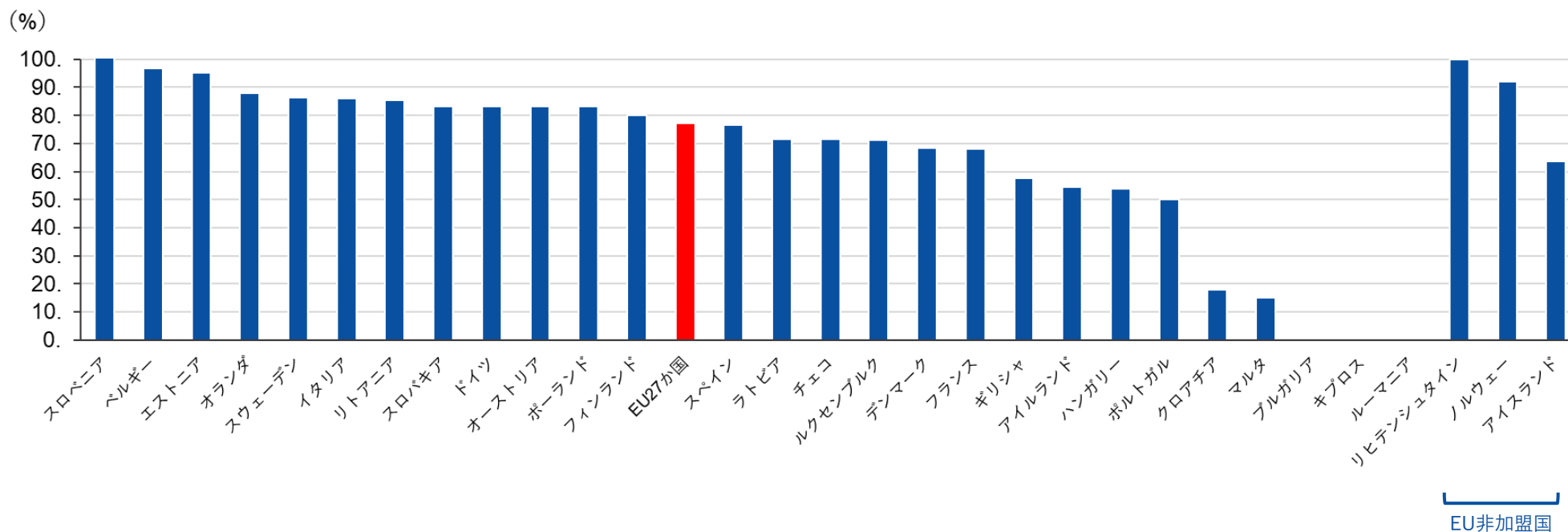
注：ブルガリア、キプロス、ルーマニアについては、2023年のデータが公表されていない
出所：Eurostat, env_waspacr（2025年10月更新）より作成

EUにおける包装廃棄物のリサイクルの実態③

EUにおける包装廃棄物のリサイクルの実態（金属：アルミニウム・スチール）

- 金属（アルミニウム・スチール）の包装廃棄物のリサイクル割合は、EU平均で77.2%である。

EU及び欧州各国の金属（アルミニウム・スチール）の包装廃棄物に占めるリサイクル割合（2023年）



注：ブルガリア、キプロス、ルーマニアについては、2023年のデータが公表されていない
 出所：Eurostat, env_waspacr（2025年10月更新）より作成

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1-3. リサイクル設計要件に対する対応の方向性

- (1) EUにおける包装廃棄物の排出実態
- (2) EUにおける制度検討状況
- (3) 日本国内の現状
- (4) リサイクル設計への対応方針
- (5) モノマテリアル化に向けた対応検討事例

欧州標準化機構（CEN）におけるリサイクル設計に関するガイドラインの検討状況

- PPWRの第6条に基づき定められるリサイクル可能な設計要件に関する委任規則は、欧州標準化機構（CEN）のガイドラインを参照し、策定されることになっている。予定されているガイドラインについては技術委員会（Technical Committee: TC）が主導し、ドラフトを作成する。個別の議論詳細については、作業計画に基づいて進められ、小委員会（SC）及びワーキンググループ（WG）で議論される。
- CEN/TC261は、包装の分野における用語、寸法、容量、表示、試験方法、性能要件、環境側面に関する規格の策定を所管する技術委員会である。特に包装材の環境側面に関連する議論についてはCEN/TC 261/SC4で個別に議論される。
- リサイクル設計要件について、SC4の下でのWG10にて議論が進められている。

CEN/TC261及び小委員会・WGで扱われるテーマ



出所：CENLECウェブサイト（最終アクセス：2026/2/26）、CENLEC, “HIGHLIGHTS IN CIRCULAR ECONOMY STANDARDIZATION CEN-CLC SABE CE-TG WORKSHOP 3”（2023年5月2日）より作成

(参考) TC261傘下の各WGが扱うテーマ

- なお、各WGで扱われているテーマは以下のとおりである

小委員会 (SC)	ワーキンググループ (WG)	各WGが扱うテーマ
CEN/TC261/SC4 包装と環境	WG2 包装及び包装材料の分解性・有機回収	<ul style="list-style-type: none"> 分解しやすさの定義、方式（例：光分解・生物分解・化学分解・熱分解など）、段階（例：脆化、可溶化、変質など）、分解しやすさの試験方法とその評価、測定についての基準を策定
	WG3 マテリアルリカバリー	<ul style="list-style-type: none"> 使用済み包装材が二次原料、あるいはその他の方法で利用されるための、利用可能な様々な循環経路を記述する 異なるプロセスによって回収される包装材の特性を定義する
	WG6 防止	<ul style="list-style-type: none"> 包装および包装廃棄物の発生防止に関連する要件と基準を定義
	WG7 再利用	<ul style="list-style-type: none"> 包装の再利用に関連する要件および基準を定義
	WG8 重金属及びその他の危険物質	<ul style="list-style-type: none"> 包装材に含まれる重金属及びその他の有害物質ならびにそれらの環境への放出に関する調査に関連する要件及び報告書を定義
	WG10 プラスチック包装のリサイクル設計	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック包装のリサイクル設計について検討
CEN/TC261/SC5 一次包装及び 輸送包装	WG16 危険物の包装	<ul style="list-style-type: none"> 関連する国連勧告を踏まえ、危険物の包装およびIBCに関する試験方法および適合性要件の規格を策定
	WG21 ガラス包装	<ul style="list-style-type: none"> ガラス容器に関する規格を策定- Dimensions, - Finishes and closures, - Test methods, - Markings.
	WG25 硬質プラスチック包装並びにプラスチックを含むあらゆる包装のキャップ・蓋	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック材料を含む一次硬質包装に関連する規格を策定 プラスチックを含むあらゆる包装用のプラスチック製キャップおよび蓋についても責任を負う。
	WG26 袋、サック、軟包材	<ul style="list-style-type: none"> 袋、サック、および軟包材（例：軟質プラスチック、プラスチックラミネート、紙/板紙ラミネート、金属箔ラミネート、繊維製品）に関する規格の開発と維持を担当 なお、軟質チューブはWG39にて取り扱うため対象外
	WG27 子どもが開封しにくい包装	<ul style="list-style-type: none"> 国際規格・国内規格及びその他広く使用されている規格の調査・評価を実施し、CEN標準化作業への導入及び子供用安全非再封可能包装の新規規格策定に活用
	WG34 パレット	<ul style="list-style-type: none"> 平パレット、パレット上部構造、上部構造物付パレット、ロールボックスパレットに関する規格を策定
	WG39 軟質チューブ	<ul style="list-style-type: none"> 軟質チューブに関する規格の開発および維持

出所：CENLECウェブサイトより作成

欧州標準化機構（CEN）におけるリサイクル設計に関するガイドラインの検討状況

- TC261においては、2026年3月1日時点で、全体で53件の作業計画（Working Program）が進められている。
- 既にプラスチック包装のリサイクル設計に関しては承認済みであり、2026年3月25日に公表される見込み。

CEN/TC261/SC4における議論状況

段階	検討状況	次の段階予定
承認	<p>プラスチック包装に関するリサイクル設計に関する14件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート1：プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計の定義と原則 ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート3：プラスチック包装の選別性の評価プロセス ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート4：PETボトルのガイドライン ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート5：PET硬質包装（ボトルを除く）のガイドライン ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート6：PE及びPP硬質包装のガイドライン ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート7：PE及びPP軟包装のガイドライン ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート8：PS及びXPS硬質包装のガイドライン ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート9：EPS包装のガイドライン ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート10：プラスチック包装のリサイクル性評価プロセス・PETボトルのプロトコル ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート11：プラスチック包装のリサイクル性評価プロセス・PET硬質包装（ボトルを除く）のプロトコル ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート12：プラスチック包装のリサイクル性評価プロセス・PE及びPP硬質包装のプロトコル ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート13：プラスチック包装のリサイクル性評価プロセス・PE及びPP軟包装のプロトコル ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート14：プラスチック包装のリサイクル性評価プロセス・PS及びXPS硬質包装のプロトコル ・ プラスチック包装のリサイクルを考慮した設計・パート15：プラスチック包装のリサイクル性評価プロセス・EPS放送のプロトコル 	2026/3/25
照会中	9件	記載なし
起草中	25件	
準備中	5件	

出所：CENLECウェブサイトより作成（<https://standards.cencenelec.eu/ords/f?p=CEN:6>）最終アクセス：2026年3月1日

なお、訳出については、石動「欧州PPWR下位法のベースとなる欧州標準作成状況」（2025年10月28日）を参照

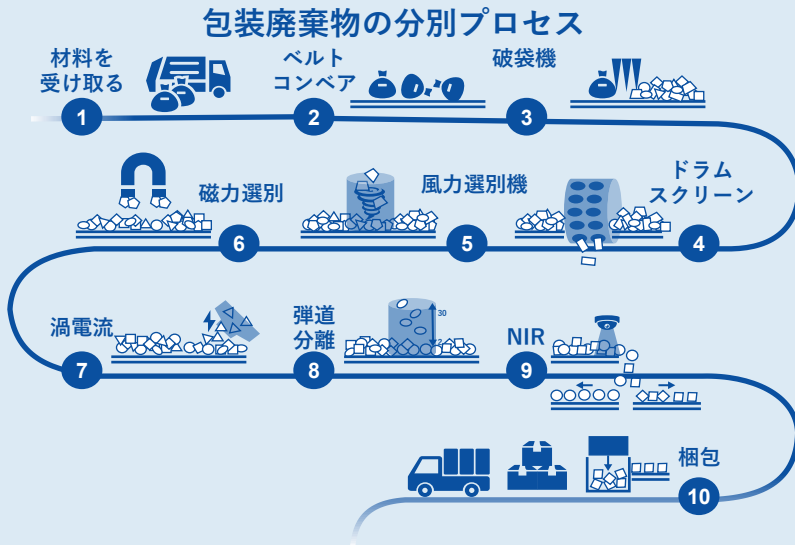
CEFLEXが公表しているリサイクル設計に関するガイドラインの概要 (2023年版)

- EUの軟包装分野における業界団体のCEFLEXは軟包装のサーキュラーエコノミーを推進するコンソーシアムであり、素材メーカーからブランドオーナー、小売事業者までが広く参加する。
- 2023年には、ポリエチレン、ポリプロピレン等のポリオレフィン (PO) をベースとした軟包材のリサイクル適性を満たすためのガイドライン「循環型経済のための設計ガイドライン (D4ACE)」を公表。同ガイドラインは、「分別可能性」及び「リサイクル可能性」の2つの観点でリサイクル適性評価の観点を設定しており、メカニカルリサイクルを前提とするものである。

CEFLEXが提示する2つのリサイクル適性評価の観点

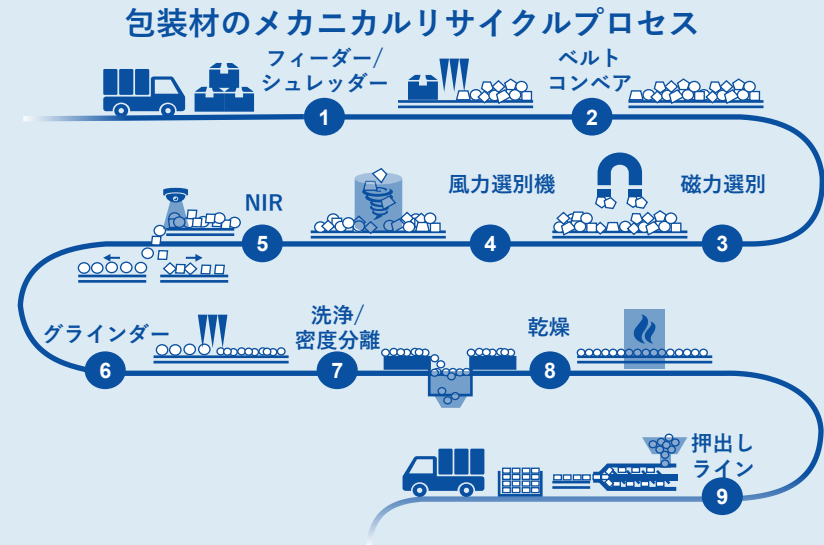
包装廃棄物の分別可能性

- 工業規模の分別施設において、現行の技術とプロセス (下図) を用いて適切な識別・選別ができるか



リサイクル可能性

- 工業規模での標準的なプロセス (下図) と技術を用いて、POベースの材料を機械的にリサイクルできるか

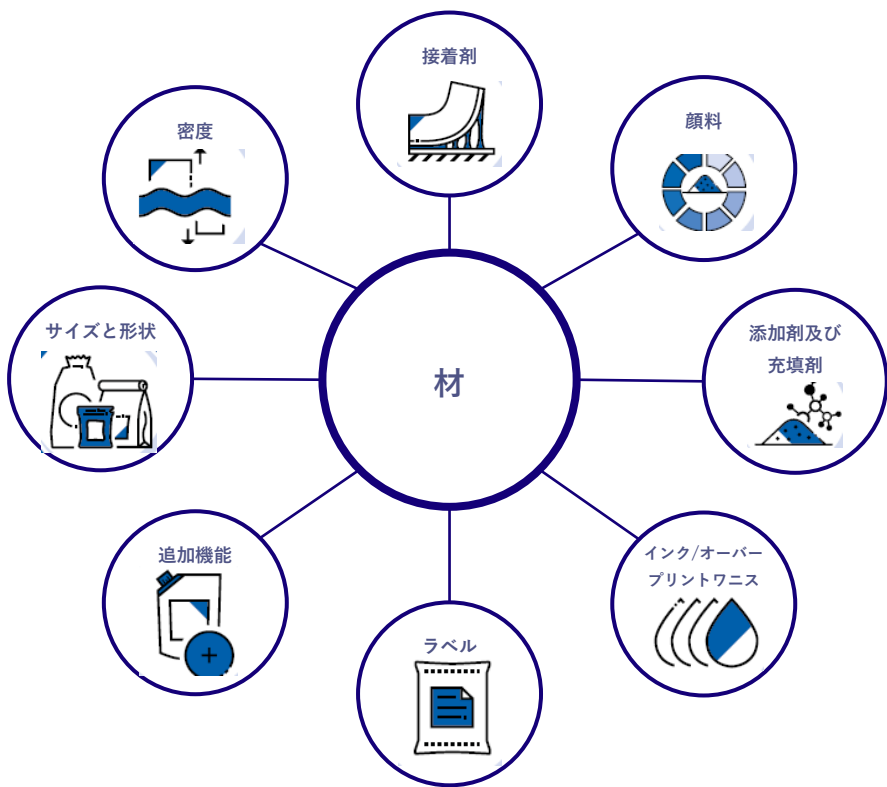


出所：CEFLEX, “D4ACE Guidelines Technical Report DESIGNING FOR A CIRCULAR ECONOMY”(2023年8月)より作成

CEFLEXが公表しているリサイクル設計に関するガイドラインの概要 (2025年版)

- 2025年には、循環型経済のための設計ガイドライン (D4ACE) の更新版が公表された。同ガイドラインにおいて、メカニカルリサイクルが前提であり、ポレオレフィンのモノマテリアル化が推奨されている。
- 軟包材の構成要素が見直され、添加剤及び充填剤、顔料などが追加された。PPWRが設定しようとしているリサイクル設計基準のパラメータが想定されているものと推察される。また、認められる/制限される閾値が明確化され、独自の試験結果に基づく更新が成されている。

2025年資料で改めて整理された軟包材の構成要素



参考：今後設定されるリサイクル設計基準のパラメータ

パラメータ	各パラメータで想定されるリサイクル可能性等への影響
添加物	選別工程やリサイクル材の純度への影響が懸念
ラベル	ラベルの被覆率が高い場合、分別の効率への影響が懸念
スリーブ	本体とスリーブの分離工程で、被覆率・素材に留意が必要
閉じ口・ その他小さな包装部品	素材や部品の小ささが選別の容易性やリサイクル可能性への影響が懸念。 閉じ口が包装に固定されていない場合、ごみの増加が懸念
接着剤	選別工程やリサイクル材の効率や分別に影響する可能性あり 接着剤の残留が発生することでリサイクル材の品質や純度が悪化する懸念あり。分離しやすい洗浄可能な接着剤の活用が望ましい
着色	濃い着色の場合、選別工程やリサイクル材の純度への影響が懸念
素材構成	単一素材あるいは、素材が容易に分離でき、リサイクル材を高効率で回収できる素材の利用が望ましい
バリア・コーティング	リサイクル材の高い回収率を確保できる設計が望ましい
インク・ラッカー/ 印刷/コーディング	懸念物質が含まれている場合、リサイクルの阻害懸念あり。洗浄時にリサイクル材に混入する可能性。 その他、リサイクル材へのインクの色への影響が懸念
残渣/内容物の使い切りやすさ	内容物が残留することで、選別の容易性やリサイクル可能性への影響が懸念。廃棄時に内容物が完全に排出されていることが望ましい
解体のしやすさ	固定されている部品があれば包装の選別しやすさやリサイクル可能性への影響が懸念。設計によってはエンドユーザーが下流の選別工程に適した形に分離しやすくすることが可能

出所：CEFLEX, "D4ACE Guidelines Technical Report DESIGNING FOR A CIRCULAR ECONOMY"(2025年9月)およびRegulation (EU) 2025/40のAnnex II Table 4より作成

CEFLEXが公表しているリサイクル設計に関するガイドライン一覧

- CEFLEXは、PEベース、PPベース、混合POベースの3種類の包装について、メカニカルリサイクルプロセスとの適合性に関するガイドランスを公表している。本ガイドランスは、CEFLEXが実施した試験結果、専門家の見解に基づいて整理されている。
- ガイドランス上は、下図のような表形式で、適合となるための基準、部分的に適合しているとみなされる基準、不適合となる基準が示されている。適合あるいは部分的適合として記載されている閾値を超過する場合には、適合性を判断するための個別試験を実施することが推奨されている。

CEFLEXが推奨するPOベースの軟包材のリサイクルストリーム

最も望ましい



単一PEベース

既にリサイクルストリームは欧州の一部の国で存在し、市場への適用が確立されている。将来的にはPE透明フィルム、着色フィルムについてもリサイクルストリームが拡大される可能性あり。

単一PPベース

リサイクルストリームは構築段階あるいは検討中。

混合POベース

既にリサイクルストリームは欧州の一部の国で存在し、市場への適用が確立されている

混合POベース

リサイクルストリームは、上記リサイクルストリームが実現不可能である場合には、利用可能である最も高い価値の最終市場用途へ振り向けるべき

CEFLEXによるメカニカルリサイクルへの適合表の見方

軟包材の構成要素	適合	部分的適合	不適合
材料	最新の収集・選別・リサイクル技術に適合し、幅広い用途に適した二次原料製造に繋がる	最新の収集・選別・リサイクル技術へ許容可能だが、二次原料の高付加価値用途への適性に影響を及ぼす可能性がある	材料・要素が誤分別を招く、あるいは最新リサイクル技術に有害・妨害的と認められる、または二次原料の特性・収率を許容範囲を超えて低下させる場合
密度			
顔料			
添加剤・充填剤			
接着剤			
バリアコーティング・バリア層			
…			
…			

出所：CEFLEX DESIGNING FOR A CIRCULAR ECONOMY Guidelines summary (2025年9月) より作成

CEFLEXが公表しているリサイクル設計に関するガイドラインの概要 (2025年版)

リサイクル可能性への適合・部分的適合・不適合の考え方 [1/3]

- 一例として、PPベースの包装の材・構成要素について、CEFLEXが示している考え方は以下のとおり。

CEFLEXが定めたリサイクル可能性への適合・部分的適合・不適合の考え方 (PPベースの場合)

設計の要素		適合	部分的適合	不適合
材料	材の構成・ 単一PPの閾値	<ul style="list-style-type: none"> 包装材全体の重量の90%以上がPP PPフィルムには次の3つが含まれる：(i) 共押出ポリプロピレン(ii) 延伸ポリプロピレン(iii) ポリプロピレンの全共重合体 バリア層及びコーティングの有無にかかわらず積層されたPP 	<ul style="list-style-type: none"> 包装材全体の重量の80-90%がPP PPフィルムには次の3つが含まれる：(i) 共押出ポリプロピレン(ii) 延伸ポリプロピレン(iii) ポリプロピレンの全共重合体 バリア層及びコーティングの有無にかかわらず積層されたPP 	<ul style="list-style-type: none"> 包装材全体の重量の80%未満がPP 非PE及び非PP発泡ポリマー層
	PA6 共押出成形	<ul style="list-style-type: none"> 共押出成形されたPA6が20%以下、PP-g-MAHタイ層が14%以上 (包装構造全体の重量比) 		
	PA6をPPに接着剤で積層			
	共押出PA6/6.6		<ul style="list-style-type: none"> 共押出成形されたPA6/6/6が20%以下、PP-g-MAHタイ層が9%以上 (包装構造全体の重量比) 	
	PET			<ul style="list-style-type: none"> PETレイヤー
	PVC			<ul style="list-style-type: none"> PVCレイヤー
	生分解性・ 堆肥化可能素材			<ul style="list-style-type: none"> 生分解性・堆肥化可能素材
紙・アルミニウム箔			<ul style="list-style-type: none"> 紙・アルミニウム箔 	
密度		<ul style="list-style-type: none"> < 1 g/cm³ 	<ul style="list-style-type: none"> < 1 g/cm³ 	<ul style="list-style-type: none"> > 1 g/cm³
顔料		<ul style="list-style-type: none"> クリアで自然で薄い色 	<ul style="list-style-type: none"> カーボンブラック含有マスターバッチ以外の黒色及びより濃い色 	<ul style="list-style-type: none"> カーボンブラック含有マスターバッチ
添加剤・充填剤		<ul style="list-style-type: none"> 添加剤及び充填剤は適合性があるが、使用は最小限に抑えるべきである。 熱安定剤、紫外線安定剤、核剤、鋳物及びポリマーキャビテーション剤、帯電防止剤、衝撃改質剤、化学発泡剤、粘着剤が含まれる。 		<ul style="list-style-type: none"> 高懸念物質 (SVHC) オキソ分解性添加剤 発泡熱可塑性非ポリオレフィン系エラストマー

出所：CEFLEX DESIGNING FOR A CIRCULAR ECONOMY Guidelines summary (2025年9月) より作成

CEFLEXが公表しているリサイクル設計に関するガイドラインの概要 (2025年版)

リサイクル可能性への適合・部分的適合・不適合の考え方 [2/3]

設計の要素		適合	部分的適合	不適合
接着剤	ラミネート接着剤	<ul style="list-style-type: none"> 芳香族ポリウレタン積層用接着剤：包装構造全体の重量比5%以下 その他の積層用接着剤：包装構造全体の重量比5%以下 		
	ラベル接着剤	<ul style="list-style-type: none"> 包装構造全体の重量比5%以下 		
	コールドシール・熱シールコーティング	<ul style="list-style-type: none"> コールドシール用コーティング剤：包装構造全体の重量比5%以下 ヒートシール用コーティング剤：包装構造全体の重量比5%以下 		
バリアコーティング・バリア層	EVOH	<ul style="list-style-type: none"> 共押出EVOH層：包装構造全体の重量比7%以下（かつPP-g-MAHタイ層が包装構造全体の重量比17%以上） EVOH溶液コーティング：包装構造全体の重量比で5%以下 		
	金属化	<ul style="list-style-type: none"> 金属化層を含むPPフィルム：金属化層は、不透明なPPフィルム層または透明なPPフィルム層で覆われ、包装構造の外側から見た場合、80%以上の面積を不透明インクで全面印刷されている。これにより、信頼性の高い近赤外分光による選別が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 金属化層を含むPPフィルム：金属化層は透明なPPフィルムで覆われ、その表面には不透明インクが部分的に印刷されている（印刷面積50%以上80%未満、包装構造の外側から見た場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 透明PPフィルムで覆われ、無印刷または透明インクで印刷された金属層を含むPPフィルム PPフィルムで覆われていない金属層を含むPPフィルム（印刷の有無を問わない）
	PVOH	<ul style="list-style-type: none"> 共押出PVOH層：包装構造全体の重量比5%以下 PVOHコーティング：同上 		
	ALOX	<ul style="list-style-type: none"> ALOXコーティング 		
	SLOX	<ul style="list-style-type: none"> SLOXコーティング 		
	ACRYLIC	<ul style="list-style-type: none"> アクリルコーティング：包装構造全体の重量比5%以下 		
	PVDC			<ul style="list-style-type: none"> PVDCレイヤー・コーティング
インキ・オーバープリントワニス	色・カバレッジ	<ul style="list-style-type: none"> より明るく淡いインク色 カーボンブラック含有インク及びメタリックインク（50%以下の面積カバー率で、バーコード、QRコード、線画、テキストなどの微細構造に適用される場合） 		<ul style="list-style-type: none"> カーボンブラックを含むインクの50%を超える面積カバー率 金属インクが50%を超える面積カバー率

出所：CEFLEX, "D4ACE Guidelines Technical Report DESIGNING FOR A CIRCULAR ECONOMY"(2025年9月)より作成

CEFLEXが公表しているリサイクル設計に関するガイドラインの概要 (2025年版)

リサイクル可能性への適合・部分的適合・不適合の考え方 [3/3]

設計の要素		適合	部分的適合	不適合
インキ・オーバープリントワニス	タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ニトロセルロース (NC) 系インキ・オーバープリントワニス：包装構造全体の重量比でNCバインダーが1.3%以下 PU、デジタル電子写真、その他のインキ及びオーバープリントワニス：包装構造全体の重量比で5%以下 PVB、水性アクリル系及び水性デジタルインクジェットインキ・オーバープリントワニスは、包装構造全体の重量比で5%以下 インキ及びオーバープリントワニスの総量は、単一のインキまたはオーバープリントワニス、あるいは複数のインキとオーバープリントワニスの組み合わせにかかわらず、重量比で5%以下であること 		<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビニル共重合体及び三元共重合体を含むインキ及びオーバープリントワニス その他の塩素系バインダー
	プリント表面	<ul style="list-style-type: none"> 表面印刷 ラミネート裏面印刷 		
サイズ・形状	包装のサイズ	<ul style="list-style-type: none"> 20mm×20mm超 	<ul style="list-style-type: none"> 20mm×20mm超 	<ul style="list-style-type: none"> 20mm×20mm以下
	材の厚さ	<ul style="list-style-type: none"> 最小限の実行可能な量の材料を使用すべき 		
	包装内の製品残留物	<ul style="list-style-type: none"> 少量の製品残留物 	<ul style="list-style-type: none"> 中程度の量の製品残留物 	<ul style="list-style-type: none"> 多量の製品残留物
ラベル		<ul style="list-style-type: none"> 主材料と同じ、すなわちPP 	<ul style="list-style-type: none"> 主材料と異なる材料のラベルであり、各包装面の面積の30%以下で、容易に除去可能 	<ul style="list-style-type: none"> 主材料と異なる材料のラベルであり、各包装面の面積の30%を超
追加機能	ファスナー、注ぎ口、クロージャー、バルブ及びタップ	<ul style="list-style-type: none"> 主材料と同じ、すなわちPP 	<ul style="list-style-type: none"> 異なる材質の場合、これらの部品は容易に分離できるべきである。 ただし、理想的な設計では消費者が部品を分離する必要がなく、可能な限り異なる材質の使用は避けるべきである¹ 	
リサイクル材含有		<ul style="list-style-type: none"> 再生素材を軟包装に使用し、新規素材の使用を削減するとともに再生素材の市場を創出することを推奨 		

出所：CEFLEX, "D4ACE Guidelines Technical Report DESIGNING FOR A CIRCULAR ECONOMY"(2025年9月)より作成

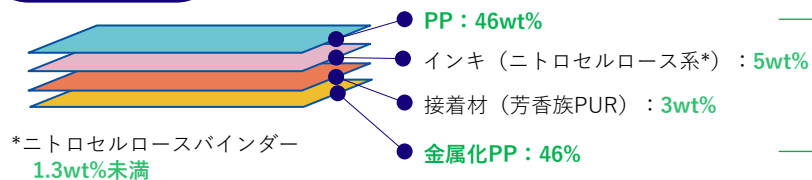
CEFLEXが公表しているリサイクル設計に関するガイドラインの概要 (2025年版)

- CEFLEXのガイドラインでは、主要な材（PP・PE・PO）が包装重量全体の9割以上を占める場合に適合するものとみなされる
- 包装の構成については、PE・PP以外にも材としてポリアミド（PA）が例外的に一部認められた。特定の材料や要素（構成成分または構成要素）が一定閾値を超えて存在する場合にはリサイクル性に影響を及ぼす可能性が高く、留意が必要であるとしている。
- CEFLEXガイドラインの包装の構成に関する記載について、例示的に適合・不適合となる包装例を記載・公表している。

CEFLEXガイドラインで限定的に適合・不適となる包装例

事例①

適合

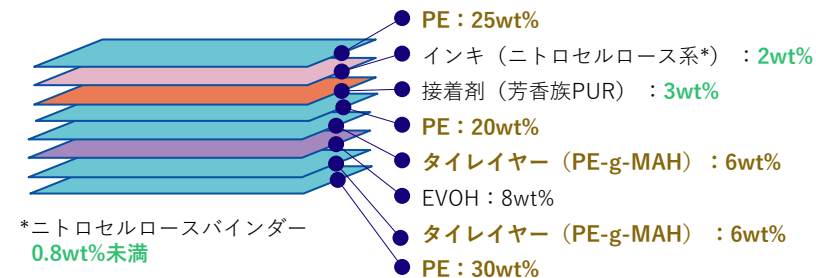


PPが包装全体重量の92%であり適合

- ✓ インキはニトロセルロースバインダーが1.3%以下を満たし、インキ全体も5%以下
- ✓ 接着剤は5wt%以下

事例②

部分的適合

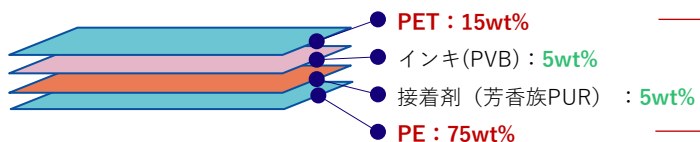


PEがタイレイヤーも含め、包装全体重量の87%であり部分的適合

- ✓ インキはニトロセルロースバインダーが1.3%以下を満たし、インキ全体も5%以下
- ✓ 接着剤は5%以下

事例③

不適合



PETレイヤーが含まれるため不適

また、PEが包装材全体重量の80%未満であり不適

- ✓ インキ全体が5%以下
- ✓ 接着剤は5wt%以下






注：wt%とは、包装全体の重量に対する比率

出所：CEFLEX, "D4ACE Guidelines Technical Report DESIGNING FOR A CIRCULAR ECONOMY"(2025年9月)より作成

RecyClassが公表しているリサイクル設計の主要原則

- 欧州のプラスチック包装のリサイクル可能性を評価・設計するための最良の手法を特定することを目指す非営利イニシアチブであるRecyClassでは、リサイクル設計要件を設定している。
- 既にリサイクルの流れが存在するプラスチックを選ぶ点に加え、主要なポリマーの割合を増やすこと、モノマテリアル化を検討すること、色彩・プリントを減らすこと、完全に包装を空にできるようにすることが掲げられている。

RecyClassが掲げるリサイクル設計における主要原則

	EU域内にリサイクルストリームのあるプラスチックを選択する	<ul style="list-style-type: none">• 硬質包装：HDPE、PP、PS、PETボトル、熱成形• 軟包装：PE、PP
	主要なポリマーの比率を最大化する	<ul style="list-style-type: none">• リサイクルプロセスは、ポリマーの種類によって異なるため、異なるポリマーから製造される構成要素の利用は最小化されるべき
	モノマテリアルのソリューションを嗜好する	<ul style="list-style-type: none">• 様々な種類のプラスチックを組み合わせると、分別とリサイクルの両工程が複雑化する可能性がある
	色や印刷を削減する	<ul style="list-style-type: none">• リサイクル工程では色や印刷を除去できないため再生品の外観と品質が低下する
	消費者が包装を完全に空にすることを可能にする	<ul style="list-style-type: none">• 包装材の通常使用後に大量の製品残留が発生すると、リサイクル時の汚染が増加し、追加の水処理工程が必要となる

出所：RecyClass, "RecyClass Design Book- A Step-by-step guide to plastic packaging recyclability version 2.0" (2025年7月) より作成

RecyClassが公表しているリサイクル性認証の評価基準

- RecyClassはリサイクル可能性認証を設定している。設計要件に加え、選別可能性や地域での収集・リサイクル、空にすることが容易かどうかを総合的に評価され、クラスA,B,C, 不可の4段階で判定される。

RecyClassが定めるリサイクル可能性認証の基準

基準	評価	降級・失格に該当する特徴	スコアへの影響
適合性	包装材はプラスチックリサイクルの流れに属し、そのプロセスを妨げることはない	以下の場合失格 <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック含有率50%未満 ・ プラスチック表面積50%未満 ・ 包装内に有害製品を含む場合（プラ回収不可） ・ 生分解性またはオキソ分解性添加剤 ・ アルミニウム層厚さ>5μm ・ 表面がカーボンブラック 	失格
Plastics Recyclers Europe (PRE) のストリームの利用可能性	PREリサイクルストリームが確立された包装。少なくとも1つの欧州諸国において、回収、選別、リサイクルが確立され機能していることを意味する。PREが認定するリサイクルストリームは以下の通り：PETボトルPET熱成形品PEフィルムPPフィルムHDPE容器PP容器HDPEおよびPP製クレート・パレットPS容器EPS製魚箱EPS製白物家電	欧州において、包装材をリサイクルするための収集またはリサイクルの流れが確立され、かつPREによって承認されていない場合	失格
地域での収集(ONLY RA)	監査人の知見に基づき、対象国で収集した包装。	対象国において、指定包装材を回収するための回収システムが整備されていない場合	失格
地域での分別・リサイクル(ONLY RA)	監査人の知見に基づき、対象国において選別・リサイクルされた包装材	対象国において、当該包装材に対応する分別・リサイクルインフラが整備されていない場合	失格
リサイクル可能なプラスチックの割合	対象となるリサイクル工程で回収可能かつ価値のあるプラスチックが最小限のみ含まれる	回収不能な材料の割合に応じて降級 X=主要包装材において消費者による分離が不可能な非プラスチック材料の割合（例：片面に段ボールが接着されたプラスチックブリスター）	<ul style="list-style-type: none"> ・ X > 5%: クラスB ・ X > 20%: クラスC ・ X > 30%: 失格
選別可能性	包装材は、欧州で利用可能な最新技術に基づき、ポリマーストリームに分別することが可能	ビッグデータに基づく選別効率の評価、または「選別プロトコル」を用いた試験結果に基づき、降級	選別プロトコル参照
リサイクルに不適合な設計 (取り外し可能)	リサイクル設計ガイドラインに基づいた包装	包装材の全構成要素（インク、接着剤、ラベル、スリーブ、バルブ/シール、キャップなど）において、リサイクル工程で分離されリサイクルされない部分を踏まえ、降級	最も厳しいクラスのペナルティを適用
リサイクルに不適合な設計 (取り外し不可)	リサイクル設計ガイドラインに基づき設計された包装であり、高品質な再生プラスチックの使用を可能にする	包装材の一部（バリア層、添加剤、印刷など）およびその他の非分離部品を踏まえ、降級。これらはリサイクル工程で分離されず、最終再生材の一部となる。	
簡単に空にでき/アクセスできる指標	包装の中身を取り出しやすく、かつ容易に空にでき、リサイクル工程における内容物の残留物を最小限に抑える	既定された指標による評価で5ポイント以上増加するごとに減点が行われ、選別に関する試験が要求される	<ul style="list-style-type: none"> ・ < 5%: 変動なし ・ < 10%: 1クラス降級 ・ < 15%: 2クラス降級 ・ > 15%: 失格

出所：RecyClass, "PACKAGING RECYCLABILITY METHODOLOGY (Version 3.1)" (2025年8月公表) より作成

RecyClassが公表しているリサイクル設計に関するガイドライン一覧

- RecyClassのリサイクル性認証において、クラスA、B、Cと判定された包装はリサイクル可能な設計であるとみなされている包装である。
- リサイクル性評価の手法を記載した文書とは別に、個別の包装についてリサイクル設計ガイドラインが設定されている。ガイドラインが設定されている包装は以下のとおりである。

RecyClassによるリサイクル設計ガイドラインの設定対象

<p>ペットボトル 透明/ライトブルー/着色/ 不透明白色</p>	<p>PET熱成形品 透明/着色</p>	<p>PEフィルム ナチュラル/着色</p>
<p>PPフィルム 透明/着色</p>	<p>HDPE容器・チューブ ナチュラル/白/着色</p>	<p>PS容器 ナチュラル/白/着色</p>
<p>PP容器・チューブ ナチュラル/白/着色</p>	<p>HDPEクレート・ パレット、 PPクレート・パレット</p>	<p>EPS容器</p>

RecyClassによるリサイクル設計ガイドラインの読み方

軟包材の構成要素	適合	部分的適合	不適合
材	リサイクル性と再生品の品質を最大限に保証する上で望ましい設計機能	試験済みあるいはリサイクルプロセスのおよび再生品品質にわずかに影響を及ぼすことが想定	リサイクルプロセスや再生品の品質に大きな影響を与えるため、包装を設計するために避けるべき有害・不適格な特徴
色			
サイズ			
製品残留			
…			

出所：RecyClassウェブサイトより作成

RecyClassが公表しているリサイクル設計ガイドライン

リサイクル可能性への適合・部分的適合・不適合の考え方 [1/2]

- 一例として、着色されたPPフィルムの包装の材・構成要素について、RecyClassが示している考え方は以下のとおり。

RecyClassが定めたリサイクル可能性への適合・部分的適合・不適合の考え方（着色PPフィルムの場合）

設計の要素		適合	部分的適合	不適合
	材の構成	<ul style="list-style-type: none"> • A (95%以上)、B (80%以上) かつ全ての包装特性がリサイクルに完全対応 	<ul style="list-style-type: none"> • C (70%以上) かつ全ての包装特性がリサイクルに完全対応 	<ul style="list-style-type: none"> • リサイクル不可 (70%未満) であり、かつ全ての包装特性がリサイクルに対応
	説明 (テストプロトコル)	<ul style="list-style-type: none"> • テストプロトコルをクリアし、悪影響なしと判定された材料または試験未実施だが、PPリサイクルで許容可能と認められている材料 	<ul style="list-style-type: none"> • 特定の条件を満たした場合に試験プロトコルを通過した材料、または現時点では試験未実施だがPPリサイクルへの干渉リスクが低いと認められている材料 	<ul style="list-style-type: none"> • テストプロトコルに不合格となった材料、または現時点では試験未実施だが、PPリサイクルへの干渉リスクが高い材料
	説明 (方法)	<ul style="list-style-type: none"> • 少なくとも1つの部分的適合がある場合、ペナルティが適用され、クラスがAからBまたはBからCへ引き下げられる 	<ul style="list-style-type: none"> • 少なくとも1つの部分的適合がある場合、ペナルティが適用され、クラスがCからリサイクル不可に引き下げられる 	<ul style="list-style-type: none"> • リサイクル不可
主要な部分	材	<ul style="list-style-type: none"> • 延伸PP (OPP)、または無延伸PP (PPプラスチックを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> • PE含有率<u>10%以下</u>の多層PP/PE複合材 	<ul style="list-style-type: none"> • 他のポリマー (PET、PVCなど)
	色	<ul style="list-style-type: none"> • 明るい色；半透明色 	<ul style="list-style-type: none"> • NIR検出可能な濃色 (選別試験) 	<ul style="list-style-type: none"> • NIR非検出可能濃色
	サイズ	<ul style="list-style-type: none"> • 包装表面積 > 100 cm² 	<ul style="list-style-type: none"> • 包装表面積 30~100 cm² (選別試験) 	<ul style="list-style-type: none"> • 包装表面積 < 30 cm²
	製品の残留 (空にしやすさを測る指数)	<ul style="list-style-type: none"> • 指数が5%未満の場合：A；指数が10%未満の場合：B 	<ul style="list-style-type: none"> • 指数が15%未満の場合：C 	<ul style="list-style-type: none"> • 指数が15%以上の場合：
	バリア	<ul style="list-style-type: none"> • 追加コーティングなしのSiO_xおよびAlO_x 	<ul style="list-style-type: none"> • PO複合フィルム内EVOH含有率≤5%；金属化 	<ul style="list-style-type: none"> • ポリオレフィン複合フィルム内EVOH含有率>5%；バリア層PVC、PVDC、PA；その他バリア層；アルミニウム
	添加剤	<ul style="list-style-type: none"> • 密度を0.97 g/cm³以上に増加させない添加剤 	<ul style="list-style-type: none"> • PBT 空洞化剤 <5% 	<ul style="list-style-type: none"> • 生分解性／オキソ分解性／光分解性添加剤；発泡剤として使用される化学膨張剤；密度を0.97 g/cm³以上に増加させる添加剤 (CaCO₃、タルク、ガラス繊維など)

出所：RecyClass, "Coloured PP Flexible Films for Household and Commercial Packaging" (2025年7月更新) より作成

RecyClassが公表しているリサイクル設計ガイドライン

リサイクル可能性への適合・部分的適合・不適合の考え方 [2/2]

設計の要素		適合	部分的適合	不適合
	ラミネート接着剤	<ul style="list-style-type: none"> ポリウレタン 3%以下; 水性アクリル系 2.5%以下 RecyClassにより完全互換性が承認されたラミネート用接着剤;メタライゼーションおよびEVOH以外のバリア材と組み合わせる場合は試験が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ポリウレタン 3~4.5%; RecyClassにより部分的適合と認定されたラミネート用接着剤;金属化およびEVOH以外のバリア材と組み合わせる場合は試験が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ポリウレタン > 4.5 % ; アクリル > 3 % 沸点以上の高温用途および/または高耐薬品性向けに特別開発されたラミネート用接着剤 (試験が必要) ; その他のラミネート用接着剤
部品	閉じ口	<ul style="list-style-type: none"> PP (PPプラストマー含む) 	<ul style="list-style-type: none"> PE 	<ul style="list-style-type: none"> 金属、アルミニウム、PVC、PET、PETG、PS、PLA、非POまたは密度1 g/cm³未満の発泡体
	ライナー、シール、バルブ	<ul style="list-style-type: none"> PP (PPプラストマー含む) 	<ul style="list-style-type: none"> PE、剥離可能なアルミ蓋 	<ul style="list-style-type: none"> 金属、アルミニウム、PVC、PET、PETG、PS、PLA、箔紙、非POまたは密度1 g/cm³未満の発泡体
	他の構成要素	<ul style="list-style-type: none"> PP (PPプラストマー含む) 	<ul style="list-style-type: none"> PE 	<ul style="list-style-type: none"> 金属、アルミニウム、PVC、PET、PETG、PS、PLA、紙、密度1g/cm³未満の発泡体
装飾	ラベル基材	<ul style="list-style-type: none"> PP 	<ul style="list-style-type: none"> PE 	<ul style="list-style-type: none"> 金属化ラベル、その他;紙ラベル
	ラベル用の接着剤	<ul style="list-style-type: none"> 水溶性または40°C未満で水溶性となる 	—	<ul style="list-style-type: none"> 水に溶解しない接着剤、または40°C未満の水中で剥離しない接着剤
	インク	<ul style="list-style-type: none"> ポリウレタン系インク (ノニオキシノール系成分を含まない) インク及びワニス < 5% EuPIA (European Printing Ink Association : 欧州印刷インキ協会) の除外方針に準拠した保持性インク 	<ul style="list-style-type: none"> NCバインダー < 0.8% インク及びワニス : 5-7% 	<ul style="list-style-type: none"> NCバインダー > 0.8% インク及びワニス > 7% 滲み出しインク EuPIA除外方針に準拠しないインク PVC共重合体及び三元共重合体バインダー ; その他の塩素化バインダー
	その他の装飾技術	<ul style="list-style-type: none"> レーザーマーキング (被覆率 < 50 %) 	<ul style="list-style-type: none"> レーザーマーキング (被覆率 > 50 %) 	

出所 : RecyClass, "Coloured PP Flexible Films for Household and Commercial Packaging" (2025年7月更新) より作成

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1-3. リサイクル設計要件に対する対応の方向性

- (1) EUにおける包装廃棄物の排出実態
- (2) EUにおける制度検討状況
- (3) 日本国内の現状**
- (4) リサイクル設計への対応方針
- (5) モノマテリアル化に向けた対応検討事例

プラスチック使用製品設計指針 (2022年)

- 国内では、プラスチック資源循環促進法のもとで、2022年にあらゆるプラスチック使用製品を対象に、製造事業者等が取組べき事項及び配慮すべき事項が「プラスチック使用製品設計指針」として定められた。
- 環境負荷等の影響を総合的に評価し、特に優れた設計に対する認定制度が導入されている。

プラスチック使用製品設計指針の概要 (2022年策定)

プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項		
(1) 構造	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破砕・焼却の容易化
(2) 材料	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの使用	④バイオプラスチックの利用
(3) 製品のライフサイクル評価：ライフサイクルの環境負荷等の影響の総合的な評価		
(4) 情報発信及び体制の整備：注意事項等の記載、人員確保等の体制の整備		
(5) 関係者との連携：事業者、消費者、国、地方公共団体等との相互に必要な協力		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

出所：経済産業省イノベーション・環境局GXグループ資源循環経済課「プラスチック資源循環促進法において環境配慮設計について」（令和6年10月）より引用

プラスチック資源循環促進法における設計認定制度（2026年2月初認定）

- 既に、文具、清涼飲料用ペットボトル容器、家庭用洗浄剤容器、家庭用化粧品容器にの4分野について、設計認定基準が施行されている。認定を受けるには、製品の総合的な評価及び情報等を公表し、各製品分野で策定した設計認定基準に適合する必要がある。
- 清涼飲料用ペットボトル容器について、認証を受けた事業者は以下のとおり。

清涼飲料用ペットボトル容器の認定を取得している製品（2026年2月）

事業者名	認定番号	認定を受けたプラスチック製品
日本コカ・コーラ株式会社	8	コカ・コーラ 500mlPETボトル（シリーズ製品：コカ・コーラ ゼロ 500ml PET、コカ・コーラ ゼロカフェイン 500ml IPET、コカ・コーラ プラス 470ml PET、コカ・コーラ ラベルレス 500ml IPET、コカ・コーラ ゼロ ラベルレス 500ml PET）
	9	コカ・コーラ 350mlPETボトル（シリーズ製品：コカ・コーラ ゼロ 350ml PET、コカ・コーラ ゼロカフェイン 350mlPET、コカ・コーラ ラベルレス 350ml PET、コカ・コーラ ゼロ ラベルレス 350mlPET）
	10	い・ろ・は・す 天然水 540mlPETボトル（シリーズ製品：い・ろ・は・す もも 540mlPET、い・ろ・は・す みかん 540mlPET、い・ろ・は・す なし 540mlPET、い・ろ・は・す シャインマスカット 540mlPET、い・ろ・は・す 天然水 ラベルレス 540mlPET 4本マルチパック、い・ろ・は・す アロエ 540mlPET、い・ろ・は・す れもんプラス 540mlPET）
	11	い・ろ・は・す 天然水 285mlPETボトル
	12	い・ろ・は・す 天然水 340mlPETボトル
	13	い・ろ・は・す ラベルレス 天然水 560mlPETボトル
大塚製薬株式会社	15	ポカリスエット ラベルレスボトル 500ml（シリーズ製品：ポカリスエット イオンウォーター ラベルレスボトル 500ml、アミノバリュー4000 ペットボトル 500ml、エネルギー ペットボトル 500ml、ボディメンテ ドリンク ペットボトル 500ml、ポカリスエット イオンウォーター ペットボトル 500ml）
	16	ポカリスエット ペットボトル 300ml（シリーズ製品：ポカリスエット イオンウォーター ペットボトル 300ml、ポカリスエット ラベルレスボトル 300ml、ポカリスエット イオンウォーター ラベルレスボトル 300ml）
	17	ポカリスエット ペットボトル 500ml
アサヒ飲料株式会社	28	アサヒ十六茶PET660ml（シリーズ製品：アサヒ十六茶PET660ml）
	29	アサヒ十六茶PET600ml
	30	アサヒおいしい水天然水富士山PET600ml（アサヒおいしい水天然水六甲PET600ml、アサヒおいしい水天然水自販機用PET600ml、アサヒおいしい水天然水シンブルecoラベルPET600ml、アサヒおいしい水天然水ラベルレスボトルPET600ml）
サントリー食品 インターナショナル 株式会社	2	サントリー GREEN DA・KA・RAやさしい麦茶680mlペット（手売り用）
	37	サントリー天然水 2Lペット
	38	サントリー天然水 550mlペット（手売用）
	39	サントリー GREEN DA・KA・RAやさしいコーン茶600mlペット
株式会社伊藤園	40	サントリー GREEN DA・KA・RAやさしい麦茶600mlペット（自販機用）（シリーズ製品：サントリー GREEN DA・KA・RAやさしいルイボス600mlペット）
	41	お〜いお茶緑茶ホットPET500ml（シリーズ製品：お〜いお茶濃い茶ホットPET500ml、お〜いお茶ほうじ茶ホットPET500ml）

出所：経済産業省ニュースリリース「プラスチック資源循環促進法における設計認定制度について初めての認定を行いました」（2026年2月10日発表）より作成

プラスチック製の食品容器包装における環境配慮設計に関するガイドラインの概要①

プラスチック食品容器の設計・製造に関する環境配慮ガイドライン（日本プラスチック食品容器工業会）

- 前述の指針を踏まえ、プラスチック食品容器については、業界団体である日本プラスチック食品容器工業会がガイドラインを設定している。ガイドラインでは、軽量化・バージン材の使用料の削減、リサイクル適性の向上、素材ごとの分離が容易な工夫の検討、回収時に容積が小さくなるような工夫の検討などが盛り込まれている。

プラスチック食品容器の設計・製造に関する環境配慮ガイドラインの概要（2022年策定）

1. 設計・製造に関して配慮すべき事項

項目	項目	配慮事項	評価項目
仕様検討・原料調達	リデュース	材料投入量減(重量削減)	従来品に比べて軽量化されている
	Renewable (化石資源由来プラスチックバージン材削減)	再生材、再生可能資源の選択	各種代替素材の活用により、従来品に比べて、化石資源由来プラスチック（バージン材）の使用量を削減することを検討する
			環境性能が第三者認証された材料の使用を検討する
	リサイクル	リサイクル適性の向上	リサイクル適性向上の為、単一素材化、または素材種類の削減を検討する
使用後の素材毎の分離が容易な工夫を検討する			
使用後の回収時に容積が小さくなるような工夫を検討する			
環境負荷低減（LCA）	原材料調達段階の環境負荷削減	原料製造・調達において環境負荷が低減されているものを優先的に調達することを検討する	
製品製造	リサイクル	製造段階における廃棄物の削減および有効活用	従来品に比べて工場廃棄物を削減し、可能な限り有効活用する
	環境負荷低減（LCA）	製造プロセスにおける環境負荷削減	従来品に比べてエネルギー使用量・水使用量の削減、再生可能エネルギー導入等の環境負荷低減を検討する
流通・販売段階	環境負荷低減（LCA）	輸送段階の環境負荷削減	従来品に比べて製品の輸送効率を向上させることを検討する
		食品流通（食品充填後）段階の環境負荷低減	従来品に比べてエネルギー使用量等の削減につながる工夫を検討する
			従来品に比べて食品ロス削減につながる工夫を検討する
回収・リサイクル	リサイクル	リサイクル適性の向上（消費者視点）	使用後の分別・洗浄のし易さにつながる工夫を検討する

※当工業会で取り扱うプラスチック食品容器の特性を考慮し、3Rの中で“リユース”は取り扱わない

※各項目においてはトレードオフの関係にあるものも存在するが、環境負荷低減の観点により総合的に判断する

軽量化	素材対応	その他の工夫	情報発信
-----	------	--------	------

2. 環境負荷低減・資源循環において配慮する事項

項目	事項	備考
情報発信	食品容器における環境負荷低減への考え方発信	自社の食品容器における環境負荷算出の考え方、及び算出結果の公表を検討する 参考：ISO14040,14044
	食品容器資源循環に関する情報発信	①使用材料名、②製品の構造、③使用後の洗浄方法、④資源循環の為の回収方法 ⑤想定されるリサイクル方法（MR,CR）以上の内容を公表する。（一部は工業会HPでも代替可） 情報発信媒体：企業HP 製品カタログ、取扱説明書

出所：日本プラスチック食品容器工業会「プラスチック食品容器の設計・製造に関する環境配慮ガイドライン」（2022年8月公表）より作成

プラスチック製の食品容器包装における環境配慮設計に関するガイドラインの概要②

プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針（プラスチック容器包装リサイクル推進協議会）

- 2020年に設定されている「プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針」では、プラスチック容器の素材の特性を踏まえたうえで、環境配慮設計に関する取組を、容器包装に関わる特定事業者が自らの責任で選定することを掲げている。

プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針の概要（2020年策定）

付属書Ⅰの図 プラスチック容器包装に係る環境配慮設計指針の取り組みの参考例

最終(中身入り)製品の側面

段階	環境配慮ポイント
最終(中身入り)製品設計段階	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性確認(重金属・化学物質等) ・使用消費場面で低環境負荷設計(エネルギー・水・大気・排水等) ・輸送効率(容量外装設計)
原材料調達段階	<ul style="list-style-type: none"> ・材料投入量減(軽量化) ・低環境負荷材(植物由来、再生材) ・化学物質低減(脱溶剤、有害化学物質の削減)
	<p>容器包装の製造は最終製品の原材料調達段階になります。</p> <p>【容器包装の環境負荷低減】</p>
生産段階(容器へ製品充填)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程エネルギー削減 ・歩留まり向上 ・廃棄物削減&有効利用
流通・販売段階	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送効率向上 ・低環境負荷輸送(モーダルシフト等) ・輸送エネルギー削減(冷凍→冷蔵→常温) ・販売でのエネルギー削減(冷凍→冷蔵→常温)
使用段階	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー削減(電子レンジ対応等) ・中身製品のロス低減 ・水使用量削減
廃棄・リサイクル段階	<ul style="list-style-type: none"> ・分別しやすい ・単一素材化 ・易減容化

容器包装の側面

段階	環境配慮ポイント
容器包装設計段階	<ul style="list-style-type: none"> ・低環境負荷素材選定(植物由来、再生材)(他素材との代替性) ・材料使用量減(軽量化) ・容器外形設計(輸送効率、パレットパターン) ・リユース、リサイクル性考慮(易識別・分離性) ・高機能材(バリア材)等による軽量化 ・化学物質低減(脱溶剤、有害化学物質の削減)
容器包装原材料調達段階	<ul style="list-style-type: none"> ・低環境負荷素材代替(植物由来、再生材、低輸送負荷) ・低環境負荷プロセス品代替
容器包装生産段階	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程エネルギー削減 ・歩留まり向上 ・廃棄物削減&有効利用
容器包装輸送段階	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送効率向上 ・低環境負荷輸送(モーダルシフト等)

出所：プラスチック容器包装リサイクル推進協議会「プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針（改訂版）」（2020年11月）より作成

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1-3. リサイクル設計要件に対する対応の方向性

- (1) EUにおける包装廃棄物の排出実態
- (2) EUにおける制度検討状況
- (3) 日本国内の現状
- (4) リサイクル設計への対応方針**
- (5) モノマテリアル化に向けた対応検討事例

リサイクル設計を高める方針として「モノマテリアル化」の検討

- リサイクル設計要件に対応した包装を検討する上では、モノマテリアル化が効果的な方法として焦点が当てられている。
 - なお、「モノマテリアル化」とは一般的にPEまたはPPを主体とする構成を指すが、必ずしも100%PPまたはPEであることが条件とされているわけではない点に留意が必要である。参照するガイドラインによっては、特定の素材について一定程度の比率以内であれば組み合わせて使用することが許容される場合がある。
- 例えばモノマテリアル化の方針を提示するCEFLEX、RecyClassは、PE・PP等のオレフィン系の包装について、必ずしも100%PPまたはPEであることを条件としているわけではなく、重量ベースで90%以上を単一素材とすることをリサイクル設計で求めている。
- モノマテリアル化に向けては、以下のような取組を組み合わせ対応していくことが想定される。

■ モノマテリアル化のパターン例

- 容器包装の主要部において、**異素材の複層化で担われていた機能を、単一素材の複層化により実現**
 - 例：PE/PET複層フィルムをPEの複層フィルムに転換※
- **基準を満たす範囲での異素材の使用や新規包装材の開発**
 - 例：アルミ箔等の代替としてアルミ蒸着PE、PPフィルムの開発
 - 例：PVDC等の代替バリア材としてEVOHの導入
- **容器包装の主要な部分以外のパーツを同素材化あるいは廃止**
 - 例：ラベルレスPETボトルの導入

※PEでは、低密度PE (LDPE)、直鎖状低密度PE (LLDPE)、高密度PE (HDPE)、二軸延伸PE (BOPE) 等を組み合わせ、必要機能（バリア性、耐靱性、耐ピンホール性等）を有する包装材を目指す

注：欧州の業界団体（RecyClassやCELFEF）によるPE、PPの軟包装のリサイクル設計のガイドラインでは、条件付きでアルミ蒸着の使用や一定割合のEVOHの含有が認められている

リサイクル設計を高める方針として「モノマテリアル化」の検討

- 他方で、モノマテリアル化と従来機能の両立が難しい包装材については、どのような包装の転換の可能性があるか、製品に求められる機能を踏まえて検討する必要がある。
- EU向けに日本の食品の輸出を今後も実施していくためには、こうした要件を満たしていることをサプライチェーン上で伝達していく必要があるため、食品製造事業者のみでの対応は難しく、商社やコンバーターと連携することが重要である。
- 食品で用いられているような多層フィルムでは、異素材を貼り合わせることで機能性を確保しているものが多く、要求される機能性確保とリサイクル設計要件の両立をいかに実施するかが鍵である。
- プラスチック包装において、モノマテリアル化の利点及び懸念点について、下表のとおり整理した。

モノマテリアル化の利点と懸念点

観点	利点	懸念点
機能面	<ul style="list-style-type: none"> ● 素材の種類が限定されることにより選別可能性の向上 ● 収集された原料をベースとするPCR材の品質向上 ● 透明度の向上 (PPの場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ガス・水蒸気バリア性の低下による鮮度保持機能の低下 ● 耐熱性・耐久性の低下 ● シール強度の低下 (PPの場合) ● 印刷適性の低下 ● 剛性の低下による製袋・充填適性の低下 (PEの場合)
環境面	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル可能性の向上によるプラスチック廃棄物の削減に貢献 ● ライフサイクルにおけるカーボンフットプリントの削減 	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック使用量の増加に伴うプラスチック廃棄物増加 ● バリア機能の低下によるフードロス増加
コスト面	<ul style="list-style-type: none"> ● 選別コストおよびリサイクルコスト削減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発の費用負担の増加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮対策を実施している企業としてのブランド力の向上 	

出所：各種資料より作成

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1-3. リサイクル設計要件に対する対応の方向性

- (1) EUにおける包装廃棄物の排出実態
- (2) EUにおける制度検討状況
- (3) 日本国内の現状
- (4) リサイクル設計への対応方針
- (5) **モノマテリアル化に向けた対応検討事例**

EUの食品事業者におけるモノマテリアル化の検討状況

- 欧州においては、以下に挙げるような主要企業がモノマテリアル化への移行を宣言している。

欧州においてモノマテリアル化への移行を宣言している企業例

業種	企業名（本社）	企業概要
コンバーター・化学メーカー	Huhtamki（フィンランド）	食品向けのプラスチックやパルプ等の繊維系包装材を展開する大手包装メーカー
	Coveris（オーストリア）	食品・ペットフード向けにプラスチックやパルプ等の軟包装を製造するコンバーター
	Constantia Flexibles（オーストリア）	欧州を中心として食品・医薬品向けに軟包装を展開する大手グローバル包装メーカー
	BOBST（スイス）	食品包装向けの印刷・加工機械を製造する包装機械メーカー
ブランドオーナー (食品・食品加工メーカー/ 消費財メーカー)	Nestlé（スイス）	飲料を中心に展開し、包装のリサイクル化等のサステナビリティで食品製造業界をけん引する大手食品メーカー
	Ferrero（イタリア）	菓子類を中心に欧州全域で展開する食品メーカー 包装の再生材活用やプラスチック使用量の削減に注力している
	Unilever（英国）	一般消費材を取り扱うグローバル大手メーカー 化粧品や家庭用日用品の包装でモノマテリアル化を推進する

出所：Huhtamaki, “Annual Report 2024” <https://www.huhtamaki.com/globalassets/global/investors/reports-and-presentations/en/2024/huhtamaki-annual-report-2024.pdf>

Coveris, “Sustainability Report 2024” <https://www.coveris.com/en/sustainability/sustainability-report>

Sun Chemical, “Sustainability Report 2025” https://www.sunchemical.com/wp-content/uploads/2026/01/SunChemical_Sustainability_Report_2025_Master_Jan26.pdf

Nestlé, “THE RULES OF PACKAGING SUSTAINABILITY” 2025 <https://www.nestle.com/sites/default/files/2025-06/rules-packaging-sustainability.pdf>

Packaging SOUTH ASIA, “Constantia Flexibles reaches new sustainability benchmark” <https://packagingsouthasia.com/type-of-packaging/flexible-packaging/constantia-flexibles-sustainability/>

EU市場における食品接触包装のモノマテリアル化

EU市場における食品接触包装のモノマテリアル化事例

- 海外における食品接触包装のモノマテリアル化の事例は以下のとおりである。
- 主にPE、PP、PET、PLAの4種類の素材における導入事例が確認された。なお、包装形態はほとんどがスタンドアップパウチあるいはガゼットパウチである。

EU市場におけるモノマテリアル包材の開発事例（食品用途）

「素材a/素材b/素材c」は素材a、b、cで構成されるフィルムを指す

開発主体	転換後の素材	従来の使用素材	用途	概要
Borealis ^[1]	PE	不明	チーズ、菓子類	Hosokawa Alpine、Henkel、GEA、Metlux、Digimarcとの共同開発
BOBST, Michelman, DOW, Sun Chemical ^[2]	PE	不明	冷凍野菜等	40nm厚のアルミニウムコーティングを施し、包装材の90%以上（重量比）を単一素材で構成する技術（oneBarrier）を開発
Huhtamaki ^[3]	PEまたはPP	不明	不明	2023年4月に開発済の情報があるが、現在の流通状況については情報なし
Constantia Flexibles ^[4]	OPE/PE	PET/Al箔/PE	菓子、加工食品	リサイクル可能なPEフィルムで構成される
ProAmpac ^[5]	PE	不明	パスタ、冷凍食品	欧州（英国含む）で生産し、ロールストックやパウチで販売
Mondi ^[6]	PEまたはPP	Al箔を含む複層材	菓子、レトルト	CEFLEXに適合する包材。PCR材での製造も受注生産。
BOBST, Brückner, 三井化学 ^[7]	PP	PET/Al箔/PP	レトルト食品	超薄型で伸縮性・耐熱性のプライマー(三井化学)と不透明金属化技術(BOBST)、コーティング技術(Brückner)を組み合わせ、レトルトパウチを開発
Borouge, Siegwerk, TPN ^[8]	PE	不明	ナッツ、菓子	Borougeがオレフィン素材を提供し、Siegwerkが印刷やコーティング、TPNが製袋・成形を担当し、スタンドアップパウチを開発
Coveris ^[9]	PP	不明	加工肉、乳製品	トレイ、蓋ともにPPをベースとした、冷蔵食品用の透明トレイを開発
Adapa Group ^[10]	PP	不明	菓子、コーヒー	PPWRの要件に合わせ、CEFLEX規格に適合するパウチ等を開発
PUKALA ^[11]	PLA	不明	ティーバッグ	非遺伝子組換えの農産物を原料とするPLA素材を活用。堆肥化が可能

出所：[1] Borealis, “Flexible Packaging Solutions of Tomorrow” [2] PLASTICS ENGINEERING “Flexible and Recyclable: Monomaterial Packaging Meets Sustainability Needs” [3] Packaging Europe, “Huhtamaki offers mono-material flexibles in paper, PE, and PP” [4] Constantia Flexibles, Products, EcoLam [5] Flexible Paclaging, “ProAmpac Launches High-Performance Mono PE Recyclable Film for European Market” [6] Mondi, Mono-material barrier packaging [7] BOBST, “A breakthrough in sustainable packaging: an industry-first mono-material metallized retort solution” [8] Siegwerk, “Borouge, Siegwerk, and TPN Food Packaging launch fully recyclable mono-material packaging solution” [9] Packaging Europe, “Coveris reveals mono-material solution for refrigerated goods” [10] Packaging Speaks Green, “adapa: for a Sustainable and PPWR-Compliant Future” [11] PUKALA, “Private Label for Herbs and Teas in Europe”

EU市場における食品接触包装のモノマテリアル化

EU以外の海外における食品接触包装のモノマテリアル化事例

- EU以外の海外市場におけるモノマテリアル包装の開発事例については、以下のとおりである。北米、中東、豪州、アジアで食品用途での開発事例が確認された。

EU以外の海外市場におけるモノマテリアル包材の開発事例（食品用途） 「素材a / 素材b / 素材c」は素材a、b、cで構成されるフィルムを指す

開発主体	転換後の素材	従来の使用素材	用途	概要
Dow Chemical(米) ^[1]	BOPE (二軸延伸PE)	PET/PE	食品（詳細不明）	同社のINNATE™ TFを使用したピローパウチ等で展開
Lageen(中東) ^[2]	PE	不明	食品（詳細不明）	チューブ、ヘッド、キャップの各部分をPE単一素材化し、食品のほか化粧品、トイレタリー、医薬品用途で包装を展開。キャップは高密度ポリエチレン（HDPE）で構成される
青島雲包装材料有限公司 (アジア) ^[3]	PE	不明	冷凍食品	PE/PE、MDOPE（一軸延伸PE）/PE、BOPE（二軸延伸PE）/PE等の素材構成でフィルムを開発
	PP	不明	菓子類	BOPP/CPPラミネートのPPフィルムを開発
Amcor（豪） ^[4]	OPPまたはCPP	硬質トレイ	畜肉、魚介用	硬質トレイからの切替えにより畜肉の包装重量を95%軽減
	PE	不明	調味料、野菜等	2022年より欧州で上市。cyclos-HTPの認証を取得している
CPNA（米） Amcor（豪） ^[5]	PE	不明	ヨーグルト	キャップ部分を含めPE単一構成のスタンドアップパウチを開発
Braskem（伯） Antilhas ^[6]	PE	不明	米、リゾット等	電子ビーム硬化により、ラミネート加工せずに印刷適性を確保したパウチを開発
Hoffer Plastics(米) UFlex（印）等 ^[7]	PP	不明	ピューレ等	キャップ部品を含めPP単一構成のスパウトパウチを開発
Huhtamaki(欧) Flex Films(アジア)等	PET	不明	ベーカリー等	食品、医療用途でパウチ、ブリスターパックを展開する

出所：

[1] Dow Chemical, Sustainable packaging options, Flexible Packaging

[2] Packaging Europe, "Lageen Tubes unveils mono-material PE tubes"

[3] CloudFillm, "An In-Depth Overview of Mono-Material Films in Packaging: A Practical Guide for Brands and Converters"

[4] Amcor, AmPrima® Flowpack Pro

[5] CPNA, "Cheer Pack North America Collaborates with Stonyfield and Amcor to Launch the First All-PE Mono-Material Recycle-Ready Spouted Pouch called CHEERCircle™ with the new Vizi™ Cap."

[6] Braskem, "Braskem and Antilhas supply mono-material stand-up-pouch packaging for the relaunch of Ritto Mãe Terra"

[7] Uflex, "UFlex teams up with Hoffer Plastics and Mespacto launch 100% Recyclable Mono-polymer Hot-fill Pouches"

日本国内市場における食品接触包装のモノマテリアル化

- 国内においては、新規に単一素材からなる包装材を開発し製品に実装したケース、及び包装デザインを変更することで、採用する包装材を単一素材にしたケースが報告されている。
- 新規に単一素材からなる包装材を開発し製品に実装したケースでは、ポリエチレン（PE）やポリプロピレン（PP）での開発事例が知られている。なお、既存のモノマテリアル包装材としては、PET、ポリスチレン（PS）が食品包装に活用されている。
- デザインの刷新により包装全体を単一素材にしたケースとしては、飲料用のラベルレスペットボトルがある。

国内におけるモノマテリアル包材の開発事例（食品用途の）の一例

「素材a / 素材b / 素材c」は素材a、b、cで構成されるフィルムを指す

企業名	転換後の素材	従来の使用素材	概要
大日本印刷株式会社 ^[2]	PE PP/アルミ蒸着PP	PE/PA PP/Al箔	冷凍食品や茶葉（紅茶）用にPEあるいはPPを90%以上含む単一包装を上市済み。アルミ箔を用いる従来包装と同等のバリア性能（対酸素及び対水蒸気）と高速充填性を達成する。また、従来パッケージに対し、100万袋製造時に21.7トンのCO2削減を見込む。
TOPPAN株式会社 ^[3]	PEまたはPPまたはPET	Al箔等	PEやPPをベースとした、優れたバリア適性と後加工適性を有する同社の開発素材「GL BARRIER」を用いた包装。レトルト食品や菓子、軽食（ナッツ）の包装で上市済み。バリア性を維持し、包材製造時のCO ₂ 排出量を約25%削減する。
東レ株式会社、株式会社熊谷三井化学株式会社 ^[1]	PE	PE/EVA/Al箔等	従前の複層包装材を単層化するとともに、熱乾燥工程が不要な電子線硬化インキを活用した印刷技術及び石油系溶剤を使用しない接着剤によるラミネート技術等を導入し、VOCフリー化・CO2排出量80%削減を実現。2023年5月において開発済み。
株式会社北四国グラビア印刷	PE	不明	冷凍食品、総菜・調理食品、パン・菓子用途での使用を想定するPE単一素材のガゼット包装材を開発中（2026年1月時点）。
東洋紡株式会社 ^[4]	PP	不明	独自開発したOPP（二軸延伸PP）フィルムに蒸着加工を施し、従来のOPPフィルムでは困難とされてきた高い耐熱性とバリア性を両立。オレフィン系包装材のモノマテリアル化に寄与する。2023年度に上市済み。熱殺菌処理を要する食品での使用を想定。
東洋インキ株式会社 ^[5]	PP	不明	再生材を30%利用したOPPフィルムを積層し、複層PP包装を製造する。また、この包装OPPフィルムを再生することが可能。2024年において実証済み。茶葉（紅茶）用の包装で利用。

出所：

[1] 大日本印刷株式会社, “DNPモノマテリアル包材” https://www.dnp.co.jp/biz/products/detail/20172616_4986.html

日本印刷学会誌『軟包装のモノマテリアルパッケージ』第59巻第6号（2022） https://www.jstage.jst.go.jp/article/nig/59/6/59_280/_pdf/-char/en

[2] TOPPAN株式会社, “モノマテリアルバリアパッケージ” https://www.toppan.com/ja/living-industry/packaging/products/mono-material_flexible_packaging/index.html

[3] 三井化学株式会社ニュースリリース https://jp.mitsuichemicals.com/jp/release/2023/2023_0530/index.htm （最終アクセス：2026.1.29）

[4] 東洋紡株式会社ニュースリリース https://www.toyobo.co.jp/news/2022/release_1369.html （最終アクセス：2026.1.29）

[5] 東洋インキ株式会社ニュースリリース <https://www.artiencegroup.com/ja/news/2024/24102301.html> （最終アクセス：2026.1.29）

日本国内市場における食品接触包装のモノマテリアル化事例：バリア材の検討

EVOH（エチレン・ビニルアルコール共重合体）の活用

- PPWRが求めるリサイクル性能を満たす包装の素材として、EVOH（エチレン・ビニルアルコール共重合体）が注目されている。EVOHは、プラスチック系包装材のリサイクルを困難にする他のバリア素材（アルミ箔、PVDC等）と異なり、一定の使用量以下であれば、包装全体のリサイクル性能を損なうことなくバリア機能を確保することが可能である。
- CEFLEX のガイドラインでは、EVOHの含有率がPEベースの軟包装であれば10wt%、PPベースの軟包装では7wt%以下であれば、EVOHを使用したPO系多層フィルムのリサイクルが可能であるとされている。

包装に使用される主要バリア素材のリサイクル性能

- EVOHはオレフィンと融点が近く、リサイクル過程において無害であるため、低含有率で使用し、且つオレフィンとの相溶化を可能にする適切な接着剤を使って設計されている場合、オレフィン系プラスチック包装のリサイクル性能を維持することが可能。

素材	リサイクル時の選別/除去の要否	リサイクル性能に対する影響
EVOH	不要	オレフィンに近い融点を持ち、少量であれば、選別せずに融解させてもオレフィンの品質を劣化させない
アルミ箔	必要	包装主要部のプラスチックとの選別が困難であるほか、金属であるため、プラスチックと同時に溶解できない
PVDC	必要	熱分解過程で塩素が発生し、オレフィンの劣化を招く
ポリアミド (PA)	必要	PEやPPの融点（約130-160℃）に対しPAの融点は約220-260℃と高いため、固形異物となる
PET	必要	PEやPPの融点に対しPETの融点は約260℃と高いため、固形異物となる

EVOHの使用により期待される主要な効果

- EVOHはガスバリア性以外にも保香性、耐油性、耐溶剤性、透明性といった食品接触包装に求められる多様な機能を有するため、トレイやボトル、カップをはじめ、食品包装分野で広く採用されている。
- 食品接触包装としての機能に加え、包装の軽量化や安全性向上にも寄与するため、EVOHの派生製品を製造する事業者において、リサイクルに係る認証や持続可能性認証の取得が進んでいる。

EVOHが有する機能	概要
鮮度保持・賞味期限延長	優れたガスバリア性により、内容物の酸化・劣化を抑制する
保香性	外部からの異臭が移るのを防ぐほか、香りが重要な内容物の品質を維持する
耐油性	油や有機溶剤に対して強い耐性を有するため、包装の変形や膨潤を防止する
包装の軽量化・最小化	薄膜でも十分なバリア機能を有するため、厚みのある多層フィルムから、EVOHを含む薄いフィルム包装に切り替えることで、包装重量を大幅に軽量化することが可能
安全性	塩素を含まないため、焼却時にダイオキシン類が発生しない

出所：日本包装学会誌，“バリア材料 EVOH(エパール TM)の誕生と発展の物語” Vol.22 No.1（2013）
 プラスチック素材辞典，“エチレン・ビニルアルコール共重合体” <https://plastics-material.com/evoh/>

https://www.spstj.jp/publication/archive/vol22/Vol22_No1_1.pdf

Maes C., “Recent Updates on the Barrier Properties of Ethylene Vinyl Alcohol Copolymer (EVOH): A Review”, POLYMER REVIEWS, 2018, VOL.58, NO.2, 209-246

日本国内市場におけるモノマテリアル化におけるEVOH活用の検討

事例：株式会社クラレ「エバール®」

- 株式会社クラレは1972年にEVOH素材樹脂・フィルム「エバール®」の開発に成功し、世界に先駆けて大規模生産を実現した。「エバール®」は**最高レベルの気体バリア性（汎用ポリエチレンの約10,000倍）を有するプラスチックとして、食品包装を中心に販路を拡大し、医薬品、化粧品、農産物、工業製品等の包装容器にも展開した。**

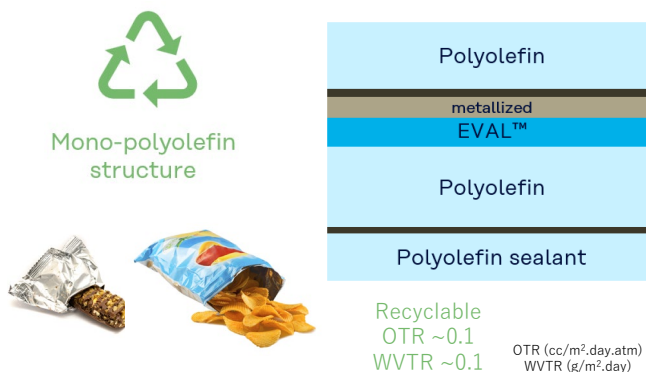
「エバール®」の概要

- エバール®はペレットや単層フィルムの形態で欧米を含む世界各国で流通しており、**世界のEVOH市場で60%のシェアを有する。世界最大のEVOH生産能力**を有しており、グローバルの生産能力は2026年までに**131,000トンへ拡大予定**である。
- 各既存拠点で製造するEVOHについて、持続可能な製品の国際的な認証制度の1つである**ISCC PLUS 認証**を取得しており、**バイオマス由来**のエバールも販売可能。
- リサイクル性能に関しては、ポリオレフィンとの組み合わせにおいて**リサイクルを阻害しない素材**であり、**モノマテリアル包装向けのバリア材**としての需要が拡大している。

エバール®を応用した食品接触包装の例

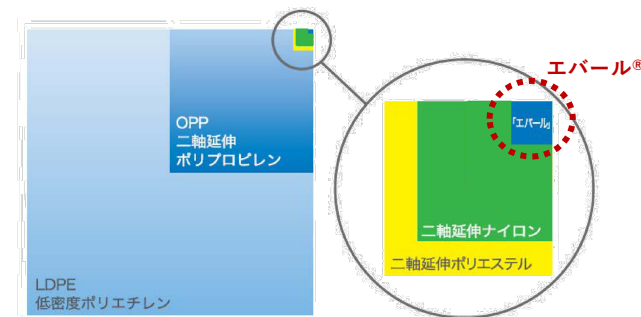


エバール®を活用したモノマテリアル包材構成例



エバール®のガスバリア性能

ガスバリア性の性能等価：
エバール層厚1mm = LDPE層厚10m → (1:10,000)



出所：株式会社クラレ HP>製品一覧>〈エバール®〉 <https://www.kuraray.com/jp-ja/products/eval/#accordion-a33322500c-item-9edc6c30a4>（最終アクセス：2026.1.28）

株式会社クラレ, “エバール事業紹介と今後の展開” <https://pdf.irpocket.com/C3405/xzRw/OmYI/URBz.pdf>（最終アクセス：2026.1.28）

株式会社クラレ HP, “ISCC PLUS 認証（国際持続可能性カーボン認証）の取得について” <https://www.kuraray.com/jp-ja/news/2025/1229/>（最終アクセス：2026.1.28）

株式会社クラレ HP, “製品はじめて物語〈エバール®〉” <https://www.kuraray.com/jp-ja/company/history/eval/>（最終アクセス：2026.1.28）

化学工業日報, “クラレ、100%バイオマス由来EVOH 年内に欧州から市場投入” <https://chemicaldaily.com/archives/634706>（公表日：2025.4.22）（最終アクセス：2026.1.28）

日刊ケミカルニュース, “クラレ EVOH樹脂エバール、欧米拠点で1万t増強”（公表日：2023.8.14）（最終アクセス：2026.1.28）

日本国内市場におけるモノマテリアル化におけるEVOH活用の検討

事例：三菱ケミカル株式会社「ソアノール™」

- 三菱ケミカル株式会社が商品化したEVOH素材「ソアノール™」はPPの約40,000倍、LDPEの約80,000倍のガスバリア性を有する。また、食品接触包装に求められる耐油性や保香性を担保し、調味料やレトルト食品、精肉等の食品接触包装に採用されている。

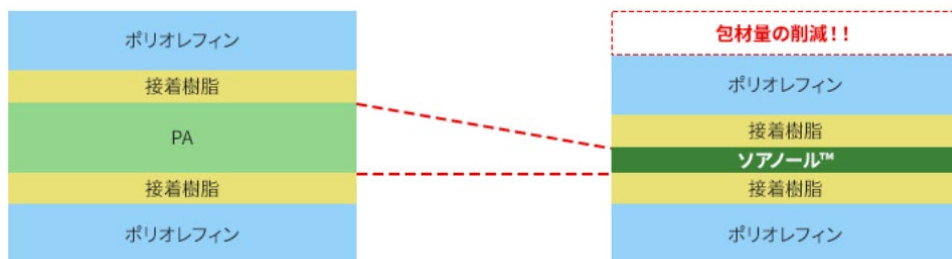
「ソアノール™」の概要

- ソアノール™は、同社の開発素材「ソアレジン™」を併用することでPO系多層フィルム中での優れたリサイクル性を示し、欧州のRecyClassやcyclos-HTP、米リサイクル推進団体のAPR等によるリサイクル認証を取得している。
- ソアノール™のガスバリア性はPAやPVDCよりも遥かに高く、バリア層の薄膜化が可能であるため、プラスチック廃棄物の減量やGHG排出量の削減に貢献する。

ソアノール™を応用した食品接触包装の一例

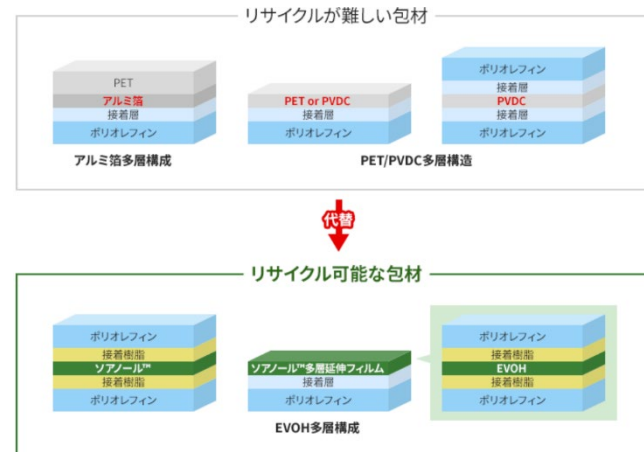
製品	包装形態	ソアノール™による期待効果 (例)
フィルム	スキンパック、真空包装	長期鮮度保持 利便性向上 包材強度向上
ボトル	マヨネーズ、醤油等	外観悪化抑制 香気成分バリア 軽量化
チューブ	調味料チューブ等	ガラス瓶代替 缶代替 スクラップ再利用
カップ・トレイ	ゼリー、米飯	射出成形カップのハイバリア化 個包装化

ソアノール™の使用による包装の軽量化 (例)



ソアノール™の導入による包装のリサイクル可能性の向上 (例)

例) アルミ箔をソアノール™に転換し、モノマテリアル化に貢献。
その他、下図のような代替が可能。



出所：日本食品包装協会“EVOHによる食品ロス削減と環境配慮型包装への貢献”4章 <https://shokuhou.jp/wp-content/uploads/2024/04/c4780c7f0dd715cc02b7d4c1a87108b5-1.pdf> (最終アクセス：2026.1.14)、三菱ケミカル株式会社HP ソアノール™のアプリケーション>食品包装分野 <https://www.soarnol.com/jpn/application/app01.html> (最終アクセス：2026.1.14)
三菱ケミカル株式会社HP ソアノール™のサステナビリティへの貢献 <https://www.soarnol.com/jpn/environment/> (最終アクセス：2026.1.14)
三菱ケミカル株式会社 ニュースリリース“ガスバリア性樹脂「ソアノール」・リサイクル助剤「ソアレジン」を含む食品包装用多層フィルムが欧州RecyClassのリサイクル認証を取得”(公表日：2025.10.17) https://www.mcgc.com/news_release/02452.html (最終アクセス：2026.1.14)

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

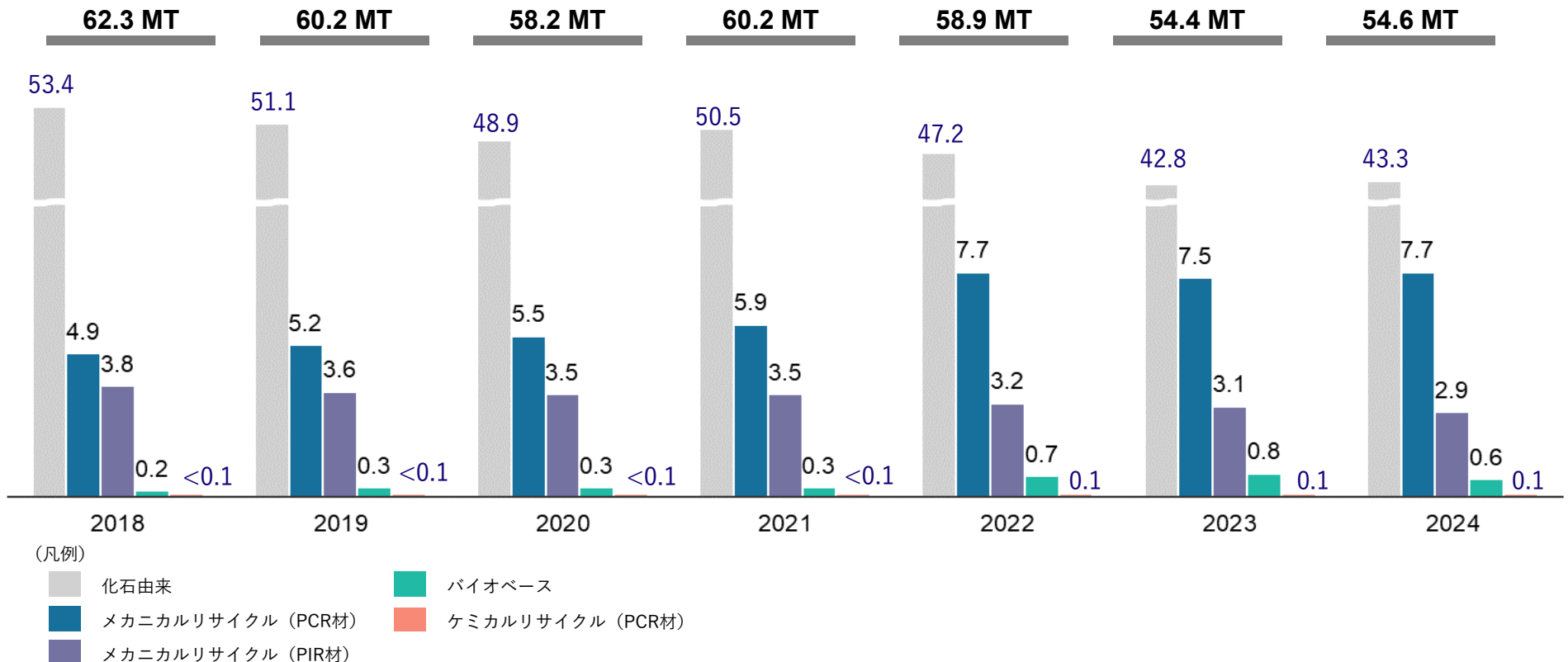
1-4. リサイクルプラスチックの最低含有割合に対する対応の方向性

- (1) EUにおけるリサイクルプラスチック材の供給に関する動向
- (2) 日本国内の現状
- (3) 事業者における対応検討事例

ヨーロッパにおけるプラスチック生産の実態

- Plastics Europeによれば、欧州（EU以外の3か国含む）におけるプラスチック生産量は、2024年で5,460万トンである。2023年と比較して20万トン増加したものの、全体として年々生産量が減少傾向にある。
- 2024年の生産量ベースでは、非化石由来のプラスチックの比率は21%である。うちメカニカルリサイクル（PCR材）は770万トン、メカニカルリサイクル（PIR材）は290万トン、バイオベースは60万トン、ケミカルリサイクル（PCR材）は10万トンである。
- なお、PCR（Post-Consumer Recycled）材は消費者が使用後に廃棄した材を対象、PIR（Post-Industrial Recycle）材は製造工程で発生する端材を対象としたリサイクルプラスチックである。

欧州で生産されているプラスチック生産量の推移（2018年～2024年）

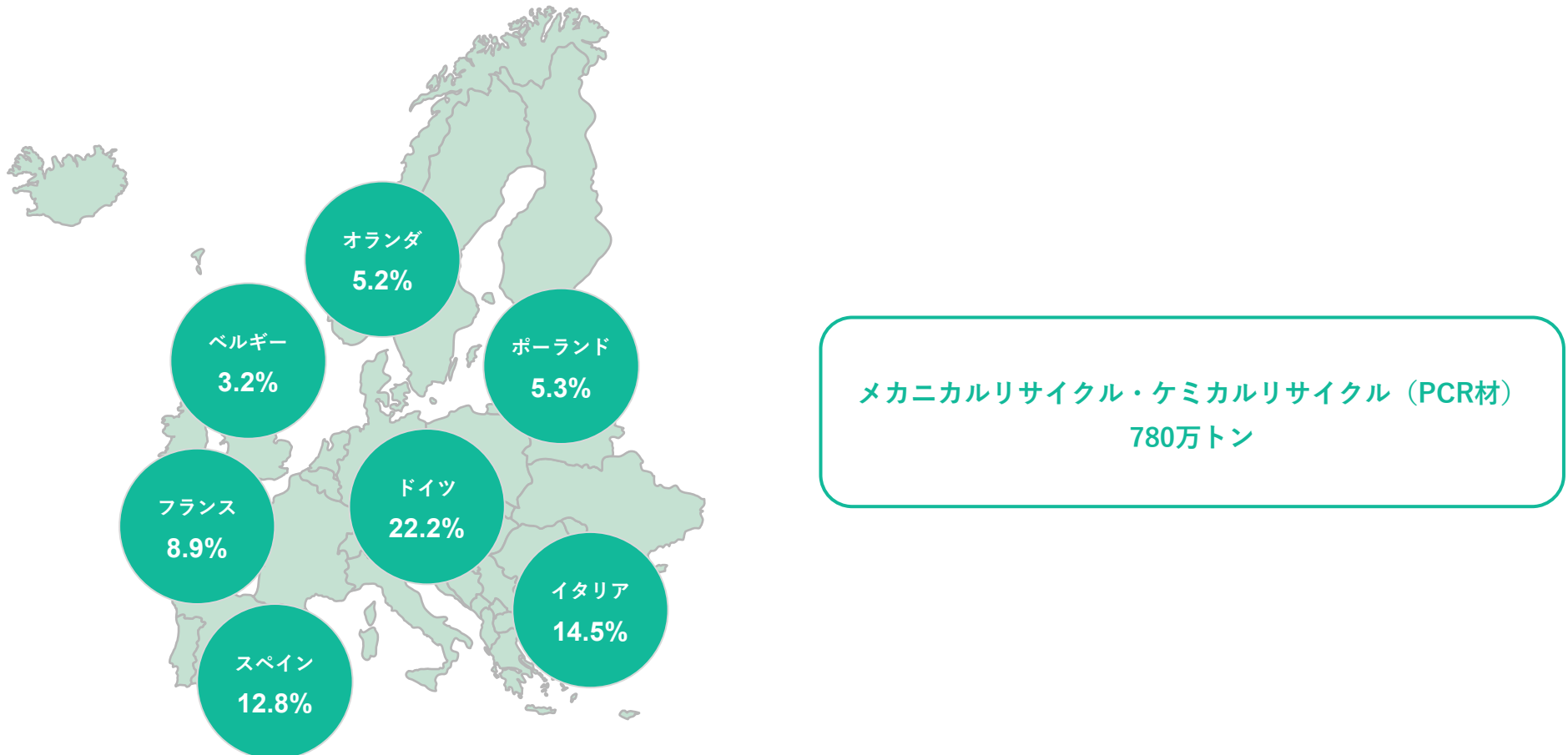


出所：Plastics Europe, "Plastics –The Fast Facts 2025"（2025年10月8日公表）より作成

ヨーロッパにおけるリサイクルプラスチックの供給実態

- EUにおけるプラスチック生産量の総量（5,460万トン、2024年）は、ドイツ、ベルギー、フランス、オランダ、スペインの順に多く、これらの国で64.5%を占める。
- 一方、メカニカルリサイクル及びケミカルリサイクルされたプラスチック（PCR材）の生産量は、2024年で780万トンである。ドイツ、イタリア、スペイン、フランスの4か国でEU全体のリサイクルPCR材の半数を生産している

欧州におけるメカニカルリサイクル・ケミカルリサイクル（PCR材）生産量の国別内訳（2024年）

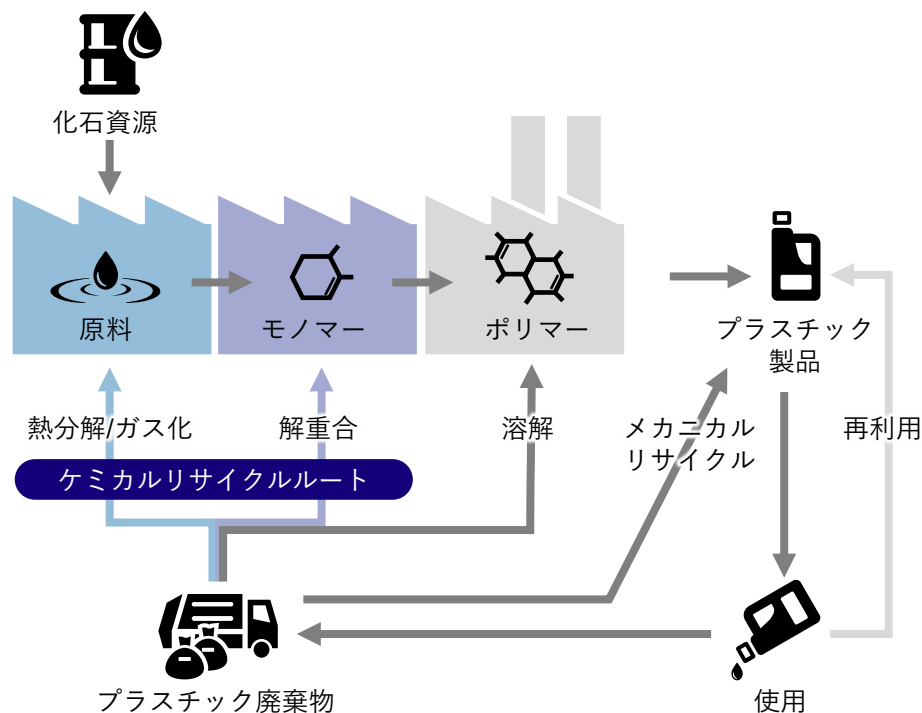


出所：Plastics Europe, “Plastics –The Fast Facts 2025”（2025年10月8日公表）より作成

ケミカルリサイクルに対する関心の高まり

- EUにおいてはメカニカルリサイクルが主流であり、リサイクル材の供給のほぼすべてがメカニカルリサイクルによるものである。
- 他方で、PPWRを契機に幅広い用途の包装における再生材の導入が求められる中で、特に食品や医療用品など求める要件が厳しい用途において、高品質なプラスチックを再生できるケミカルリサイクルに関心が高まっている。
- ケミカルリサイクルは、化学的に分解して化学原料に戻し、再度プラスチック材を製造する手法である。メカニカルリサイクルと比較して高エネルギー・高コストではあるものの、得られる再生材の品質に対する期待が高い。

ケミカルリサイクルの概要



メカニカルリサイクルとケミカルリサイクルの比較

	メカニカルリサイクル	ケミカルリサイクル
概要	使用済製品を機械的に加工・処理し、元の製品やその部品の原料として再資源化するリサイクル手法	使用済み製品に化学的処理を施してモノマーや原料を生成し、製品や製品原料等に再資源化するリサイクル手法
長所	<ul style="list-style-type: none"> ● 低コスト 技術が確立されており、多くのリサイクル工場で導入されている。 ● エネルギー効率 多くの場合、プロセス全体のエネルギー消費量及びCO2排出量をケミカルリサイクルよりも低減可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生品の品質 バージン材と同等の品質のプラスチックを再生し、衛生性や高い品質が求められる製品への再利用が可能。 ● クローズドループ 品質が劣化しないため、半永久的なリサイクルが可能。
欠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 品質の劣化 リサイクルするごとにポリマーが短くなり、強度や透明性等の品質が低下するため、多くは品質要求の低い製品（繊維等）に再生される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー効率 高温・高圧環境下での処理を行うため、多量のエネルギーを消費する。 ● 生産能力 商用化以前の技術が多く、大規模プラントの増設・安定稼働や採算性確保が課題。

出所：PLASTICS EUROPE, "Chemical recycling" <https://plasticseurope.org/sustainability/circularity/recycling/chemical-recycling/> より作成

ケミカルリサイクルのアプローチ

- ケミカルリサイクルの代表的な手段として、モノマー化・油化・ガス化の3つの手法がある。

ケミカルリサイクルに用いられる技術の種類

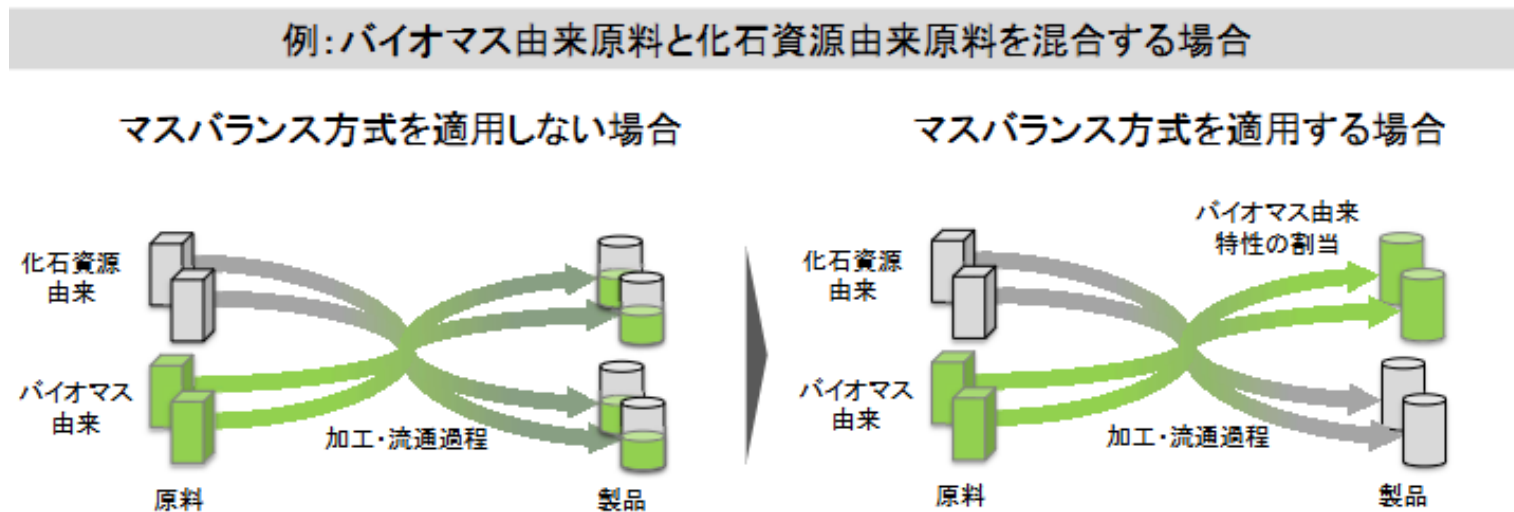
リサイクル技術	概要・特徴
モノマー化 (解重合)	使用済プラスチックを化学反応によってモノマーに分解し、再重合することで同一品質のプラスチックに戻すプロセス。 重縮合系樹脂が主な対象。 PET解重合技術は国内でも実用化済。
油化 (化学原料化)	熱分解や触媒分解等により、ナフサ相当の炭化水素油に転換し、石油化学原料として再利用するプロセス。 混合プラスチックについても対応が可能である 転換後の炭化水素油の品質の安定性や不純物の管理がポイントとなる
ガス化 (化学原料化)	プラスチックを高温でガス化し、合成ガス (CO+H ₂) に変換するプロセス。 合成ガスを製造した後は、化学品の原料も合成可能 原料の自由度が非常に高いが、プロセスが大規模であり、高コストとなる。

出所：日本容器包装リサイクル協会ウェブサイト (<https://www.jcpa.or.jp/law/goals/pla.html>) より作成

ケミカルリサイクルにおけるマスバランスアプローチ

- プラスチックのケミカルリサイクルでは、炭化水素鎖の分解（クラッキング）過程で廃プラやバイオマス由来の原料と化石ナフサ由来のバージン原料が混ざり、分子レベルで起源の識別が不可能となる。このため、投入原料の比率に基づき最終製品へ属性を割り当てるマスバランス方式が活用されている。
- マスバランス方式は複数の原料を混合して製造する際に、投入時の原料比率を最終製品に割り当てることを可能にする。
例) 投入時原料の20%が廃棄プラスチック由来である場合、最終製品の20%分を再生品として割り当てる
- 製造される製品全体で見た際の原料比率は投入時と同等でなければならないが、製造者はこの条件の下において、個々の製品の原料比率を任意に割り当てるのが可能である。
- EU使い捨てプラスチック指令（SUP指令）の下位規則案では、燃料除外式マスバランス方式（プロセス内で燃料として消費された分を除外し、製品のみ環境価値を割り当てるマスバランス方式）の適用検討されている。一方で、正確な環境フットプリントの評価が困難である他、マスバランスの適用条件や対象については業界全体での統一的な規制や基準の整備が不十分である。

マスバランスの概念図



出所：環境省，“マスバランス方式に関する国内外の状況等”（公表：2023年6月）<https://www.env.go.jp/content/000143869.pdf> より抜粋

欧州の各業界団体の「ケミカルリサイクル」に対する見解

- ケミカルリサイクルに対する欧州の主要業界団体の見解・意向は以下のとおり。
- ケミカルリサイクルの必要性や資源循環への貢献について認めている一方、環境負荷に対する懸念からケミカルリサイクルよりもメカニカルリサイクルの優先を主張する意見もある。
- ケミカルリサイクルを推進するにあたり、リサイクルプラスチックの最低含有割合の算定ルールを整備することが喫緊の課題として共通に認識されている。また、マスバランス方式に言及している2団体では、導入に対して肯定的な姿勢を示している。

EuRIC

欧州リサイクル産業連盟

- ケミカルリサイクルはメカニカルリサイクルよりも環境負荷が大きいため、**メカニカルリサイクルが利用可能である場合は、ケミカルリサイクルよりも優先すべき**
- EU域外でのケミカルリサイクルから生産された輸入リサイクル品やリサイクル製品が、リサイクル含有義務を果たすことを目的として、同じ規則に従って計算されることを保証するミラー条項がSUP指令で言及されていないことは残念である

“EuRIC position on the new rules for calculating, verifying and reporting on recycled plastic content under the SUPD” (2025年8月)

Chemical Recycling Europe

ケミカルリサイクル業界を代表する業界団体

- EU加盟国は、**ケミカルリサイクルによってリサイクルされたプラスチックをマスバランスアプローチに基づいて算定すること、及びマスバランスでの管理対象に廃プラスチック由来の燃料製造も含める制度を迅速に導入すべき**
- あらゆる種類のプラスチックを高い純度で分離・精製するには、投入材料の選別技術を高性能にする必要がある
- EUは、**各種のポリマーのケミカルリサイクルに関してEU共通の基準を整備すべき**

“Position Paper on Chemical Recycling” (2023年9月)

“Supply chain letter on the need for mass balance fuel-use exempt for chemical recycling” (2023年11月)

Plastics Europe

欧州のプラスチックメーカーで構成される業界団体

- ケミカルリサイクルは**食品接触用途、医療用途でのプラスチックリサイクルには不可欠な技術**
- 投資計画の履行にあたり、ケミカルリサイクルによる再生原料がリサイクル含有率にカウントされること、また**リサイクル材含有率の測定にマスバランスアプローチが受け入れられることが必要**
- マスバランスアプローチで製造されたりサイクル製品は、「リサイクル原料をxx%使用」と表記するのではなく、「リサイクル原料に換算した場合、xx%の原料使用に相当」とすべき

“Chemical Recycling in Brief” (2022年12月)

“Plastics Europe views on claims made on products using mass balance” (2023年5月)

出所：各団体の公表情報より作成

ケミカルリサイクルプラスチックの生産計画

EUで稼働しているケミカルリサイクルプラント事例

- 10万トンと報告されている生産量に対し、生産能力については現稼働ベースで33万トン/年である。採用されている技術としては、熱分解が大半を占める。これらの施設は、スペイン・ドイツ・ベルギー・オランダ等に集中している。

現状稼働しているケミカルリサイクルプラント事例注

国名	企業名	技術種類	受入れ廃プラ	生産能力	取組概要
スペイン・アルメリア	Plas ic Energy	熱分解	混合廃プラ (PO系)	5,500トン/年	同社のTACOILはSABICやTotalEnergiesのクラッカー原料として用いられ、食品包装向けの「認証済みサーキュラー」ポリマーに転換
スペイン・セビリア	Plas ic Energy	熱分解	混合廃プラ (PO系)	33,000トン/年	同上
スペイン・アスコ	2G Chemical Plastic Recycling	熱分解	混合廃プラ	9,000トン/年	
イタリア・マントバ	Versalis, S.R.S	熱分解	不明	6,000トン/年	
オーストリア・シュヴェヒャート	OMV (ReOil)	熱分解	混合廃プラ	16,000トン/年	パイロットは2018年稼働。プラスチック原料への転換(包装用途を含む)を公表。
デンマーク・スキューヴェ	Quantafuel	熱分解	混合廃プラ	約20,000トン/年	生成油は化学メーカーBASFに供給され、ポリマー化される。
ドイツ・ブラウエン	Tubis AG	熱分解	混合廃プラ	24500トン/年	
ドイツ・フランクフルト	Arcus Greencycling	熱分解	混合廃プラ	4,000トン/年	
ドイツ・メルゼブルク	APK AG	溶剤分離(選択溶解による多層フィルム の分離・回収: Newcycling)	多層フィルム等	8,000トン/年	食品包装由来の多層フィルムを原料としている
ドイツ・ピルマゼンス	Rampf Eco Solutions	溶媒分解	ポリウレタン	15,000トン/年	
ベルギー・アントワープ	Indaver	熱分解	使用済みPS、混合ポリオレフィン	26,000トン/年	高純度スチレンモノマーから食品接触用途のPSへ再転換可能とする旨を公表
ベルギー・ロッテルダム	LyondellBasell Pryme NV	熱分解	混合廃プラ	26,000トン/年	
オランダ・アインホーフェン	BlueAlp	熱分解	混合廃プラ	17,000トン/年	

注：廃タイヤ・ポリウレタンを原料に用いている事例を除外して記載。

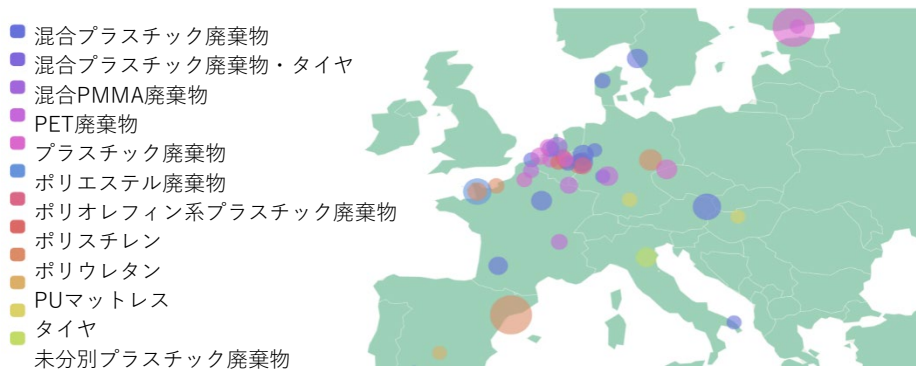
出所：フラウンホーファー環境・安全・エネルギー技術研究所 (UMSICHT) , “Interactive Map shows Chemical Recycling Facilities in Europe” より作成 (2026年1月30日最終アクセス)

ケミカルリサイクルプラスチックの計画投資の見通し

Plastic Europe会員企業によるケミカルリサイクルプラントへの計画投資 [1/2]

- EUのプラスチック関連の業界団体であるPlastics Europeの会員企業によるケミカルリサイクルへの計画投資状況は、2030年には80億ユーロに達する見通し（現状26億ユーロ）。13か国で44件のプロジェクトが検討されており、2030年には現状の生産能力の10倍に当たる280万トンのリサイクル材を製造できるとしている

計画投資が予定されているケミカルリサイクルプラントにおける処理能力



国名	プラント種	処理能力
オランダ	混合プラスチック廃棄物	40,000t
	混合プラスチック廃棄物	20,000t
	プラスチック廃棄物	55,000t
	プラスチック廃棄物	30,000t
	プラスチック廃棄物	20,000t
	ポリスチレン	27,000t
	ポリスチレン	10,000t
	混合PMMA廃棄物	—
	スウェーデン	混合プラスチック廃棄物
チェコ	プラスチック廃棄物	pilot
イタリア	未分別プラスチック廃棄物	pilot
	混合プラスチック廃棄物	6,000t
ベルギー	プラスチック廃棄物	2027年までに65,000t
デンマーク	混合プラスチック廃棄物	20,000t
ハンガリー	タイヤ	出力4,000t

国名	プラント種	処理能力
フィンランド	PET廃棄物	2026年までに40,000t
	プラスチック廃棄物	400,000t
スペイン	ポリウレタン	400,000t
	PUマットレス	2,000t
	混合プラスチック廃棄物	33,000t
	混合プラスチック廃棄物	30,000t
	混合プラスチック廃棄物・タイヤ	15,000t
オーストリア	混合プラスチック廃棄物	200,000t
	ポリエステル廃棄物	200,000t
フランス	ポリウレタン	70,000t
	ポリウレタン	2,500t
	混合プラスチック廃棄物	概要参照
	混合プラスチック廃棄物	70,000t
	PET廃棄物	50,000t
	PET廃棄物	30,000t
	PET廃棄物	15,000t
	プラスチック廃棄物	15,000t
	ポリウレタン	120,000t
	ポリスチレン	100,000t
ドイツ	PET廃棄物	pilot
	混合プラスチック廃棄物	pilot
	混合プラスチック廃棄物	不明
	混合プラスチック廃棄物	4,000t
	混合プラスチック廃棄物	2,500t
	ポリオレフィン系プラスチック廃棄物	50,000t
	タイヤ	現在10,000t 最大100,000t

出所：Plastics Europeウェブサイト（<https://plasticseurope.org/sustainability/circularity/recycling/chemical-recycling/>）より作成（2025年6月時点）

ケミカルリサイクルプラスチックの計画投資の見通し

食品包装グレードを意図しているケミカルリサイクルプラント

- 計画されているケミカルリサイクルプラントのうち、食品包装向けグレードのリサイクルプラへの活用を想定していると考えられる事例を抜粋して、下記の通り整理した。

食品包装利用を想定している可能性の高いケミカルリサイクルプラント例

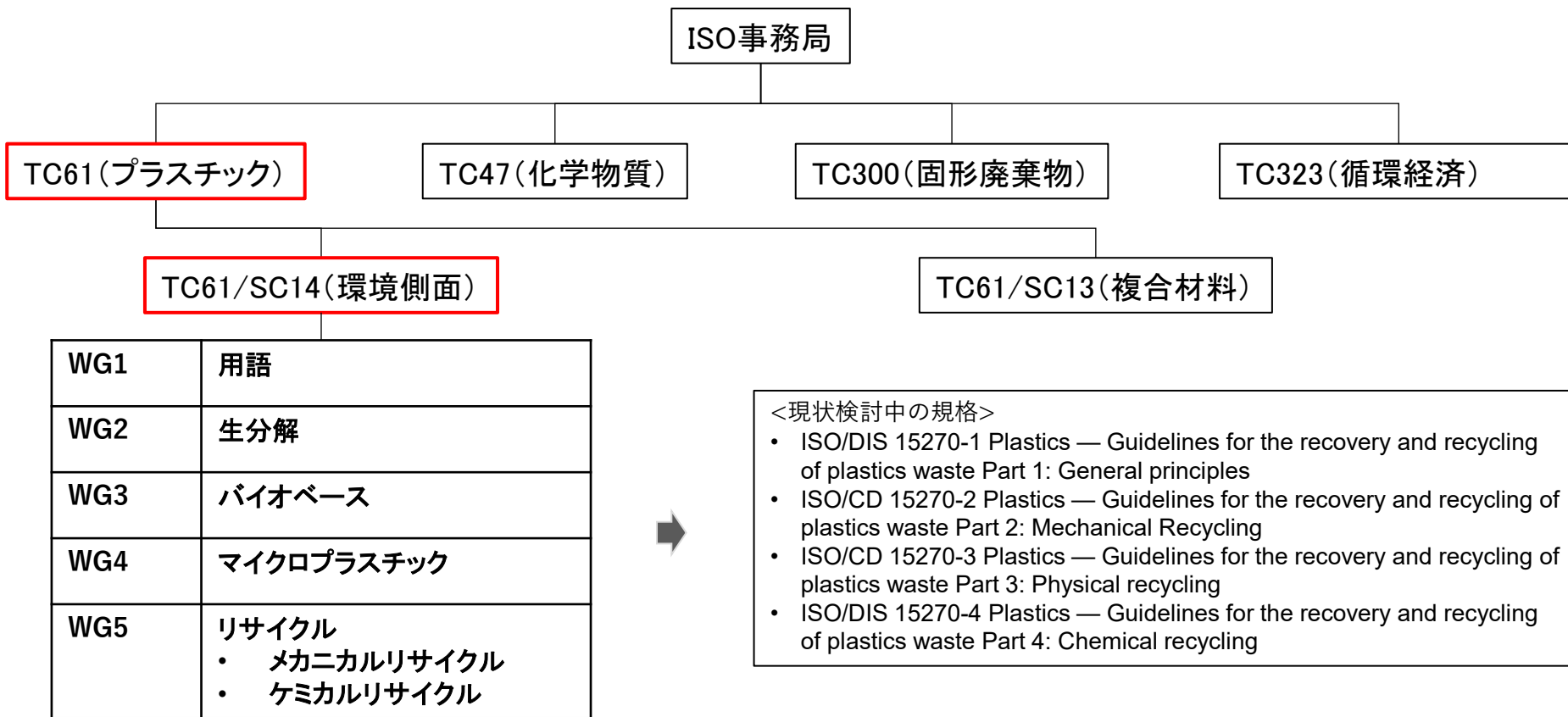
国名	企業名	技術種類	受入れ廃プラ	商用化時期	処理能力	取組概要
フランス・グランピュイ	Plastic Energy TOTAL	熱分解 (油化)	混合系廃プラ	建設中	15,000トン/年	<ul style="list-style-type: none"> フランスにおける初のケミカルリサイクルプロジェクトとして公表。食品グレードのポリマー製造原料としての活用を目指す 2023年3月、Paprec社と、新設プラント向けプラスチック廃棄物（軟包材及びフィルム廃棄物）の供給確保に関する商業契約を締結 プラスチック廃棄物のメカニカルリサイクルユニットも設置。メカニカルリサイクルユニットは、2026年に稼働開始予定
フランス・ノルマンディー	Eastman	モノマー分解	PE系廃プラ	不明	100,000トン/年	<ul style="list-style-type: none"> 2022年にプロジェクトを公表。 フェーズIとして、ヨーロッパ全土の110,000トンを超えるリサイクルが難しいポリエステル廃棄物のリサイクル、フェーズIIとして、プラントの処理能力は年間200,000トン以上を見込む。 LVMHビューティー、エスティローダーカンパニーズ、クラランス、プロクター・アンド・ギャンブル、ロリアル、ダノン等のブランドと基本合意書を締結し、認証されたりサイクル素材を購入する複数年契約を交わしている。
オランダ・ヘーレン	SABIC Plastic Energy	熱分解 (油化)	混合廃プラ	2025年8月～バッチ生産開始	20,000トン/年	<ul style="list-style-type: none"> 2025年後半には商業稼働を予定。 SABICが新設した水素化処理装置で処理され、SABICのTRUCIRCLE™ポートフォリオの一部である認証循環型ポリマーの代替原料として使用
ドイツ・ヴェッセリング	LyondellBasell MoReTec	モノマー分解	混合廃プラ (PO系)	2026年予定 建設中	50,000トン/年	<ul style="list-style-type: none"> 医療用途や食品包装など、高純度基準を備えた幅広い用途に使用を想定

出所：各社ウェブサイトより作成

(参考) プラスチックリサイクルに関連するISO動向

- CENの規格に関する動向については、1-3. (2) EUにおける制度検討状況でも触れた通りである。CENはISO事務局の一員であることから、将来的にはISO規格にも波及する可能性がある。
- プラスチック廃棄物の回収およびリサイクルに関するガイドラインについては、日本より提案されたISO 15270:2008で規定されているが、現状順次改定の作業中である。既にISO 15270-5:2025として有機・生物学的リサイクルに関する規格は成立。

ISO事務局における組織図及びプラスチックのリサイクルを取り扱う組織



出所：図については、化学研究評価機構 高分子試験・評価センター提供資料を一部加工

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1-4. リサイクルプラスチックの最低含有割合に対する対応の方向性

- (1) EUにおけるリサイクルプラスチック材の供給に関する動向
- (2) 日本国内の現状
- (3) 事業者における対応検討事例

再生材の利用に向けた国内の動き

<業界独自の取組>

- 国内では食品容器の設計時の環境配慮要件について、各業界団体が主導して自主的なガイドラインを作成してきた経緯がある。
 - プラスチック：プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針（プラスチック容器包装リサイクル推進協議会, 2020年）
 - 段ボール：段ボール製容器包装の自主設計ガイドライン（2023年・段ボールリサイクル協議会） 等

<資源有効利用促進法の改正>

- 2025年5月に資源有効利用促進法の改正案が成立し、26年4月の施行に向け動きだしている。再生資源の利用計画策定・定期報告及び環境配慮設計の促進が今次の改正のポイントである。
 - 2025年8月には、再生資源（脱炭素化再生資源）の利用義務化について、再生プラスチックの利用拡大を主導していく業界の1つとして容器包装が指定された。なお、プラスチック容器包装には、食品接触包装は含まれていない。

資源有効利用促進法における脱炭素化再生資源の利用の考え方

指定要件	プラスチック
①脱炭素化の観点 ・天然資源に比べて、再生資源を利用することでその原材料のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出量を大きく低減できること ・世界的に脱炭素に資する製品に必要な資源の需要が増加する中で脱炭素社会の形成のために必要不可欠な製品に利用される資源であること。	プラスチックを再生資源として利用することにより、二酸化炭素の量を大きく低減可能。
②海外依存度の高さから安定的な供給が求められること。	プラスチックの原料となる石油は輸入依存度が高い。
③技術的・経済的に再生資源の利用が可能※ではあるものの、量・質の確保等の課題があり、政策的な措置が必要であること。 ※「技術的に可能」：現在の技術水準等を考慮してその技術的可能性があること。 ※「経済的に可能」：設備投資による負担が著しく過重であるなど、経済的におよそ不可能なものではないこと。 （出典：資源有効利用促進法逐条解説）	再生プラスチックの利用に関しては、技術的・経済的にも利用が可能な状況であるが、国内廃プラスチックが年間800～900万トン発生しているにもかかわらず、そのうち国内での再生資源の利用率は5%程度に留まっている。

再生材の利用に向けた国内の動き

<各種タスクフォースでの検討>

- 国内では、経済産業省が設立した、産学官のパートナーシップであるサーキュラーパートナーズ（CPs）傘下のプラスチック容器包装WGにおいて、日本の大手企業を中心に、食品用途にも活用可能なプラスチック容器の水平循環システムの構築を目指し、議論が進んでいる。なお飲料用PETボトルは同WGの対象外。
 - 同WGでは、2030年までに再生プラスチック30%利用を達成とする目標を掲げている
- また2025年度には、農林水産省が官民合同の「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」を設置。プラスチック再生材利用を主軸とするプラスチック資源循環に関する取組方向を官民で戦略的に議論・検討する場が設定。

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1-4. リサイクルプラスチックの最低含有割合に対する対応の方向性

- (1) EUにおけるリサイクルプラスチック材の供給に関する動向
- (2) 日本国内の現状
- (3) 事業者における対応検討事例

ボトルto ボトルでのリサイクル材の活用

- 国内の食品包装におけるリサイクルプラスチックの使用については、代表的な事例としてPETでの「ボトルtoボトル」が挙げられる。日本では2011年にペットボトルの水平リサイクル技術が確立されて以来、国内で広く再生・利用されている。
- ペットボトルにおいては、メカニカルリサイクルによる水平リサイクルに加え、ケミカルリサイクルによるボトルtoボトルの再生も行われている。

ペットボトルの水平リサイクルプロセス

- 非リサイクルのペットボトルは化石由来原料からPET樹脂が精製され、成形を経て製品化される。ペットボトルのメカニカルリサイクルでは、粉碎処理、洗浄、高温・減圧下での処理を経て不純物が除去され、PET樹脂が精製される。
- ペットボトルのリサイクルでは、メカニカルリサイクルがコスト及びCO2排出量が最も少ない手法とされる一方、再生処理する過程でボトルに色味がつくことが課題である。
- 2018年には、従前の再生手法からさらに10%のCO2排出量を削減する「FtoP（フレイクtoプリフォーム）ダイレクトリサイクル技術」が開発され、多数の製品で実装・販売されている。

リサイクルペットボトルの導入事例

- 国内で初めてペットボトルの水平リサイクル技術を確立したサントリーHDは、現在においてリサイクルペットボトルを全国で展開し、製品中のサステナブル素材比率（重量比）は2023年時点で53%となっている。
- なお、同社では2012年にメカニカルリサイクルによる再生素材のみで成形したペットボトルを導入しており、現在は茶、ワイン、コーヒー等でリサイクル素材100%のペットボトルを採用している。

プラスチックフィルムでのリサイクル材の製造

- 工業用途のフィルムではリサイクルフィルムの活用事例があるものの、食品接触用途では販売されている事例は確認されていない。
- リサイクルフィルムでは、使用済みPETボトルを原料として使用する「ボトルtoフィルム」が一般的である中、2020年以降には「フィルムtoフィルム」の水平リサイクルの開発が進み、素材メーカー等で再生フィルムを採用した製品が上市している。

上市済み製品に実装されたフィルムの水平リサイクル事例

企業名	原料及び製品	段階	概要
東レ株式会社	PETフィルム → PETフィルム	上市済	積層セラミックコンデンサの製造工程において、セラミックのコーティングに使われるベースフィルムを再生利用するシステムを確立。
株式会社パンテック	LDPEフィルム → 再生フィルム	上市済	メカニカルリサイクルにより使用済みストレッチフィルムからプラスチック原料を再生し、ストレッチフィルム（再生材40%使用）、ポリ袋（再生材60%使用）を製造。
花王株式会社	PA・PE・PETを含む複層フィルム → 再生PETを含むフィルム	上市済	2021年に和歌山県で水平リサイクル用のプラントが稼働し、使用済み詰め替えパックから再生詰め替えパックを製造。衣類用洗剤等の包装に採用され、2023年に発売されている。ただし、再生包装はPA、PE、PET等を含む複層材であり、その内層の一部にリサイクル樹脂を使用している。

開発中のフィルム水平リサイクルプロセス事例

企業名	原料及び製品	段階	概要
TOPPAN株式会社 三菱ケミカルグループ 共栄社化学	複合プラスチックフィルム → 再生フィルム（種類不明）	開発中	3社が共同で包装材料のメカニカルリサイクル生産プロセスの実証試験を開始し、プラスチックフィルムの水平リサイクルを検証（2023年）。2027年の社会実装を目指す。
TOPPAN株式会社 三井化学 三井化学東セロ	OPPフィルム → OPPフィルム	開発中	凸版印刷において印刷調整等で発生する廃OPPフィルムを三井化学が回収・印刷除去・造粒を行い、三井化学東セロが再生OPPフィルム化（2023年8月）。2025年の社会実装を目指す。

出所：

東レ株式会社, “フィルム事業本部が共創先とひろげる「リサイクルの環」” <https://www.circular.toray/contents/article4.html>

株式会社パンテック, グリーンプロダクト開発・提供 <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000018.000059844.html>

花王株式会社, ニュースリリース <https://www.kao.com/jp/newsroom/news/release/2023/20230516-001/>（最終アクセス：2026.1.29）、

三井化学株式会社, ニュースリリース https://jp.mitsuichemicals.com/jp/release/2023/2023_0802/index.htm（最終アクセス：2026.1.29）

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1-5. EU域内での食品包材関連規制

- (1) EUにおける食品包装材関連規制
- (2) EU加盟国での議論状況

包装材のリサイクルに関する国際的な議論動向

■ 包装全般に関する議論の動向

- コーデックス委員会では米国を中心に、食品包装へのリサイクル材料の使用において、食品安全考慮事項に関するリサイクルガイドンスを整備する方向性で議論が進められていた。本計画は1年遅れており、2026年に開催される第19回食品汚染物質部会（CCCF19）でガイドラインドラフトが公表される予定
- 包装のリサイクル設計については、WPO、Circular Analytics、FH Campus University of Applied Sciences、ECR Community によって、2022年に「PACKAGING DESIGN FOR RECYCLING」が公表。（日本語版は2024年1月に包装技術協会により公表）。様々な団体が、近年包装のリサイクル設計に関するガイドラインを更新。
 - FBCA, Liquid Packaging Cartons: Design For RECYCLING GUIDELINES（2025年）
 - CPI Design for Recyclability Guidelines（2024年2月更新）
 - APR Design® Guide for Plastics Recyclability（2024年各種更新） 等

■ プラスチックに関する議論の動向

- プラスチック汚染に関する国際的な議論の場である第5回政府間交渉委員会再開会合（INC5.2）は2025年8月に開催。プラスチックの生産規制を巡って意見が対立し、合意は先送り。
- EUでは、使い捨てプラスチック指令の文脈で、ケミカルリサイクルの考え方が燃料除外式マスバランスアプローチを用いて検討されている。他分野ではあるが、ELV規則における再生プラスチック材利用目標がPPWR同様に明記。

EUにおける食品包装材関連規制の概要

- EUにおける食品包装の規則は、食品安全の観点から古くから存在する。規則(EC)1935/2004が枠組み規則であり、食品接触材（FCM）の規制に係る一般原則が示されている。このほかプラスチックに関連して2つの規則が存在する。
- 近年環境観点の議論から、使い捨てプラスチック指令・PPWRが採択されており、異なる文脈における議論を両にらみで確認する必要がある。

食品安全の観点

一般法制

枠組み規則
規則(EC)1935/2004

適合製造規範（GMP）規則
規則(EC)2023/2006

特定材料に関するEU法

プラスチック規則
規則(EU)10/2011

FCM再生プラスチック規則
規則(EU)2022/1616

※この他、再生セルロースフィルム、セラミック等に係る規則あり

特定物質に関するEU法

BPA・ビスフェノール誘導体規則
規則(EU)2024/3190

※この他、エポキシ誘導体等に係る規則あり

環境の観点

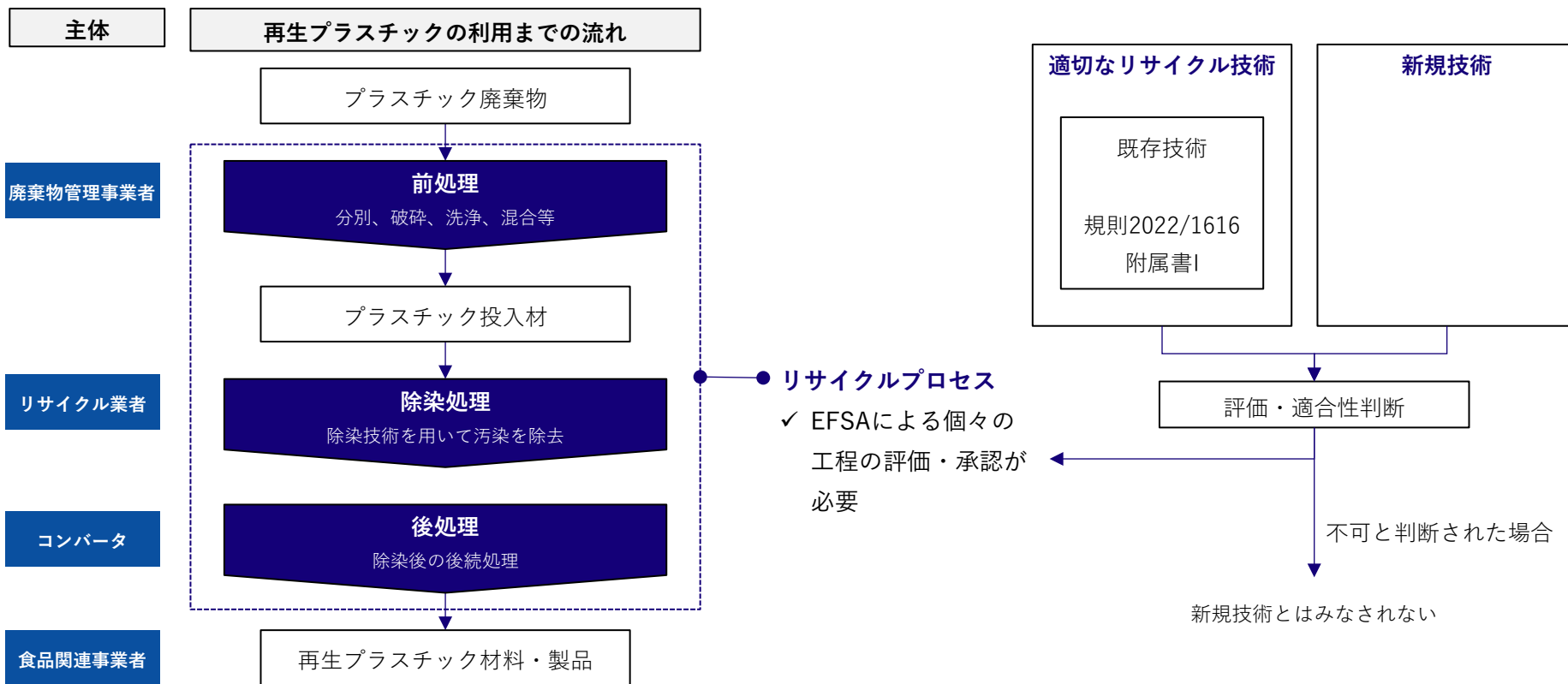
使い捨てプラスチック指令
指令2019/904

包装及び包装廃棄物規則
規則（EU）2025/40

EUにおける食品接触材のリサイクルの仕組み

- 食品接触材のリサイクルは、EU食品接触材再生プラスチック規則2022/1616に基づき、EFSAの認可が必要である。
- EFSAで現状認められている技術（附属書I：既存技術）は「使用済みの物理的PETリサイクル」あるいは「閉鎖的で管理されたチェーン内の製品ループからのリサイクル」の2種類のみである。食品包装で利用されるPO（PP・PE）においてはリサイクル技術として認可されているものがない。ケミカルリサイクルは既存技術には含まれず、「新規技術」としてみなされる。
- ただし、ケミカルリサイクルにより、プラスチック食品接触材料に関する規則（EU）No 10/2011の連合認可物質リストに掲載された物質を製造する場合は本制度の対象外である。

食品接触材（FCM）のリサイクルプロセス



出所：Regulation(EU)2022/1616、plaplat「【最新動向解説】欧州の食品接触材料における再生プラスチックの法規制」（https://division.nagase.co.jp/plaplat/sustainable_solution/regulation/mizuho03/）より作成

2025年後半から2026年にかけてのPPWRに関連する動向

- 2025年後半から2026年にかけて、PPWRに関連した議論は以下のとおり。

時期	各種動向	EU域内への対策（一部域外にも係る内容含む）	EU域外への対策
2025年 11月	欧州委員会「EU登録簿の管理、適合文書、及び執行に係るその他の事項に関し、食品接触用再生プラスチック材料及び成形品規則（EU）2022/1616を改正するXXX付欧州委員会規則（EU）.../...」 ※非公開だが、検索ツールにて存在	● 電子登録システム導入	● PETのメカニカルリサイクル（MR）を対象に税関商品コードを導入 ● 適合宣言に、A（プロセス）、B（払出し品）に加え、新たにC（部品）とD（分別回収品）を導入 ● 所管の官庁（CA）の要求により3営業日までに説明資料（SD）提出を義務化
2025年 12月	欧州委員会「包装及び包装廃棄物規則(EU)2025/40のいくつかの措置を解釈する欧州委員会通知」(2025.12.9) ※非公開だが、検索ツールにて存在	● PPWR条文解釈に関するガイドライン	
	欧州委員会政策パッケージ「環境法における行政負担の簡素化」(2025.12.10) 欧州委員会「欧州の循環型経済を促進し、プラスチックリサイクルを強化するための新たな対策パッケージ」(2025.12.23)	● PPWRとSUP指令の下、EPR制度に係る公認代理人制度の運用を2035年1月1日まで延期 ● メカニカルリサイクルと溶剤ベースリサイクル品に「プラスチック廃棄物がEU全体で廃棄物でなくなる基準」を提案 ● PETボトルにマスバランス方式に基づくケミカルリサイクル採用を提案	● PETを対象に、中国にアンチダンピング措置、インドに反補助金関税発動 ● フランス国立プラスチック・複合材料工業技術センターなどが開発したバージン材・リサイクル材を識別する分析ツール（非公開）を各加盟国の税関管理ラボに配備 ● 域外で稼働しているリサイクル施設の施行状況について適宜監査を実施
2026年 1月	欧州委員会共同研究センター（JRC）「包装及び包装廃棄物規則の下、EUで調和された廃棄物の分別ラベルに係るJRC技術提案」(2026.1.13)	● PPWR第12条、第13条下位法：ラベルに係る技術提案	
	欧州委員会貿易保護措置委員会(2026.1.14 & 2.4) ※審議資料非公開 欧州委員会廃棄物委員会(2026.1.16) ※審議資料非公開	● PPWR第5条(5)下位法：懸念のある物質（PFAS） ● PPWR第44条(14)下位法：EPR登録と報告	● 域外の国に対するアンチダンピング措置等官報掲載案8件 ● PPWR第7条(10)下位法：第3国で生産されるリサイクル材の同索性
2026年 2月		● SUP指令第6条(5)下位法：PETボトルのリサイクル有率計算と検証方法、マスバランス方式に基づくケミカルリサイクル導入採択	
2026年 3月	欧州標準化機構（CEN）（2026.3.25予定）	● PPWR第6条下位法：リサイクル性能等級関連欧州標準（EN）14件発行予定	

出所：化学評価研究機構 石動氏提供資料を一部改変

1. 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する調査

1-5. EU域内での食品包材関連規制

- (1) EUにおける食品包装材関連規制
- (2) EU加盟国での議論状況

加盟国の国内法におけるPPWRへの適応の検討

- PPWRにおいては、EU加盟国がEUレベルの目標よりさらに上回った目標を設定するための裁量を与えられている。
- 加盟国は、国における軽量プラスチック製買い物袋（厚み50 μ m以下）の消費の持続的削減を達成するための措置の構築と共に、1人当たりの包装廃棄物目標、素材別リサイクル率に対するより高い目標の導入が認められている。

加盟国が目指すべき1人当たりの包装廃棄物量目標

達成目標	2030年	2035年	2045年
1人当たりの包装廃棄物量の削減率（2018年対比）	5%	10%	15%

素材別リサイクル率の目標

各素材	2025年12月31日	2030年12月31日
すべての廃棄物におけるリサイクル比率	65%	70%
プラスチックの最低リサイクル比率（重量ベース）	50%	55%
木材の最低リサイクル比率（重量ベース）	25%	30%
鉄金属の最低リサイクル比率（重量ベース）	70%	80%
アルミニウムの最低リサイクル比率（重量ベース）	50%	60%
ガラスの最低リサイクル比率（重量ベース）	70%	75%
紙及び段ボールの最低リサイクル比率（重量ベース）	75%	85%

PPWRへの適応の検討 ① フランス

フランス

- フランスでは、2020年に包装廃棄物の循環利用に係る国内法（AGEC法、2025年に一部改正）を制定しており、部分的にはPPWRが定める要件を先行してカバーあるいはより厳格な水準で規定する。
- 特に使い捨てプラスチックに関しては、一部包装の禁止も含めSUP指令の導入に合わせて、先行して規制が導入。既に独自の分別廃棄ラベル表示として、Triman logoを導入しているが、調和したラベルの採択が予定されており、廃止される可能性あり。

フランス国内法（AGEC法）とPPWRの主要な要件の比較

	項目	国内法で規定される要件	PPWRで規定される要件	フランス国内へのPPWRの影響
PPWR発効以前から同等若しくはより高い目標を掲げている事項	再利用目標	2027年までに、全ての産業において流通する包装に占める再利用包装材の比率を10%にする（9条）	2030年までに、輸送用包装では40%、段ボール以外の箱型包装、飲料では、流通する包装に占める再利用包装材の比率を10%にする（より詳細な定義有）	既に先行してより高い目標を導入済
PPWR要件が国内法を上回る事項	包装廃棄物削減	包装廃棄物の削減総量に関する目標設定はなし	2030年までに一人当たり廃棄物削減量を5%、35年までに10%、40年までに15%削減（2018年比）	PPWR施行に伴い、目標が導入される見込み
	リサイクル可能性	リサイクル可能性に応じたEPR手数料の変動やエコデザインの促進を定める（72条）	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可。リサイクル性能等級で評価	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可
	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合	2025年1月1日までに再生プラスチックの使用率を100%にすることを指すが、努力目標であり、拘束力のある具体的な含有率義務はなし	2030年までに使い捨て飲料用ボトルで30%以上、その他のプラスチック包装で10%～35%の再生材含有	PPWR施行に伴い、多種製品で再生材の含有が必要であると予測

出所：Ministère de la transition écologique et solidaire, "Loi Anti-gaspillage pour une économie circulaire"、及びEU官報, "Regulation (EU) 2025/40"より作成

ドイツ

- ドイツでは、2019年に施行されたVerpackGがVerpackDGに改正。PPWRの適用に合わせて2026年8月に施行予定となっている。VerpackDGでは、PPWRの基本要件を上回る、若しくは先行する要件が存在する。

ドイツ国内法（VerpackDG）とPPWRの主要な要件の比較

	項目	国内法で規定される要件	PPWRで規定される要件	ドイツ国内へのPPWRの影響
PPWR発効以前から同等若しくはより高い目標を掲げている事項	再利用目標	国内で消費される飲料の70%を再利用可能な包装容器で充填することを求める（1条3項）	2030年までに、上市する飲料の10%以上を再利用可能とする	PPWRよりかなり高い目標を設定。国内法の要件には義務的拘束力はない。
	素材別リサイクル目標	プラスチック全体のリサイクル率を2028年1月1日以降は75%（メカニカルリサイクルでは70%）、2030年1月1日以降は80%（同75%）とすることを求める（33条2項）	プラスチック包装廃棄物のリサイクル率は、2025年末までに50%、2030年までに55%を目標	PPWRよりかなり高い目標を設定。
PPWR要件が国内法を上回る事項	包装廃棄物削減	具体的な廃棄物発生量の総量削減目標はない（14条1項）	2030年までに一人当たり廃棄物削減量を5%、35年までに10%、40年までに15%削減（2018年比）	PPWR施行に際して目標が導入される見込み
	リサイクル可能性	リサイクル可能性が高い包装についてはシステム利用料を優遇するインセンティブ制度の設計を求める（21条）	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可。リサイクル性能等級で評価	国内法ではリサイクルしやすい設計へ誘導するためのインセンティブを導入済
	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合	2030年までに飲料用ボトルで30%以上（35条）	2030年までに使い捨て飲料用ボトルで30%以上、その他のプラスチック包装で10%～35%の再生材含有	飲料用ボトル以外についても再生材含有が必要

出所：BMUKN, “VerpackDG Referentenentwurf”、及びEU官報, “REGULATION (EU) 2025/40”より作成



スペイン

- スペインの国内法（Ley 7/2022、Real Decreto 1055/2022）には、PPWRのスケジュールよりも早期に適用されている規制が存在。
- また、再利用不可能なプラスチック包装容器の製造・輸入・EU内取得に対し、プラスチック1kgあたり€0.45を課税する措置を導入している

スペイン国内法（Ley 7/2022、Real Decreto 1055/2022）とPPWRの主要な要件の比較

	項目	国内法で規定される要件	PPWRで規定される要件	スペイン国内へのPPWRの影響
PPWR発効以前から同等若しくはより高い目標を掲げている事項	再利用目標	2030年までに、上市する飲料の10%以上、ミネラルウォーターでは40%以上、清涼飲料水では70%以上、ビールでは85%以上を再利用可能とする（Real Decreto 1055/2022, 8条）	2030年までに、輸送用包装では40%、段ボール以外の箱型包装、飲料では、流通する包装に占める再利用包装材の比率を10%にする（より詳細な定義有）	特定の飲料カテゴリではPPWRを上回る目標が導入済
PPWR要件が国内法を上回る事項	包装廃棄物削減	2010年比で2025年に13%削減、2030年に15%削減（Ley 7/2022, 7章）	2030年までに一人当たり廃棄物削減量を5%、35年までに10%、40年までに15%削減（2018年比）	PPWRは2018年を基準年としており、ベースラインの設定に差あり
	リサイクル可能性	特に記載なし	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可。リサイクル性能等級で評価	PPWR施行に伴い、規定が導入される見込み
	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合	PETボトルでは2025年に25%、全プラスチックボトルでは2030年に30%の目標を設定（Real Decreto 1055/2022, 11条）	2030年までに使い捨て飲料用ボトルで30%以上、その他のプラスチック包装で10%～35%の再生材含有	ボトル以外のプラスチック容器に対して、再生材の含有が必要

出所：MITECO, “Ley 7/2022”、同省, “Real Decreto 1055/2022”、及びEU官報, “REGULATION (EU) 2025/40”より作成



オランダ

- オランダの国内法 (Besluit beheer verpakkingen) はEUの旧包装廃棄物指令 (94/62/EC) を国内に実装するために制定されたものであり、多くの面でPPWRの要件の方が厳格である。

オランダ国内法 (Besluit beheer verpakkingen) とPPWRの主要な要件の比較

	項目	国内法で規定される要件	PPWRで規定される要件	オランダ国内へのPPWRの影響
PPWR発効以前から同等若しくはより高い目標を掲げている事項	—	—	—	—
PPWR要件が国内法を上回る事項	包装廃棄物削減	国レベルでの削減数値目標の明記なし ※包装の最小化の要件は導入 (3条2項)	2030年までに一人当たり廃棄物削減量を5%、35年までに10%、40年までに15%削減 (2018年比)	定量的かつ段階的な削減義務への対応が必要
	リサイクル可能性	包装は廃棄物の発生をできる限り防ぐような方法で設計、製造をすることが要求される。リサイクルが容易になるよう設計する要件は、このうち選定可能な要件の1つ (3条4項)	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可。リサイクル性能等級で評価	PPWR施行に伴い、規定が導入される見込み
	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合	包装の製造において可能な限り多くのリサイクル材を使用することが努力義務 (3条4項)	2030年までに使い捨て飲料用ボトルで30%以上、その他のプラスチック包装で10%~35%の再生材含有	PPWR施行に伴い、多種製品で再生材の含有が必要であると予測
	再利用目標	再利用や再利用可能についての定義はあるが、数値目標はなし (3条1項)	2030年までに、輸送用包装では40%、段ボール以外の箱型包装、飲料では、流通する包装に占める再利用包装材の比率を10%にする (より詳細な定義有)	PPWR施行に伴い、目標が導入される見込み

出所： Ministerie van Infrastructuur en Waterstaat, “Besluit beheer verpakkingen”、及びEU官報, “REGULATION (EU) 2025/40”より作成



オーストリア

- オーストリアの国内法（Verpackungsverordnung）はEUの旧包装廃棄物指令（94/62/EC）及びSUP指令を国内法化するものであり、多くの面でPPWRの要件の方が厳格である。
- リサイクル目標ではPPWRに先行して同等レベルの規定が整備されている。

オーストリア国内法（Verpackungsverordnung）とPPWRの主要な要件の比較

	項目	国内法で規定される要件	PPWRで規定される要件	オーストリア国内へのPPWRの影響
PPWR発効以前から同等若しくはより高い目標を掲げている事項	素材別リサイクル目標	PPWRと同等の数値を目標として設定（5条）	プラスチック包装廃棄物のリサイクル率は、2025年末までに50%、2030年までに55%を目標	既に先行して同程度の目標を導入済
PPWRの要件が国内法を上回る事項	包装廃棄物削減	国全体での具体的な総量削減率や一人あたりの削減目標に関する規定はなし	2030年までに一人当たり廃棄物削減量を5%、35年までに10%、40年までに15%削減（2018年比）	PPWR施行に伴い、目標が導入される見込み
	リサイクル可能性	リサイクル可能であることが基本要件として定められているが、その基準は定性的な記述にとどまる（4条）	2030年以降、重量ベースで70%以上リサイクル可能でない包装は上市不可。リサイクル性能等級で評価	PPWR要件に合わせた評価が必要。追加検討が発生する見込み
	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合	2025年より、飲料用ペットボトルに対し、平均25%のリサイクルプラスチック含有を義務付ける（4条）	2030年までに使い捨て飲料用ボトルで30%以上、その他のプラスチック包装で10%～35%の再生材含有	PPWR施行に伴い、飲料用PETボトル以外にも再生材の含有が必要
	再利用目標	再利用の促進には言及するものの、事業者に対する具体的な再利用率の数値目標はなし（1条）	2030年までに、輸送用包装では40%、段ボール以外の箱型包装、飲料では、流通する包装に占める再利用包装材の比率を10%にする（より詳細な定義有）	PPWR施行に伴い、目標が導入される見込み

出所：BMK, “Verpackungsverordnung”、及びEU官報, “REGULATION (EU) 2025/40”より作成

2 EU 共通農業政策（CAP）に関する調査・動向分析

小目次

2 EU 共通農業政策（CAP）に関する調査・動向分析**2-1. 調査の概要**

p.107

- (1) 調査項目
- (2) 調査対象国の農業概況の農業概況
- (3) 調査対象国のCAP予算額（2023年～2029年）の比較

2-2. 各国におけるCAP戦略計画の内容

p.136

- | | |
|----------------|----------|
| (1) CAP戦略計画の概要 | (4) オランダ |
| (2) ドイツ | (5) イタリア |
| (3) フランス | |

2-3. 主要国の中山間地域政策

p.181

- | | |
|------------------|------------|
| (1) EU中山間地域施策の概要 | (4) ポーランド |
| (2) ドイツ | (5) オーストリア |
| (3) フランス | (6) スペイン |

2-4. 主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

p.228

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 | (4) ポーランド |
| (2) ドイツ | (5) オーストリア |
| (3) フランス | (6) スペイン |

2-5. 次期共通農業政策（2028-）改革案

p.282

- (1) 次期多年度財政枠組み（MFF）の動向
- (2) 次期共通農業政策（CAP）の動向

2

EU 共通農業政策（CAP）に関する調査・動向分析

1. 調査の概要

- (1) 調査項目 …p.108
- (2) 調査対象国の農業概況 …p.111
- (3) 調査対象国のCAP予算額（2023年～2029年）の比較 …p.132

本章で設定した調査項目

- 本章においては、CAP戦略計画における取組実績を調査すると共に、農村振興施策のうち中山間地域への支払いであるANC支払いに加え、世代交代施策である青年農業者所得支持（CIS-YF）及び青年農業者・新規就農者・農村事業開業（INSTAL）に焦点を当てた調査を実施した。
- なお、いずれの施策についても、各国が導入している中山間地域ないし世代交代むけの施策のうちの1つであることから、今年度の調査においては、調査対象とする地域を選定の上、地域で導入されている施策全体を分析している。調査対象国は以下のとおり。

各国で導入されているCAP戦略計画の分析

- 各国で導入されているCAP戦略計画の進捗状況を取りまとめると共に、CAP農村振興施策の内、関連する中山間地支払い・世代交代施策の調査を実施

<調査対象国>

	フランス	ドイツ	オーストリア	ポーランド	スペイン	イタリア	オランダ
CAP戦略計画への取組状況、実績	○	○				○	○
中山間地域支払い	○	○	○	○	○		
世代交代施策	○	○	○	○	○		



次期CAP（2028年～）の分析

- 2025年度中に公表された次期多年度財政枠組（MFF）、CAP規則案の概要の取りまとめ

有識者検討委員会の実施状況

- 本章に関連しては、計3回の検討委員会を開催している。開催日および委員構成は以下に示す通り。

有識者検討委員会の開催

検討会	開催日	各検討会の議題
第1回検討会	2025年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> 調査・分析方針のご共有 調査の方向性に関するご相談 現地調査案のご共有・ご相談
第2回検討会	2025年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> 調査進捗のご共有 現地調査のご相談
第3回検討会	2026年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> 調査報告書の分析の方向性に関するご相談

有識者検討委員会の構成メンバー

有識者氏名	ご役職
石井 圭一	東北大学大学院 農学研究科 教授
石倉 研	龍谷大学 政策学部 准教授
田上 隆一	一般社団法人 日本生産者GAP協会 理事長
平澤 明彦	株式会社農林中金総合研究所 リサーチ&ソリューション第1部 理事研究員

現地調査の実施

- また、2025年12月3日～12月17日にかけて、フランス、ドイツ、スペイン、オーストリアの4か国へ渡航し、調査を実施した。

現地調査における調査項目

調査テーマ	主なヒアリング事項
中山間地施策	<ul style="list-style-type: none">• 条件不利地域における農業の特徴、直面している課題• 条件不利地域の農業者によく活用されている施策・補助金（CAP及び地域独自施策）
世代交代施策	<ul style="list-style-type: none">• 地域の世代交代の進捗状況や課題• 農業経営の継承プロセス• 世代交代の促進に寄与している施策や制度、その他の要素
次期CAPの内容	<ul style="list-style-type: none">• 次期CAP案への期待や懸念、要望• 世代交代戦略について、導入を検討している内容

2

EU 共通農業政策（CAP）に関する調査・動向分析

1. 調査の概要

- (1) 調査項目 …p.108
- (2) 調査対象国の農業概況 …p.111
- (3) 調査対象国のCAP予算額（2023年～2029年）の比較 …p.132

調査対象国における農業概況

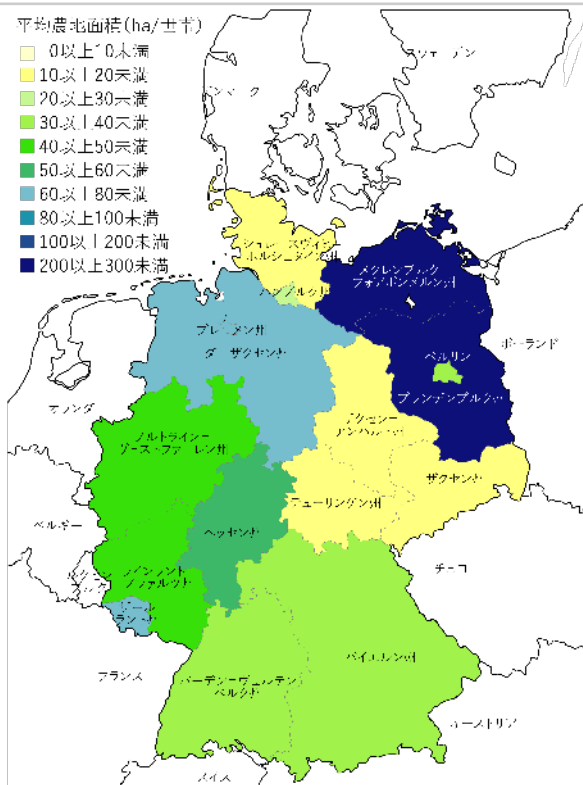
- 本事業における調査対象国の概況は以下のとおり

	ドイツ	フランス	オランダ	イタリア	オーストリア	ポーランド	スペイン	日本
農地面積 (2020年)	1,600万ha (国土の約 46%)	2,736万ha (国土の約 50%)	182万ha (国土の約 43%)	1,254万ha (国土の約 42%)	260万ha (国土の約 31%)	1,478万ha (国土の約 47%)	2,391万ha (国土の約 47%)	437万ha (国土の約 12%)
平均農地面積 (2020年)	63ha	70ha	35ha	11ha	23ha	11ha	26ha	3ha (北海道平均30ha, 都府県平均2ha)
農用地 利用内訳 (2022年)	耕地 (70.3%) 永年作物 (1.2%) 永年草地 (28.5%)	耕地 (59.8%) 永年作物 (3.7%) 永年草地 (36.5%)	耕地 (55.6%) 永年作物 (2.1%) 永年草地 (42.3%)	耕地 (63.1%) 永年作物 (5.7%) 永年草地 (31.2%)	耕地 (50.8%) 永年作物 (2.6%) 永年草地 (46.6%)	耕地 (78.8%) 永年作物 (2.7%) 永年草地 (18.6%)	耕地 (47.6%) 永年作物 (20.8%) 永年草地 (31.7%)	水田 (54.4%) 耕地 (25.8%) 永年作物 (6.1%) 永年草地 (13.6%)
農業従事者数 (2020年)	約26万人 (人口の約0.3%)	約39万人 (人口の約0.6%)	約5万人 (人口の約0.3%)	約113万人 (人口の約1.9%)	約11万人 (人口の約1.2%)	約130万人 (人口の約3.4%)	約91万人 (人口の約1.9%)	約136万人 (人口の約1.1%)
若年農家の定義	35歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	45歳未満 ※新規就農者制度にお ける「青年」
若年農家の割合 (2020年)	約7%	約8%	約5%	約9%	約10%	約12%	約6%	約6.5%
農産物売上額 (2026年*)	生乳 (22.2%) 野菜 (12.2%) 畜産(豚) (12.1%)	生乳 (15.6%) 穀物 (13.0%) 畜産(牛) (12.9%) ワイン (11.7%)	生野菜 (36.5%) 乳 (21.5%) 畜産(豚) (10.2%)	野菜 (22.3%) ワイン (16.1%) 生乳 (12.1%) 果物 (10.5%)	生乳 (22.4%) 野菜 (11.8%) 畜産(豚) (11.0%) 畜産(牛) (10.9%)	生乳 (18.6%) 穀物 (16.7%) 家禽 (13.5%) 野菜 (12.0%)	野菜 (19.5%) 果物 (18.4%) 畜産(豚) (16.5%)	野菜 (24.5%) 米 (16.0%) 果物 (10.1%) 生乳 (8.8%)

ドイツにおける農業の特徴

- ドイツの農地面積は約18万km²であり、国土面積（約35.7595万km²）の約50.4%に相当（2022年末時点）
- 農地面積比率が高く特に農業が盛んであると推察される地域は以下のとおり
 - 北部の低地（ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ニーダーザクセン州、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州、メクレンブルク＝フォアポメラニア州、ブランデンブルク州北部）
 - 中央ドイツの低地（アルトマルクやベルデ（ザクセン＝アンハルト州）、ライプツィヒ湾（ザクセン州北西部及びザクセン＝アンハルト州南東部）からテューリングン州）
 - バイエルン州（特にドナウ川南）
- ドイツでは、北部が南部と比較して農地の賃借率が相対的に高い。

1戸あたり農地面積の分布（2026年）



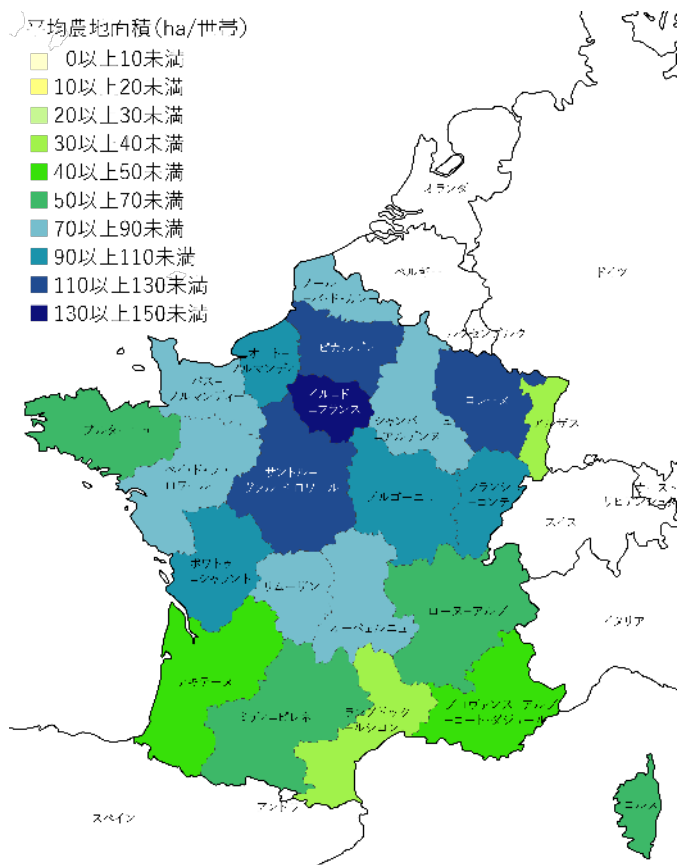
州別の農地面積・農業世帯数・農業世帯1戸当たりの平均農地面積（2026年）

州	農地面積 (ha)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)	
1	バーデン＝ヴュルテンベルク州	1,393,500	37,090	38
2	バイエルン州	3,100,700	82,290	38
3	ベルリン州	1,900	50	38
4	ブランデンブルク州	1,292,100	5,260	246
5	ブレーメン州	7,800	130	60
6	ハンブルク州	14,000	510	27
7	ヘッセン州	766,600	15,150	51
8	メクレンブルク＝フォアポメルン州	1,347,000	4,760	283
9	ニーダーザクセン州	2,578,500	34,180	75
10	ノルトライン＝ヴェストファーレン州	1,492,300	33,680	44
11	ラインラント＝プファルツ州	708,900	15,230	47
12	ザールラント州	71,400	1,020	70
13	ザクセン州	895,200	6,350	141
14	ザクセン＝アンハルト州	1,148,400	4,090	281
15	シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州	977,900	11,630	84
16	テューリングン州	772,600	3,610	214

フランスにおける農業の特徴

- フランスは、2016年の行政区分変更以降、13の本土における地方（コルシカ島含む）及び6つの海外地方で構成されている
- 地方 [region]は、さらに県 [département]と細分化される。日本の市町村レベルにあたる最も規模の小さいコミュニティであるコミューン [commune]も歴史的には農村振興政策にて機能してきた背景があり、フランスの農業はかなり地域性が強い
- フランス北東部は、他の地域を比較して平均農地面積が大きい

1戸あたり農地面積の分布 (2020年)



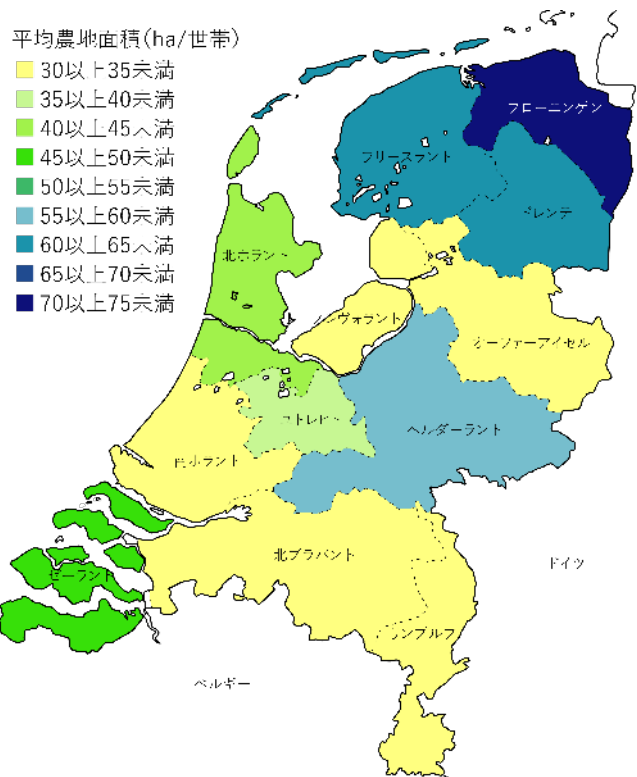
地域別の農地面積・農業世帯数・農業世帯1戸当たりの平均農地面積 (2020年)

地域圏	農地面積 (ha)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)	
1	イルドフランス	563,850	4,280	132
2	サントル=ヴァールド ロワール	2,283,230	19,200	119
3	ブルゴーニュ	1,757,710	16,060	109
4	フランシュ=コンテ	672,740	6,630	101
5	バス=ノルマンディー	1,191,460	16,190	74
6	オート=ノルマンディー	760,050	7,990	95
7	ノール=パ・ド・カレー	808,930	11,120	73
8	ピカルディ	1,318,730	11,450	115
9	アルザス	331,200	8,700	38
10	シャンパーニュ=アルデンヌ	1,551,230	21,740	71
11	ロレーヌ	1,140,590	9,010	127
12	ペイ・ド・ラ・ロワール	2,078,170	25,080	83
13	ブルターニュ	1,623,830	25,580	63
14	アキテーヌ	1,412,530	31,190	45
15	リムーザン	828,130	10,320	80
16	ポワトゥー=シャラント	1,697,750	18,890	90
17	ラングドック=ルシヨン	907,350	24,300	37
18	ミディ=ピレネー	2,414,650	36,660	66
19	オーヴェルニュ	1,443,850	17,630	82
20	ローヌ=アルプ	1,467,330	28,170	52
21	プロヴァンス=アルプ=コート・ダジュール	807,250	17,120	47
22	コルス	172,850	2,830	61
23	グアドループ	30,050	5,940	5
24	マルティニーク	21,570	2,440	9
25	フランス領ギアナ	35,580	5,030	7
26	ラ・レユニオン	38,310	5,660	7
27	マヨット	5,740	3,810	2

オランダにおける農業の特徴

- オランダの農地面積は、約1.81万km²であり、国土面積（約4.186万km²）の約43%に相当（2026年時点）
- 国土の約25%が海拔0m以下であるオランダでは、干拓によって造成された干拓地（ポルダー）が主要な農業地域である。国土全体が海拔323m未満の平坦な地形であり、伝統的には牧草地における酪農や集約畜産が行われているほか、施設園芸による花卉や野菜の生産も盛んである農業国である
- 近年では、経済効率・土地利用計画・自然保護の観点からポルダーの建設は控えられており、干拓地での環境保全や水域の利用と保全といったオランダ独自の環境関連施策の導入に繋がっていると推察される

1戸あたり農地面積の分布（2023年）



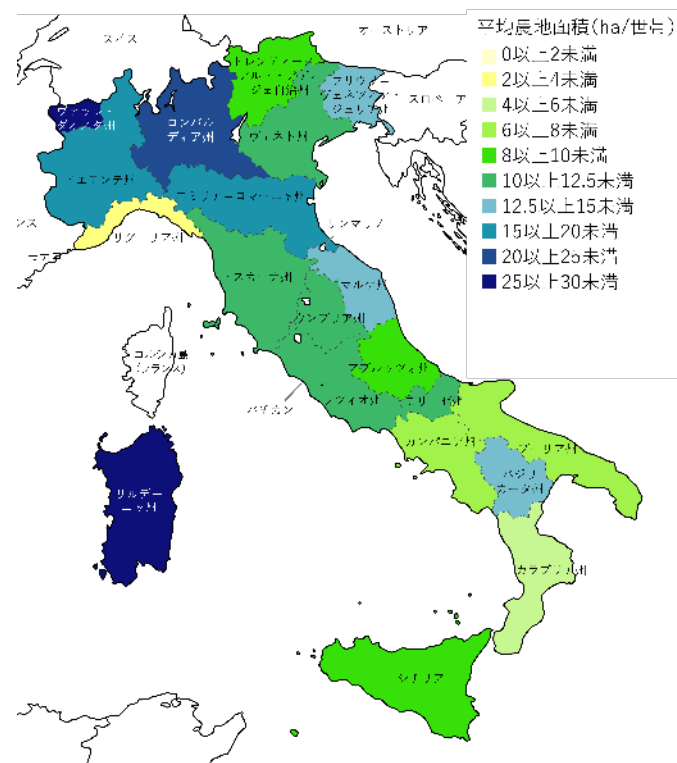
州別の農地面積・農業世帯数・1世帯あたり農地面積（2023年）

州	農地面積 (ha)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)
1 フロニンゲン州	171,063	2,427	70
2 フリースラント州	248,730	4,050	61
3 ドレンテ州	165,047	2,658	62
4 オーファーアイセル州	212,458	6,428	33
5 ヘルダーランド州	94,146	1,611	58
6 フレヴォラント州	252,826	8,527	30
7 ユトレヒト州	87,884	2,267	39
8 北ホラント州	144,993	3,348	43
9 南ホラント州	132,302	4,262	31
10 ゼーラント州	126,538	2,686	47
11 北ブラバント州	272,391	8,898	31
12 リンブルフ州	103,833	3,472	30

イタリアにおける農業の特徴

- イタリア全体の農地面積は約12.5万km²であり、総面積（約30.2万km²）の約41%に相当する（2022年末時点）
- 農地面積の50%以上は山岳地帯または自然的制約のある地域に分類されている
- 各地域で多様な農業生産が行われている。主に、北部では穀物・大豆・肉・乳製品が、南部では果物・野菜・オリーブ・ワイン・デュラム小麦が生産されている
- イタリアの農場の大半は小規模な家族経営であり、1農場あたりの平均面積は約11 haである

1戸あたり農地面積の分布（2020年）



州別の農地面積・農業世帯数・1世帯あたり平均農地面積（2020年）

地域圏	農地面積 (ha)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)	
1	ピエモンテ州	941,510	51,700	18
2	ヴァッレ・ダオスタ/ヴァッレ・ダオステ	61,610	2,500	25
3	リグーリア州	43,920	12,870	3
4	ロンバルディア州	1,006,980	46,890	21
5	アブルッツォ州	414,720	44,520	9
6	モリーゼ州	183,640	18,230	10
7	カンパニア州	515,540	79,350	6
8	プーリア州	1,288,210	191,430	7
9	バジリカータ州	461,870	33,830	14
10	カラブリア州	539,380	95,540	6
11	シチリア	1,342,130	142,420	9
12	サルデーニャ州	1,234,680	47,080	26
13	ボルツァーノ自治州/ボーゼン州	204,080	20,020	10
14	トレント自治州	121,790	14,240	9
15	ヴェネト州	827,110	83,020	10
16	フリウリ=ヴェネツィア・ジュリア州	224,770	16,400	14
17	エミリア・ロマーニャ州	1,044,820	53,750	19
18	トスカーナ州	640,110	52,150	12
19	ウンブリア州	295,170	26,960	11
20	マルケ州	456,360	33,800	14
21	ラツィオ州	675,120	66,330	10

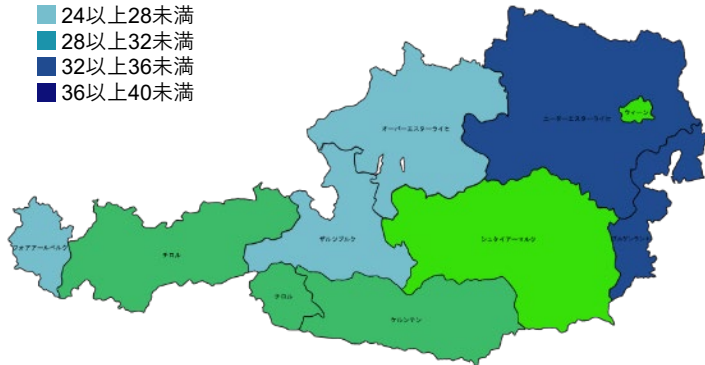
オーストリアにおける農業の特徴

- オーストリア全体の農地面積は約710万haであり、総面積（約8.4万km²）の約84.5%に相当する（2023年時点）
- 国土の西部から中部がアルプス山脈に位置するオーストリアは、大半が山岳地域に位置している。農地面積の64%、国土の81%が条件不利地域である。
- また、全農業に占める有機農地面積がEUで一番大きい。
- オーストリアの農場の大半は小規模な家族経営であり、1農場あたりの平均面積は約11 haである

1戸あたり農地面積の分布（2023年）

平均農地面積（ha/世帯）

- 0以上4未満
- 4以上8未満
- 8以上12未満
- 12以上16未満
- 16以上20未満
- 20以上24未満
- 24以上28未満
- 28以上32未満
- 32以上36未満
- 36以上40未満



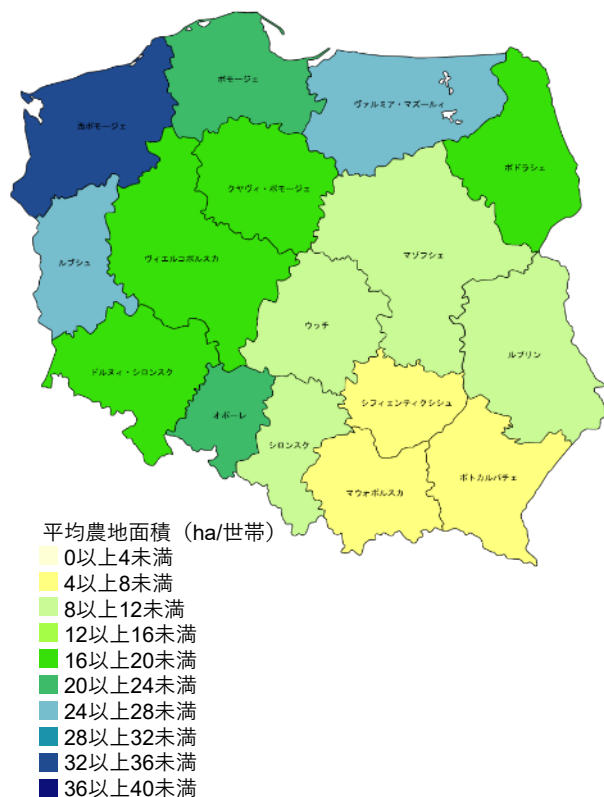
州別の農地面積・農業世帯数・1世帯当たり平均農地面積（2023年）

地域圏	農業利用土地面積 (ha)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)
1 ブルゲンラント州	177,285.32	5,167	34
2 ケルンテン州	204,484.82	9,028	23
3 ニーダーエスターライヒ州	880,434.52	26,870	33
4 オーバーエスターライヒ州	499,012.40	20,503	24
5 ザルツブルグ州	161,466.17	6,652	24
6 シュタイアーマルク州	346,351.04	19,482	18
7 チロル州	226,507.02	9,788	23
8 フォアアールベルク州	69,902.48	2,673	26
9 ウィーン	6,275.22	451	14

ポーランドにおける農業の特徴

- ポーランド全体の農地面積は約1,472.3万haであり、総面積（約31.4万km²）の約47%に相当する（2023年末時点）
- ポーランドでは、畜産が盛んであり、豚肉と乳製品の生産量は世界で見ても上位国である。主要作物は穀物、特に小麦とライ麦である。
- ポーランドの1農場あたりの平均面積は約16 haである。南部と北西部で差が大きい。

1戸あたり農地面積の分布 (2023年)



州別の農地面積・農業世帯数・1世帯あたり平均農地面積 (2023年)

	地域圏	農地面積 (千ha)	農業世帯数 (千ユニット)	平均農地面積 (ha/世帯)
1	ヴァルミア・マズールイ県	1,046.0	42.2	25
2	ヴィエルコポルスカ県	1,762.4	110.2	16
3	シフィエンティクシシュ県	477.0	73.0	7
4	ポトカルパチェ県	556.0	104.3	5
5	マウオポルスカ県	541.2	112.0	5
6	クヤヴィ・ポモージェ県	1,038.9	56.8	18
7	ルブシュ県	431.8	18.0	24
8	ウッチ県	974.6	111.7	9
9	ルブリン県	1,383.3	153.2	9
10	マゾフシェ県	1,974.7	200.3	10
11	ドルヌイ・シロンスク県	906.8	48.1	19
12	オポーレ県	509.8	23.8	21
13	ポドラシェ県	1,087.5	69.8	16
14	ポモージェ県	755.0	35.4	21
15	シロンスク県	371	42.4	9
16	西ポモージェ県	906.9	26.4	34



スペインにおける農業の特徴

- スペイン全体の農業利用土地面積は約23.9万km²であり、総面積（約50.6万km²）の約47%に相当する（2020年末時点）
- 地中海式農業を営むスペインにおいては、伝統的に灌漑のための水利用・管理が進められており、灌漑の果たす役割が大きい。特に点滴灌漑（superficie de riego localizado）を用いている国としては、世界全体で見ても有数の国の1つである。灌漑農業は耕作地総面積の22.85%で実施されているが、これはスペイン全体の作物生産の65%を支えている。灌漑農業では、穀物、オリーブ、柑橘類以外の果樹、ブドウが主要な作物群である。
- スペインの農場は、州により平均農地面積の差が大きい。

1戸あたり農地面積の分布（2020年）

州別の農地面積・農業世帯数・1世帯当たり平均農地面積（2020年）



平均農地面積 (ha/世帯)

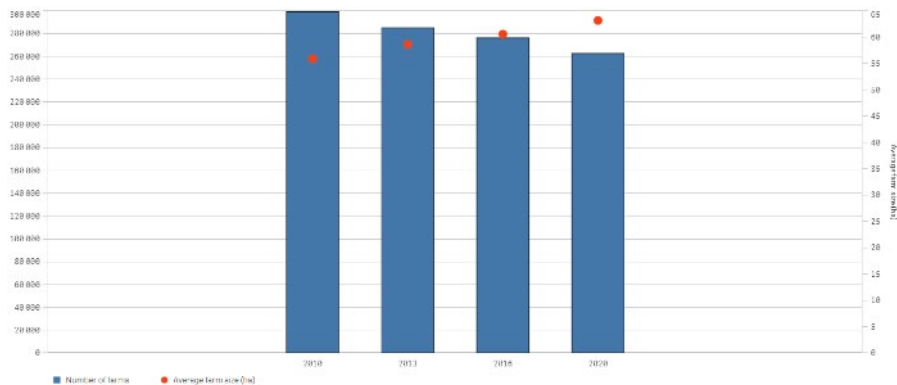


地域圏	農地面積 (ha)	農業世帯数 (世帯)	平均農地面積 (ha/世帯)
1 アンダルシア州	4,748,844.31	266,819	18
2 アラゴン州	2,217,490.13	41,254	54
3 アストゥリア州	333,188.62	15,783	21
4 バレアレス諸島州	167,530.55	9,906	17
5 カナリア諸島州	54,134.27	11,254	5
6 カンタブリア州	228,844.21	7,639	30
7 カスティーリャ・イ・レオン州	5,277,137.09	83,738	63
8 カスティーリャ・ラ・マンチャ州	4,244,352.17	112,203	38
9 カタルーニャ州	1,092,215.47	53,903	20
10 バレンシア州	589,311.09	99,857	6
11 エストレマドゥーラ州	2,785,472.24	63,695	44
12 ガリシア州	597,992.76	74,757	8
13 マドリッド州	303,329.62	7,716	39
14 ムルシア州	373,048.80	24,078	15
15 ナバーラ州	511,240.51	12,738	40
16 バスク州	176,244.89	11,006	16
17 ラ・リオハ州	213,305.56	10,570	20

調査対象国の農業概況① 農地規模・平均農地面積

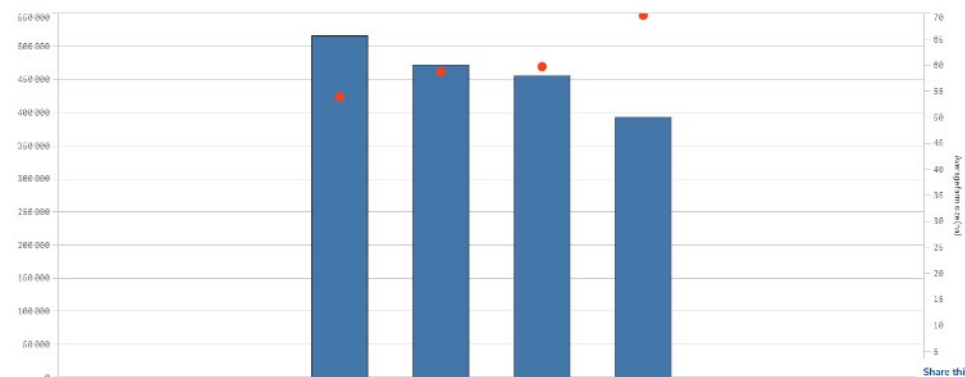
ドイツ

- 2020年の農業従事者は約26万人であり、平均農地面積は63ha
- 過去10年間で農業従事者は減少したものの、平均農地面積は拡大



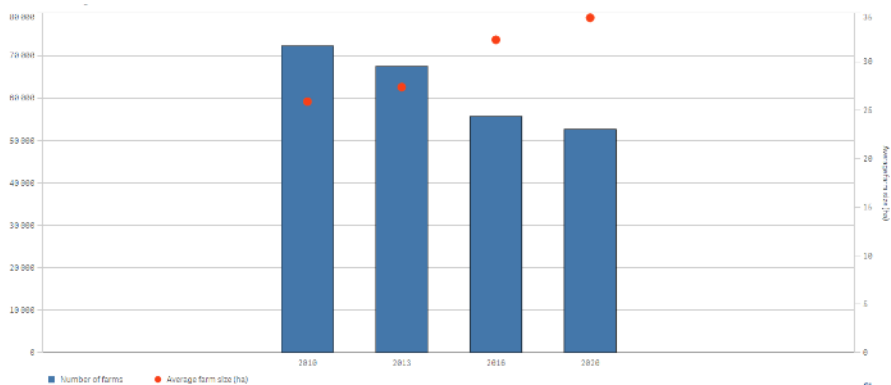
フランス

- 2020年の農業従事者は約39万人であり、平均農地面積は70ha
- 過去10年間で農業従事者は減少したものの、平均農地面積は急拡大



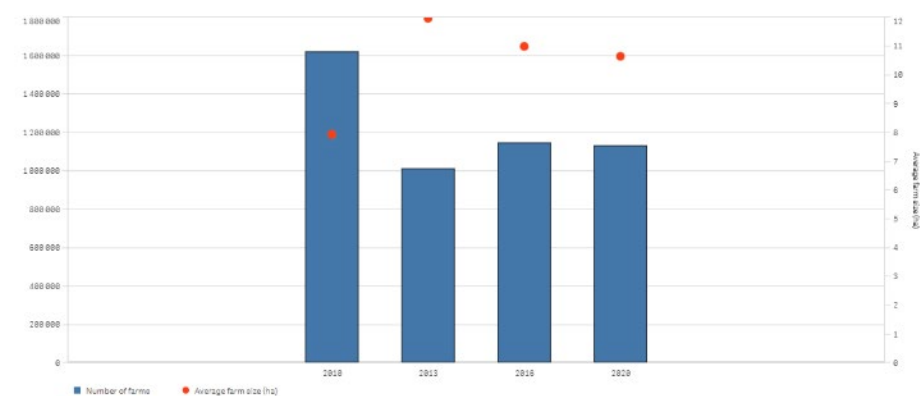
オランダ

- 2020年の農業従事者は約5万人であり、平均農地面積は35ha
- 過去10年間で農業従事者は減少したものの、平均農地面積は拡大



イタリア

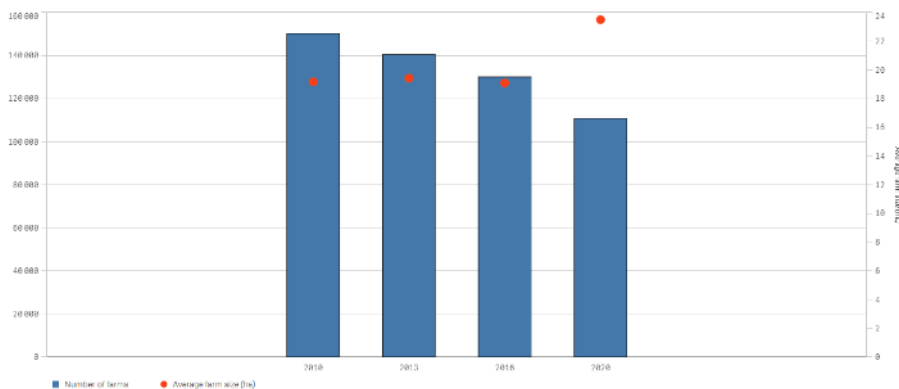
- 2020年の農業従事者は約113万人であり、平均農地面積は11ha
- 過去10年間で農業従事者は急激に減少したものの、平均農地面積は拡大



調査対象国の農業概況① 農地規模・平均農地面積

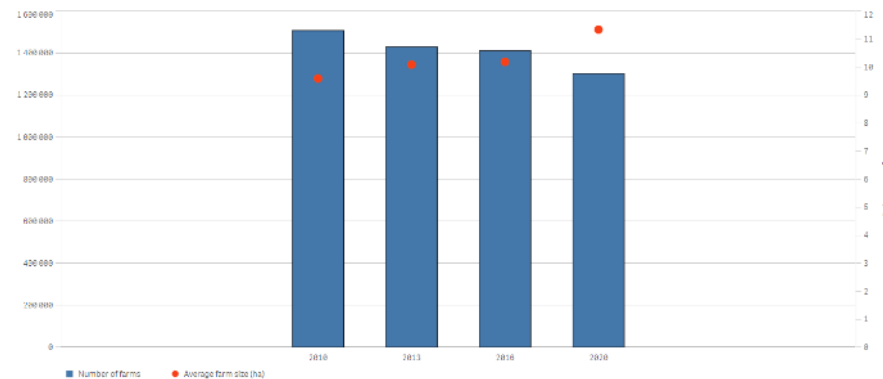
オーストリア

- 2020年の農業従事者は約11万人であり、平均農地面積は23ha
- 過去10年間で農業従事者は減少したものの、平均農地面積は急拡大



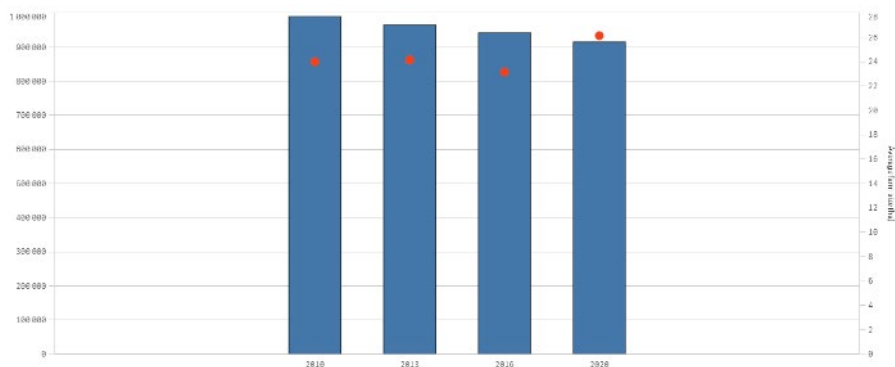
ポーランド

- 2020年の農業従事者は約130万人であり、平均農地面積は11ha
- 過去10年間で農業従事者は減少したものの、ドイツやフランスと比較して減少幅は小さい



スペイン

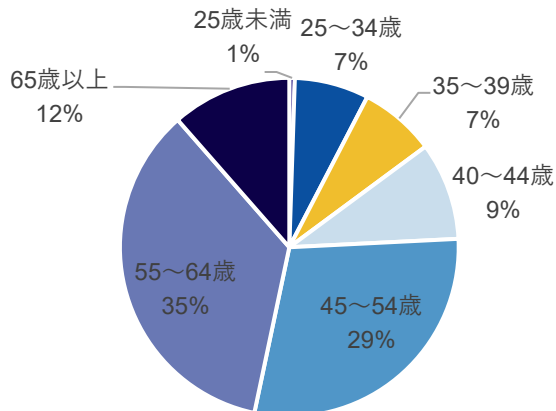
- 2020年の農業従事者は約91万人であり、平均農地面積は26ha
- 過去10年間で農業従事者は減少したものの、ドイツやフランスと比較して減少幅は小さい



調査対象国の農業概況② 年齢別の農業従事者の割合 (2020年)

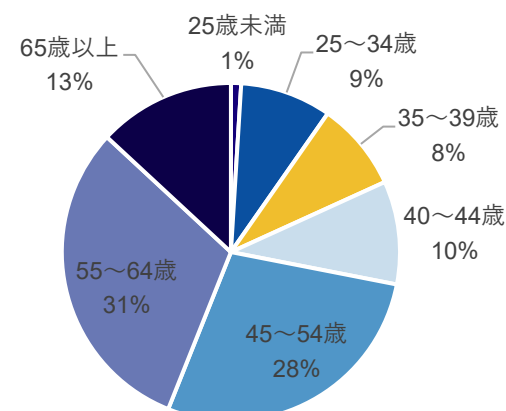
ドイツ

- 35歳未満の青年農業者は全体の15%
- 55歳以上の農業者は全体の47%



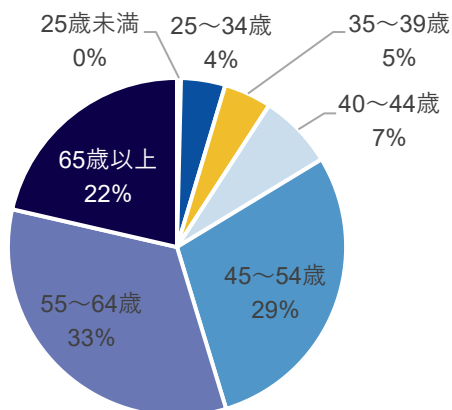
フランス

- 40歳未満の青年農業者は全体の18%
- 55歳以上の農業者は全体の44%



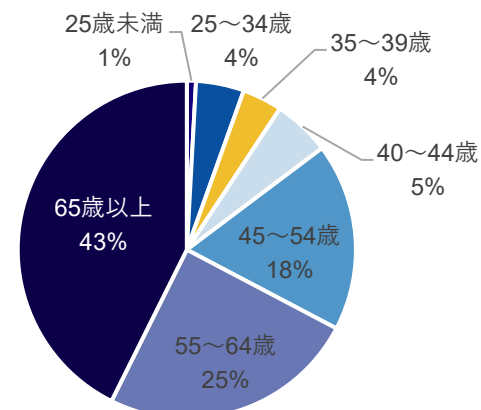
オランダ

- 40歳未満の青年農業者は全体の9%
- 55歳以上の農業者は全体の55%



イタリア

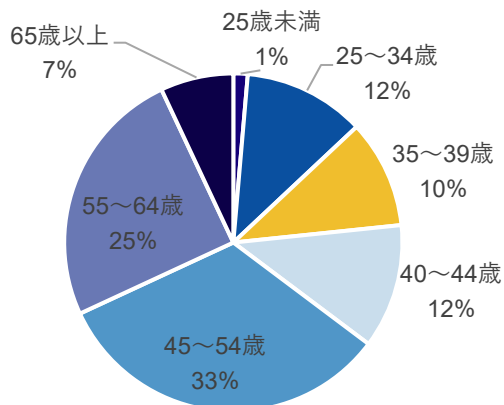
- 40歳未満の青年農業者は全体の9%
- 55歳以上の農業者は全体の68%



調査対象国の農業概況② 年齢別の農業従事者の割合 (2020年)

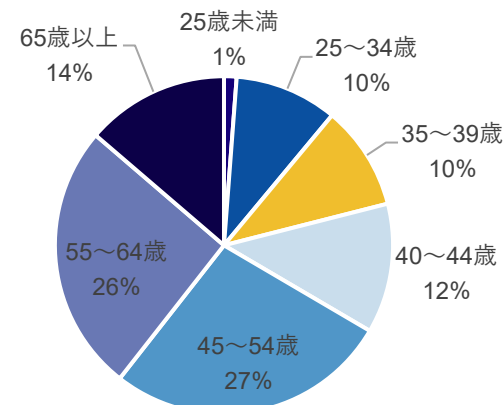
オーストリア

- 40歳未満の青年農業者は全体の23%
- 55歳以上の農業者は全体の32%



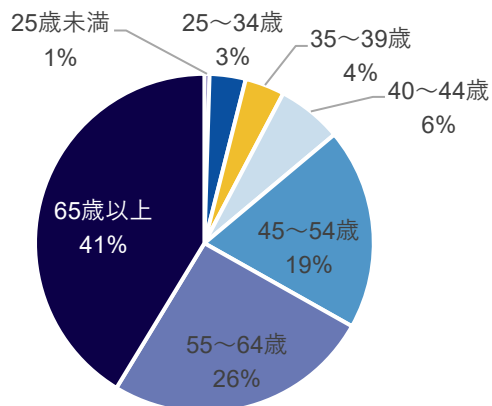
ポーランド

- 40歳未満の青年農業者は全体の21%
- 55歳以上の農業者は全体の40%



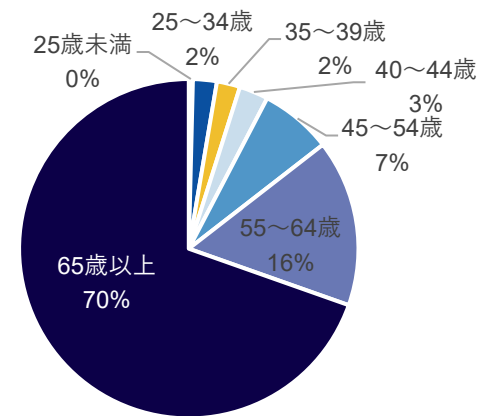
スペイン

- 40歳未満の青年農業者は全体の8%
- 55歳以上の農業者は全体の67%



(参考)日本

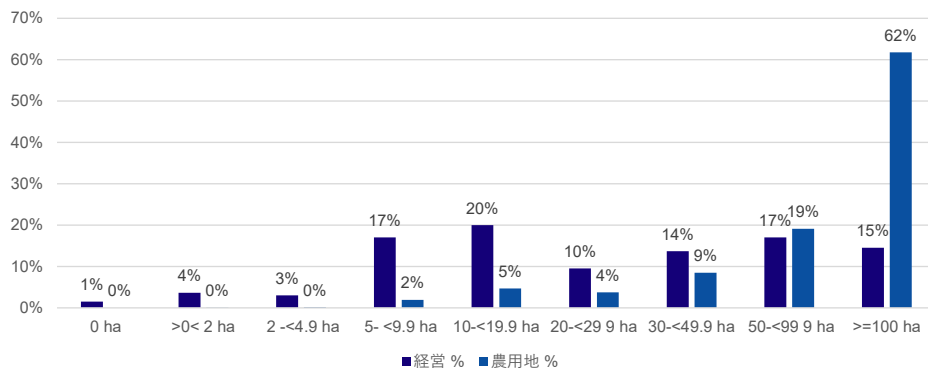
- 45歳未満の青年農業者は全体の7%
- 55歳以上の農業者は全体の86%



調査対象国の農業概況③ 経営規模別経営数割合 (2020年)

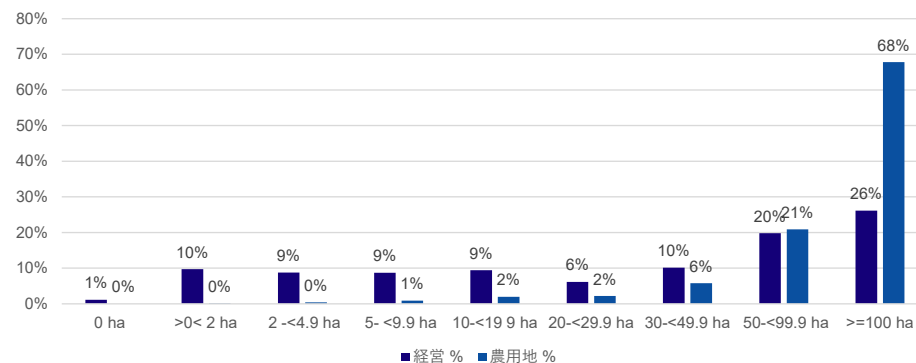
ドイツ

- 大規模農業者に農地が集約されている。32%を占める50ha以上の農業者81%の農地を所有



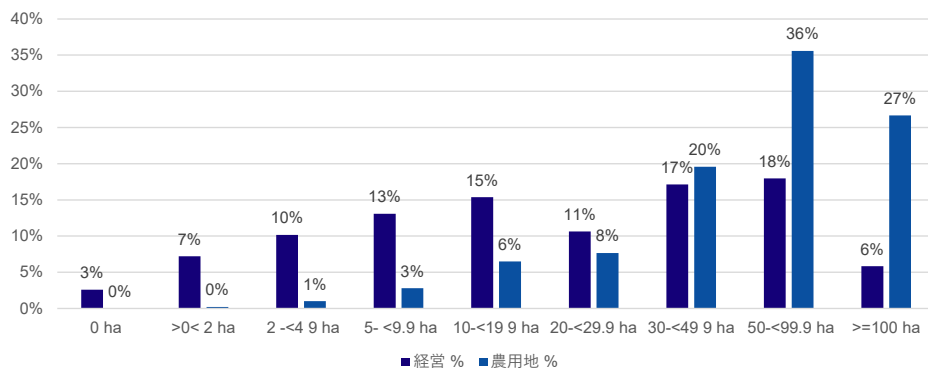
フランス

- 大規模農業者に農地が集約されている。46%を占める50ha以上の農業者が89%の農地を所有



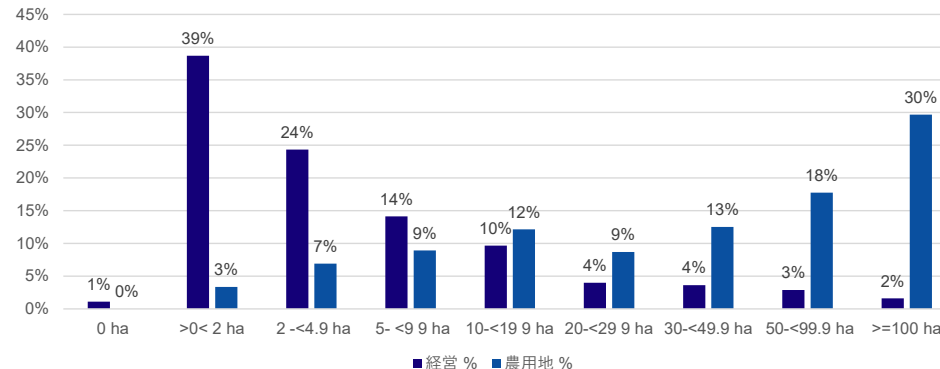
オランダ

- 比較的大規模農業者が多く、50ha以上がボリュームゾーンとなる。20ha以上の農業者が全体の67%を占める



イタリア

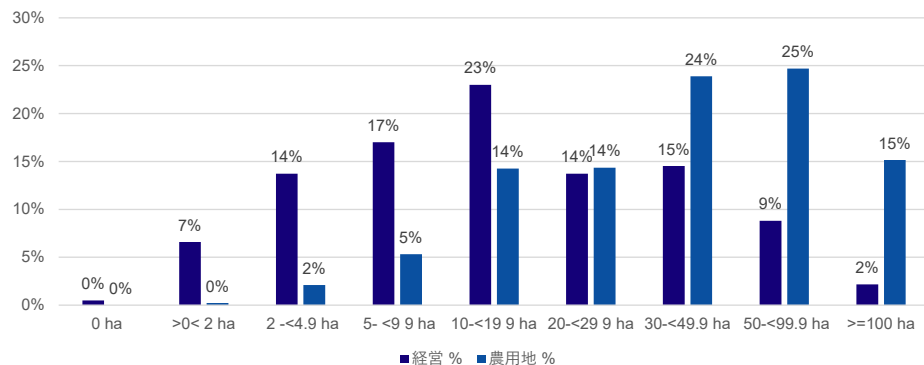
- 小規模経営が多い。2ha未満の農業者が最も多く、20ha未満に全体の87%が集中している



調査対象国の農業概況③ 経営規模別経営数割合 (2020年)

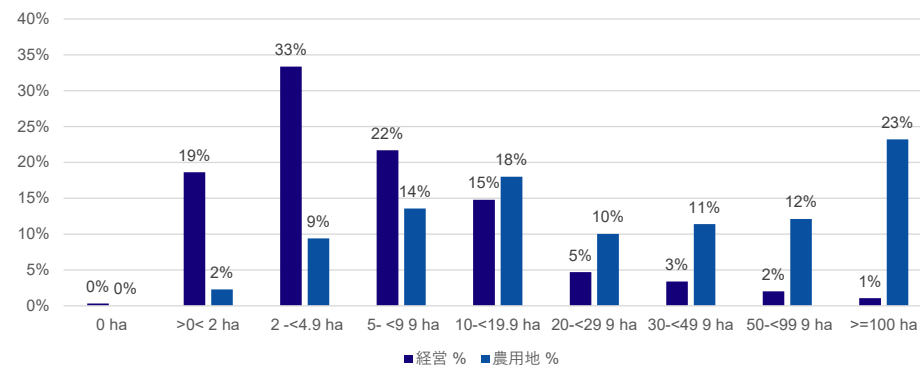
オーストリア

- 農業者のボリュームゾーンは10-20ha。小規模農業者が多く、20ha未満に全体の61%が集中している



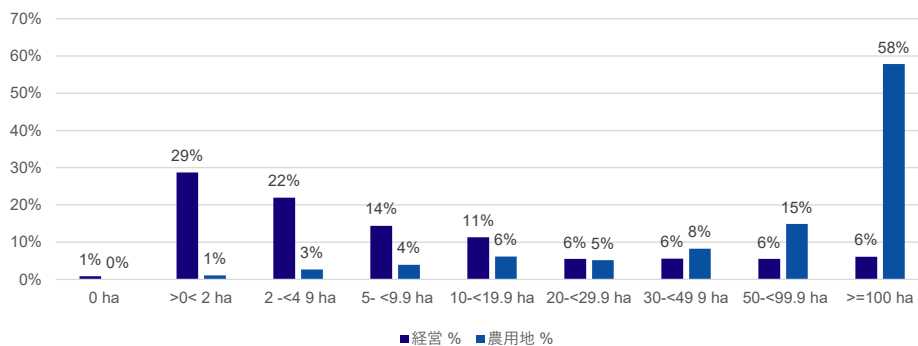
ポーランド

- 小規模経営が多い。5ha未満の農業者が最も多く、20ha未満に全体の79%が集中している



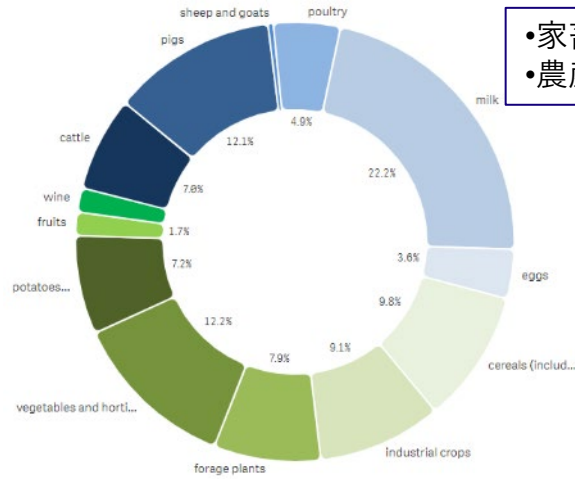
スペイン

- 大規模農業者に農地が集約されている。12%を占める50ha以上の農業者が73%の農地を所有



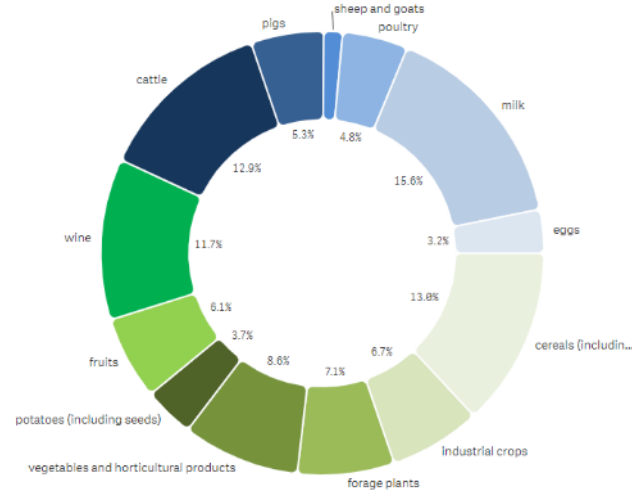
調査対象国の農業概況④ 調査対象国における主要な農産品 (2026年売上額ベース)

ドイツ



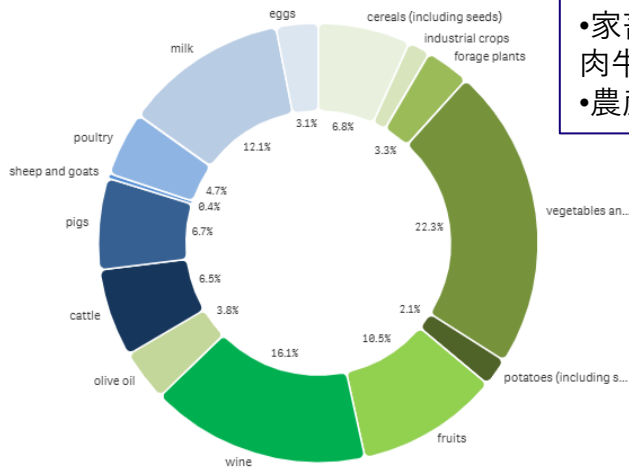
- 家畜：生乳
- 農産物：穀物、野菜

フランス



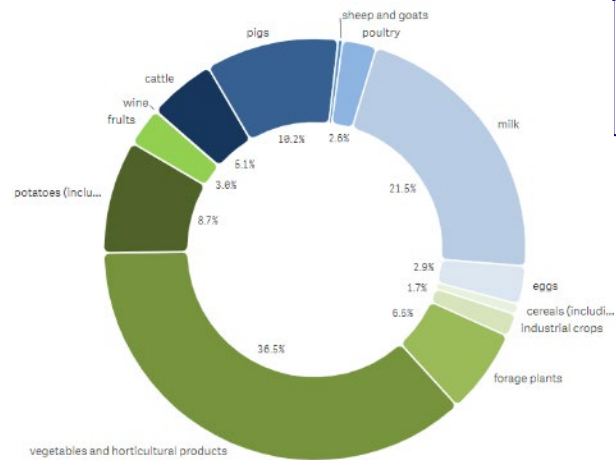
- 家畜：生乳、肉牛
- 農産物：穀物

イタリア



- 家畜：生乳、養豚、肉牛
- 農産物：穀物

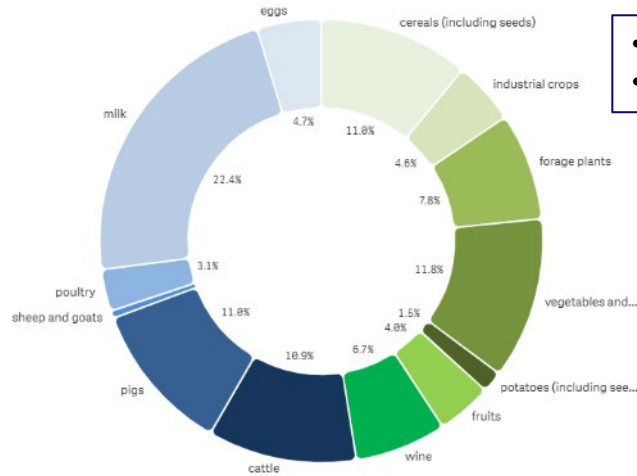
オランダ



- 家畜：生乳
- 農産物：施設園芸・野菜、

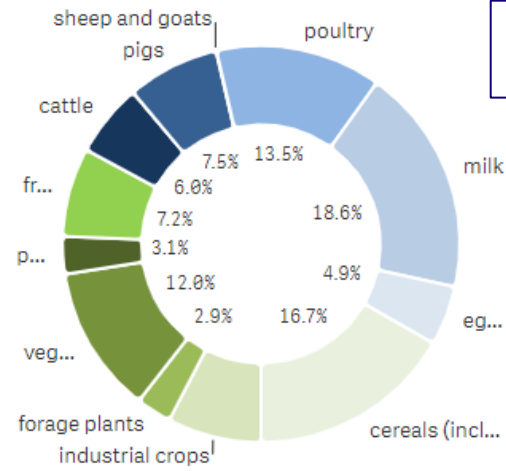
調査対象国の農業概況④ 調査対象国における主要な農産品 (2026年売上額ベース)

オーストリア



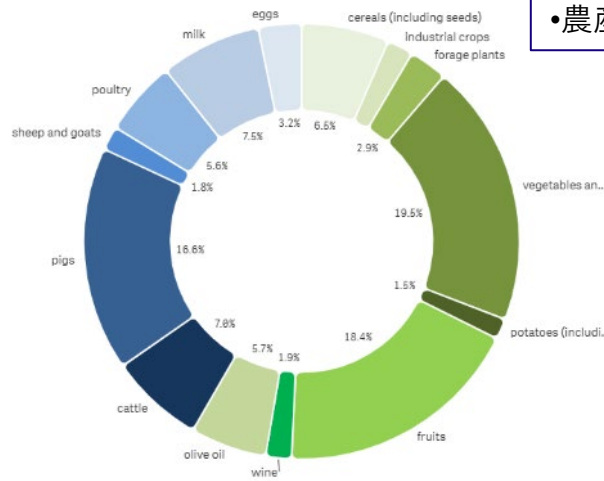
- 家畜：生乳
- 農産物：穀物、野菜

ポーランド



- 家畜：生乳、家禽
- 農産物：穀物、野菜

スペイン

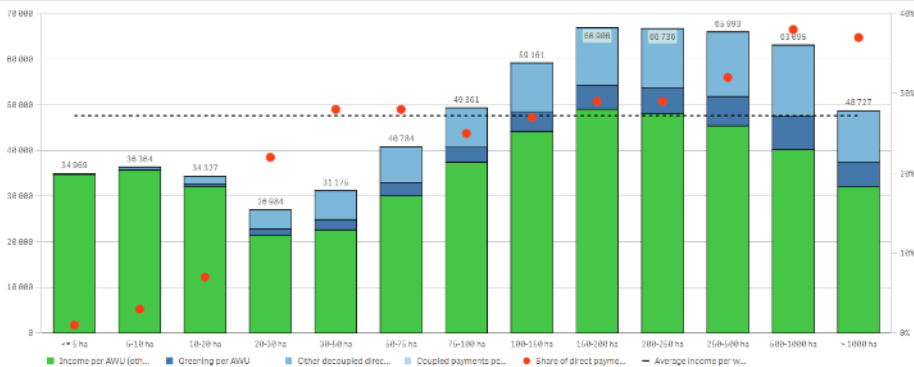


- 家畜：養豚
- 農産物：野菜、果物

調査対象国の農業概況⑤ 農地規模別の主要な収入源 (AWU—単位当たりの所得ベース)

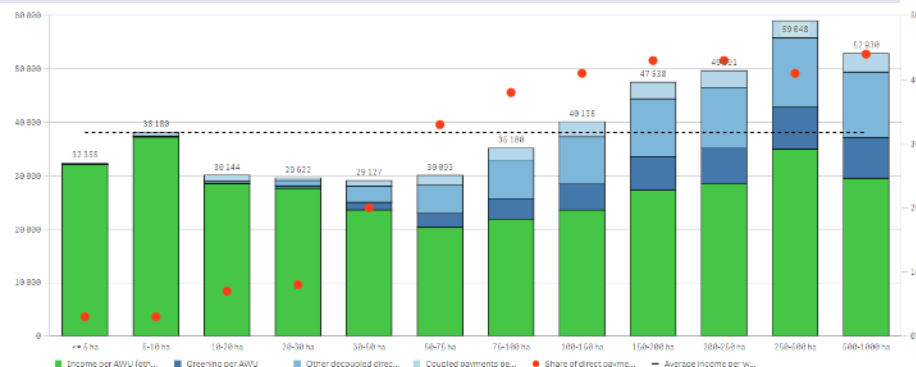
ドイツ

- AWU当たりの所得が最も高いのは150-250haの経営体である
- AWU当たりの環境支払い、直接支払いの割合は250-1,000haの経営体が最も多い



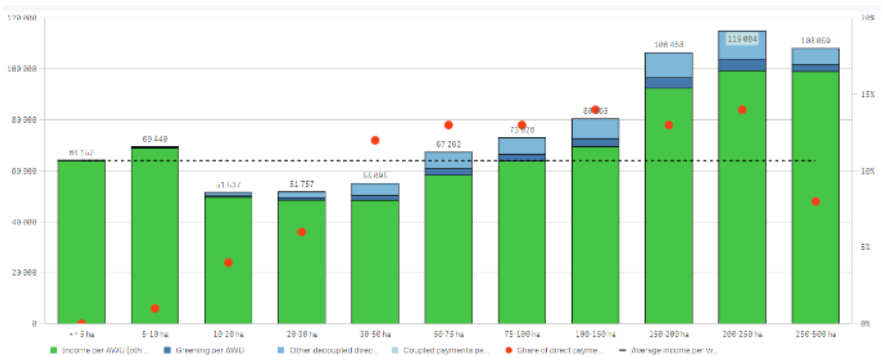
フランス

- AWU当たりの所得が最も高いのは250-500haの経営体である
- AWU当たりの環境支払い、直接支払いの割合は150ha以上で割合が多い



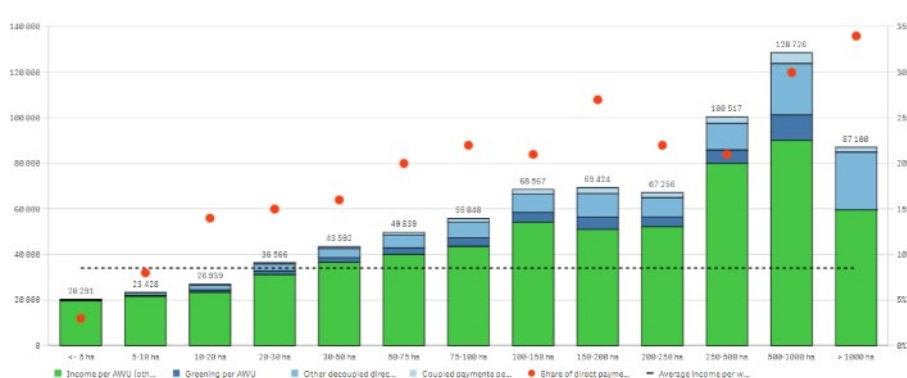
オランダ

- AWU当たりの所得が最も高いのは200-250haの経営体である
- AWU当たりの直接支払いの割合は100-250haの経営体である



イタリア

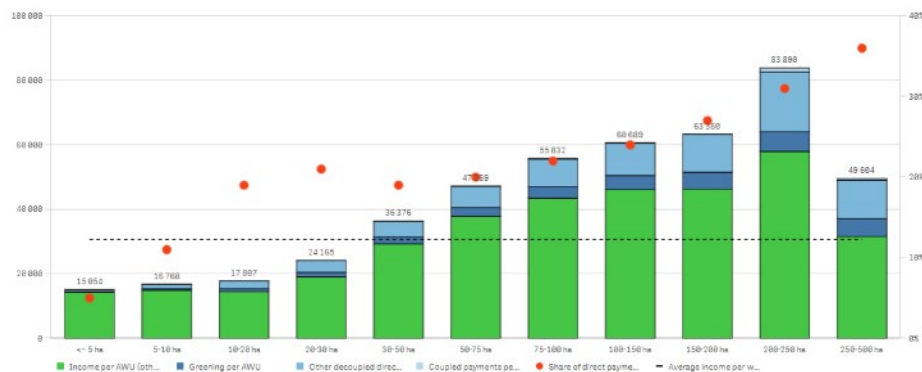
- AWU当たりの所得が最も高いのは500-1000haの経営体である
- AWU当たりの環境支払い、直接支払いの割合は500-1,000haの経営体が最も多い



調査対象国の農業概況⑤ 農地規模別の主要な収入源 (AWU—単位当たりの所得ベース)

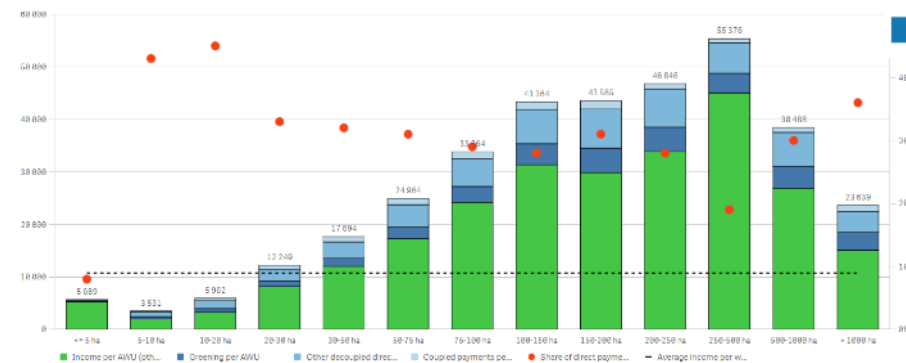
オーストリア

- AWU当たりの所得が最も高いのは200-250haの経営体である
- AWU当たりの環境支払い、直接支払いの割合は200-250haの経営体が最も多い



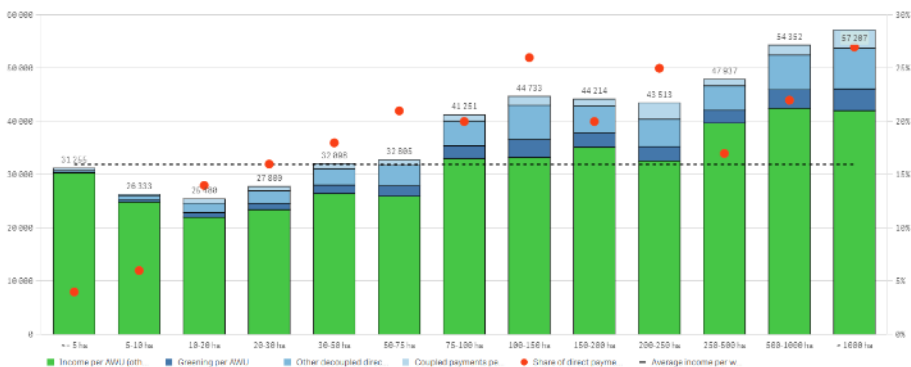
ポーランド

- AWU当たりの所得が最も高いのは250-500haの経営体である
- AWU当たりの直接支払いの割合は5-20haの小規模農家であり、ドイツやフランスと比較し小規模農家の直接支払受給率が高い



スペイン

- AWU当たりの所得が最も高いのは500ha以上の経営体である
- AWU当たりの環境支払い、直接支払いの割合は100ha以上の経営体が多い



※AWU = Annual Work Unit : Person working full-time on the holdingのこと

(出所) CAP Catalogue, 2025/6/30 最終アクセスより転載

調査対象国の農業概況⑥ 主要農産物の生産状況 (2023年)

ドイツ

- 主要農作物は、てんさい、穀物（小麦・大麦）、じゃがいも
- 主要畜産物は、生乳、豚肉

(単位：万トン)	2019	2020	2021	2022	2023
てんさい	2,973	2,862	3,195	2,820	3,156
小麦	2,306	2,217	2,146	2,259	2,154
じゃがいも	1,060	1,172	1,131	1,068	1,161
大麦	1,159	1,077	1,041	1,121	1,100
とうもろこし	366	402	446	384	450
菜種	283	353	350	429	422
生乳(牛)	3,308	3,316	3,251	3,240	3,401
豚肉	523	512	497	449	421

オランダ

- 主要農作物は、てんさい、穀物（小麦・大麦）、じゃがいも
- 主要畜産物は、生乳、豚肉、鶏肉

(単位：万トン)	2019	2020	2021	2022	2023
てんさい	664	669	656	726	694
じゃがいも	696	702	668	692	649
玉ねぎ	174	170	192	150	161
小麦	113	93	95	116	110
トマト	91	91	88	77	73
生乳(牛)	1,456	1,452	1,422	1,453	1,469
豚肉	163	166	172	168	146
鶏肉	104	100	87	86	85

フランス

- 主要農作物は、穀物（小麦・大麦）、てんさい
- 主要畜産物は、生乳

(単位：万トン)	2019	2020	2021	2022	2023
小麦	4,060	3,018	3,656	3,463	3,600
てんさい	3,802	2,616	3,437	3,150	3,058
とうもろこし	1,285	1,373	1,536	1,088	1,283
大麦	1,357	1,028	1,132	1,129	1,214
じゃがいも	856	882	899	807	861
ぶどう	549	586	507	620	621
菜種	352	329	331	452	428
生乳(牛)	2,506	2,523	2,476	2,461	2,388

イタリア

- 主要農作物は、ぶどう、小麦、トマト、とうもろこし等
- 主要畜産物は、生乳

(単位：万トン)	2019	2020	2021	2022	2023
ぶどう	790	822	815	844	667
小麦	674	672	729	661	689
トマト	578	625	664	614	602
とうもろこし	628	679	608	470	535
りんご	230	246	221	226	227
オリーブ	219	221	227	216	240
オレンジ	165	177	177	178	184
生乳(牛)	1,249	1,271	1,320	1,318	1,306

調査対象国の農業概況⑥ 主要農産物の生産状況 (2023年)

オーストリア

- 主要農作物は、てんさい、穀物（小麦・とうもろこし）等
- 主要畜産物は、生乳、豚肉

(単位：万トン)	2019	2020	2021	2022	2023
てんさい	197	209	302	271	268
とうもろこし	230	241	243	211	211
小麦	160	165	155	171	174
じゃがいも	75	89	77	69	59
ぶどう	31	32	33	34	31
ライ小麦	33	33	27	29	30
生乳（牛）	378	382	383	394	368
豚肉	50	50	50	48	45

スペイン

- 主要農作物は、オリーブ、ブドウ、穀物（大麦・小麦）等
- 主要畜産物は、生乳、豚肉

(単位：万トン)	2019	2020	2021	2022	2023
大麦	774	1,147	928	703	376
小麦	604	814	856	651	405
オリーブ	597	814	826	394	510
ぶどう	575	682	609	590	482
トマト	500	431	475	365	397
とうもろこし	418	421	460	359	284
生乳（牛）	746	761	762	745	756
豚肉	464	500	518	507	487

ポーランド

- 主要農作物は、てんさい、穀物（小麦・とうもろこし）等
- 主要畜産物は、生乳・家禽

(単位：万トン)	2019	2020	2021	2022	2023
てんさい	1,384	1,495	1,527	1,415	1,694
小麦	1,081	1,252	1,189	1,320	1,293
とうもろこし	366	669	732	834	898
じゃがいも	648	786	708	603	559
ライ小麦	450	609	535	544	528
りんご	308	356	407	426	389
菜種	227	298	305	349	358
生乳（牛）	1,450	1,482	1,488	1,521	1,548

2

EU 共通農業政策（CAP）に関する調査・動向分析

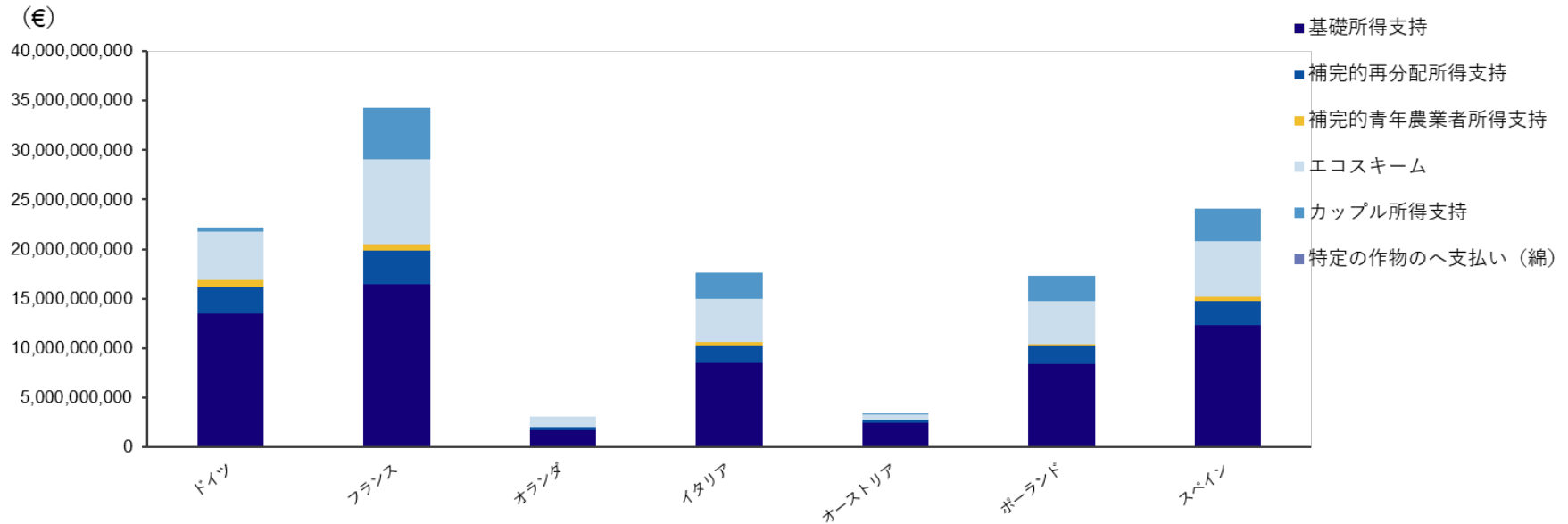
1. 調査の概要

- (1) 調査項目 …p.108
- (2) 調査対象国の農業概況 …p.111
- (3) 調査対象国のCAP予算額（2023年～2029年）の比較 …p.132

①直接支払への予算配分

- 2023~2029年の直接支払の予算配分総額は、フランスが最も多く341億€である。次いでスペイン、ドイツ、イタリア、ポーランド、オーストリア、オランダの順である。

2023~2029年における直接支払予算総額の内訳 (単位：千€)

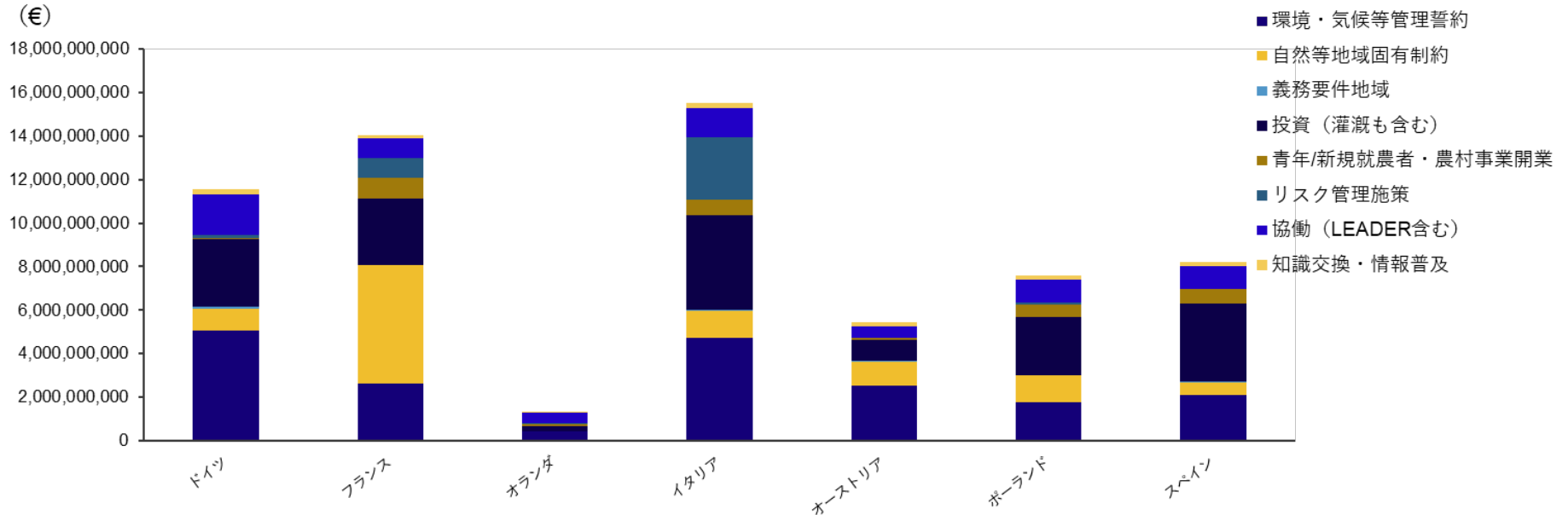


施策名	ドイツ		フランス		オランダ		イタリア		オーストリア		ポーランド		スペイン	
基礎所得支持	13,517,917	60.9%	16,470,722	48.1%	1,692,610	55.9%	8,451,602	48.0%	2,387,972	70.5%	8,393,530	48.4%	12,305,844	51.0%
補完的再分配所得支持	2,574,841	11.6%	3,422,996	10.0%	303,067	10.0%	1,760,750	10.0%	338,791	10.0%	1,822,468	10.5%	2,414,164	10.0%
補完的青年農業者所得支持	737,354	3.3%	618,558	1.8%	23,008	0.8%	352,150	2.0%	71,146	2.1%	178,046	1.0%	482,833	2.0%
エコスキーム	4,935,112	22.2%	8,582,935	25.1%	1,008,890	33.3%	4,401,876	25.0%	500,000	14.8%	4,333,685	25.0%	5,552,578	23.0%
カップル所得支持	429,140	1.9%	5,134,449	15.0%	0	0.0%	2,641,126	15.0%	90,000	2.7%	2,599,011	15.0%	3,386,133	14.0%
特定の作物のへ支払い (綿)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	22,194,365	100.0%	34,229,661	100.0%	3,027,574	100.0%	17,607,505	100.0%	3,387,909	100.0%	17,326,740	100.0%	24,141,552	100.0%

②農村振興への予算配分

- 各国の農村振興施策に対する予算配分を比較すると、予算総額はイタリアが最多である

2023~2029年における農村振興予算総額の内訳 (単位：千€)



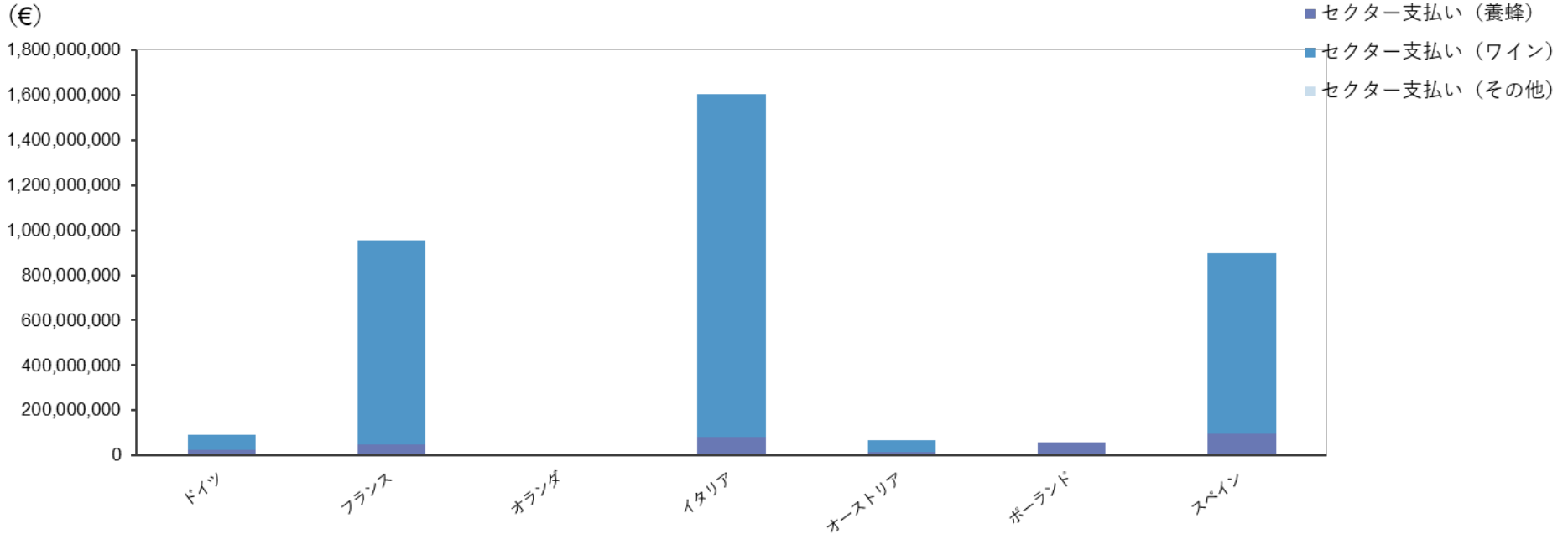
施策名	ドイツ		フランス		オランダ		イタリア		オーストリア		ポーランド		スペイン	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
環境・気候等管理誓約	5,045,329	43.7%	2,606,319	18.6%	410,400	31.0%	4,707,217	30.3%	2,552,300	46.7%	1,741,777	22.9%	2,081,339	25.4%
自然等地域固有制約	1,019,071	8.8%	5,462,585	39.0%	0	0.0%	1,263,323	8.1%	1,095,000	20.0%	1,284,373	16.9%	603,989	7.4%
義務要件による地域固有の不利	96,601	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	32,363	0.2%	8,700	0.2%	0	0.0%	47,066	0.6%
投資 (灌漑も含む)	3,097,935	26.9%	3,061,531	21.8%	253,935	19.2%	4,338,402	27.9%	979,747	17.9%	2,636,178	34.7%	3,569,129	43.6%
青年/新規就農者・農村事業開業	34,913	0.3%	938,703	6.7%	74,650	5.6%	742,199	4.8%	78,440	1.4%	572,933	7.5%	661,699	8.1%
リスク管理施策	143,167	1.2%	933,159	6.7%	87,500	6.6%	2,850,881	18.4%	0	0.0%	105,908	1.4%	0	0.0%
協働 (LEADER含む)	1,877,683	16.3%	883,931	6.3%	437,774	33.1%	1,362,974	8.8%	527,500	9.7%	1,047,750	13.8%	1,047,889	12.8%
知識交換・情報普及	217,840	1.9%	137,721	1.0%	57,746	4.4%	229,820	1.5%	220,322	4.0%	200,998	2.6%	181,559	2.2%
合計	11,532,539	100.0%	14,023,949	100.0%	1,322,005	100.0%	15,527,179	100.0%	5,462,010	100.0%	7,589,917	100.0%	8,192,670	100.0%

(出所) CAP Catalogue, 2026/3/4 最終アクセス Total Public Expenditureより作成

③セクター支払への予算配分

- セクター支払については、イタリアが最も予算を多く配分しており、約16億ユーロを配分。
- ワインに対するセクター支払いは、イタリアに加え、フランス、スペインでも多く割り当てられている。

2023~2029年におけるセクター支払予算総額の内訳 (単位：千€)



施策名	ドイツ		フランス		オランダ		イタリア		オーストリア		ポーランド		スペイン	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
セクター支払い (養蜂)	22,791	24.5%	50,352	5.3%	2,702	100.0%	83,781	5.2%	14,222	21.3%	59,604	100.0%	93,686	10.4%
セクター支払い (ワイン)	70,344	75.5%	903,897	94.7%	0	0.0%	1,518,915	94.8%	52,620	78.7%	0	0.0%	804,759	89.6%
セクター支払い (その他)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	93,135	100.0%	954,249	100.0%	2,702	100.0%	1,602,696	100.0%	66,842	100.0%	59,604	100.0%	898,445	100.0%

2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

2.主要国のCAP戦略計画の取組状況及びその評価

- (1) CAP戦略計画の概要 …p.137
- (2) ドイツ …p.148
- (3) フランス …p.157
- (4) オランダ …p.169
- (5) イタリア …p.176

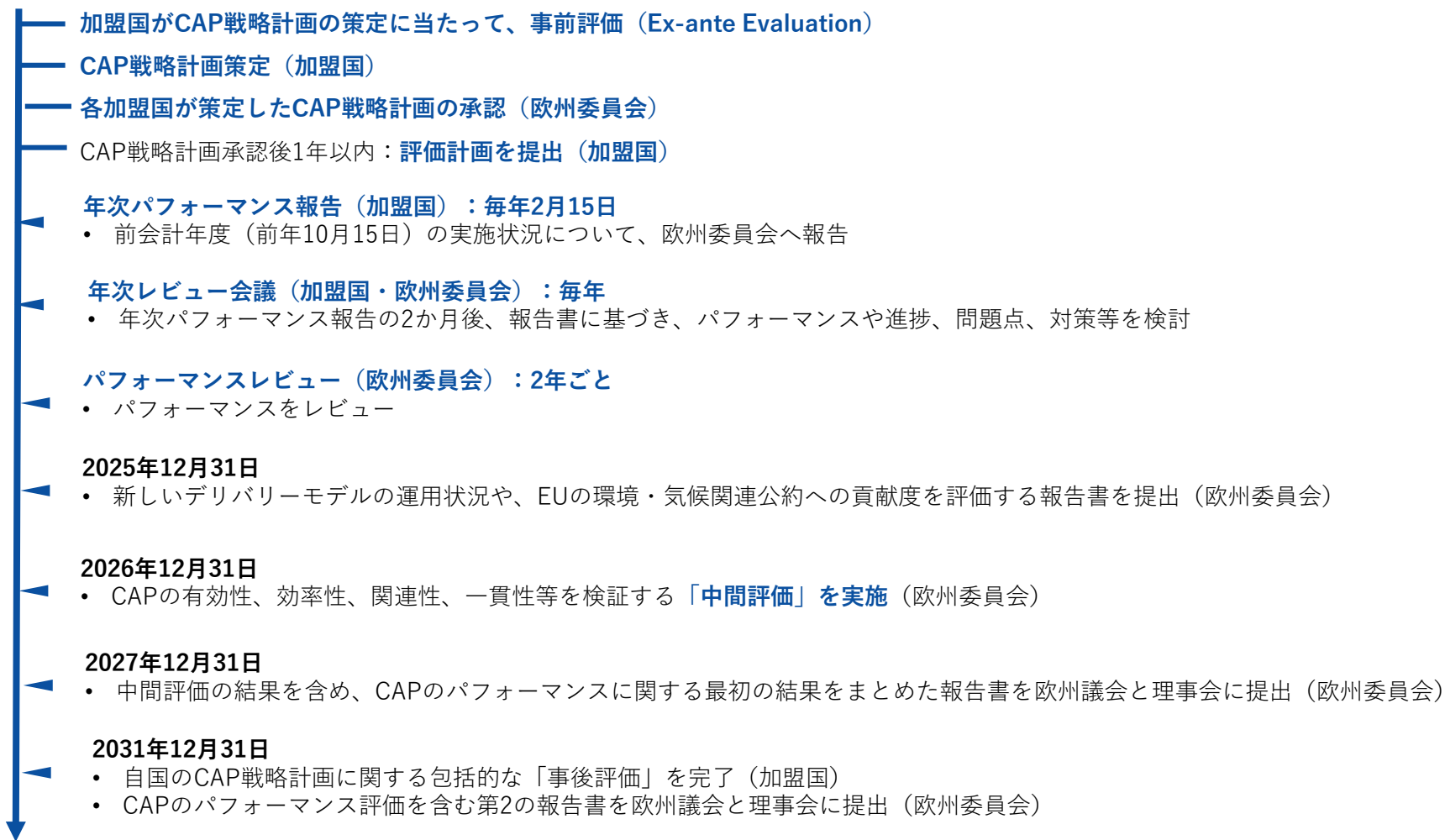
調査の方針

- 調査対象国は、ドイツ・フランス・オランダ・イタリア
- 1. 現行CAP戦略計画（CSP）の動向
 - EU全体の「CAP簡素化の動向」についてとりまとめを実施する
- 2. 各国CSPのパフォーマンスレポートの評価（2023年10月～2024年10月）
 - 予算配分・実績に関しては、2024年集計年度のパフォーマンスレポートを基に定量的に整理
 - 定性評価については、成果指標と目標との乖離の有無を調査

CAP2023-2027におけるCAP戦略計画の評価

- 加盟国が策定したCAP戦略計画については、毎年、前年度のパフォーマンスについて欧州委員会へ報告する必要がある。
- CAP戦略計画の実績については、前会計年度の実施状況について加盟国が欧州委員会に報告することとなっている。

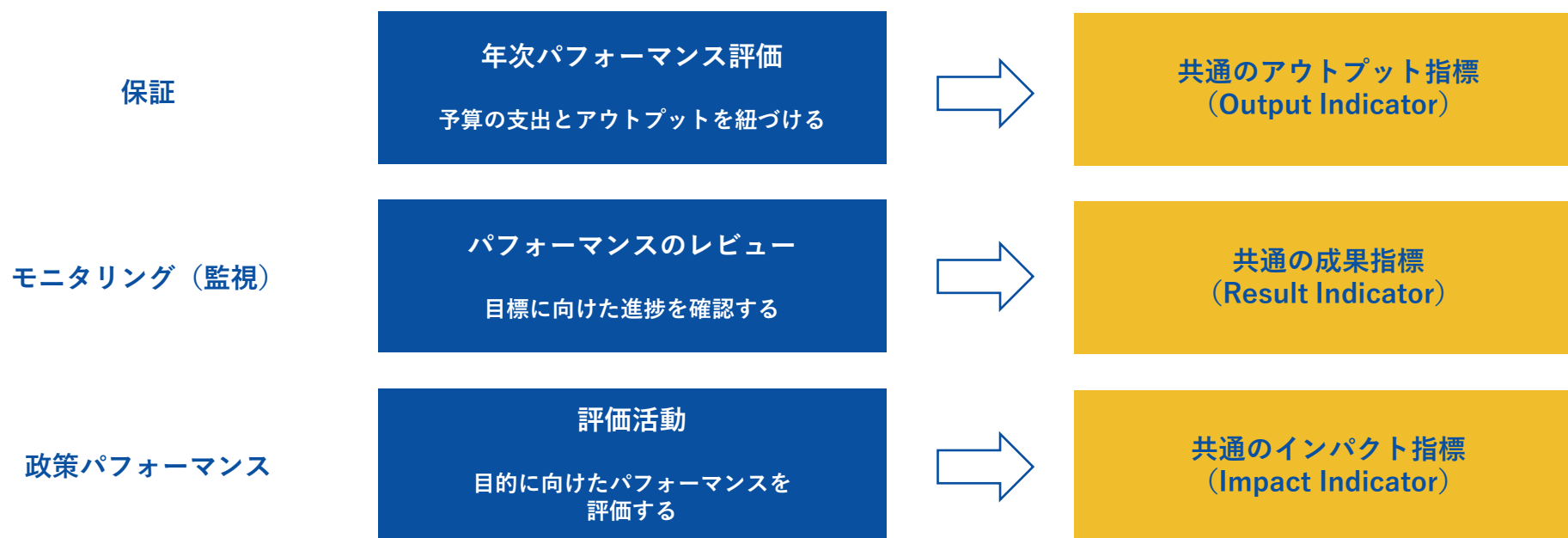
2023年CAPで想定されるモニタリング評価の流れ



CAP2023-2027で適用されるパフォーマンス監視・評価枠組み (PMEF)

- 規則 (EU) 2021/2115で提示されたパフォーマンスモニタリング・評価フレームワーク (PMEF) は、2023-2027年共通農業政策 (CAP) において、設定された目標と照らした進捗状況、政策介入による影響を監視・評価するための枠組みである。モニタリング、評価、および年次パフォーマンス報告の基礎となる。
- 2023年CAPで設定された政策目標の達成に向け、進捗を測定する指標として、指標がアウトプット指標・成果指標・インパクトs票の3種類設定されている。
 - それぞれアウトプット指標が37項目、成果指標が44項目、コンテキスト・影響指標が29項目設定されている
- 加盟国が自国の計画に合わせて設定する目標と年次マイルストーンは、関連する成果指標を用いて、複数のCAPの目的と紐づけたうえで設定され、年次パフォーマンス報告書で報告する形式となる。

CAP2023-2027における指標の設定



CAP2023-2027で適用されるパフォーマンス監視・評価枠組み (PMEF)

設定されている44項目の成果指標 (Result Indicator) ①

- 成果指標は、加盟国がCAP戦略計画で設定した全体計画期間の目標および年次マイルストーンに向けた進捗評価に使用される

指標番号	成果指標	概要
R1	知識と革新によるパフォーマンス向上	共通農業政策 (CAP) の支援を受ける欧州イノベーション・パートナーシップ (EIP) 運営グループにおいて、持続可能な経済的・社会的・環境的・気候的・資源効率性のパフォーマンス向上を目的として、助言、研修、知識交換の恩恵を受ける者、または参加する者の数
R2	助言と知識システムの連携	農業知識・イノベーションシステム (AKIS) に統合される支援対象アドバイザー数
R3	農業のデジタル化	共通農業政策 (CAP) を通じたデジタル農業技術支援の恩恵を受ける農場の割合
R4	所得支援と基準・優良事例の連動	所得支援の対象となり条件付きで利用可能な農業利用可能面積 (UAA) の割合
R5	リスク管理	支援対象の共通農業政策 (CAP) リスク管理ツールを導入している農場の割合
R6	小規模農場への再分配	平均農場規模を下回る適格農場に対するヘクタール当たり追加直接支払いの割合 (平均値との比較)
R7	特定ニーズ地域における農場支援の強化	ニーズの高い地域におけるヘクタール当たり追加支援の割合 (平均値との比較)
R8	特定セクターの農場への重点支援	資源効率の改善を含む、再編・近代化のための投資支援を受けている農場の割合
R9	農場の近代化	資源効率の改善を含む、再編・近代化のための投資支援を受けている農場の割合
R10	サプライチェーン組織の改善	生産者グループ、生産者組織、地域市場、短距離流通網、CAP支援の品質スキームに参加する農場の割合
R11	供給の集中	特定分野で事業計画を有する生産者組織または生産者グループによる販売生産額の割合
R12	気候変動への適応	気候適応改善のための支援対象コミットメント下にある農地利用面積 (UAA) の割合
R13	畜産部門における排出削減	温室効果ガスおよび/またはアンモニア (肥料管理を含む) の排出削減に向けた支援対象の約束事項の対象となる家畜単位 (LU) の割合
R14	土壌・バイオマスにおける炭素貯留	排出削減、または炭素貯蔵の維持・強化に向けた支援対象の約束事項の対象となる利用農地面積 (UAA) の割合 (恒久草地、恒久緑被を伴う恒久作物、湿地および泥炭地の農地を含む)
R15	農業・林業及びその他の再生可能資源からの再生可能エネルギー	再生可能エネルギー生産能力 (バイオベースを含む) への支援投資 (MW)
R16	気候関連投資	気候変動の緩和と適応、再生可能エネルギーまたはバイオマテリアルの生産に貢献する、共通農業政策 (CAP) の投資支援の恩恵を受ける農場の割合
R17	造林地	植林、アグロフォレストリー、および森林再生のために支援を受けた面積 (内訳を含む)
R18	林業セクターへの投資支援	林業部門のパフォーマンス向上に向けた総投資額
R19	土壌の改善・保護	土壌の質と生物相の改善に有益な支援対象の約束 (耕耘の削減、作物による土壌被覆、マメ科作物を組み込んだ輪作など) が適用される利用農地面積 (UAA) の割合
R20	大気質の改善	アンモニア排出削減のための支援対象コミットメント対象の農地利用面積 (UAA) の割合
R21	水質の保護	水域の質に関する支援対象の約束事項の対象となる農地利用面積 (UAA) の割合

(出所) 欧州委員会, "Result Indicators version 21.0" (2024年12月27日) より作成

CAP2023-2027で適用されるパフォーマンス監視・評価枠組み (PMEF)

設定されている44項目の成果指標 (Result Indicator) ②

指標番号	成果指標	概要
R22	持続可能な栄養管理	栄養管理の改善に関する支援対象の約束事項の対象となる利用農地面積 (UAA) の割合
R23	持続可能な水利用	水収支の改善に関する支援対象の約束事項の対象となる利用農地面積 (UAA) の割合
R24	農薬の持続可能かつ削減された使用	農薬の持続可能な使用につながる支援対象の特定約束の対象となる利用農業面積 (UAA) の割合 (農薬の流出などのリスクと影響を削減するため)
R25	畜産セクターにおける環境パフォーマンス	環境持続可能性の改善に向けた支援対象の約束の対象となる家畜単位 (LU) の割合
R26	天然資源関連投資	天然資源の保全に関連する、CAPの生産的および非生産的投資支援の恩恵を受ける農場の割合
R27	農村地域への投資を通じた環境・気候関連パフォーマンス	農村地域における環境の持続可能性と気候変動の緩和および適応目標の達成に貢献する事業の数
R28	知識とイノベーションを通じた環境・気候関連パフォーマンス	環境または気候関連のパフォーマンスに関連する、CAPが支援するアドバイス、研修、知識交換、または欧州イノベーションパートナーシップ (EIP) 運用グループへの参加の恩恵を受けた人数
R29	有機農業の発展	有機農業のためにCAPが支援する利用農地面積 (UAA) の割合 (維持と転換に分けられる)
R30	持続可能な森林管理の支援	森林保護と生態系サービスの管理を支援する約束の対象となる森林地の割合
R31	生息地と種の保全	生物多様性の保全または回復を支援する支援対象の約束の対象となる利用農業面積 (UAA) の割合 (高自然価値農業慣行を含む)
R32	生物多様性関連投資	生物多様性に貢献する共通農業政策 (CAP) 投資支援の恩恵を受ける農場の割合
R33	Natura2000管理の改善	支援対象となるコミットメントに基づくNatura2000総面積の割合
R34	景観要素の保全	生垣や樹木を含む景観要素の管理に関する支援対象となる約束に基づく利用農業面積 (UAA) の割合
R35	養蜂箱の保全	CAPによる支援対象となる養蜂箱の割合
R36	世代交代	CAP支援による新規就農者数 (性別内訳を含む)
R37	農村地域の成長と雇用	CAPプロジェクトで支援された新規雇用数
R38	LEADER対象範囲	地域開発戦略の対象となる農村人口の割合
R39	農村経済の発展	CAP支援で発展した農村企業数 (バイオエコノミー企業を含む)
R40	農村経済のスマートな移行	支援対象となったスマートビレッジ戦略の数
R41	ヨーロッパの農村地域との接続	CAP支援によるサービス・インフラへのアクセス改善の恩恵を受ける農村人口の割合
R42	社会的包摂の促進	支援対象となった社会的包摂プロジェクトの対象者数
R43	抗菌剤使用の制限	抗菌剤使用制限 (予防/削減) 支援対象家畜単位 (LU) の割合
R44	動物福祉の向上	動物福祉向上支援対象家畜単位 (LU) の割合

CAP簡素化に向けたEUの動き

- 各国に対する裁量を与えるCAP戦略計画が2023年度に開始されて以降、農業者の抗議が活発化されており、GAECの簡素化が実施されてきている。
- 2025年には、次期CAP改革を待たずして、CAP簡素化が進められた。
- 自然災害・異常気象、災害による危機支払いが農村振興策に新設されると共に、小規模農家の事業開発を支払い対象に追加したほか、各種要件の緩和・手続き簡素化、支払金額の上限が引き上げられた。

CAP簡素化に向けたEUの動き (2025年)

- 2025年5月に公表されたCAPの簡素化に向けたロードマップでは、農家と各国行政機関の負担軽減を図り、また「農業と食料に関するビジョン」に示された方向性に沿って政策を導くことを目的として、簡素化案が公表された。

2025年5月に提示されたCAPの簡素化に向けたロードマップ

簡素化におけるアクション	措置	目的	2025年			
			Q1	Q2	Q3	Q4
共通農業政策 (CAP) 基本法令の簡素化	共通農業政策戦略計画及び横断的規則の改正 (規則 (EU) 2021/2115及び規則 (EU) 2021/2116)	—		5/14に提案採択		
共通農業政策 (CAP) を超えた横断的な立法簡素化措置のパッケージ	未定	共通農業政策 (CAP) 以外の政策分野における、農家、食品・飼料事業、関連行政機関に影響を与える簡素化				
二次立法の検討	EU有機二次立法の簡素化可能性範囲に関する現状把握作業	簡素化候補となり得る法令・規定の特定				
	IACS品質評価に関する横断的規則に基づく委任法令の改正 (委任規則 (EU) 2022/1172)	農家の負担軽減と行政負担削減のため、面積モニタリングシステムの品質評価対象を監視可能な適格条件に限定				
	共通農業政策 (CAP) 戦略計画規則に基づく委任規則 (EU) 2023/370の改正：CAP基金間の資金移転に関する修正申請の提出期限延長	柱間移転に関する決定期限を延長し、簡素化パッケージが提供する新たな可能性及び関連する財務上の決定の活用を促進		5/21		
	CAP戦略計画規則に基づく委任行為の改正 (麻の管理率に関する委任規則 (EU) 2022/126)	直接支払いに対する麻の適格性確認に関連する管理負担を軽減する				
	水平規則に基づく実施法令 (実施規則 (EU) 2022/1173) の改正：地理空間的支援申請における植物保護製品 (PPP) の使用記録義務に関するもの	植物保護製品の使用削減を目的として自主的にCAP支援を申請する農場に対し、区画レベルでの植物保護製品使用の報告義務が生じる行政負担を軽減				
明確化・その他の支援措置	CSP改正案の審査プロセスについて、簡素化パッケージによる変更と整合	受益者がCAP支援に簡便にアクセスできるよう、新たなCAP柔軟性の活用を支援				
	費用の合理性に関する検証や、農家リスク管理負担金の支払い可能性などに関する明確化					
	専門家グループやベストプラクティス交換を含む簡素化パッケージの計画・実施における加盟国支援					

(出所) 欧州委員会, "Roadmap for simplifying the CAP legal framework to reduce burden on farmers and national administrations" (2025年5月14日) より作成

CAP簡素化に向けたEUの動き (2025年)

- 提示されたロードマップに基づき、2025年中に改正された法令は以下のとおり。CAP戦略規則と合わせて、下位規則に当たる実施規則、委任規則も改正されている。
 - Regulation (EU) 2025/2649 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2025 amending Regulation (EU) 2021/2115 as regards the conditionality system, types of intervention in the form of direct payment, types of intervention in certain sectors and rural development and annual performance reports and Regulation (EU) 2021/2116 as regards suspensions of payments, annual performance clearance and controls and penalties (2025年12月19日採択)
 - Commission Implementing Regulation (EU) 2026/163 of 21 January 2026 amending Implementing Regulation (EU) 2021/2289 as regards the content of the CAP Strategic Plans 【C/2026/15】 (2026年1月21日採択)
 - Commission Implementing Regulation (EU) 2026/148 of 21 January 2026 amending Implementing Regulation (EU) 2022/1173 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2021/2116 of the European Parliament and of the Council with regard to the integrated administration and control system in the common agricultural policy 【C/2026/283】 (2026年1月21日採択)
 - Commission Implementing Regulation (EU) 2026/166 of 21 January 2026 amending Implementing Regulation (EU) 2021/2290 as regards planning and reporting of outputs under output indicators and double counting of values under result indicators 【C/2026/186】
 - Commission Implementing Regulation (EU) 2026/165 of 21 January 2026 amending Implementing Regulation (EU) 2022/128 as regards the annual performance clearance, the multi-annual performance monitoring and the scrutiny of transactions 【C/2026/267】
 - Commission Implementing Regulation (EU) 2026/170 of 21 January 2026 amending Implementing Regulation (EU) 2023/130 as regards the information concerning derogations from certain GAEC standards and information reported for the purposes of the annual performance clearance procedure in the annual performance report 【C/2026/150】
 - COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) .../... amending Delegated Regulation (EU) 2022/126 supplementing Regulation (EU) 2021/2115 of the European Parliament and of the Council with additional requirements for certain types of intervention specified by Member States in their CAP Strategic Plans for the period 2023 to 2027 under that Regulation as well as rules on the ratio for the good agricultural and environmental conditions (GAEC) standard 【C/2026/0371 final】
 - COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) .../... amending Delegated Regulation (EU) 2022/1172 supplementing Regulation (EU) 2021/2116 of the European Parliament and of the Council with regard to the integrated administration and control system in the common agricultural policy 【C/2026/0281 final】

CAP簡素化に向けたEUの動き (2025年)

CAP規則 (規則(EU)2021/115) の修正事項詳細①

調査項目	調査項目		
	概要	変更前	変更後
永年草地の定義	永年草地の定義の緩和 (第4条3項c)	<ul style="list-style-type: none"> 5年以上輪作および耕起されていない土地 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国が認める場合には7年以上輪作・耕起されていない土地を定義することが可。また、永年草地とみなされる期間が過ぎた後も、加盟国の裁量で再分類しないことを決定できる。
WTO国内支援	WTO国内支援 (10条)	<ul style="list-style-type: none"> 基礎所得支持、補完的再分配所得支持、若手農業者のための補完的所得支援、ならびに気候・環境・動物福祉のための制度 (エコスキーム) はWTO農業協定附属書2の条項の基準を満たす 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害、悪天候または壊滅的な事象発生後の農業者への危機給付金もWTO対象に新たに含む
直接支払額の変更	小規模生産者対象の直接支払いの変更 (12条、28条)	<ul style="list-style-type: none"> 各農家への年間支払額の上限は1,250€ 	<ul style="list-style-type: none"> 各農家への年間支払額を3,000€に引き上げ 小規模生産者対象の直接支払いの受益者にはコンディショナリティは適用されない エコスキームとの併給が可能
GAEC要件の緩和	有機生産および有機製品の表示に関する規則 (規則 (EU) 2018/848) に基づく有機認証農家におけるGAEC要件への準拠	<ul style="list-style-type: none"> 記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国は左記規則に基づき有機認証を取得し、所有地全体が有機生産あるいは有機生産への転換として認められている場合、GAEC基準1、3、4、5、6、7へ準拠しているとみなすことが可能
	GAEC要件の一時的な特例の対象	<ul style="list-style-type: none"> 気象条件により農家、その他の受益者が当該基準に定められた期限及び期間等の要件を特定の年に遵守できない場合には、要件の一時的な特例を認めることが可 	<ul style="list-style-type: none"> 植物病害又は害虫の発生についても、追加的に一時的な特例を認可
エコスキームの要件緩和	エコスキームの支払い対象の取組	<ul style="list-style-type: none"> GAEC,SMRの要件を超える取組 (a) 肥料及び植物保護製品の使用、動物福祉、ならびに国内法及び連合法により定められたその他の関連する義務的要件で、EUより厳しい基準を超える場合、支援決定から24か月間支援付与可能 (b) 	<ul style="list-style-type: none"> ポイントaから、GAEC2,9の除外を認める ポイントbから、期間指定を撤廃
	エコスキームの支払方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則面積支払いだが、家畜単位ベースの年間支払方法を動物福祉、抗菌薬耐性、正当な場合には気候に有益な農業慣行に関するコミットメントに認める 	<ul style="list-style-type: none"> 気候に有益な農業慣行に関するコミットメント、有機農業慣行および方法への転換または維持について家畜単位ベースの支払いを認める
セクター介入の要件緩和	特定分野に対する介入 (48条)	<ul style="list-style-type: none"> 第7条第1項(a)、第102条、第111条第(g)及び(h)、第112条第3項(b)並びに第134条は、第42条第(a)、(d)、(e)及び(f)に規定する分野における介入の種類については、運用プログラムレベルでの計画、報告 	<ul style="list-style-type: none"> Performance Clearanceについても運用プログラムレベルで問題ないことを明記
	果物と野菜部門に対する介入 (49条)	<ul style="list-style-type: none"> 第46条(g)、(h)、(i)及び(k)に規定する目的は、生鮮品及び加工品を問わず、すべての産品に適用され、同条の他の事項に規定する目的は、生鮮品のみに適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> 第46条(d)から(i)および(k)に規定する目的は、生鮮品または加工品を問わず、すべての産品を対象とするものとし、同条の他の事項に規定する目的は、生鮮品のみに対象とするものとする。

CAP簡素化に向けたEUの動き (2025年)

CAP規則 (規則(EU)2021/115) の修正事項詳細②

調査項目	調査項目		
	概要	変更前	変更後
農村振興施策への 施策追加	自然災害・異常気象、 災害による危機支払い (crisis payments to farmers following natural disasters, adverse climatic events or catastrophic events) の 追加 (69条)	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 対象：①自然災害、悪天候または大惨事（加盟国が定義）、②規則(EU)2016/2031に関連する植物病害虫を根絶または抑制するために採択された措置、③委員会実施規則(EU)2018/1882の付属書に列挙されている動物病を予防または根絶するために採択された措置、④規則(EU)2016/429の第6条(3)および第259条に従って新興疾病に関して採択された措置 上記について、最高および最低のエントリを除く、過去3年間の農家の平均年間生産量または過去5年間に基づく3年間の平均値の少なくとも30%の破壊をもたらす損害を直接引き起こしたことが、加盟国の管轄当局によって正式に認められた場合、支払い対象 損失は、事業体レベル、関係するセクターにおける事業体の活動レベル、または関係する特定の地域に関連して計算 加盟国は、入手可能な証拠に基づいて資格条件を決定することにより、本条に基づく支援が自然災害、悪天候または壊滅的な事象によって最も影響を受ける農家を対象とすることを確保するものとする。 加盟国は、生産損失を補償するための適用可能な支援料率を設定。保険制度またはその他のリスク管理手段に加入している農家に対しては、より高く設定。なお、生産損失の算定には、指数を使用可能。 加盟国は、本条に基づく介入と他の国内支援手段または欧州連合の支援手段あるいは民間保険制度との組み合わせの結果として生じる過剰補償が回避されることを確保する 支払いのために留保される各加盟国の最大額は、付属書XVで年間額が規定 成果指標の対象外
各種農村振興施策への 要件緩和	環境・気候等管理誓約 の要件緩和 (70条)	<ul style="list-style-type: none"> 支援付与可能な期間の設定 なし 	<ul style="list-style-type: none"> 当該要件が当該農業経営体に対して義務付けられる日から最長24か月間、支援を付与することができる。 GAEC2,9の適用除外が可能 適切な場合には蜂箱ベースでの支払いも可能 有機農業への転換支援については、家畜単位での支払いも可能 加盟国が第4条(3)項(c)号第2項に言及する決定を行った場合、当該決定が本条に基づき行われた継続中の複数年のコミットメントに影響を与えないことを確保しなければならない。
	義務的要件による地域 固有の不利 (72条)		<ul style="list-style-type: none"> GAEC基準2の遵守から生じる不利益に関連して失われた追加費用と収入を計算に含めることを決定可
	投資 (73条)	<ul style="list-style-type: none"> 新たなEU法に基づく規制が かけられる場合、最長24か 月間の支援付与可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> 最長36か月間付与 初めて農業経営体を設立する若い農家に対しては、EU法の要件を満たすための投資に対する支援が、設立日から最大36か月間、または第75条(3)に規定する事業計画で定義された活動が完了するまで付与される場合があることを追記 家畜群の品質および生産性を向上させるため、または希少種や在来種を保存するために繁殖用の遺伝的価値の高い牛、羊、または山羊の純血種の動物を飼育は、支払い対象外
	青年/新規就農者・農 村事業開業 (75条)		<ul style="list-style-type: none"> 「小規模農家の農村事業開業」を追加 新設施設策について、補助金の最大額を75,000ユーロに設定

CAP簡素化に向けたEUの動き (2025年)

CAP規則 (規則(EU)2021/115) の修正事項詳細③

調査項目	調査項目		
	概要	変更前	変更後
各種農村振興施策への要件緩和	リスク管理施策 (76条)	<ul style="list-style-type: none"> 支援が、農家の過去3年間の平均年間生産量または所得の少なくとも20%、または過去5年間の最高および最低の生産量を除いた3年間の平均の閾値を超える損失 農場レベル、当該セクターにおける農場の活動レベルで計算 	<ul style="list-style-type: none"> セクター別リスク管理施策の損失の計算方法に特定の保険対象地域での算定を認める 計算方法が適切でない場合、加盟国は、最高と最低の項目を除いた、8年を超えない期間にわたる農家の平均年間生産量または収入に基づいて損失を査定することができる。 加盟国は、若手農家および新規農家の損失を計算するために適切な代替評価を適用することができる。
	協働 (77条)	<ul style="list-style-type: none"> 年間最大10万ユーロまでの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 2027年12月31日に終了する計画期間を通じて最大50万ユーロに設定
	金融 (80条)	<ul style="list-style-type: none"> ANNEX8のポイント2を参照 最終受領者に提供される運転資本に対する支援の総額は、3会計年度の期間を通じて総額200,000ユーロ相当を超えない 	<ul style="list-style-type: none"> 80条3-5項の参照に変更 上限を30万€に引き上げ 金融商品を用いて実施する投資についてはVATも適格支出として認められる対象に
予算配分	81条	<ul style="list-style-type: none"> InvestEUに拠出するまでに委員会の実施決定の採択後4か月以内に締結されない場合、CAP戦略計画に再配分 	<ul style="list-style-type: none"> 期間指定の削除
	83条		<ul style="list-style-type: none"> 助成金の計算方法について、ケースバイケースで策定する場合、規則 (EU) 2021/1060の第54条、第55条、第56条(1)および(3)に基づいて定められた計算方法
	海外県におけるPOSEIプログラムへの予算移転 (103条)		<ul style="list-style-type: none"> 自国の最外縁地域向けに計画されているCAP戦略計画の金額の最大25%を、規則(EU)第228/2013に基づき確立されたPOSEIプログラムに移転可能
手続きの簡素化	CAP戦略計画に関する修正手続きの簡素化 (119条)	<ul style="list-style-type: none"> 修正範囲の規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 「戦略的改正」に該当する場合のみ欧州委員会への修正報告を要求。 欧州委員会の意見表明期間を30日 (may→shall) とし、意義を唱えない場合には発行される GAEC基準1及び4に関連する改正が導入される場合、加盟国は、当該改正が恒久草地の保全または水系の汚染防止に関連する環境・気候目標を危険に晒さないことを確保し、適切な場合、その具体的な根拠を提示しなければならない。
	年次パフォーマンスでの報告の簡素化 (124条)		<ul style="list-style-type: none"> 必要報告データを簡素化 超過額が50%を超える場合の正当性の説明を削除 マイルストーンから離れた場合に正当性を示すことも認める
	附属書XIIIとCAPの接続 (120条、159条)	<ul style="list-style-type: none"> 附属書XIIIの改正に伴うCAP戦略計画の改正要否の評価 	<ul style="list-style-type: none"> 評価を削除 附属書8の見直しも実施されない見通し

2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況の概要

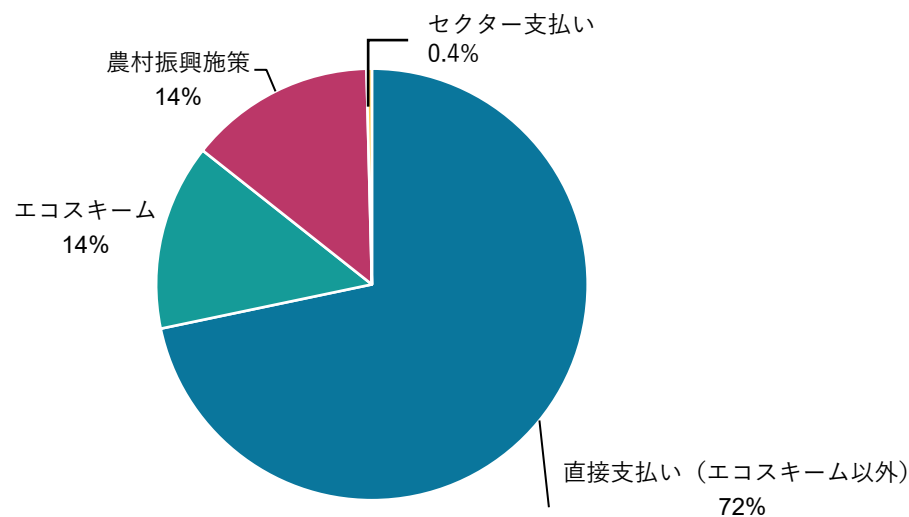
全体的な支出概況

- ドイツの2024会計年度における総支出額: 約50億ユーロである。予算の約84%に相当。
- 支出の内訳: 大部分が直接支払い（約43億5000万ユーロ）に充てられた。

直接支払いの状況

- エコスキーム（ÖR）については、支払額は7億1500万ユーロと、想定より大幅に低かった（目標比 -30%）。これに伴い3億200万ユーロの予算余剰が発生し、他の直接支払いに充当。これにより、翌年以降に補償義務が生じる。
- エコスキーム以外の直接支払いについては、利用率は高かったが、計画値は過大評価されていた点が指摘。若い女性農家や若手農家への支援対象者が増加。

ドイツにおける2024年会計年度の各領域への支払額配分



2024年会計年度におけるエコスキームの課題

エコスキームの支払い額が伸び悩んだ要因

- 初年度における新しい措置への農家の慎重な姿勢。
- 制度やITシステム、監査手順の複雑さ
- 短期的なGAECに関する例外措置の影響
 - GAEC7（作付転換義務）の停止
 - GAEC8（非生産地の確保）で、穀物やヒマワリ等の生産作物を非生産地として算入可能とした。
 - これらの措置が、エコスキームにおける「追加の休耕地の自主的な提供」への参加意欲に影響を与えた。
- 旧支援期間の農業環境・気候対策（AUKM）との重複による複雑化

次年度以降に向けて予定している対策

- プレミアムの引き上げや簡素化で魅力を向上させる修正を実施
- 2026年に2つの新しいエコスキームを導入し、予算を拡大予定

 **2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況の概要****セクター別介入の状況**

- CAP戦略計画への統合に伴う不確実性や、国内規制の制定・導入の遅れが大きな課題となった。また、全体を通じて、高インフレ、コスト上昇、厳しい経済状況により、特にワイン部門や養蜂部門で投資意欲が減退。養蜂の増殖支援や、気候変動へのブドウ園適応支援などの新しい投資促進策の利用が低調に推移。

農村振興（第2の柱）の状況

- 農村振興における支払い金額は、計画予算の44%と低水準に留まった。
- 主な要因として、申請処理の遅れに伴う新プログラムの開始の遅延、複雑な要件に伴うIT・デジタル申請システムの導入遅延、経済状況の悪化（インフレ、金利・エネルギーコスト上昇）が言及されている。
- 施策別には、面積支払いの施策は地域差は見られるものの、比較的順調に推移。投資は、旧期間の資金が優先され、利用率が1%と低い。また、コンサルティングやLEADER施策には実施の遅れが生じている。

成果指標の達成状況と今後の見通し

- 成果指標については、大半が未達成。一部の指標は計画通りか、それを上回った。（→詳細については次頁参照）
- 2024年・2025年の修正申請でインセンティブ向上策を導入し、現実的かつ実現可能な目標値に調整する予定

行政・制度上の課題

- 課題としては、以下の点が指摘されている。
 - 13州のプログラムを単一のCAP戦略計画に統合したことにより、調整作業が膨大であった点
 - CAP戦略計画自体の提出に起因する州レベルの規定発効、ITシステム導入の遅延、申請から支払いまでの全プロセスの遅延
 - 遅延による管理コストが増加
 - 旧CAP期間の申請処理も相まって、事務処理の負荷が集中


2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況(詳細)

ドイツにおける成果指標の計画値・実績値の対比(2023年10月～2024年10月)

■ 計画値を下回る
■ 計画値を上回る

	指標	計画値	実績値
R1	知識と革新によるパフォーマンス向上	25,000	11,671
R2	助言と知識システムの連携	160	41
R3	農業のデジタル化	360	0
R4	所得支援と基準・優良事例の連動	16,860,194.00	16,587,579.22
R5	リスク管理	8,000	4,590
R6	小規模農場への再分配	113.79 €/ha	124.59 €/ha
R7	特定ニーズ地域における農場支援の強化	117.65 €/ha	113.91 €/ha
R8	特定セクターの農場への重点支援	46,741	34,926
R9	農場の近代化	2,600	1,838
R10	サプライチェーン組織の改善	3,800	1,056
R11	供給の集中	1,260,000,000	115,806,028.70
R12	気候変動への適応	2,200,000.00	1,684,692.95
R13	畜産部門における排出削減	—	—
R14	土壌・バイオマスにおける炭素貯留	1,800,000.00	2,183,809.75
R15	農業・林業及びその他の再生可能資源からの再生可能エネルギー	—	—
R16	気候関連投資	950	5
R17	造林地	2,000	0
R18	林業セクターへの投資支援	16,000,000.00	0
R19	土壌の改善・保護	3,000,000.00	2,212,204.97
R20	大気質の改善	—	—
R21	水質の保護	3,500,000.00	2,373,096.38
R22	持続可能な栄養管理	1,600,000.00	1,282,638.93

	指標	計画値	実績値
R23	持続可能な水利用	25,000.00	3.49
R24	農薬の持続可能かつ削減された使用	3,500,000.00	2,118,832.60
R25	畜産セクターにおける環境パフォーマンス	11,500.00	10,299.67
R26	天然資源関連投資	525	33
R27	農村地域への投資を通じた環境・気候関連パフォーマンス	2,500	1,945
R28	知識とイノベーションを通じた環境・気候関連パフォーマンス	20,000	4,902
R29	有機農業の発展	850,000.00	742,583.93
R30	持続可能な森林管理の支援	25,000.00	0
R31	生息地と種の保全	5,000,000.00	3,714,705.39
R32	生物多様性関連投資	—	—
R33	Natura2000管理の改善	1,000,000.00	1,203,874.81
R34	景観要素の保全	500,000.00	176,750.91
R35	養蜂箱の保全	18,000	31,264
R36	世代交代	5,000	5,007
R37	農村地域の成長と雇用	5,100.00	6,630.57
R38	LEADER対象範囲	35,200,000	21,292,321
R39	農村経済の発展	5,000	113
R40	農村経済のスマートな移行	—	—
R41	ヨーロッパの農村地域との接続	18,000,000	15,287,448
R42	社会的包摂の促進	—	—
R43	抗菌剤使用の制限	240,000.00	389,947.67
R44	動物福祉の向上	960,000.00	1,034,114.22

ドイツにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価①(2023年10月～2024年10月)

ドイツにおけるCAP施策				支払総額(2023年10月16日～2024年10月15日)	
区分	CAP施策名	国内施策番号	施策名	計画予算	支払額
直接支払	基礎所得支持	DZ-0101	基礎的所得支持	2.639.728.461,48	2,841,304,384
	補完的所得再分配支持	DZ-0201	補完的所得再分配支持	530.895.109,57	562,767,182
	補完的青年農業者所得支持	DZ-0301	補完的青年農業者所得支持	147.470.863,77	154,322,415
	エコスキーム	DZ-0401	生物多様性の改善と生息地の保全のための土地提供	326.273.711,14	56,238,582
		DZ-0402	少なくとも5種類の主要作物を栽培する多様な農業、および最低10%の割合でマメ科植物を栽培	120.315.992,29	83,554,629
		DZ-0403	農地および永年草地におけるアグロフォレストリー農法の維持	1.500.000,00	366
		DZ-0404	農場全体の永年草地の集約化	227.479.351,89	159,907,073
		DZ-0405	少なくとも4つの地域固有種が確認できる、成果重視の永年草地広域管理	153.745.142,56	334,655,557
		DZ-0406	農場の耕作地や永年作物の栽培地において、化学合成農薬を使用しない管理	135.754.298,00	28,695,665
		DZ-0407	自然保護目標によって決定される土地管理手法の、Natur2000地域内の農地への適用	52.480.464,13	52,343,446
	カップル所得支持	DZ-0501	牛肉および子牛肉部門に対するカップル所得支持	44.241.259,13	40,219,868
DZ-0502		母羊および母山羊部門に対するカップル支払い	44.241.259,13	38,620,871	
セクター支払い	特定のセクターにおける介入(フルーツ及び野菜)	SP-0100	果物および野菜に関するプログラム	14.000.000,00	3,888,186
	養蜂部門への介入の種類	SP-0202	養蜂に関する知識の構築、改善、普及	1.125.200,00	423,033
		SP-0203	生産および販売、労働安全衛生、防除対策の実施の改善のための投資	1.293.350,00	605,267
		SP-0204	品質および衛生検査	402.650,00	167,274
		SP-0205	蜂の繁殖・保護および養蜂	564.300,00	122,275
		SP-0206	研究プロジェクトの実施および応用	1.381.200,00	502,896

ドイツにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価②(2023年10月～2024年10月)

ドイツにおけるCAP施策				支払総額(2023年10月16日～2024年10月15日)	
区分	CAP施策名	国内施策番号	施策名	計画予算	支払額
	ワイン部門への介入の種類	SP-0301	第三国における販売促進およびコミュニケーション活動	1,000,000,00	446,499
		SP-0302	収入損失に対する収穫保険	150,651,81	176,017
		SP-0303	ブドウ園の再編および転換	12,812,660,46	7,890,003
		SP-0304	ワイン生産システム、加工施設、ワイン生産事業者のインフラ、および販売構造・手段に対する有形・無形資産	9,021,155,52	4,166,584
		SP-0305	責任あるワイン消費の促進、または原産地呼称および地理的表示に関するEUの品質規制の宣伝を目的とした、EU産ワインに関する情報活動	2,500,000,00	676,863
	特定のセクターにおける介入(ホップ)	SP-0400	ホップに対するセクター支払い	2,188,000,00	2,188,000
農村振興	環境・気候等管理誓約	EL-0101	気候保護の改善のための農業管理義務	31,022,505,05	16,130,412
		EL-0102	水質の改善のための農業管理義務	10,710,395,00	26,469,119
		EL-0103	土壌保護の改善のための農業管理義務	43,113,449,00	18,874,713
		EL-0105	生物多様性の改善のための農業管理義務	213,202,808,73	170,533,444
		EL-0107	持続可能な森林管理のための農業管理義務	1,804,877,00	0
		EL-0108	有機農業	247,978,324,40	193,371,209
		EL-0109	動物福祉の改善のための農場管理義務	53,800,451,41	49,899,131
		EL-0110	遺伝資源の保全のための農場管理義務	2,623,280,00	447,318
		EL-0111	植林に対する所得補償	250,000,00	0
	自然等地域固有誓約	EL-0201	不利な地域に対する補償手当	179,262,250,47	169,643,870
	義務的要件による地域固有の不利	EL-0301	Natura2000の実施に関する農業管理義務	13,211,023,00	8,508,439
	投資、灌漑投資	EL-0401	非生産的な水管理投資	19,591,401,00	0
		EL-0402	有形インフラー洪水対策、沿岸保護	198,504,847,90	0
		EL-0403	農業企業における個々の生産的投資	122,001,925,88	2,451,831

ドイツにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価③ (2023年10月～2024年10月)

ドイツにおけるCAP施策				支払総額 (2023年10月16日～2024年10月15日)	
区分	CAP施策名	国内施策番号	施策名	計画予算	支払額
農村振興 (続き)	投資、灌漑投資 (続き)	EL-0404	農業および林業インフラへの投資 (農村の土地区画整理を含む)	47.601.197,67	1,405,172
		EL-0405	加工および販売 (マーケット構造) 企業における有形資産への投資	16.200.000,00	0
		EL-0407	林業部門における非生産的投資	7.702.114,00	0
		EL-0408	天然資源保護のための非生産的投資	15.460.513,00	278,956
		EL-0409	有形インフラ - ブロードバンド供給	14.750.000,00	0
		EL-0410	統合的な農村開発への投資	50.569.532,56	727,811
		EL-0411	農業経営における非農業活動の創出および開発への投資	8.929.535,80	101,669
		EL-0412	農村地域における女性による非農業活動の創出および開発への投資	765.000,00	0
		EL-0413	教育機関における ICT 設備への投資	6.720.202,50	0
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	EL-0501	若手農家の定住支援	4.575.850,00	2,361,100
	リスク管理施策	EL-0601	リスク管理ツール	18.000.000,00	12,277,865
	協働	EL-0701	ネットワークと協力	6.971.003,00	0
		EL-0702	農業の生産性と持続可能性のための欧州イノベーションパートナーシップ (EIP-Agri)	13.382.603,80	619,298
		EL-0703	LEADER施策	172.808.806,64	21,685,934
	知識交換・情報普及	EL-0801	コンサルティング	21.279.677,84	6,747,184
EL-0802		研修、普及活動、知識の共有	7.717.343,00	169,850	



(補足) 本文書で用いる施策の原語名と対訳

- 本文書で用いている施策の原語については以下のとおり。

施策番号	原語	対訳
DZ-0401	Bereitstellung von Flächen zur Verbesserung der Biodiversität und Erhaltung von Lebensräumen	生物多様性の改善と生息地の保全のための土地の提供
DZ-0402	Anbau vielfältiger Kulturen mit mindestens fünf Hauptfruchtarten im Ackerbau einschließlich des Anbaus von Leguminosen mit einem Mindestanteil von 10 %	少なくとも5種類の主要作物を栽培する多様な農業、および最低10%の割合でマメ科植物を栽培
DZ-0403	Be behaltung einer agroforstlichen Bewirtschaftungsweise auf Ackerland und Dauergrünland	農地および永年草地におけるアグロフォレストリー農法の維持
DZ-0404	Extensivierung des gesamten Dauergrünlands des Betriebs	農場全体の永年草地の集約化
DZ-0405	Ergebnisorientierte extensive Bewirtschaftung von Dauergrünlandflächen mit Nachweis von mindestens vier regionalen Kennarten	少なくとも4つの地域固有種が確認できる、成果重視の永年草地広域管理
DZ-0406	Bewirtschaftung von Acker- oder Dauerkulturflächen des Betriebes ohne Verwendung von chemisch-synthetischen Pflanzenschutzmitteln	農場の耕作地や永年作物の栽培地において、化学合成農薬を使用しない管理
DZ-0407	Anwendung von durch die Schutzziele bestimmten Landbewirtschaftungsmethoden auf landwirtschaftlichen Flächen in Natura 2000-Gebieten	自然保護目標によって決定される土地管理手法の、Natura2000地域内の農地への適用
DZ-0501	Gekoppelte Einkommensstützung für den Sektor Rind- und Kalbfleisch	牛肉および子牛肉部門に対するカップル所得支持
DZ-0502	Gekoppelte Einkommensstützung für den Sektor Mutterschafe und -ziegen	母羊および母山羊部門に対するカップル支払い
SP-0100	Sektorprogramm Obst und Gemüse (Angabe auf Ebene des Sektors)	果物および野菜に関するセクター支払い
SP-0202	Aufbau, Verbesserung und Verbreitung imkerlichen Wissens	養蜂に関する知識の構築、改善、普及
SP-0203	Investitionen zur Verbesserung der Erzeugung und Vermarktung, des Arbeits- und Gesundheitsschutzes, Anwendung von Bekämpfungsmaßnahmen	生産および販売、労働安全衛生、防除対策の実施の改善のための投資
SP-0204	Qualitäts- und Reinheitsuntersuchungen	品質および衛生検査
SP-0205	Bienenvölkervermehrung/-erhaltung und Bienenzucht	蜂の繁殖・保護および養蜂
SP-0206	Durchführung und Anwendung von Forschungsprojekten	研究プロジェクトの実施および応用
SP-0301	Absatzförderung und Kommunikationsmaßnahmen in Drittländern	第三国における販売促進およびコミュニケーション活動
SP-0302	Ernteversicherung gegen Einkommensverluste	収入損失に対する収穫保険
SP-0303	Umstrukturierung und Umstellung von Rebflächen	ブドウ園の再編および転換
SP-0304	Investition in materielle und immaterielle Vermögenswerte in Weinbausysteme in Verarbeitungseinrichtungen, Infrastrukturen von Weinbaubetrieben sowie Vermarktungsstrukturen und -instrumente	ワイン生産システム、加工施設、ワイン生産事業体のインフラ、および販売構造・手段に対する有形・無形資産
SP-0305	Informationsmaßnahmen über Weine aus der Union, mit denen ein verantwortungsvoller Weinkonsum gefördert oder für Qualitätsregelungen der Union für Ursprungsbezeichnungen und geografische Angaben geworben wird	責任あるワイン消費の促進、または原産地呼称および地理的表示に関するEUの品質規制の宣伝を目的とした、EU産ワインに関する情報活動



(補足) 本文書で用いる施策の原語名と対訳

施策番号	原語	対訳
SP-0400	Sektorprogramm Hopfen (Angabe auf Ebene des Sektors)	ホップに対するセクター支払い
EL-0101	Bewirtschaftungsverpflichtungen zur Verbesserung des Klimaschutzes	気候保護の改善のための農業管理義務
EL-0102	Bewirtschaftungsverpflichtungen zur Verbesserung der Wasserqualität	水質の改善のための農業管理義務
EL-0103	Bewirtschaftungsverpflichtungen zur Verbesserung des Bodenschutzes	土壌保護の改善のための農業管理義務
EL-0105	Bewirtschaftungsverpflichtungen zur Verbesserung der Biodiversität	生物多様性の改善のための農業管理義務
EL-0107	Bewirtschaftungsverpflichtungen zur nachhaltigen Waldbewirtschaftung	持続可能な森林管理のための農業管理義務
EL-0108	Ökologischer Landbau	有機農業
EL-0109	Bewirtschaftungsverpflichtungen zur Verbesserung des Tierwohls	動物福祉の改善のための農場管理義務
EL-0110	Bewirtschaftungsverpflichtungen zur Erhaltung genetischer Ressourcen	遺伝資源の保全のための農場管理義務
EL-0111	Einkommensausgleich Aufforstung	植林に対する所得補償
EL-0201	Ausgleichszulage für benachteiligte Gebiete	不利な地域に対する補償手当
EL-0301	Bewirtschaftungsverpflichtungen zur Umsetzung von Natura 2000	Natura2000の実施に関する農業管理義務
EL-0401	Nicht-produktive wasserwirtschaftliche Investitionen	非生産的な水管理投資
EL-0402	Materielle Infrastruktur - Hochwasserschutz, Küstenschutz	有形インフラー洪水対策、沿岸保護
EL-0403	Einzelbetriebliche produktive Investitionen in landwirtschaftlichen Unternehmen	農業企業における個々の生産的投資
EL-0404	Investitionen in land- und forstwirtschaftliche Infrastrukturen einschließlich ländlicher Bodenordnung	農業および林業インフラへの投資(農村の土地区画整理を含む)
EL-0405	Investitionen in materielle Vermögenswerte in Unternehmen der Verarbeitung und Vermarktung (Marktstruktur)	加工および販売(マーケット構造)企業における有形資産への投資
EL-0407	Nicht-produktive Investitionen im Forstsektor	林業部門における非生産的投資
EL-0408	Nicht-produktive Investitionen zum Schutz natürlicher Ressourcen	天然資源保護のための非生産的投資
EL-0409	Materielle Infrastruktur - Breitbandversorgung	有形インフラ - ブロードバンド供給
EL-0410	Investitionen in die integrierte ländliche Entwicklung	統合的な農村開発への投資
EL-0411	Investitionen in die Schaffung und Entwicklung nicht-landwirtschaftlicher Tätigkeiten in landwirtschaftlichen Betrieben	農業経営における非農業活動の創出および開発への投資
EL-0412	Investitionen in Gründung und Entwicklung nicht lw. Tätigkeiten durch Frauen in ländlichen Gebieten	農村地域における女性による非農業活動の創出および開発への投資
EL-0413	Investitionen in IKT-Ausstattung in Bildungseinrichtungen	教育機関における ICT 設備への投資
EL-0501	Niederlassungsbeihilfe Junglandwirte	若手農家の定住支援

**（補足）本文書で用いる施策の原語名と対訳**

施策番号	原語	対訳
EL-0601	Risikomanagementinstrumente	リスク管理ツール
EL-0701	Netzwerke und Kooperationen	ネットワークと協力
EL-0702	Europäische Innovationspartnerschaft für Produktivität und Nachhaltigkeit in der Landwirtschaft (EIP-Agri)	農業の生産性と持続可能性のための欧州イノベーションパートナーシップ (EIP-Agri)
EL-0703	LEADER	LEADER施策
EL-0801	Beratung	コンサルティング
EL-0802	Qualifizierung, Demonstrationstätigkeiten und Wissensaustausch	研修、普及活動、知識の共有

2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況の概要

全体的な支出概況

- フランスにおける2023年のCAPキャンペーンは順調に進捗し、2024年7月時点での総支払額は66億2000万ユーロに達した。
- 内訳としては、カップル支払い（基本支払い、エコスキーム等）へ56億ユーロ、畜産に対する補助金へ8億800万ユーロ、作物に関する補助金について1億8600万ユーロが拠出。

直接支払いの状況

- 今回の新たな施策の「現役農家」の定義の導入により、申請者のうち予測通りごく一部（計3.17%）が不適格となった。
- エコスキームについては、直接支払い申請者の90%以上が申請し、非常に高い利用率を記録した。エコスキームで認められている3つの経路については、農業生態学的実践が76%、環境認証が18%、生物多様性に資する要素が6%を占める。生垣ボーナスについては3%の申請者が申請。全体として、上位レベルの基準を満たす農家の数は想定を上回っており、フランスでは、農家が新しい要件に積極的に適応していることが示される。特に農業生態学的実践（作物多様化）において取組が進んでいる。

セクター支払いの状況

- ワイン生産に対する国家支援プログラムについては、CAP戦略計画での計画値は下回ったものの、ワイン産業に割り当てられている年間のEAGF予算（2億6960万ユーロ）は全額活用された。
- PSN計画外の緊急蒸留措置に予算（6,850万ユーロ）が使われ、PSNで利用可能な予算が減少した。
- 旧制度からCAP戦略計画で認められた施策への移行期であり、2024年度の支払いの大半（1億6370万ユーロ）は旧計画下の案件に充てられた

農村振興施策の状況

- 遅れはあったものの、PSNの実施は加速している。ただし、プロジェクトが複数年にわたるため、支払額はまだ計画を下回っている。
- 投資は非常に良好な勢いを見せている。LEADER施策は、旧計画の終了作業と重なり、一部で開始が遅れている。
- 新たに導入されたMAEC「実践の移行」は、成果ベースの支払いであり、想定より緩やかなスタートとなっている。

2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)

フランスにおける成果指標の計画値・実績値の対比 (2023年10月～2024年10月)

計画値を下回る
計画値を上回る

	指標	計画値	実績値		指標	計画値	実績値
R1	知識と革新によるパフォーマンス向上	9,339	1,413	R20	大気質の改善	1.28%	0.33%
R2	助言と知識システムの連携	—	—	R21	水質の保護	2.28%	0.68%
R3	農業のデジタル化	—	—	R22	持続可能な栄養管理	1.28%	0.33%
R4	所得支援と基準・優良事例の連動	88.13%	93.69%	R23	持続可能な水利用	1.30%	0.33%
R5	リスク管理	95.00%	14.93%	R24	農薬の持続可能かつ削減された使用	55.63%	84.14%
R6	小規模農場への再分配	107.50%	110.44%	R25	畜産セクターにおける環境パフォーマンス	0.05%	0.00%
R7	特定ニーズ地域における農場支援の強化	112.91%	134.88%	R26	天然資源関連投資	1.50%	0.16%
R8	特定セクターの農場への重点支援	47.27%	37.95%	R27	農村地域への投資を通じた環境・気候関連パフォーマンス	473.00	1.00
R9	農場の近代化	3.39	0.14	R28	知識とイノベーションを通じた環境・気候関連パフォーマンス	—	—
R10	サプライチェーン組織の改善	0.22	0.23	R29	有機農業の発展	7.36%	7.42%
R11	供給の集中 (その他の分野)	—	—	R30	持続可能な森林管理の支援	—	—
	供給の集中 (果物・野菜)	4.17%	3.71%	R31	生息地と種の保全	52.70%	41.17%
	供給の集中 (オリーブ・テーブルオリーブ)	2.68%	12.76%	R32	生物多様性関連投資	0.78%	0.75%
	供給の集中 (米)	—	—	R33	Natura2000管理の改善	48.75%	38.20%
	供給の集中 (生きた植物および園芸製品、球根、根および類似の製品、切り花および観賞用葉)	—	—	R34	景観要素の保全	0.27%	0.38%
	供給の集中 (牛肉)	—	—	R35	養蜂箱の保全	22.49%	24.70%
	供給の集中 (乾燥飼料)	—	—	R36	世代交代	5,203.00	8,679.00
R12	気候変動への適応	67.75%	76.73%	R37	農村地域の成長と雇用	6,025.00	7,846.00
R13	畜産部門における排出削減	—	—	R38	LEADER対象範囲	54.13%	0%
R14	土壌・バイオマスにおける炭素貯留	26.23%	24.08%	R39	農村経済の発展	516.00	8.00
R15	農業・林業及びその他の再生可能資源からの再生可能エネルギー	0.3MW	0MW	R40	農村経済のスマートな移行	—	—
R16	気候関連投資	1.39%	0.13%	R41	ヨーロッパの農村地域との接続	0.11%	0%
R17	造林地	—	—	R42	社会的包摂の促進	—	—
R18	林業セクターへの投資支援	23,149,284.85	528,690.00	R43	抗菌剤使用の制限	5.86%	3.98%
R19	土壌の改善・保護	74.05%	87.78%	R44	動物福祉の向上	9.68%	5.76%

(出所) Le ministère de l'Agriculture, de l'Agro-alimentaire et de la Souveraineté alimentaire Rapport Annuel de Performance 2024 - Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027 - France - "より作成


2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)
フランスにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価① (2023年10月～2024年10月)

フランスにおけるCAP施策				支払総額 (2023年10月16日～2024年10月15日)			
区分	CAP施策名	国内施策番号	施策名	支払額	支払単価	基準単価	
直接支払	基礎所得支持	21.01	基礎所得支持 (フランス本土)	3,178,888,186.02	126.31 €/ha	127.28 €/ha	
		21.02	基礎所得支持 (コルシカ島)	18,962,890.03	144.03 €/ha	144.64 €/ha	
	補完的所得再分配支持	29.01	補完的所得再分配支持	668,624,941.70	50.40 €/ha	48.00 €/ha	
	補完的青年農業者所得支持	30.01	補完的青年農業者所得支持	126,926,521.00	4,492.66 €/受益者	4,469.00 €/受益者	
	エコスキーム	3101_NAT_O.08_0001	エコスキーム・レベル1	75,986,211.77	50.75 €/ha	59.20 €/ha	
		3101_NAT_O.08_0002	エコスキーム・レベル2	1,462,988,796.34	67.35 €/ha	80.80 €/ha	
		3101_NAT_O.08_0003	エコスキーム・追加ボーナス：生垣	37,223.69	7.00 €/ha	7.00 €/ha	
		3101_NAT_O.08_0004	エコスキーム・レベル3	203,038,683.68	96.09 €/ha	110.80 €/ha	
	カップル所得支持	32.01	羊へのカップル支払い	103,053,594.09	23.88 €/頭	22.70 €/頭	
		32.02	新規就農者のための羊へのカップル支払い	1,376,146.21	6.01 €/頭	6.00 €/頭	
		32.03	山羊へのカップル支払い	12,714,655.56	15.02 €/頭	15.00 €/頭	
		3204_NAT_O.11_0001	牛へのカップル支払い	上級	515,959,493.28	109.89 €/頭	110.00 €/頭
		3204_NAT_O.11_0002		基礎	168,346,704.78	60.00 €/頭	60.00 €/頭
		32.05	母牛の仔牛へのカップル支払い	4,081,850.19	65.68 €/頭	65.67 €/頭	
		32.06	穀物用マメ科植物および乾燥飼料用マメ科植物、あるいは種子生産用マメ科植物へのカップル支払い	69,105,379.87	121.57 €/ha	104.23 €/ha	
		32.07	平野部/山麓地帯における飼料用マメ科植物へのカップル支払い	72,201,498.20	130.02 €/ha	149.00 €/ha	
		32.08	山岳地帯における飼料用マメ科植物へのカップル支払い	16,099,759.92	148.97 €/ha	149.00 €/ha	
		32.09	デュラム小麦へのカップル支払い	5,780,040.78	54.49 €/ha	61.00 €/ha	
		32.10	澱粉用ジャガイモ生産へのカップル支払い	1,454,210.13	92.34 €/ha	84.00 €/ha	
		32.11	米へのカップル支払い	1,510,993.65	146.23 €/ha	133.00 €/ha	
32.12		ホップ生産へのカップル支払い	318,493.19	446.95 €/ha	568.00 €/ha		
32.13		牧草用種子へのカップル支払い	342,084.79	48.39 €/ha	44.00 €/ha		
32.14	麻へのカップル支払い	1,555,690.98	83.35 €/ha	98.00 €/ha			

(出所) Le ministère de l'Agriculture, de l'Agro-alimentaire et de la Souveraineté alimentaire Rapport Annuel de Performance 2024 - Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027 - France - "より作成


2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)
フランスにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価② (2023年10月～2024年10月)

フランスにおけるCAP施策				支払総額 (2023年10月16日～2024年10月15日)			
区分	CAP施策名	国内施策番号	施策名	支払額	支払単価	基準単価	
直接支払 (続き)	カップル所得支持 (続き)	32.15	加工用プラム (Prune d'Ente) へのカップル支払い	10,508,800.50	980.43 €/ha	950.00 €/ha	
		32.16	加工用ピガローチェリー (Cerise Bigarreau) へのカップル支払い	442,574.38	631.50 €/ha	590.00 €/ha	
		32.17	加工用ウィリアム種梨へのカップル支払い	352,781.00	1,300.00	1,300.00	
		32.18	加工用パヴィーピーチへのカップル支払い	58,034.04	563.00	563.00	
		32.19	野菜栽培へのカップル支払い	5,879,998.85	1,739.04	1,588.00	
		32.20	加工用トマトへのカップル支払い	2,566,395.60	1,160.00	1,210.00	
		3221_COR_O.11_0001	小型反芻動物へのカップル支払い (コルシカ島) ー山羊	基礎	249,201.78	14.80 €/頭	13.47 €/頭
		3221_COR_O.11_0003		上級	460,022.35	29.58 €/頭	26.95 €/頭
		3221_COR_O.11_0002	小型反芻動物へのカップル支払い (コルシカ島) ー羊	基礎	277,485.40	21.17 €/頭	19.37 €/頭
		3221_COR_O.11_0004		上級	2,472,038.03	42.59 €/頭	38.74 €/頭
		3222_COR_O.11_0001	小型反芻動物へのカップル支払い (コルシカ島) ーコルシカ牛	上級	1,807,588.53	98.08 €/頭	90.00 €/頭
		3222_COR_O.11_0002		下級	195,275.52	81.33 €/頭	50.00 €/頭
		セクター支払い	5803_NAT_O.36_0005	ワイン醸造の副産物の蒸留	0	0	100.00
			5501_NAT_O.37_0006	養蜂家および養蜂家団体向けの技術支援、助言、研修、情報提供、優良事例の共有	2,880,092.00	82,288.34	98,737.00
	5802_NAT_O.36_0003		ワインの有形・無形の投資	0	0	65,045.00	
	6401_NAT_O.35_0001		オリーブ・食用オリーブ	493,527.23	493,527.23	554,000.00	
	5506_NAT_O.37_0005		養蜂の品質向上に向けた取組	52,700.56	52,700.56	67,030.00	
	5805_NAT_O.36_0007		ワインの第三国におけるプロモーション	0	0	150,000.00	
	5804_NAT_O.36_0006		EU産ワインに関する情報提供	0	0	250,000.00	
	5001_NAT_O.35_0001		果物・野菜	12,154,863.16	1,350,540.35	1,261,101.00	
5503_NAT_O.37_0008	養蜂製品の分析・研究を支援する取組		32,908.67	7,969.56	16,666.50		
5505_NAT_O.37_0004	消費者の養蜂製品の品質に対する認識向上を目的とした市場モニタリング		48,357.86	16,119.29	30,000.00		


2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)
フランスにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価③ (2023年10月～2024年10月)

フランスにおけるCAP施策				支払総額 (2023年10月16日～2024年10月15日)			
区分	CAP施策名	国内施策番号	施策名	支払額	支払単価	基準単価	
	セクター支払い	5502_NAT_O.37_0007	養蜂の有形・無形の投資	12,154,863.16			
農村振興	環境・気候等管理誓約 (AECM)	70.01	有機農業への転換支援 (フランス本土)	22,808,520.58			
		70.03	有機農業への転換支援 (コルシカ島)	42,820.50			
		70.04	有機農業への転換支援 (海外県)	657,517.33			
		70.05	有機農業維持支援 (海外県)	1,181,139.36			
		70.06	AECM— 畑作における水質および水量管理	本土	5,497,535.23		
		70.07	AECM— 永年作物の水質および水資源管理	本土	199,537.57		
		70.08	AECM— 土壌の質と保護	本土	452,319.87		
		70.09	AECM— 気候、動物の福祉、畜産の食糧自立	本土	52,081,994.11		
		70.10	AECM— 農業生態系の均衡とフランス国内特定地域の生物多様性の保全	本土	45,826,890.88		
		70.11	AECM— 生物多様性、特にフランスにおける花粉媒介者にとって有益な被覆植物の創出		2,242,801.26		
		70.12	AECM— 生物種の保存	本土	11,211,000.52		
		70.13	環境開放と森林火災防止 (DFCI) による生物多様性維持	本土	5,296,669.00		
		70.14	AECM— 農業生態系インフラの持続可能な維持		278,250.25		
		70.15	AECM— バナナ栽培	海外県	361,565.88		
		70.16	AECM— さとうきび栽培	海外県	1,856,439.86		
		70.17	AECM— 野菜農園	海外県	136,837.99		
		70.18	AECM— 果樹園	海外県	1,002,198.10		
		70.19	AECM— 畜産事業と連動した草地	海外県	371,357.82		
		70.20	AECM- 高度に多様化された小規模農場の維持と環境パフォーマンス	海外県	1,609,095.44		
		70.21	AECM- 森林被覆下農業の維持と環境パフォーマンス	海外県	771,495.00		


2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)
フランスにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価④ (2023年10月～2024年10月)

フランスにおけるCAP施策				支払総額 (2023年10月16日～2024年10月15日)			
区分	CAP施策名	国内施策番号	施策名	支払額	支払単価	基準単価	
農村振興 (続き)	環境・気候等管理誓約 (AECM) (続き)	70.22	AECM— 農林牧業のモザイク状の景観の回復と火災の予防 (コルシカ島)		6,861.42		
		70.24	AECM— 土壌の再生と保護 (コルシカ島)		20,193.34		
		70.26	家畜の捕食動物からの保護装置		24,978,318.89		
		70.27	定額AECM「慣行の移行」		198,000.00		
		70.30	AECM PRM (絶滅危惧種の保護)		143,950.00		
	自然等地域固有制約	71.01	山岳地域に対する支払い	ICHN ZM	710,685,763.89	243,44	229,00
		71.02	自然制約地域に対する支払い	ICHN ZSCN	147,098,912.64	127,83	117,00
		71.03	特定制約地域に対する支払い	ICHN ZSCS	210,724,315.61	121,14	114,00
		71.04	山岳地域に対する支払い	ICHN コルシカ	15,180,629.99	244,96	215,0
		71.05	自然制約地域に対する支払い	ICHN コルシカ	677,400.19		
		71.06	特定制約地域に対する支払い	ICHN ZSCS (コルシカ)	377,685.62	197,73	190
		71.07	山岳地域に対する支払い	ICHN ZM(グアドループおよびサン・マルタン島)	193,601.56		
		71.08	特定制約地域に対する支払い	ICHN ZSCS (グアドループおよびサン・マルタン島)	1,372,624.04		
		71.09	特定制約地域に対する支払い	ICHN ZSCS (仏領ギアナ)	1,013,521.46		
	義務的要件による地域固有の不利						
	投資	73.01	農場における生産的投資：一次農業生産および農家またはその団体が推進するプロジェクトへの支援		758,942.91		
		73.03	オフファーム事業への支援		278,348.61		
		73.04	自然および森林の遺産 (Natura 2000 サイトを含む) の保護および修復		64,674.99		
		73.16	農場を捕食動物から保護するための投資		3,012,110.94	1,533.88	1,300.00



2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)
フランスにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価⑤ (2023年10月～2024年10月)

フランスにおけるCAP施策				支払総額 (2023年10月16日～2024年10月15日)		
区分	CAP施策名	国内施策番号	施策名	支払額	支払単価	基準単価
農村振興 (続き)	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	75.01	若手農家の定住支援	22,344,720.00		
		75.02	農村部の事業再建・起業支援	85,000.00		
		75.05	新規就農者への定住支援	222,960.00		
	リスク管理施策	76.01	保険料の支払い	179,522,252.54	2,635.73	2,635.70
	協働	77.06	CAPの目標に沿ったその他の協働プロジェクト	1,047,271.03	393,710.91	80,000.00
	知識交換・情報普及					



(補足) 本文書で用いる原語と対訳

施策番号	原語	対訳
3101_NAT_O.08_0001	Eco-régime MUP_Niveau 1	エコスキーム レベル1
3101_NAT_O.08_0002	Eco-régime MUP_Niveau 2	エコスキーム レベル2
3101_NAT_O.08_0003	Eco-régime MUP_Top up « haies »	エコスキーム 追加ボーナス：生垣
3101_NAT_O.08_0004	Eco-régime MUP_Niveau 3	エコスキーム レベル3
32.01	Aide couplée ovine	羊へのカップル支払い
32.02	Aide couplée ovine aux nouveaux producteurs	新規就農者のための羊へのカップル支払い
32.03	Aide couplée caprine	ヤギへのカップル支払い
3204_NAT_O.11_0001	Aide couplée bovine MUP_Niveau supérieur	牛へのカップル支払い
3204_NAT_O.11_0002	Aide couplée bovine MUP_Niveau de base	牛へのカップル支払い
32.05	Aide couplée aux veaux sous la mère	母牛の仔牛へのカップル支払い
32.06	Aide couplée aux légumineuses à graines et aux légumineuses fourragères déshydratées ou destinées à la production de semences	穀物用マメ科植物および乾燥飼料用マメ科植物、あるいは種子生産用マメ科植物へのカップル支払い
32.07	Aide couplée aux légumineuses fourragères en zone de plaine et de piémont	平野部/山麓地帯における飼料用マメ科植物へのカップル支払い
32.08	Aide couplée aux légumineuses fourragères dans les zones de montagne	山岳地帯における飼料用マメ科植物へのカップル支払い
32.09	Aide couplée à la production de blé dur	デュラム小麦へのカップル支払い
32.10	Aide couplée à la production de pommes de terre féculières	産業用ジャガイモ生産へのカップル支払い
32.11	Aide couplée à la production de riz	米へのカップル支払い
32.12	Aide couplée à la production de houblon	ホップ生産へのカップル支払い
32.13	Aide couplée à la production de semences de graminées prairiales	牧草用種子へのカップル支払い
32.14	Aide couplée à la production de chanvre	麻へのカップル支払いへのカップル支払い
32.15	Aide couplée à la production de prunes d'Ente destinées à la transformation	加工用プラム (Prune d'Ente) へのカップル支払い
32.16	Aide couplée à la production de cerises Bigarreau destinées à la transformation	加工用ピガローチェリー (Cerise Bigarreau) へのカップル支払い
32.17	Aide couplée à la production de poires Williams destinées à la transformation	加工用ウィリアム種梨へのカップル支払い
32.18	Aide couplée à la production de pêches Pavie destinées à la transformation	加工用パヴィーピーチへのカップル支払い
32.19	Aide couplée au maraîchage	野菜栽培へのカップル支払い
32.20	Aide couplée aux tomates destinées à la transformation	加工用トマトへのカップル支払い


(補足) 本文書で用いる原語と対訳

施策番号	原語	対訳
3221_COR_O.11_0001	Aide couplée aux petits ruminants (Corse)- MUP_caprin_base	小型反芻動物（コルシカ）－山羊
3221_COR_O.11_0003	Aide couplée aux petits ruminants (Corse)- MUP_ovin_base	小型反芻動物（コルシカ）－山羊
3221_COR_O.11_0002	Aide couplée aux petits ruminants (Corse)- MUP_caprin_superieur	小型反芻動物（コルシカ）－羊
3221_COR_O.11_0004	Aide couplée aux petits ruminants (Corse)- MUP_ovin_superieur	小型反芻動物（コルシカ）－羊
3222_COR_O.11_0001	Aide couplée bovine Corse-MUP_superieur	小型反芻動物（コルシカ）－コルシカ牛
3222_COR_O.11_0002	Aide couplée bovine Corse-MUP_inférieur	小型反芻動物（コルシカ）－コルシカ牛
5803_NAT_O.36_0005	DISTIL (58(1)(g)) - la distillation de sous-produits de la vinification effectuée conformément aux restrictions établies à l'annexe VIII, partie II, section D, du règlement (UE) n° 1308/2013 58.03 - Distillation des sous-produits de la vinification	ワイン醸造の副産物の蒸留
5501_NAT_O.37_0006	ADVIBEEES (55(1)(a)) - les services de conseil, l'assistance technique, la formation, l'information et l'échange de bonnes pratiques, y compris par la voie de réseaux, pour les apiculteurs et organisations d'apiculteurs 55.01 - Assistance technique, conseils, formation, information et échange de bonnes pratiques à destination des apiculteurs et des organisations d'apiculteurs	養蜂家および養蜂家団体向けの技術支援、助言、研修、情報提供、優良事例の共有
5802_NAT_O.36_0003	INVWINE (58(1)(b)) - les investissements dans des actifs corporels et incorporels dans des systèmes d'exploitation viticoles, à l'exclusion des opérations correspondant au type d'intervention prévu au point a), des installations de transformation, l'infrastructure de vinification ainsi que les structures et instruments de commercialisation 58.02 - Investissements matériels et immatériels	ワインの有形・無形の投資
6401_NAT_O.35_0001	Huile d'olive et olives de table	オリーブ・食用オリーブ
5506_NAT_O.37_0005	ACTQUAL (55(1)(g)) - les actions visant à améliorer la qualité des produits 55.06 - Actions visant à améliorer la qualité des produits	養蜂の品質向上に向けた取組
5805_NAT_O.36_0007	PROMOWINE (58(1)(k)) - la promotion mise en œuvre dans les pays tiers 58.05 - Promotion dans les pays tiers	ワインの第三国におけるプロモーション
5804_NAT_O.36_0006	INFOR (58(1)(h)) - les actions d'information concernant les vins de l'Union menées dans les États membres visant à encourager une consommation responsable de vin ou à promouvoir les systèmes de qualité de l'Union, et notamment les appellations d'origine et les indications géographiques 58.04 - Information dans les Etats membres de l'Union européenne	EU産ワインに関する情報提供
5001_NAT_O.35_0001	Fruits et légumes	果物・野菜
5503_NAT_O.37_0008	ACTLAB (55(1)(c)) - les actions visant à soutenir les laboratoires d'analyses des produits de l'apiculture, du déclin des abeilles ou des baisses de leur productivité, ainsi que des substances potentiellement toxiques pour les abeilles 55.03 - Actions visant à soutenir les laboratoires d'analyses des produits de l'apiculture	養蜂製品の分析・研究を支援する取組



(補足) 本文書で用いる原語と対訳

施策番号	原語	対訳
5505_NAT_O.37_0004	PROMOBEES (55(1)(f)) - la promotion, la communication et la commercialisation, y compris des actions et activités de surveillance du marché visant en particulier à mieux sensibiliser les consommateurs à la qualité des produits de l'apiculture 55.05 - La promotion, la communication et la commercialisation	消費者の養蜂製品の品質に対する認識向上を目的とした市場モニタリング
5502_NAT_O.37_0007	INVAPI (55(1)(b)) - les investissements dans des actifs corporels et incorporels, ainsi que d'autres actions 55.02 - Investissements dans des actifs corporels et incorporels	養蜂の有形・無形の投資
70.01	Aide à la conversion à l'agriculture biologique - CAB Hexagone	有機農業への転換支援（フランス本土）
70.03	Aide à la conversion à l'agriculture biologique (CAB) – CORSE	有機農業への転換支援（コルシカ島）
70.04	Aide à la conversion à l'agriculture biologique (CAB) pour les DOM	有機農業への転換支援（海外県）
70.05	Aide au maintien en agriculture biologique (MAB) pour les DOM	有機農業維持支援（海外県）
70.06	Mesure agroenvironnementale et climatique pour la qualité et la gestion quantitative de l'eau pour les grandes cultures en hexagone	AECM-畑作における水質および水量管理
70.07	Mesure agroenvironnementale et climatique pour la qualité et la gestion quantitative de l'eau pour les cultures pérennes en hexagone	AECM- 永年作物の水質および水資源管理
70.08	Mesure agroenvironnementale et climatique pour la qualité et la protection du sol en hexagone	AECM-土壌の質と保護
70.09	Mesure agroenvironnementale et climatique pour le climat, le bien-être animal et l'autonomie alimentaire des élevages en hexagone	AECM-気候、動物の福祉、畜産の食糧自立
70.10	Mesure agroenvironnementale et climatique pour la préservation de l'équilibre agro-écologique et de la biodiversité de milieux spécifiques en hexagone	AECM-農業生態系の均衡とフランス国内特定地域の生物多様性の保全
70.11	Mesure agroenvironnementale et climatique pour la création de couverts d'intérêt pour la biodiversité, en particulier les pollinisateurs en hexagone	AECM- 生物多様性、特にフランスにおける花粉媒介者にとって有益な被覆植物の創出
70.12	Mesure agroenvironnementale et climatique pour la préservation des espèces en hexagone	AECM- 生物種の保存
70.13	Mesure agroenvironnementale et climatique pour le maintien de la biodiversité par l'ouverture des milieux et la lutte contre les incendies (DFCI) en hexagone	環境開放と森林火災防止（DFCI）による生物多様性維持
70.14	Mesure agroenvironnementale et climatique pour l'entretien durable des infrastructures agro-écologiques	AECM-農業生態系インフラの持続可能な維持
70.15	Mesure agroenvironnementale et climatique pour les cultures de bananes dans les DOM	AECM- バナナ栽培
70.16	Mesure agroenvironnementale et climatique pour les cultures de canne à sucre dans les DOM	AECM- さとうきび栽培
70.17	Mesure agroenvironnementale et climatique pour le maraîchage dans les DOM	AECM- 海外県における野菜栽培
70.18	Mesure agroenvironnementale et climatique pour les vergers spécialisés dans les DOM	AECM- 海外県における果樹園



(補足) 本文書で用いる原語と対訳

施策番号	原語	対訳
70.19	Mesure agroenvironnementale et climatique pour les surfaces herbacées associées à un atelier d'élevage dans les DOM	AECM-畜産事業と連動した草地
70.20	Mesure agroenvironnementale et climatique pour le maintien et la performance environnementale des petites exploitations hautement diversifiées dans les DOM	AECM- 高度に多様化された小規模農場の維持と環境パフォーマンス
70.21	Mesure agroenvironnementale et climatique pour le maintien et la performance environnementale de l'agriculture sous couvert forestier dans les DOM	AECM- 森林被覆下農業の維持と環境パフォーマンス
70.22	Paiements au titre d'engagements agroenvironnementaux et climatiques : « Restauration de la mosaïque du paysage agro-sylvo-pastoral et prévention des incendies » - Corse	AECM -農林牧業のモザイク状の景観の回復と火災の予防
70.24	Paiements au titre d'engagements agroenvironnementaux et climatiques : « Revitalisation et protection des sols » - Corse	AECM- 土壌の再生と保護
70.26	Dispositif de protection des troupeaux contre la prédation	家畜の捕食動物からの保護装置
70.27	MAEC forfaitaire « Transition des pratiques »	定額AECM「慣行の移行」
70.30	MAEC PRM (Protection des Races Menacées)	AECM PRM (絶滅危惧種の保護)
71.01	Paiements pour les zones de montagne en hexagone – ICHN ZM	山岳地域に対する支払い（フランス本土） – ICHN ZM
71.02	Paiements pour les zones soumises à des contraintes naturelles en hexagone – ICHN ZSCN	自然制約地域への支払い（フランス本土） – ICHN ZSCN
71.03	Paiements pour les zones soumises à des contraintes spécifiques en hexagone – ICHN ZSCS	特定制約地域への支払い（フランス本土） – ICHN ZSCS
71.04	ICHN Corse - Montagne	ICHN コルシカ - 山岳地域
71.05	ICHN Corse - Zones soumises à des contraintes naturelles	ICHN コルシカ - 自然制約地域
71.06	Paiements pour les zones soumises à des contraintes spécifiques – ICHN ZSCS - Corse	特定制約地域に対する支払い（コルシカ島） – ICHN ZSCS
71.07	Paiements pour les zones de montagne en Guadeloupe et à Saint-Martin – ICHN ZM	グアドループおよびサン・マルタン島の山岳地域への支払い – ICHN ZM
71.08	Paiements pour les zones soumises à des contraintes spécifiques Guadeloupe et à Saint-Martin – ICHN ZSCS	グアドループおよびサン・マルタン島の自然制約地域への支払い – ICHN ZSCS
71.09	Paiements pour les zones soumises à des contraintes spécifiques en Guyane – ICHN ZSCS	グアドループおよびサン・マルタン島の特定制約地域への支払い – ICHN ZSCS
73.01	Investissements productifs on farm : soutien à la production primaire agricole ainsi qu'aux projets portés par les agriculteurs ou leurs groupements	農場における生産的投資：一次農業生産および農家またはその団体が推進するプロジェクトへの支援



(補足) 本文書で用いる原語と対訳

施策番号	原語	対訳
73.03	Soutien aux entreprises off farm	オフファーム事業への支援
73.04	Préservation et restauration du patrimoine naturel et forestier, dont les sites Natura 2000	自然および森林の遺産 (Natura 2000 サイトを含む) の保護および修復
73.16	Investissements liés à la protection des exploitations contre la prédation	農場を捕食動物から保護するための投資
75.01	Aides à l'installation du jeune agriculteur	若手農家の定住支援
75.02	Aides à la reprise et à la création d'entreprises rurales	農村部の事業再建・起業支援
75.05	Aide à l'installation du nouvel agriculteur	新規就農者への定住支援
76.01	Paieement des primes d'assurance	保険料の支払い
77.06	Autres projets de coopération répondant aux objectifs de la PAC	CAPの目標に沿ったその他の協力プロジェクト

 **2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況（概要）****全体概況**

- オランダでは、新政権が発足し、窒素基金の廃止を決定した。これはCAPの方針や補完的措置に影響を与える可能性がある。
- 初年度である2023年を経てほぼ全ての介入が開始され、プログラムは順調に進んでいる。新しい制度要素があったにもかかわらず、農家のCAPへの参加意欲は非常に高く、申請件数に悪影響は見られない。

直接支払いの状況

- エコスキームは非常に好調であり、申請者総数が予想を上回った。特に、最も要件が厳しく高単価な「ゴールドカテゴリー」への申請者数が予想を上回っている。

セクター支払いの状況

- 野菜・果実に対して、支払いが実施。計画通り11の運用プログラムが進行中である。うち4つの生産者組織が最初の年間計画を開始している。特に、生産者組織による持続可能なエネルギーへの投資が活発に行われている

農村振興施策の状況

- 事業の近代化、農村開発への協力、世代交代を除き、ほぼ全ての介入が公募済みである。多くの介入で申請件数が公募予算を上回るほどの人気を見せており、1.77.1 EIPでの協働、1.77.5 湿原牧草地および Natura2000での協働では予算が前倒しで増額された。前者については、更に800万ユーロの追加的な国内資金が投入されている。
- オランダ独自のANLb（農業自然景観管理）は、システム移行に時間を要したものの、進行は順調である。ただし、管理コストの上昇により、管理ヘクター数は計画を若干下回っている。「気候生息域」と「水生生息域」が新たに追加された。
- LEADER施策については、31件全ての地域開発戦略（LOS）が承認され、最初のプロジェクトも承認済みである。



成果指標の達成状況と課題

- 全体として、多くの成果指標は、介入への参加が好調なため、予想通りかそれを上回る成果を達成する見込みである。
- 達成度が低い指標については、支払いの発生するタイムラグや、初めて導入された前払いの影響で成果指標が見かけより低く出ている点が指摘されている。R.05 リスク管理やR.34 景観要素の保全等では、計画が非現実的であること、R17については時間がタイトな中での設定のため根拠が誤っていたものも含まれている。
- 未達成指標の達成促進のため、現政権が約束した年間5億ユーロの農業自然管理向け予算の活用などが検討されている。


2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)
オランダにおける成果指標の計画値・実績値の対比 (2023年10月～2024年10月)

■ 計画値を下回る
■ 計画値を上回る

	指標	計画値	実績値
R1	知識と革新によるパフォーマンス向上	14,668.00	2,131.00
R2	助言と知識システムの連携	868.00	1,308.00
R3	農業のデジタル化	—	—
R4	所得支援と基準・優良事例の連動	96.35%	99.62%
R5	リスク管理	8.65%	4.76%
R6	小規模農場への再分配	104.51%	101.68%
R7	特定ニーズ地域における農場支援の強化	—	—
R8	特定セクターの農場への重点支援	—	—
R9	農場の近代化	1.77%	0.67%
R10	サプライチェーン組織の改善	1.71%	3.03%
R11	供給の集中 (野菜・果実)	15.80%	66.76%
R12	気候変動への適応	60.24%	65.90%
R13	畜産部門における排出削減	—	—
R14	土壌・バイオマスにおける炭素貯留	60.24%	65.88%
R15	農業・林業及びその他の再生可能資源からの再生可能エネルギー	1.00MW	59.04MW
R16	気候関連投資	0.65%	0.17%
R17	造林地	37,564.00 ha	723.78 ha
R18	林業セクターへの投資支援	—	—
R19	土壌の改善・保護	61.34%	67.31%
R20	大気質の改善	5.73%	34.07%
R21	水質の保護	54.05%	61.37%
R22	持続可能な栄養管理	54.05%	61.33%

	指標	計画値	実績値
R23	持続可能な水利用	0.11%	21.84%
R24	農薬の持続可能かつ削減された使用	6.32%	8.00%
R25	畜産セクターにおける環境パフォーマンス	1.55%	15.09%
R26	天然資源関連投資	0.39%	0.00%
R27	農村地域への投資を通じた環境・気候関連パフォーマンス	98.00	0.00
R28	知識とイノベーションを通じた環境・気候関連パフォーマンス	8,575.00	852.00
R29	有機農業の発展	4.51%	4.69%
R30	持続可能な森林管理の支援	—	—
R31	生息地と種の保全	61.62%	66.77%
R32	生物多様性関連投資	0.54%	0.00%
R33	Natura2000管理の改善	19.74%	30.83%
R34	景観要素の保全	3.04%	0.88%
R35	養蜂箱の保全	—	—
R36	世代交代	487.00	27.00
R37	農村地域の成長と雇用	487.00	27.00
R38	LEADER対象範囲	51.05%	64.70%
R39	農村経済の発展	—	—
R40	農村経済のスマートな移行	—	—
R41	ヨーロッパの農村地域との接続	0.00%	0.00%
R42	社会的包摂の促進	0.00	0.00
R43	抗菌剤使用の制限	—	—
R44	動物福祉の向上	1.43%	14.93%


2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)

オランダにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価① (2023年10月～2024年10月)

オランダにおけるCAP施策				支払総額 (2023年10月16日～2024年10月15日)		
区分	CAP施策名	国内施策番号	施策名	支払額	支払単価	基準単価
直接支払	基礎所得支持	I.21	基礎所得支持	385,891,528.94	213.28 €/ha	220.86 €/ha
	補完的所得再分配支持	I.29	補完的所得再分配支持	60,546,980.42	54.53 €/ha	54.00 €/ha
	補完的青年農業者所得支持	I.30	補完的青年農業者所得支持	10,108,000.00	2,800 €/受益者	2,800 €/受益者
	エコスキーム	I.31	エコスキーム	143,010,422.06	97.74 €/ha	100 €/ha
	カップル所得支持					
セクター 支払	フルーツ及び野菜への介入	I.47		127,678,764.45	7,093,264.69	12,000,000.00
	養蜂部門への介入	I.55.1	ネットワークによる助言と知識普及	94,360.08	38,514.32	147,586.00
		I.55.2	研究プログラムの連携	174,616.59	60212.62	147,586.00
農村振興	環境・気候等管理誓約	I.70.1	農地・自然景観管理 (ANiB)	116,337,327.18	1,138.84	879.42
		I.70.2	希少な家畜種の保護	2159547.5	200 €/LU	200 €/LU
	自然等地域固有誓約					
	義務的要件による地域固有の不利					
	投資、灌漑投資	I.73.1a	生産的投資：事業近代化	0	0	30000.00
		I.73.1b	生産的投資：グリーン・ブルーおよび動物福祉	0	0	30000.00
		I.73.1c	生産的投資：若手農業従事者	0	0	0
		I.73.2.E.01	非生産的投資：農業経営体	0	0	125,000.00
		I.73.3.E.01	非生産的投資：非農業経営体	0	0	650,000
	青年農業者・新規就農者・農村事業開業	I.75		580,500.00	21,500	25,000
	リスク管理施策	I.76		17,492,226.04	7 276.30 €/受益者	4,034.12 €/受益者
	協働	I.77.1. E.01	EIP運営グループ間の協力	0	0	299,470.00
		I.77.2. E.01	世代交代のための協力	0	0	50,000.00
		I.77.3.E.01	農村開発のための協力 - LEADER - 準備	0	0	0
I.77.3.E.02		農村開発のための協力 - LEADER - 準実施	0	0	2,506,945.00	

オランダにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価② (2023年10月～2024年10月)

オランダにおけるCAP施策				支払総額 (2023年10月16日～2024年10月15日)		
区分	CAP施策名	国内施策番号	施策名	支払額	支払単価	基準単価
農村振興 (続き)	協働 (続き)	I.77.4.E.01	総合的な地域開発のための協力 - 地域計画準備	0	0	40,000.00
		I.77.4.E.02	総合的な地域開発のための協力 - 実施協力関係	0	0	545,000.00
		I.77.4.E.03	総合的な地域開発のための協力 - 投資	0	0	510,000.00
		I.77.4.E.04	総合的な地域開発のための協力 - 運営開始	0	0	408,970.59
		I.77.5.E.01	泥炭地牧草地地域と Natura 2000の協力 - 地域計画の策定	0	0	40,000.00
		I.77.5.E.02	泥炭地牧草地地域と Natura 2000の協力 - 移行地域の運営	0	0	625,000.00
		I.77.5.E.03	泥炭地牧草地の水システム	0	0	1,250,000.00
		I.77.5.E.04	泥炭地牧草地への投資	0	0	2,000,000.00
		I.77.5.E.05	泥炭地牧草地管理の開始	0	0	625,000.00
	知識交換・情報普及	I.78 E.01	知識普及と情報 - バウチャー		2,397,312.64	1,832.81
I.78 E.02		知識普及と情報 - プロジェクト		0	0	150,000.00



施策番号	原語	対訳
I.21	Basisinkomensteun (BISS)	基礎所得支持
I.29	Herverdelende inkomenssteun (CRISS)	補完的所得再分配支持
I.30	Aanvullende inkomenssteun voor jonge landbouwers	補完的青年農業者所得支持
I.31	Eco-regeling voor klimaat en leefomgeving	エコスキーム
I.47	Sectorale interventie Groenten & Fruit(SIG&F)	果物・野菜に関するセクター支払
I.55.1	Sectorale interventie bij jenteelt (SIB) - Advies en kennisverspreiding door netwerk	ネットワークによる助言と知識普及
I.55.2	Sectorale interventie bij jenteelt (SIB) - Samenwerking onderzoeksprogramma's	研究プログラムの連携
I.70.1	Agrarisch Natuur- en Landschapsbeheer (ANLb)	農地・自然景観管理 (ANib)
I.70.2	Behoud van zeldzame landbouwhuisdierrassen	希少な家畜種の保護
I.73.1a	Productieve investeringen voor bedrijfsmodernisering	生産的投資：事業近代化
I.73.1b	Productieve investeringen Groen - Blauw en dierenwelzijn	生産的投資：グリーン・ブルーおよび動物福祉
I.73.1c	productieve investeringen jonge landbouwers	生産的投資：若手農業従事者
I.73.2.E.01	Niet-productieve investeringen op landbouwbedrijven	非生産的投資：農業経営体
I.73.3.E.01	Niet-productieve investeringen op nietlandbouwbedrijven	非生産的投資：非農業経営体
I.75	Vestiging van jonge landbouwers	青年農業者・新規就農者・農村事業開業
I.76	Brede Weersverzekering	リスク管理施策
I.77.1. E.01	Samenwerking EIP operationele groepen	EIP運営グループ間の協働
I.77.2. E.01	Samenwerking voor generatievernieuwing	世代交代のための協働
I.77.3.E.01	Samenwerking voor plattelandontwikkeling - LEADER	農村開発のための協働- LEADER - 準備
I.77.3.E.02	Samenwerking voor plattelandontwikkeling - LEADER - Uitvoering	農村開発のための協働- LEADER - 準実施
I.77.4.E.01	Samenwerking voor Integrale gebiedsontwikkeling – Voorbereiding Gebiedsplannen	総合的な地域開発のための協働- 地域計画準備
I.77.4.E.02	Samenwerking voor Integrale gebiedsontwikkeling – Uitvoering Samenwerkingsverband	総合的な地域開発のための協働 – 実施協力関係
I.77.4.E.03	Samenwerking voor Integrale gebiedsontwikkeling - Investerings	総合的な地域開発のための協働 – 投資
I.77.4.E.04	Samenwerking voor Integrale gebiedsontwikkeling - Aanloop beheer	総合的な地域開発のための協働 – 運営開始
I.77.5.E.01	Samenwerking veenweidegebieden en Natura 2000 - Gebiedsplannen opstellen	湿原牧草地地域と Natura 2000の協働 - 地域計画の策定
I.77.5.E.02	Samenwerking veenweidegebieden en Natura 2000 – Overgangsgebieden beheer	湿原牧草地地域と Natura 2000の協働 – 移行地域の運営



（補足）本文書で用いる原語と対訳

施策番号	原語	対訳
I.77.5.E.03	Samenwerking veenweidegebieden en Natura 2000 - Veenweide watersysteem	湿原牧草地地域とNatura 2000の協働－ 湿原牧草地への水システム
I.77.5.E.04	Samenwerking veenweidegebieden en Natura 2000 - Veenweide investeringen	湿原牧草地地域とNatura 2000の協働－ 湿原牧草地への投資
I.77.5.E.05	Samenwerking veenweidegebieden en Natura 2000 - Veenweide aanloop Beheer	湿原牧草地地域とNatura 2000の協働－ 湿原牧草地管理
I.78 E.01	Kennisverspreiding en informatie - Vouchers	知識交換・情報普及－バウチャー
I.78 E.02	Kennisverspreiding en informatie - Projecten	知識交換・情報普及－プロジェクト

2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況（概要）

全体概況

- イタリアでは実際に支払いが開始され、予定されていた施策が順次実施されている。

直接支払いの状況

- エコスキームは当初計画予測から外れることなく申請されている。中でも、エコスキーム4（輪作を伴う広域的な飼料生産システム）へは農業者の関心が多く集まっており、事前の想定以上に申請された。

セクター支払いの状況

- ワイン、青果、オリーブ油、ジャガイモに対するセクター施策が開始され、2023年会計年度と比較して、支払額が大幅増加。
- 養蜂分野
 - 2024年も、2023年に開始された4つの施策（A-技術支援・研修、B-有形・無形固定資産への投資、E-研究専門機関との協力、F-プロモーション、コミュニケーション、マーケティング、市場モニタリング）の実施が継続
- ワイン生産
 - 予定されていた5つの施策（w001 ブドウ園の再構築および転換、w002 投資、w003 第三国でのプロモーション、w004 副産物の蒸留、w005 緑の収穫）が実施
- オリーブオイル
 - 2023年に承認された実施プログラムは42件。2024年には、45の実行プログラムが申請
- 青果
 - 2023年には30の実行プログラムが承認。2024年には85の実行プログラムが承認
- ジャガイモ
 - 2023年には16の実行プログラムが承認。2024年には19の実行プログラムが承認

農村振興施策の状況

- 農薬使用削減（SRA19）、自然2000生息地管理（SRA09）、生態系インフラの積極的管理（SRA10）、樹木栽培の草地化（SRA05）、動物福祉（SRA30）の取り組みが計画値を上回った。


2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)
イタリアにおける成果指標の計画値・実績値の対比 (2023年10月～2024年10月)

■ 計画値を下回る
■ 計画値を上回る

	指標	計画値	実績値
R1	知識と革新によるパフォーマンス向上	7,382	94,047
R2	助言と知識システムの連携	738	0
R3	農業のデジタル化	0	0
R4	所得支援と基準・優良事例の連動	80.07	83.16
R5	リスク管理	63.02	5.81
R6	小規模農場への再分配	110.92%	113.02%
R7	特定ニーズ地域における農場支援の強化	94.74%	102.70%
R8	特定セクターの農場への重点支援	25.31%	24.30%
R9	農場の近代化	0.01%	3.04%
R10	サプライチェーン組織の改善	8.82%	8.51%
R11	供給の集中 (オリーブ油・食用オリーブ)	7.01%	7.77%
	供給の集中 (その他の分野)	11.7%	8.45%
	供給の集中 (野菜及び果物)	5.99%	19.79%
R12	気候変動への適応	23.21%	34.44%
R13	畜産部門における排出削減	設定なし	
R14	土壌・バイオマスにおける炭素貯留	33.54%	37.45%
R15	農業・林業及びその他の再生可能資源からの再生可能エネルギー	0 MW	0 MW
R16	気候関連投資	0%	0%
R17	造林地	990 ha	19.02ha
R18	林業セクターへの投資支援	20,381,339€	3,116,177.44€
R19	土壌の改善・保護	33.57%	37.40%
R20	大気質の改善	3.94%	3.20%
R21	水質の保護	20.11%	19.70%
R22	持続可能な栄養管理	5.63%	4.90%

	指標	計画値	実績値
R23	持続可能な水利用	11.26%	9.68%
R24	農薬の持続可能かつ削減された使用	31.30%	37.32%
R25	畜産セクターにおける環境パフォーマンス	0.80%	0.52%
R26	天然資源関連投資	0.00%	0.71%
R27	農村地域への投資を通じた環境・気候関連パフォーマンス	20	12
R28	知識とイノベーションを通じた環境・気候関連パフォーマンス	0	0
R29	有機農業の発展	7.49%	6.61%
R30	持続可能な森林管理の支援	0.03%	0.00%
R31	生息地と種の保全	15.81%	10.63%
R32	生物多様性関連投資	0%	0%
R33	Natura2000管理の改善	6.31%	10.29%
R34	景観要素の保全	0.11%	0.11%
R35	養蜂箱の保全	15.04%	67.17%
R36	世代交代	2,500	2,676
R37	農村地域の成長と雇用	35,000	32,454
R38	LEADER対象範囲	14.60%	50.66%
R39	農村経済の発展	221	593
R40	農村経済のスマートな移行	0	0
R41	ヨーロッパの農村地域との接続	0	0
R42	社会的包摂の促進	129	0
R43	抗菌剤使用の制限	68.80%	60.05%
R44	動物福祉の向上	68.80%	66.41%


2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)
イタリアにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価 (2023年10月～2024年10月)

- イタリアの農村振興施策の施策数がかかなり多いため、以下では、直接支払についてのみ記載。

イタリアにおけるCAP施策				支払総額 (2023年10月16日～2024年10月15日)				
区分	CAP施策名	国内施策番号	施策名	支払額	支払単価	参照単価		
直接 支払	基礎所得支持	PD 01	—	基礎所得支持	1,603,244,190.83	161.06 €/ha	167.19 €/ha	
	補完的所得再分配支持	PD 02	—	補完的所得再分配支持	343,087,369.45	82.90	81.70	
	補完的青年農業者所得支持	PD 03	—	補完的青年農業者所得支持	57,595,831.92	86.89	83.50	
	エコスキーム	PD 04	Eco-5	—	樹木栽培における花粉媒介者に対する特定措置	3,919,846.05	232.59	250.0
			ES 5 a N2000 Eco-5	—	ナチュラ2000地域における樹木栽培における花粉媒介者に対する特定措置	502,787.45	282.70	300.00
			ES 5 a ZVN Eco-5	—	硝酸塩脆弱地域における樹木栽培における花粉媒介者に対する特定措置	891,553.29	277.38	300.00
			ES 5 s Eco-5	—	耕作地における花粉媒介者に対する具体的な対策	15,826,038.26	540.50	500.0
			ES 5 s N2000 Eco-5	—	ナチュラ 2000 地域における耕作地における花粉媒介者に対する具体的な対策	4,395,444.4	622.87	600.00
			ES 5 s ZVN Eco-5	—	硝酸塩脆弱地域における耕作地における花粉媒介者に対する具体的な対策	2,643,894.72	649.78	600.00
		PD 05 エコスキーム1 (ECO-1) 抗菌薬耐性低減 と動物福祉に対 する支払い	PD05-ECO1.1-bov DAtt	—	エコスキーム 1.1 - 肉用牛および乳用牛	11,141,757.22	65.67	54.00
			PD05-ECO1.1-bov cam	—	エコスキーム 1.1 - 肉用牛	42,441,853.06	67.05	54.00
			PD05-ECO1.1-bov lat	—	エコスキーム 1.1 - 乳用牛	109,784,713.98	82.50	66.00
			PD05-ECO1.1-bufalini	—	エコスキーム 1.1 - 水牛	15,367,199.25	62.72	66.00
			PD05-ECO1.1-caprini	—	エコスキーム 1.1 - 山羊	6,094,973.29	90.79	60.00
			PD05-ECO1.1-ovini	—	エコスキーム 1.1 - 羊	41,392,214.01	73.63	60.00
PD05-ECO1.1-suini	—		エコスキーム 1.1 - 豚	33,336,501.09	17.00	24.00		
PD05-ECO1.1-vitelli	—		エコスキーム 1.1 - 白肉用子牛	3,523,057.40	54.18	24.00		
PD05-ECO1.2-bl DA bc	—		エコスキーム 1.2 - 乳用牛、二種用途牛、肉用牛	72,398,896.68	115.41	240.00		
PD05-ECO1.2-suini sb	—	エコスキーム 1.2 - 半放牧の豚	411,765.70	54.28	300.00			


2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)
イタリアにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価 (2023年10月～2024年10月)

イタリアにおけるCAP施策					支払総額 (2023年10月16日～2024年10月15日)		
区分	CAP施策名	国内施策番号		施策名	支払額	支払単価	基準単価
直接支払	エコスキーム (続き)	エコスキーム2 (ECO2) 樹木栽培における 草地化	PD 05 ES 2	樹木栽培の草地化	100,828,995.66	130.90	120.00
			PD 05 ES 2 - N2000	ナチュラ2000地域における樹木栽培の草地化	11,118,438.07	155.58	144.00
			PD 05 ES 2 - ZVN	硝酸塩の影響を受けやすい地域における樹木栽培の草地化	34,199,344.03	158.16	144.00
		エコスキーム3 (ECO3) 景観的価値の高いオリーブの木の保護	PD 05 ES 3 - N2000	ナチュラ2000地域における景観上特に価値のあるオリーブの保護	13,229,521.01	287.79	264.00
			PD 05 ES 3	景観上特に価値のあるオリーブの保護	110,315,562.97	242.01	220.00
			PD 05 ES 3 - ZVN	硝酸塩の影響を受けやすい地域における、景観上特に価値のあるオリーブの保護	22,228,788.28	287.99	264.00
		エコスキーム4 (ECO4) 輪作を伴う広域的な飼料生産システム	PD 05 ES 4	輪作による広範な飼料生産システム	133,216,904.23	59.17	110.00
			PD 05 ES 4 - N2000	自然保護区「ナチュラ2000」における輪作による広範な飼料生産システム	20,948,096.21	69.56	132.00
			PD 05 ES 4 - ZVN	硝酸塩の影響を受けやすい地域における輪作による広範な飼料生産システム	41,282,989.01	71.77	132.00
		カップル所得支持	PD06	PD 06 - CIS(01)	デュラム小麦	91,237,938.23	94.91
	PD 06 - CIS(02)			米	73,876,628.78	358.29	336.46
	PD 06 - CIS(03)			砂糖用ビート	17,196,683.31	771.47	657.93
	PD 06 - CIS(04)			加工用トマト	9,765,193.49	154.76	173.64
	PD 06 - CIS(05)			油糧種子	12,345,828.71	97.47	101.00
	PD 06 - CIS(06)			柑橘類	11,607,681.71	311.27	150.85
	PD 06 - CIS(07)			オリーブ	8,190,217.89	84.05	116.97
	PD 06 - CIS(08)			タンパク質作物 (大豆)	32,906,549.57	122.49	135.32
	PD 06 - CIS(09)			タンパク質作物 (大豆以外の豆類)	32,530,113.38	43.38	40.04
	PD-07-CIS(01) 牛乳		PUA - PD 07 - 01.1	頭数あたりのカップル支払いー乳製品部門	65,236,716.54	70.30	67.15
		PUA - PD 07 - 01.2	頭数連動型支援ー山岳の乳製品部門	19,485,690.48	110.41	122.93	
PD 07-CIS(02) 水牛乳	PUA - PD 07 - 02	水牛の乳製品連動型支援	2,867,733.96	30.39	32.70		


2024会計年度のCAP戦略計画の取組状況 (詳細)
イタリアにおける各CAP施策に対する支払金額・支払単価 (2023年10月～2024年10月)

イタリアにおけるCAP施策				支払総額 (2023年10月16日～2024年10月15日)			
区分	CAP施策名	国内施策番号		施策名	支払額	支払単価	基準単価
直接支払 (続き)	カップル所得支持 (続き)	PD 07-CIS(03) 乳牛	PUA - PD 07 - 03.1	肉用および複合用途の乳牛で、血統書または登録簿に登録されているもの	34,308,275.35	135.29	118.22
			PUA - PD 07 - 03.2	肉用および複合用途の乳牛で、血統書または登録簿に登録されていないもの	7,204,149.10	62.30	70.67
		PD 07-CIS(04) 屠殺牛 (12-24月齢)	PUA - PD 07 - 04.1	屠殺された牛、年齢12～24か月、少なくとも6か月間飼育されたもの	2,136,810.00	36.03	38.98
			PUA - PD 07 - 04.2	12～24 か月齢で屠殺され、ラベル表示のある牛、品質、関連形態、12 か月	59,948,699.10	53.47	57.51
		PD 07-CIS(05) 繁殖用子羊	PUA - PD 07 - 05	動物に対する連係支援 - 羊・山羊	9,096,829.77	24.01	23.09
		PD 07-CIS(06) 屠殺用羊および山羊	PUA - PD 07 - 06	動物に対する連係支援 - 羊・山羊の肉 IIGG	3,325,391.74	6.14	5.91

2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

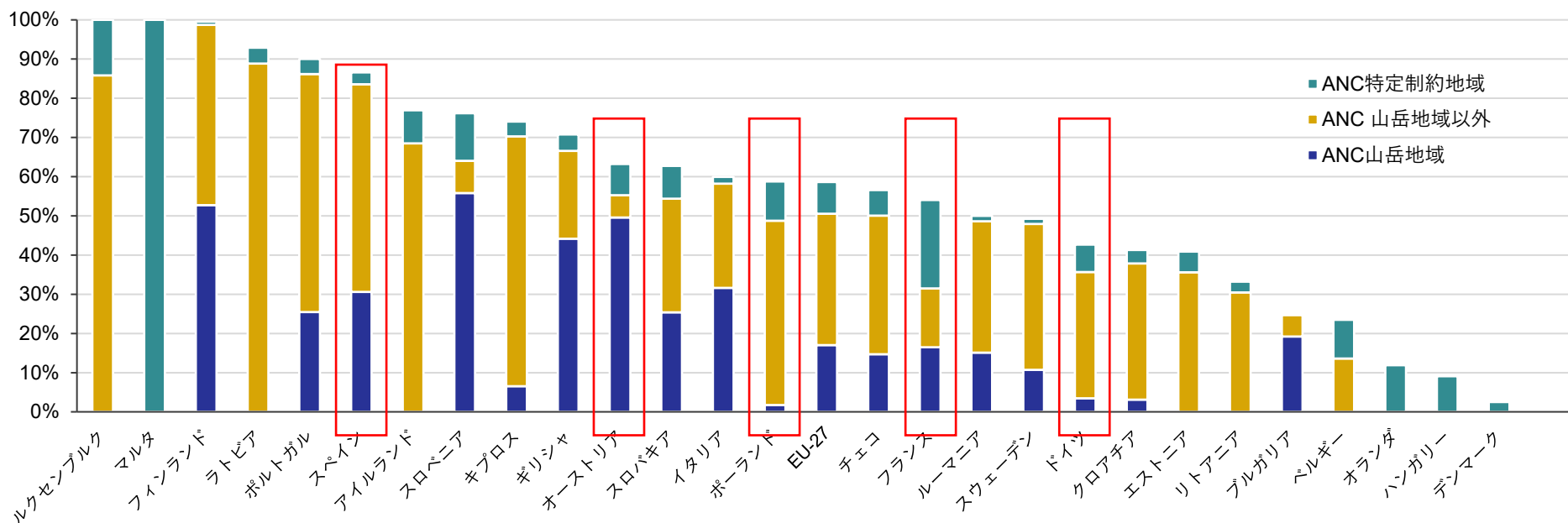
3. 主要国の中山間地域政策

- (1) 政策の概要 …p.182
- (2) ドイツ …p.190
- (3) フランス …p.200
- (4) オーストリア …p.209
- (5) ポーランド …p.216
- (6) スペイン …p.221

調査の方針

- 我が国では食料・農業・農村基本法第47条において、中山間地域の定義を「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義している。
- 本章では、EUにおける中山間地域、すなわち条件不利地に対する支援がどのように支援されているのかについて、CAP施策の1つである自然等制約地域支払（ANC）を中心に、特定の地域を調査を実施した。
- 今年度の本事業における対象国は、ドイツ・フランス・オーストリア・ポーランド・スペインの5か国である。
 - ドイツ・フランスはEU農業政策における主要国であり継続的な調査を実施するため対象として選定
 - オーストリアは山岳地域の面積の割合が高いため、山岳地域の農業政策の参考とするため選定
 - ポーランドは東欧の農業政策の参考とするため選定
 - スペインは南欧の農業政策の参考とするため選定

農業利用用地（UAA）に占めるANC支払対象面積の割合（2021年）



現行CAPにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

- 現行CAPにおける自然等地域固有限制（ANC）支払の交付先は、指定条件に基づき適格農業者に対して面積支払いで毎年支払われる
- ANCは施策導入義務がないものの、22か国+1地域*のCSPに導入されている

*エストニア、ハンガリー、オランダ、ラトビア、ベルギー（フランデレン地域）を除く

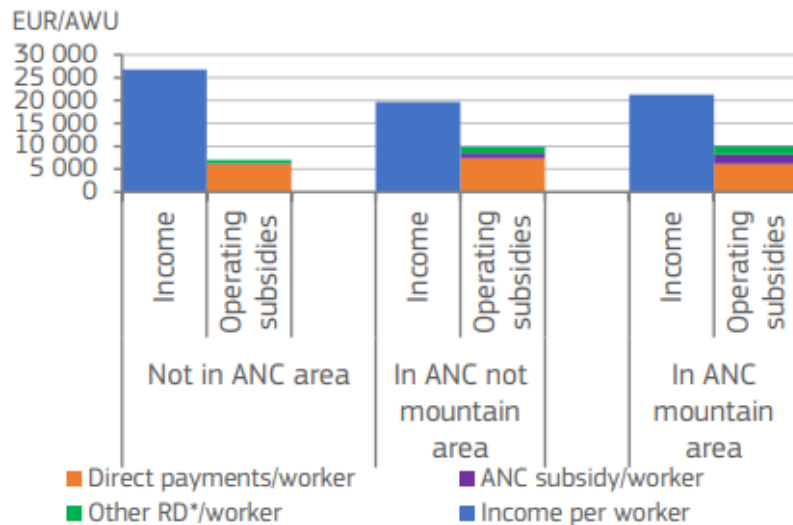
現行CAPにおける自然等地域固有限制（ANC）支払の交付先地域の区分

指定地域区分	指定条件	その他条件
①山岳地域	<ul style="list-style-type: none"> a. 標高が高く気象条件が厳しいため作期が短い地域 b. 標高が低いものの、面積の大部分が機械を使用できない又は非常に高価な機器の使用が必須となる急峻がある地域 c. 北緯62度以北に位置する地域 	
②自然制約地域	<ul style="list-style-type: none"> a. 地域内の農地面積 60%以上が、「<u>自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準</u>」の 17 指標のうち、一つ以上の指標の基準値を満たす地域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 【地域区分】 地域指定は基本的に第二種地域行政単位（LAU2）つまり市町村レベルで適合すること ● 【微調整（Fine-tuning）】 自然制約を投資や経済活動によって克服したり、平均的な土地の生産性を確保している地域、生産方法等により所得の損失等を相殺した地域を除外するために客観的な基準を設定すること
③特定制約影響地域	<ul style="list-style-type: none"> a. 特定の制約を受けており、かつ「環境の保全または改善」、「田園地帯の維持」、「観光地としての魅力の維持」、「海岸線の保護」いずれかの理由で土地管理を続ける必要がある地域 b. 地域内の農地面積 60%以上が、「自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準」の 17 指標のうち、二つ以上の指標の基準値の緩和条件（閾値の20%未満であること）を満たす地域 c. 地域内の農地面積 60%以上が、「自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準」の 17 指標のうち、一つ以上の指標の基準値を満たす地域と「自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準」の 17 指標のうち、二つ以上の指標の基準値の緩和条件（閾値の20%未満であること）を満たす地域から構成されている地域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 合計面積は、自然生産条件が類似し、国土の10%以下であること ● 【地域区分】 地域指定は基本的に第二種地域行政単位（LAU2）つまり市町村レベルで適合すること ● 【微調整（Fine-tuning）】 自然制約を投資や経済活動によって克服したり、平均的な土地の生産性を確保している地域、生産方法等により所得の損失等を相殺した地域を除外するために客観的な基準を設定すること

自然等制約地域支払（ANC）の目的・期待される成果

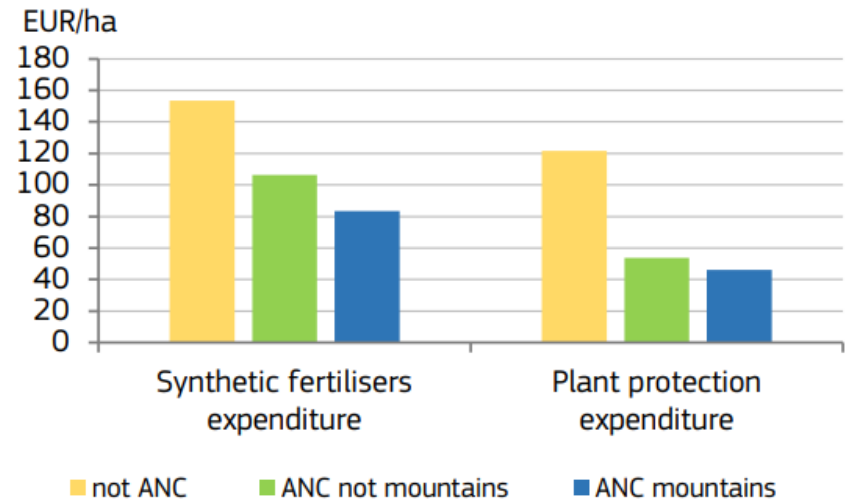
- 自然等地域固有制約（ANC）支払いは、自然条件等の地理的課題のため効率的な農業を行うことが困難な地域における不利益の全部または一部を補償することを目的として設定されている
 - ANC支払いの対象農地は、非対象農地よりも平均的に生産性が低く、収入が低く、規模が小さく、面積当たりの補助金受給額が高い。
 - CAP等による金銭面での支援が非対象農地よりも大いにもかかわらず、非対象農地よりも平均収入が低いため、公的支援がなければ、ANC支払いの対象農地では農業活動が行われなくなる可能性が高い
- ANC支払いは、山岳地域等（乾燥した地域、寒冷地を含む）の自然の制約がある地域の農地減少を食い止め地域の土地放棄防止や社会経済的安定性を提供とともに、環境保全や景観維持への貢献も期待されている
 - 自然制約のある地域にある農地は農業集約度が低く、草地・たんぱく質作物・休閒地など、環境と生物多様性に有益な土地利用が多い。そのため、ANC支払いは限界的な地域で食料と飼料を生産することに加え、低投入の農業システムの維持にも貢献すると考えられる
 - ANC支払いの対象農地は化学肥料や農薬などの投入が少ない

農業純付加価値に占める経常補助金の割合（2018~2020年平均）



Source: DG AGRI based on FADN data.

肥料および植物保護製品に対する支出額（2018~2020年平均）



Source: DG AGRI based on FADN data.

現行CAPにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準（附属書III）

- ANC支払の支払い対象となる地域区分の1つである「自然制約地域」で設定されている基準の内容は、以下のとおり

区分	基準	定義
気候	低温	a) 生育期間（平均気温が5度以上）の日数が180日以下 b) 生育期間（a）の熱日合計が1500度以下
	乾燥	c) 年間降水量(P)/年間潜在蒸発散量(PET)の比率が0.5以下
気候と土壌	過剰な土壌水分	d) 圃場の許容量以上となる日が230日以上
土壌	土壌排水不良	e) 年間を通じて一定期間排水が行われない土壌。以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 地表から80cm以内の土壌層が6ヶ月以上湿っている/地表から40cm以内の土壌層が11ヶ月以上湿っている 土壌排水が不良又は著しく不良 40cm以内の土壌層がグライ灰色土壌の色目
	土壌構造と岩石割合による不利	d) 粘土、シルト、砂、有機物(重量%)、粗い材料(体積%)の画分比の相対存在量が不利な土壌。以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 表土の体積の$\geq 15\%$は、岩の露頭、岩、 地表100cmの半分以上(累積)が砂やローム質の砂（シルト%+(2×粘土%)が30%以下) 表土が重粘土（年度が60%以上） 40cm以上の有機質土壌(有機物が30%以上) 表土に30%以上の粘土が含まれており、地表100cm以内にパーティソルの特性がある
	根張りの浅さ	e) 地表から30cm以内に硬盤や岩石
	化学特性の不良	f) 以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 表土の塩分濃度（土壌の電気伝導率が4 dS/m以上） ナトリウム度（地表100cmの半分以上(累積)で交換性ナトリウム率(ESP)が6%以上 表土の酸性度（水中pHが5以下）
地形	急傾斜	g) 水平距離に対する高度の変化15%以上

調査対象国において、調査対象とする地域の選定

- 本事業では山岳地域に属す地域と山岳地域外に属す地域より、各国の中でもそれぞれ1つの地域を選定した。前者では農業が主要な産業の一つである山岳地域における補助施策を、後者では条件不利地である自然制約地域に対する補助施策を調査する

調査対象地域

- ドイツ：バイエルン州【山岳地域】
 - バイエルン州は特に農業が盛んな地域の一つであり、同国最大の農地面積を有す
 - ドイツで唯一アルペン地域に属す州であり、アルペン地域人口の約10%がバイエルン州に居住。Talflächen（谷間耕作地）、Almen und Alpen（高山牧草地）、Bergwälder（山岳森林）から構成され、文化的景観と生物多様性の保全による多機能農業が実施されている
- フランス：グラン・テスト大地域圏【山岳地域】
 - グラン・テスト大地域圏はフランス北東部に位置し、アルザス西部からロレーヌにかけて広がるヴォージュ山脈はアルペン地域のような高山ではなく中低山地（Mittelgebirge）であり、林業、酪農、果樹、草地等の小規模混合農業が実施されている。
- オーストリア：チロル州【山岳地域】
 - アルペン地域を構成する主要国であり、アルペン地域の約29%がオーストリアに属している。チロル州は全域が山岳地域に属す
 - 農地の約67%がForstwirtschaftlich genutzte Fläche（山岳森林）であり、Almflächen（高山牧草地）が約18.5%、残りが耕地（約1.1%）や牧草地（約10.7%）、ブドウ園等（約0.1%）であり、酪農や林業が盛ん
- ポーランド：マゾフシェ県【非山岳地域】
 - 同国の農業県（農地面積が大きい県）かつ、品目のバランスも平均的な県を選定
 - 条件不利地政策としては、自然制約地域にかかる調査を実施
- スペイン：アンダルシア州アルメリア県【非山岳地域】
 - 同国南部の乾燥地であり、山岳地域支払いも部分的に導入されているものの、条件不利地政策として自然制約地域にかかる調査を実施水管理施策の導入に独自性があるため選定

調査対象国における自然等制約地域支払（ANC）の予算

- EUが資金の100%を負担する直接支払いと異なり、第2の柱のEU資金は拠出額の上限を設定した上で、加盟国からの国家公的資金と共同出資（Co-financing）が行われる。自然またはその他の地域固有の制約（ANC）支払いに対するEAFRD（EU予算）拠出率の上限は65%
 - 最も外側の地域*及び小さなエーゲ海の島々**の場合は80%を上限
 - 後発開発地域***の場合は85%を上限

自然等制約地域支払（ANC）の予算内訳（総予算）

施策番号	加盟国	ANC予算				国の追加予算 (ユーロ)
		総額 (ユーロ)	EU予算 (ユーロ)	共同出資 (ユーロ)	EU予算 比率	
EL-0201	ドイツ	1,008,761,862	574,585,304	434,176,559	57.0%	49,842,937
71.01~71.15	フランス	5,500,000,000	3,584,031,925	1,915,968,075	65.0%	—
71.01~71.03	本土	5,369,160,283	3,489,954,184	1,879,206,099	65.0%	—
71.04~71.06	コルシカ島	75,000,000	48,750,000	26,250,000	65.0%	—
71.07~71.08	グアドループ及びセントマーチン島	6,672,905	5,671,969	1,000,936	85.0%	—
71.09	フランス領ギアナ	3,565,533	3,030,703	534,830	85.0%	—
71.10~71.11	レユニオン	36,732,329	29,385,863	7,346,466	80.0%	—
71.12~71.13	マルティニーク	5,988,030	4,790,424	1,197,606	80.0%	—
71.14~71.15	マヨット	2,880,920	2,448,782	432,138	85.0%	—
I 9.	ポーランド	1,285,373,489	835,492,768	449,880,721	65.0%	—
71-01	オーストリア	1,095,000,000	494,341,692	600,658,308	45.1%	75,000,000
6613	スペイン	615,272,577	374,453,673	240,818,905	60.9%	34,200,962

*最も外側の地域：グアドループ、フランス領ギアナ、マルティニーク島、レユニオン島、サン・バルテルミー島、サン・マルタン島、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリア諸島（TFEU第349条）

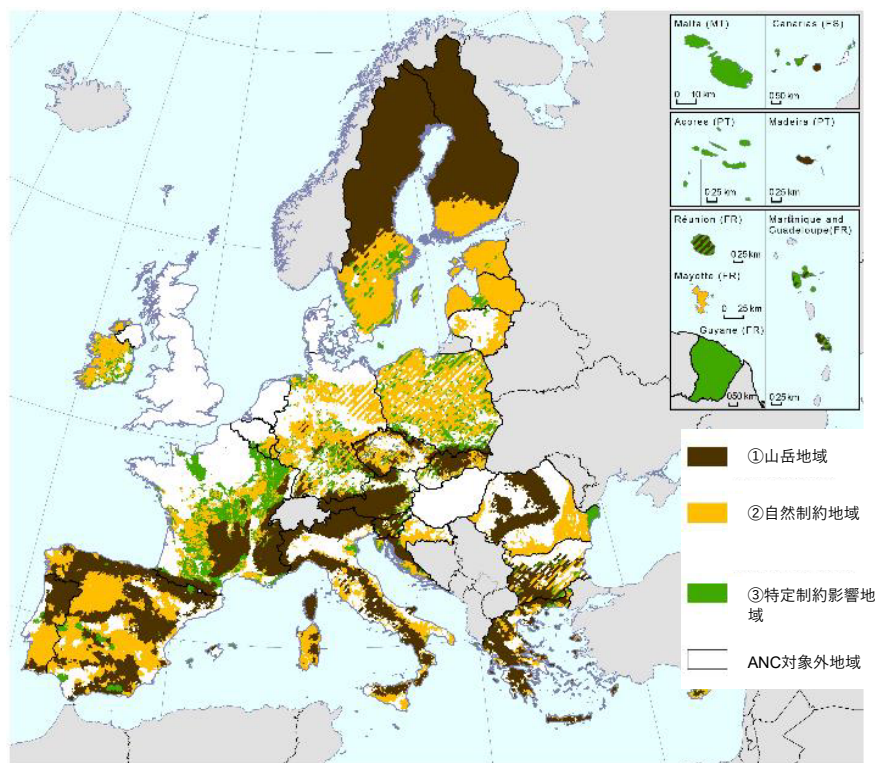
**小さなエーゲ海の島々：エーゲ海の島々で、クレタ島及びエヴィア島を除くもの（(EU)No 229/2013 第1条）

***後発開発地域とは、一人当たりGDPがEU-27カ国の一人当たり平均GDPの75%未満の地域（(EU)2021/1060 第108条）

調査対象国における自然等制約地域支払（ANC）の対象

- 調査の5か国中、ANC対象面積比率が最も高いのはスペインであり、農地面積（UAA）の約87%を占めている
 - 本調査の対象となる山岳地域の占める割合が最も多いのは、オーストリアであり、スペイン、フランス、ドイツ、ポーランドと続く
 - 山岳地域の条件のうち、a)標高が高く気象条件が厳しいため作期が短い地域、b)標高が低いものの、面積の大部分が機械を使用できない又は非常に高価な機器の使用が必須となる急峻がある地域のいずれかに該当する地域が対象となる

ANC対象地域の分布（2021年）



ANC対象地域の割合（2021年）

	ドイツ	フランス	オーストリア	ポーランド	スペイン
総農地面積 (2020年)	1,600万ha (国土の約 46%)	2,736万ha (国土の約 50%)	260万ha (国土の約 31%)	1,478万ha (国土の約 47%)	2,391万ha (国土の約 47%)
平均農地面積 (2020年)	63ha	70ha	23ha	11ha	26ha
ANC対象 面積 (%)	42.69%	54.02%	63.24%	58.74%	86.57%
うち ①山岳地域	3.47%	16.45%	49.58%	1.74%	30.60%
②自然制約 地域	32.22%	15.03%	5.69%	47.05%	52.95%
③特定制約 影響地域	6.99%	22.54%	7.97%	9.96%	3.03%

調査対象国におけるANC支払以外にも含む条件不利地施策の比較

- なお、調査対象国・地域のうち、ポーランドを除く国については、現地に渡航の上、ヒアリングを実施した。
- 条件不利地施策として、自然等制約地域支払（ANC）以外にも様々な施策が導入されており、本事業で実施したヒアリングにおいて、確認された施策は以下のとおりである。

地域	各地域の概況	中山間地域でよく利用されるCAPの施策
ドイツ バイエルン州	<ul style="list-style-type: none"> • 【南部（山岳地域）】急峻な地形で永久牧草地利用が多い。4～6ha程度の小規模・兼業農家为中心で、所有地での営農比率は比較的高い。獣害も課題になっている。 • 【北部（丘陵地域等）】耕作とワイン栽培が行われ、10ha超の中規模農場も多い。賃借地比率が高く、子どもの人数に応じた歴史的な農地分割により区画の細分化が残存し、賃借地増加の一因。細分化地の一部は農地以外へ転用。 	<ul style="list-style-type: none"> • 基礎所得支持 • エコスキーム • カップル所得支持 • ANC支払 • KULAP（環境・気候等管理誓約） • 個別投資支援（EIF）
フランス グラン・エスト 地域圏	<ul style="list-style-type: none"> • 土壌肥沃度が低く、利用農地の約95%は永年牧草地で、牛の粗放的放牧・飼養が主体。傾斜地では家畜密度が低く、乳量も平地の半量程度であり、輸送コストも高い。 • 直売・加工、農家レストランや民宿で付加価値を付け所得を補填している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 基礎所得支持 • 補完的所得再分配支持 • カップル所得支持 • エコスキーム • ANC支払（ICHN） • 環境・気候等管理誓約（MAE） • 在来品種保全支援
オーストリア チロル州	<ul style="list-style-type: none"> • チロル州は全域が山岳地域で小規模酪農経営体が多いが、近年は経営体数が減少。農作業の肉体的負担と時間的制約に加え、オオカミ・クマの獣害、書類手続きの負担が背景にある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 基礎所得支持 • ANC支払（AZ） • 高山放牧奨励金（AZ-DIZA-ÖPUL） • オーストリア環境配慮型農業プログラム（ÖPUL）
スペイン アルメリア県	<ul style="list-style-type: none"> • 【内陸部】穀物・アーモンド・オリーブを大規模かつ粗放的に栽培するが収益性は低い。CAPの条件不利地域支払は北部山岳地域のみが対象。 • 【沿岸部】1960年代に砂漠地帯で温室栽培が始まり、同地域は高収益の農業地帯へ転換した。自然条件は厳しいものの収益性は高く、条件不利地を克服した点が特徴である。また、日照量と乾燥した気候を活かし、環境配慮型農業としても発信している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 基礎所得支持 • カップル支払 • エコスキーム • ANC支払 • 投資 • 農村開発

2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

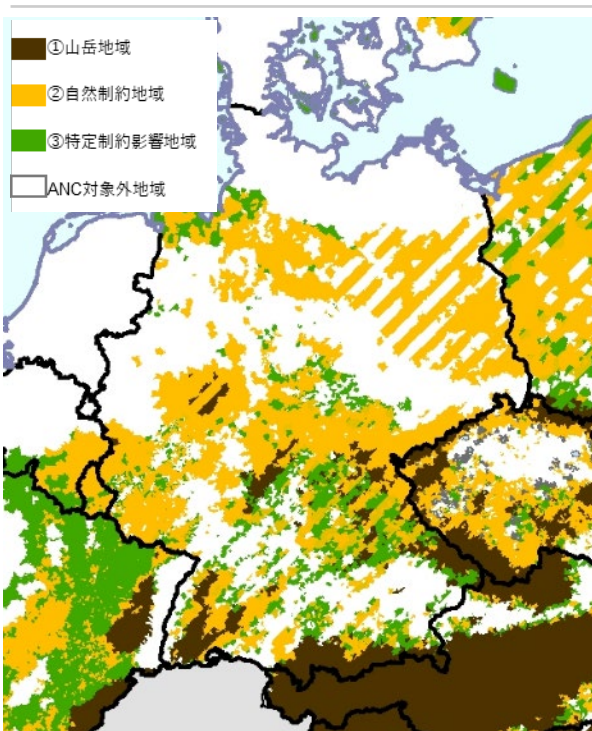
3. 主要国の中山間地域政策

- (1) 政策の概要 …p.182
- (2) **ドイツ** …p.190
- (3) フランス …p.200
- (4) オーストリア …p.209
- (5) ポーランド …p.216
- (6) スペイン …p.221

ドイツにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

- ドイツは連邦制国家であることから、自然等地域固有限制（ANC）支払いについても①山岳地域（EL-0201-01）、②自然制約地域（EL-0201-02）、③特定制約影響地域（EL-0201-03）から各州が施策を選択して単価等を設定している。
- ただし、ANC支払いのうち、①山岳地域を条件とした支払いは以下の3州のみが選択。
 - バーデン＝ヴュルテンベルク州（シュヴァルツヴァルト（Schwarzwald）山岳地帯、オーバーシュヴァーベン（Oberschwaben）、ポーデン湖周辺の丘陵地、ドナウ上流域の高原地帯）
 - バイエルン州（アルプス地方、東部の中低山地域（Spessart（シュペッサルト山地）、Rhön（レーン山地）、Jura（ユラ山地）の一部）
 - ノルトライン＝ヴェストファーレン州（ロタル（Rothaargebirge）山地、ライン高地（Rheinisches Schiefergebirge）

ANC支払対象面積の分布（2021年）



（出所）欧州委員会 DG AGRI


<https://agridata.ec.europa.eu/extensions/IndicatorsEnvironmental/LessFavouredAreas.html>

より転載抜粋

州別の農地面積（2024年）・ANC支払い対象面積

州	NUTS コード	農地面積 (ha) (2024年)	ANC支払対象面積 (ha)	
			①山岳	
1	バーデン＝ヴュルテンベルク州	DE1	1,393,500	98,825 (7.1%)
2	バイエルン州	DE2	3,100,700	451,131 (15.5%)
3	ブランデンブルク州	DE4	1,292,100	-
4	ベルリン州	DE3	1,900	-
5	ヘッセン州	DE7	766,600	-
6	メクレンブルク＝フォアポンメルン州	DE8	1,347,000	-
7	ニーダーザクセン州	DE9	2,578,500	-
8	ブレーメン州	DE5	7,800	-
9	ハンブルク州	DE6	14,000	-
10	ノルトライン＝ヴェストファーレン州	DEA	1,492,300	6,000 (0.4%)
11	ラインラント＝プファルツ州	DEB	708,900	-
12	ザールラント州	DEC	71,400	-
13	ザクセン州	DED	895,200	-
14	ザクセン＝アンハルト州	DEE	1,148,400	-
15	シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州	DEF	977,900	-
16	テューリンゲン州	DEG	772,600	-

（出所）Statistisches Bundesamt (Destatis), 2024 | Stand: 23.01.2025 / 14 09:52、CAP Catalogue（2025年7月25日アクセス）より作成




ドイツにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

- ドイツでは、EU予算であるEAFRDに加え連邦政府および州政府から共同出資が拠出されている。各連邦州の資金配分先の優先度及び提供プログラムの内容は連邦州によって決定されており、中山間地域政策における受給額や受給要件は連邦州によって異なる。
- 自然等地域固有制約（ANC）支払いの目的は以下のとおりである。
 1. 条件不利地における農業の維持
 - 自然的な制約のある地域の管理を維持し、伝統的な農業形態を、収入減への補償や現地に適した農法・実践への支援といったインセンティブを通じて保存すること
 2. 保護地域内外の生物多様性の維持：
 - 保護地域外の生物多様性に富む半自然生息地を維持し、その機能を保全し、関連地域の生物群集ネットワークを補完すること
 - ドイツ連邦自然保護法（BNatSchG）に基づき、国土の10%規模で生物多様性ネットワークを構築する（保護区内外を含む）こと

自然等地域固有制約（ANC）支払いの背景（ニーズ）

1. 条件不利地における農業の維持	2. 保護地域内外の生物多様性の維持
<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然的な障害を持つ地域での農業生産は、特有でより多様化した土地利用システムや農場構造をもたらし、作物栽培の歴史的な生息地や、より多様な景観が形成されてきた。 2. 不利地域で経営する農場は経済的に不利であるため、農業が放棄されるリスクがある。 3. 特化した経営体（例：羊や肥育牛の飼育）は、集中的に飼育される動物よりもかなり多くの追加コストがかかり、結果として生産システムにおける付加価値の潜在的な水準が著しく低くなる。このような経済的課題は、ドイツの一部地域でこの種の産業の衰退や、経営の放棄、または土壌や気候条件が厳しい生態学的価値の高い土地の大幅な未活用につながっている。 4. 草地は、定期的な草刈りまたは放牧といった管理に依存している。 5. 特に急斜面のブドウ畑や点在した果樹園は、典型的な農耕景観を形作り、特別な生息地を創出してきた。 6. 自然的な障害を持つ地域での農業生産は、農村構造や観光面でも重要であり、これらの地域の農家にアグリツーリズムによる第二の収入源をもたらす可能性がある。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. グリーンインフラの整備：動植物種の多様性、その遺伝的多様性、生息地の多様性は、自然の多くの生態系サービスを提供している。生物多様性や生息地の質の喪失は、生態系の機能低下につながる。生態系サービスを提供するための前提条件と見なされ、推進されるべきである。 2. 生息地や種の保全・発展のためには、保護区外での利用圧の高まりや、それに伴う悪影響に対抗し、生態系や生物多様性ネットワークの機能（保護区同士の連結も含む）が恒久的に回復・維持できるようにする必要がある。 3. 「生息地指令」や「鳥類指令」で保護される対象（生息地のタイプや種）は、Natura 2000地域外でも全体として良好な保全状況が維持・回復されるように利用・管理されなければならない（優先行動枠組み（PAF）に準拠）。特に保護区に隣接する緩衝地帯は、保護価値の高い生息地を外部からの物質流入から守る役割を果たす。湿地の再湿化の場合は、保護区外の集水域も対策に含める必要がある。 4. 生物多様性の確保・向上のためには、洪水域や水辺生物群集の連結も考慮した広域生物多様性ネットワークの構築が求められる。保護区制度に加え、集約的に利用されている地域や景観内でも、生息地の最小基盤、ステップストーン的な生物群集、連絡回廊の確保が必要である。 5. 生物多様性ネットワーク（連結生物群集ネットワーク、ドイツ連邦自然保護法§20）の設立には、空間的に狙いを定めた施策の管理が必要である。農業環境・自然保護対策が自然保護の観点に基づくものであるためには、自治体の景観計画、その他の自然保護計画や、個々の農場の自然保護計画（生物群集設計や維持管理費も含む）との連携が特に重要である。 6. 農業や林業は保護区外でも管理要件の影響を受ける。経営上の制約に対する補償は、条件や最終的には保護区全体の受容性を高める。 7. 耕地、草地、果樹園、森林、生け垣、藪、畑の縁にある樹木など、多様な土地利用のモザイクは生物多様性の中心的要素である。特に草地は、粗放的な農業と組み合わせられることで、種多様性の高い植生群集に重要な役割を果たす。 8. 欧州委員会の生物多様性戦略では、2023年までに高多様性の景観要素（休耕地や生け垣など）を備えた農地を少なくとも10%回復させることが目標とされている。 9. 保護区外での種や生息地の保全を推進し、自然保護・レクリエーション価値の高い多様な景観を維持し、適応した農業利用を通じて管理すること、とりわけ自然保護に従って農業を行い、農地全体で野生動植物の生息地を増やすことが求められる。 10. 歴史的な文化的景観、伝統的な農法、利用形態、特徴的な半自然的構造物の保存・維持は、景観の特徴や多様性を保証し、土地利用者や保養を求める人々の景観への愛着を促進する。 11. 気候変動は半自然生態系の種組成も変化させる。一般的に半自然生態系は気候変動の影響に適応するが、適応戦略では、今後不足が予想される資源（水、用地、土壌）を社会的対立や環境負荷なく効率的に利用し続ける指針や付随対策が必要である。

（出所）ドイツ農民連盟（DBV）ウェブサイト、CAP Catalogue（2025年7月25日アクセス）より作成


自然等制約地域支払 (ANC) の予算・受給要件

- ドイツのCAP戦略計画 (2023-2027年) における州別の自然等地域固有制約 (ANC) 支払いでは、土地の生産性に応じて補助率を調整することで必要な地域に重点的に予算を配分するために、単価決定基準である収量指数 (EMZ : Ertragsmesszahl) を導入している。
 - 各州や自治体を実施する土壌 (耕地及び牧草地) 評価に面積を乗じたもの
 - 土地の生産力 (収量ポテンシャル) を数値化した指標であり、連邦政府がBodenschätzungsgesetz (土壌評価法) 9条に基づいて規定
- ①山岳地域 (EL-0201-01) 支払いは、収量指数 (EMZ) 及び各州の要件に基づいて決定される。大規模農地には逡減措置が設定される

ANC支払い (山岳地域) (EL-0201-01)

州	NUTSコード	施策番号	対象面積 (ha)	単価 (ユーロ/ha)	受給要件	予算 (百万ユーロ)						
						総額	2023	2024	2025	2026	2027	
1	バーデン=ヴュルテンベルク州	DE1	EL0201-01	98,825	100-140	以下の3点を勘案して決定 1. 収量指数 (EMZ) 2. 農地面積に基づく逡減措置 3. 土地登記に基づく単収	62.2	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
2	バイエルン州	DE2	EL0201-01	451,131	20-200	以下の3点を勘案して決定 1. 収量指数 (EMZ) 2. 農地システム (草地面積割合) 3. 農地面積に基づく逡減措置	204.1	40.8	40.8	40.8	40.8	40.8
					50	急勾配地域 (勾配20%以上かつ100㎡以上)						
					200	特定の高山地域						
					200	標高1000ha以上の地域						
10	ノルトライン=ヴェストファーレン州	DEA	EL0201-01	6,000	75	一律。ただし、農地面積に基づく逡減措置あり	2.3	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45



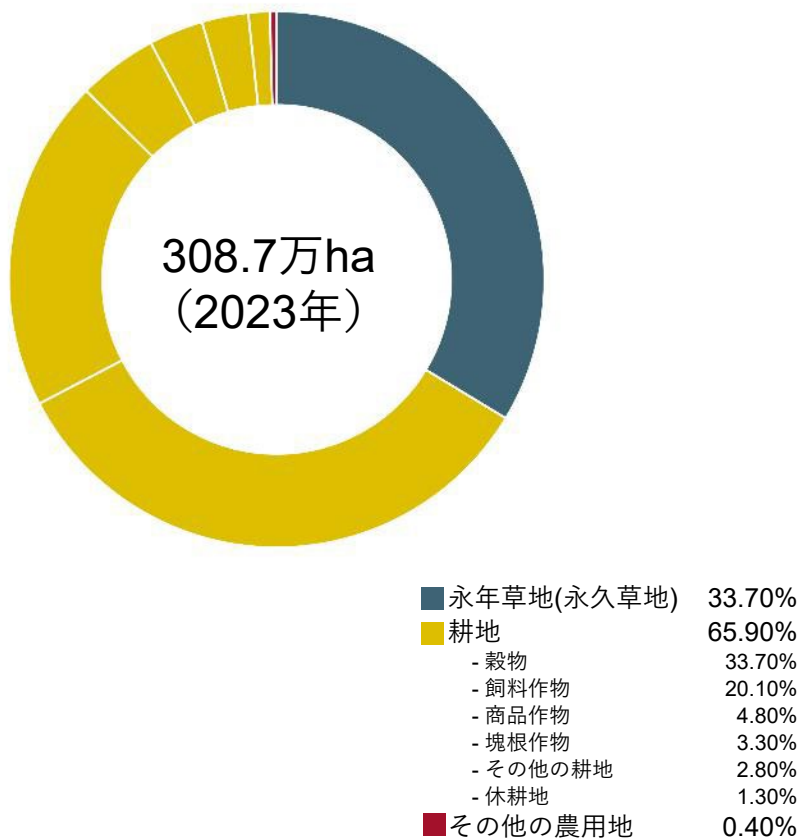
ANC支払い（山岳地域）農地面積に基づく逡減措置

逡減率	75ha以下	75ha超～ 100ha以下	100ha超～ 150ha以下	150ha超～ 200ha以下	200ha超～ 250ha以下	250ha超～ 300ha以下	300ha超～ 400ha以下	400ha超～ 500ha以下	500ha超
バーデン＝ヴュルテンベルク州	0%		20%		40%		60%	80%	100%
バイエルン州	0%	35%		65%		100%			
ノルトライン＝ヴェストファーレン州	0%		25%	100%					

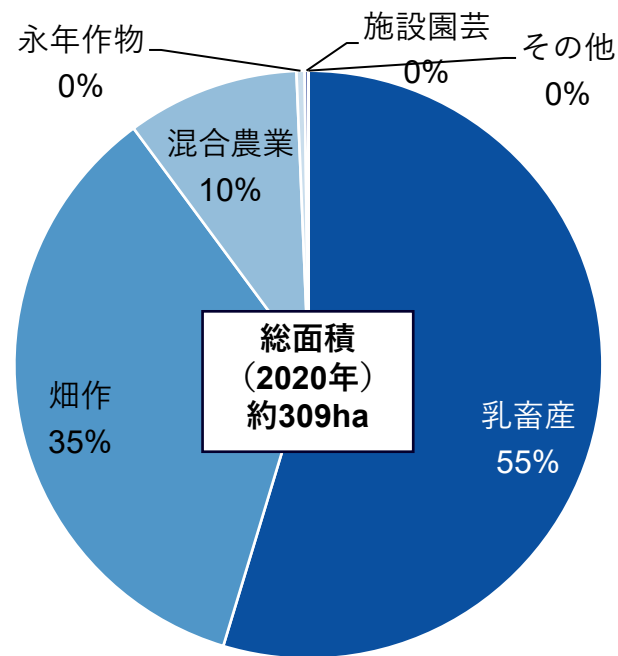
ドイツにおけるバイエルン州の位置づけ


- バイエルン州は特に農業が盛んな州の一つであり、ドイツ農業者の約3割が属すとともに同国最大の農地面積を有す。農地面積は約309万ha（2023年）であり、ドイツ全体の約18.6%を占める
- バイエルン州には、南部に山岳地域、北部に丘陵地域等の条件不利地が分布している。ドイツでは、山岳地域支払いの少ない同国において、唯一アルペン地域に属している地域である。
- 山岳地域支払対象面積が同国最大であり、農地の約15.5%が支払対象となっている

2023年の農業利用地の主な利用形態



主要な農産品 (2020年)





バイエルン州で導入されている条件不利地に対する施策の例

- バイエルン州で導入されている直接支払施策のうち、条件不利地で特に導入されている施策はカップル支払いとエコスキームである
 - カップル支払い：小さい牧草地を持つ農家が兼業で母牛を数頭飼うようなケースが多い。この飼養形態は補助金を合わせて採算をとっているため、申請する農業者の割合が高いものと推察される。また、バイエルン州の主要製品の55%が乳畜産業であり、申請母数も多いものと推察される。
 - エコスキーム：2023年に申請されたエコスキームのうち、最も多いのはOR7「Natura 2000 地域での保全管理」、次いでOR4「永久草地の集約管理」、OR5「結果志向の恒久草地管理」であった。Natura 2000の対象地域はANCの自然制約地域や特定制約地域とも被っている場合があり、二重支払いに該当せずに受給している可能性がある

バイエルン州の条件不利地向けの施策例

区分	施策名（原文）	施策名（仮訳）	概要	総額 (2024)	EU	国	州
CAPの 農村振興施策	Kulturlandschaftsprogramm (KULAP)	文化景観プログラム (KULAP)	環境・気候管理誓約（AUKM）。生物多様性保全、土壌・水保全、草地の遅刈りや耕起制限、景観要素の維持など、環境・気候配慮の営農を支援。CAP（農村振興）と州予算で共同拠出	314.1	137	34	143
CAPの 農村振興施策	Ausgleichszulage für benachteiligte Gebiete (AZL) in Bayern	不利地域補償金（バイエルン）（AGZ）	自然等地域固有制約。山地・中間地域など自然的不利条件地域の追加コスト・減収を補う面積型支払い。農業の継続と景観維持を支援。州が詳細設計。CAP（農村振興）と州予算で共同拠出	111.8	56	56	0
CAPの 農村振興施策	Einzelbetriebliche Investitionsförderung (EIF)	個人投資促進 (EIF)	農業投資促進プログラム(AFP)と多様化促進プログラム(DIV)で構成されている。AFPは生産環境と労働環境の改善を目的としており、事業継承等にも活用されるが、特に動物福祉の観点から「動物にやさしい畜舎への投資」に利用されることが多い。DIVは農家の副収入源の創出を目的としており、農家民宿、加工、販売などの支援施策	80.6	24	23	34

(百万ユーロ)


バイエルン州で導入されている条件不利地に対する施策の例

- 山岳地域はバイエルン州南部に位置しており、非常に急峻な地形であり、永久牧草地としての利用が多い。4～6 ha程度の小規模な兼業農家が多い
- 2023年以前は、UAAの25%以上が山岳地帯にある農場のみが対象であったものの、2024年以降は、アルプス地域及び山岳地域内に本部を置くすべての農園が対象となる
- バイエルン州で導入されている農業施策のうち、山岳地域（アルプス地域）向けの施策は4つ（KULAP、VNP、AZL、BBP）

バイエルン州の山岳地域向けの施策例

(百万ユーロ)


区分	施策名（原文）	施策名（仮訳）	概要	総額 (2024年)	EU	国	州
CAPの農村振興施策	Kulturlandschaftsprogramm (KULAP)	文化景観プログラム (KULAP)	環境・気候管理誓約（AUKM）。生物多様性保全、土壌・水保全、草地の遅刈りや耕起制限、景観要素の維持など、環境・気候配慮の営農を支援。CAP（農村振興）と国・州予算で共同拠出	314.1	137	34	143
CAPの農村振興施策	Vertragsnaturschutzprogramm Landwirtschaft (VNP)	契約自然保護プログラム (VNP)	環境・気候管理誓約（AUKM）。指定地域の生息地・種保全を目的に、放牧や刈取り時期の調整、ビオトープ管理などの契約型管理に対して支払う。KULAPよりも自然保護に特化。CAP（農村振興）と州予算で共同拠出	85.3 (2023年)	支出内訳情報なし ※国の資金はなし		
CAPの農村振興施策	Ausgleichszulage für benachteiligte Gebiete (AZL) in Bayern	不利地域補償金（バイエルン） (AGZ)	自然等地域固有制約。山地・中間地域など自然的不利条件地域の追加コスト・減収を補う面積型支払い。農業の継続と景観維持を支援。州が詳細設計。CAP（農村振興）と州予算で共同拠出	111.8	56	56	0
その他の独自農業政策	Bayerisches Bergbauernprogramm (BBP)	バイエルン山岳農業プログラム (BBP)	州独自予算の山岳・高地放牧支援。アルム/アルプや自家放牧地の維持管理、雪崩・土砂・石礫被害の復旧、家畜保護小屋・給水・放牧設備、接続・追い込み道、専用機械の導入等を補助。例：維持管理はヘクタール当たり900ユーロ（上限あり）、建物・設備・機械は対象経費の50%（上限額・下限額規定、デ・ミニミス適用）	2.3 (2023年)	0	0	2.3



- バイエルン州独自予算の山岳・高地放牧支援は、バイエルン山岳農業プログラム (BBP) であり、アルプス地域の約14,200世帯の農業者を対象としている。

バイエルン山岳農業プログラム (BBP) における主要な施策

施策	対象	条件	支援内容
2.1: 認定された高山牧草地／高山草原の回復及び維持管理	高山牧草地／高山草原および自家牧草地の管理者 (所有者、借地人、被許可者、協同組合、共同組合など)	<ul style="list-style-type: none"> 回復及び維持管理が完了した場合 上限は3,000€/ha 対象期間は3年間以内 	900€/ha
2.2: 農業用高山建物の改修および新築	3ha以上の農業用地を自ら管理している農業企業。ただし、申請前の過去5年以内にCAP資金を受給している場合は3ha未満でも対象となる。	<ul style="list-style-type: none"> 上限は110,000 ユーロ ※1,000ユーロ未満は対象外 	対象費用の50%
2.3: 適切な牧草地管理のための施設の新設および更新		<ul style="list-style-type: none"> 牛舎、給水システム、放牧設備、放牧施設が対象 上限は20,000€ ※500ユーロ未満は対象外 	対象費用の50%
2.4: 認定高山牧草地または森林牧草地の統合に関連する代替地域のアクセス道路および走行道路の建設		<ul style="list-style-type: none"> 上限は30,000€ ※1,000ユーロ未満は対象外 	対象費用の50%
2.5: 特殊機械の調達		<ul style="list-style-type: none"> 上限は30,000€ ※2,000ユーロ未満は対象外 	対象費用の50%


バイエルン州で導入されている条件不利地に対する施策の例

条件不利地の農業の特徴	<p>【条件不利地地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> バイエルン州には、南部に山岳地域、北部に丘陵地域等の条件不利地が分布している。 <p>【南部の山岳地域：概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常に急峻な地形であり、永久牧草地としての利用が中心。4～6ha程度の小規模兼業農家が多く、自己所有地での農業の比率が比較的高い。 近年オオカミの被害が増え、夏の放牧に懸念が生じている。防護柵に加え、防護犬の活用が進められている。 <p>【北部の丘陵地域等：概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕作・ワイン栽培が行われ、10ha超の中規模農場も多い。賃借地の比率が高く、歴史的に農地を子どもの人数に応じて分割してきたことが、区画の細分化と賃借地増加の一因となっている。細分化された農地の一部は現在農地以外に転用されている。 										
条件不利地でよく利用される施策	<ul style="list-style-type: none"> 条件不利地域（特に南部の山岳地域）の農家は以下の補助金に強く依存しており、これらのプログラムなしには生きていけない状況である。 <p>■CAP</p> <table border="1" data-bbox="300 706 1947 1106"> <tr> <td data-bbox="300 706 766 811"> カップル支払 </td> <td data-bbox="766 706 1947 811"> 対象は、母牛、子付き牝牛、母羊、母ヤギ。 家畜はあまり時間を投資しなくても良いため、小さい牧草地を持つ農家が兼業で母牛を数頭飼うようなケースも多いこうした飼養形態は補助金がなければ採算が合わず、継続が難しい。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 811 766 853"> エコスキーム </td> <td data-bbox="766 811 1947 853"> ー </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 853 766 903"> ANC支払 </td> <td data-bbox="766 853 1947 903"> 山岳農家はこの支払いに強く依存している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 903 766 1056"> KULAP（環境・気候等管理誓約） </td> <td data-bbox="766 903 1947 1056"> 環境・気候保護と農業生産の両立を目的とした施策。バイエルン州内農場の約半数が申請しており、家畜農家による利用も多い。条件不利地域においても広く活用されている。草地の刈り取り時期や植生等に関する一定の条件が課される。農場周囲に生け垣を造成する場合などにも適用されるため、小規模農家でも利用しやすい制度となっている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1056 766 1106"> 個別投資支援（EIF） </td> <td data-bbox="766 1056 1947 1106"> 畜舎の建設などに活用される </td> </tr> </table>	カップル支払	対象は、母牛、子付き牝牛、母羊、母ヤギ。 家畜はあまり時間を投資しなくても良いため、小さい牧草地を持つ農家が兼業で母牛を数頭飼うようなケースも多いこうした飼養形態は補助金がなければ採算が合わず、継続が難しい。	エコスキーム	ー	ANC支払	山岳農家はこの支払いに強く依存している。	KULAP（環境・気候等管理誓約）	環境・気候保護と農業生産の両立を目的とした施策。バイエルン州内農場の約半数が申請しており、家畜農家による利用も多い。条件不利地域においても広く活用されている。草地の刈り取り時期や植生等に関する一定の条件が課される。農場周囲に生け垣を造成する場合などにも適用されるため、小規模農家でも利用しやすい制度となっている。	個別投資支援（EIF）	畜舎の建設などに活用される
カップル支払	対象は、母牛、子付き牝牛、母羊、母ヤギ。 家畜はあまり時間を投資しなくても良いため、小さい牧草地を持つ農家が兼業で母牛を数頭飼うようなケースも多いこうした飼養形態は補助金がなければ採算が合わず、継続が難しい。										
エコスキーム	ー										
ANC支払	山岳農家はこの支払いに強く依存している。										
KULAP（環境・気候等管理誓約）	環境・気候保護と農業生産の両立を目的とした施策。バイエルン州内農場の約半数が申請しており、家畜農家による利用も多い。条件不利地域においても広く活用されている。草地の刈り取り時期や植生等に関する一定の条件が課される。農場周囲に生け垣を造成する場合などにも適用されるため、小規模農家でも利用しやすい制度となっている。										
個別投資支援（EIF）	畜舎の建設などに活用される										

2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

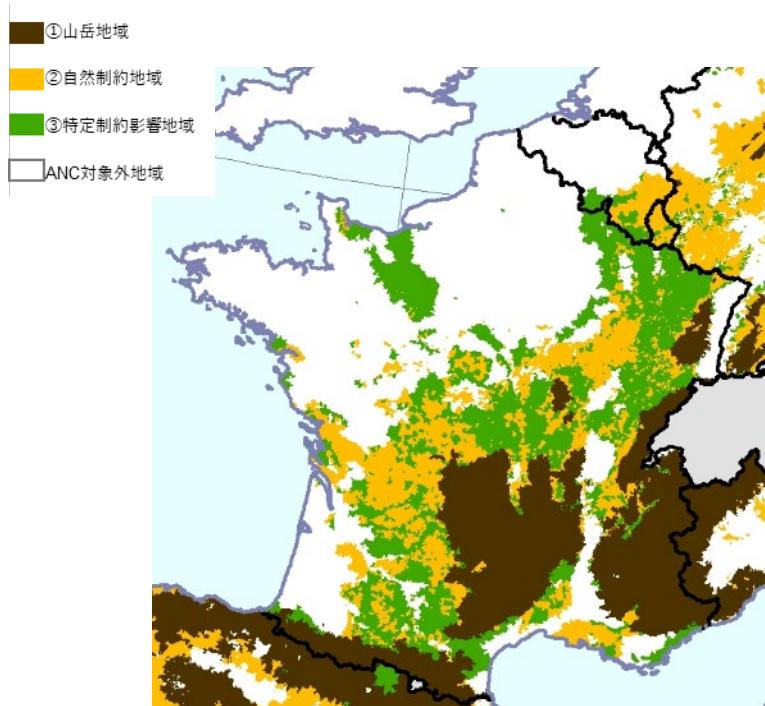
3. 主要国の中山間地域政策

- (1) 政策の概要 …p.182
- (2) ドイツ …p.190
- (3) フランス …p.200**
- (4) オーストリア …p.209
- (5) ポーランド …p.216
- (6) スペイン …p.221

フランスにおける自然等制約地域支払 (ANC) の概要

- フランスは国土の約50.4%にあたる2,736万haが農地となっており、うち54.2%がANC対象面積である。
- ANC対象面積のうち、山岳地域は南東部を中心に分布している。山岳地域は国土全体の16.45%を占める。
- フランスでは全国規模の統一政策 (L'indemnité compensatoire de handicaps naturels (ICHN)) を中央政府が策定し、各県政府が実施

ANC支払対象面積の分布 (2021年)



①山岳地域を条件とした支払いは以下の6地域、46県で実施

- プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール大地域圏 (Alpes-de-Haute-Provence県、Hautes-Alpes県、Alpes-Maritimes県、Var県、Vaucluse県)
- オクシタニー地域圏 (Ariège県、Aude県、Aveyron県、Gard県、Haute-Garonne県、Hérault県、Lot県、Lozère県、Hautes-Pyrénées県、Pyrénées-Orientales県、Tarn県、Tarn-et-Garonne県)
- ノーヴェル＝アキテーヌ大地域圏 (Corrèze県、Creuse県、Pyrénées-Atlantiques県、Haute-Vienne県)
- グラン・テスト大地域圏 (Meurthe-et-Moselle県、Moselle県、Bas-Rhin県、Haut-Rhin県、Vosges県)
- ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ大地域圏 (Côte-d'Or県、Doubs県、Jura県、Nièvre県、Haute-Saône県、Saône-et-Loire県、Yonne県、Territoire de Belfort県)
- オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ大地域圏 (Ain県、Allier県、Ardèche県、Cantal県、Drôme県、Isère県、Loire県、Haute-Loire県、Puy-de-Dôme県、Rhône県、Savoie県、Haute-Savoie県)

フランスにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

- フランスでは、EU予算であるEAFRDに加え国家予算から共同出資が拠出されている。ANC導入以前である1976年依頼、全国規模の統一政策（L'indemnité compensatoire de handicaps naturels (ICHN)）を中央政府が策定して実施しており、ANC支払いはICHNの支給対象地域に施行されているため、実質的に同義であると推察される
- ANC支払いは、山岳地域支払（ZM）、自然制約地域支払（ZSCN）、特定制約影響地域支払（ZSCs）の3つに分かれており、目的も個別に設定
- このうち、山岳地域支払（ZM）の目的は以下のとおり
 1. 地域・部門で安定した農業所得を支え、食料安全保障を確保する
 - 地域や部門間の所得格差を縮小し、どこでも農業生産・雇用を維持できる仕組みを構築すること
 2. 炭素貯留を推進（気候変動緩和）/生物多様性保全・持続的利用の推進
 3. 脆弱な地域への公的支援の実施
 - 中山間地域、コルシカ島、海外県は地理的・経済的に制約を有す

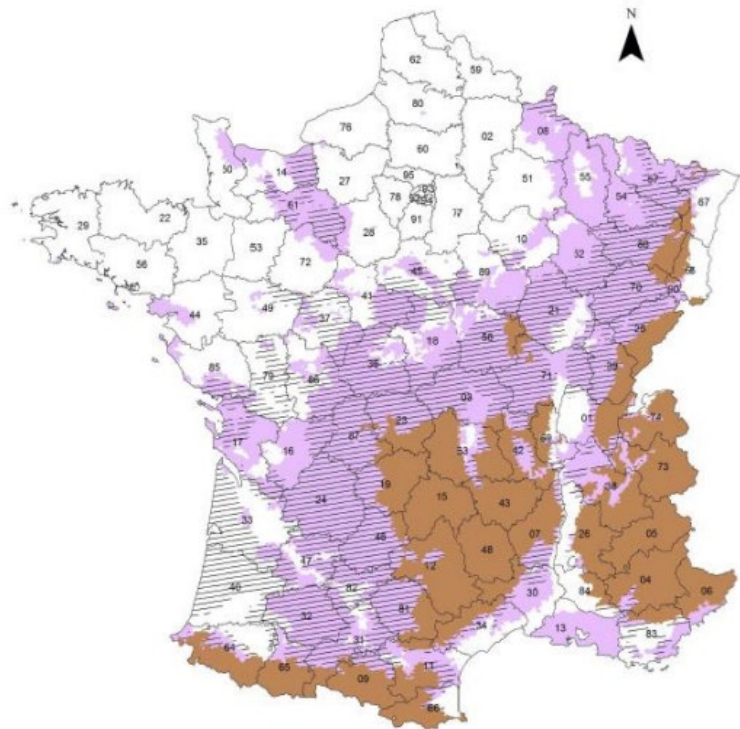
自然等地域固有制約（ANC）支払いの背景（ニーズ）

1. 食料安全保障の確保	2. 環境施策の推進（気候変動緩和＋生物多様性）	3. 脆弱な地域への公的支援
1. 地域や部門ごとの所得格差を縮小し、どこでも農業生産・雇用を維持する必要がある。市場で評価されにくい多面的機能（外部性）を持つ農業の仕組みを支援し、農業の提供するサービス（環境保全や文化的役割など）への報酬を確保する。伝統的な（歴史的な）補助金配分を見直し、現状に即した公平な配分と、あらゆる農業者への所得支援を目指す。	1. フランスは欧州内でも農地・森林面積が大きく、炭素吸収・貯蔵の潜在力が高い。森林の持続的管理・再生、木材の長寿命製品への利用促進が必要。農業では、草地、植生帯（水田・湿地）、輪作の多様化、土壌被覆・耕起制限、家畜糞尿の循環利用など、炭素貯留・有機物循環の仕組み強化が必要。 2. 農林業の現場で多様な作物・家畜、草地や湿地、生態系インフラを守る必要がある。「Natura 2000」などの環境保全地域と農業活動の両立が目標。生物多様性と生態系サービス（受粉や生態系維持）を増進する取り組みが求められている。	1. 一部の農村地域では貧困、人口減少、サービス不足、インフラ未整備などの課題が深刻。特に中山間地やコルシカ・海外県など、地理的・社会的ハンディを持つ地域に配慮が必要。デジタル化など新たなインフラ整備や、農業活動の多様化支援も重要。

自然等地域固有制約 (ANC) 支払いの予算・受給要件

- ZSCN及びZSCSについては、EU規則1305/2013に基づき、全体での加盟国間の基準の際の統一化の流れで、2019年に新たに設定。
 - 旧：Zones Defavorisées Simples→新：自然制約地域 (ZSCN)
 - 旧：Zones à handicaps spécifiques→新：特定制約影響地域 (ZSCS)
 - Zones de montagne et de haute-montagne→変更なし

条件不利地 (2018年改定前後の比較)



フランスにおける自然制約地域 (ZSCN) の新規設定基準

山岳地域を除く
全自治体に8つの
生物・物理的基準を適用

自治体の農業利用面積の60%が
少なくとも1つの制約を受けて
いる場合 (EU設定の17の指標
に対する閾値を満たすか判断)

- 土壌の排水不良
- 急勾配
- 不利な土壌構造
- 低温
- と石の割合
- 乾燥
- 根張りの浅さ
- 過剰な土壌水分
- 化学特性の不良

複合的な
生物物理的基準を
適用

8つの基準の少なくとも2つを
満たし、かつ各基準について欧州
の閾値の±20%の許容範囲
内にある土壌

4つの微調整基準で
調整

以下の微調整基準を全て満たす場合
(EUの示す指標例から仏が選択)

- 乾燥地域における灌漑や温室設置、人口排水に対する投資が行われている場合は対象外
- 飼養密度 (UGB/ha SFP) が1.4以下
- 標準総生産高 (PBS/ha) ≤1858 €/ha (仏平均の80%以下)
- 軟質小麦の収量 (qx/ha) ≤72.6

フランスにおける特定制約影響地域 (ZSCS) の新規設定基準

特定の制約条件に該当し、かつ環境保全や改善、農村景観の維持、観光の可能性の確保、海岸線保護等の目的のために土地の管理を継続する必要がある場合、ICHN対象。下記基準に基づき、ZSCN同様微調整が掛けられる

<フランスが設定した条件>

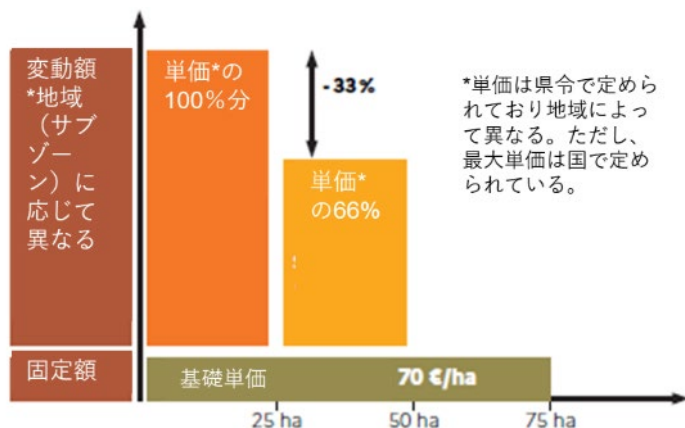
- 飼料自給：永年草地 (STH) および/または一時的な牧草地 (PT) および/または自家消費面積の割合が高い地域
- 低生産地域：低生産地域が当該地域の草地の面積の重要な部分を占める地域
- 多角的経営・畜産：多角経営・畜産システムが農業生産の重要な部分を占める地域
- 生垣：生垣のある農場が非常に多い地域
- 湿地：その地域の一部がラムサール条約登録湿地に指定されている自治体
- 耕作放棄地：農地が急速に劣化しており、その地域にある農場の大半が中小規模の農場である地域

(出所) 全国農業会議所ウェブサイト La révision de la carte des zones défavorisées (ZDS)
(https://opera-connaissances.chambres-agriculture.fr/doc_num.php?explnum_id=146413) より転載抜粋

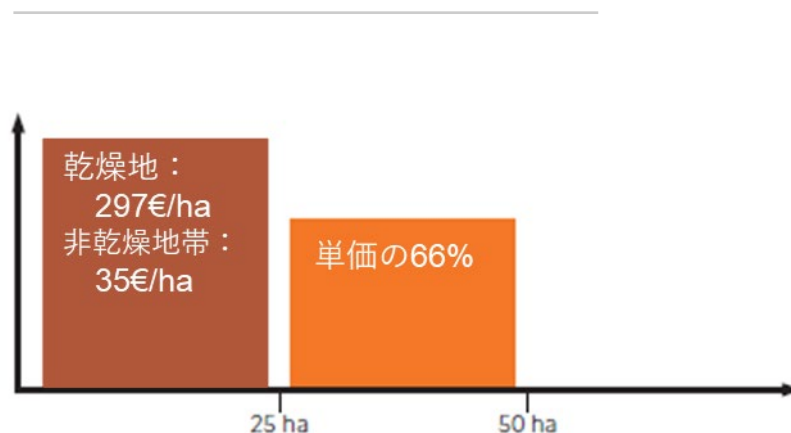
自然等地域固有制約 (ANC) 支払いの概要

- フランスのANC支払である、L'indemnité compensatoire de handicaps naturels (ICHN)は以下の2つの農地を対象としており、②は山岳地域支払いのみ対象
 - ① 飼料作物の生産（当該地域で使用する飼料用の作物・牧草の栽培）
 - ② 商品作物の生産
- 受給要件は、以下のとおり。
 - 現役の農業者であること
 - 収入の50%以上を農業活動から得ている
 - 農地の80%以上が条件不利地に属している
 - 最低面積：① 3ha、② 1ha
 - 最大面積：① 75ha、② 50ha
 - ①については、5頭（UGB）以上の草食動物を飼育していることも追加の条件である

①飼料作物のICHN



②商品作物のICHN



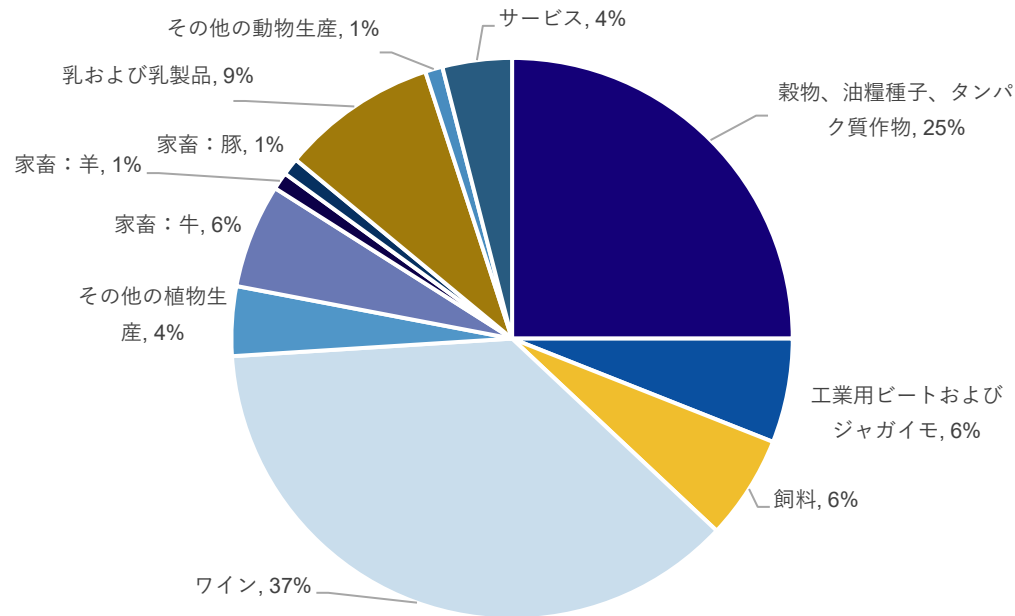
※最初の25haに対する最大単価（€/ha）

高山地域		山岳地域		山麓地域		単純な不利地域	
乾燥地帯	非乾燥地帯	乾燥地帯	非乾燥地帯	乾燥地帯	非乾燥地帯	乾燥地帯	非乾燥地帯
385	382	316	235	154	96	138	85

フランスにおけるグラン・テスト地域圏の位置づけ

- グラン・テスト地域圏は、パリ盆地及び、アルザス平原の陥没に伴い隆起したヴォージュ山脈が接しており、山、丘、平野が混在する独特な景観を形成している。グラン・テスト地域圏では、土地の約8割が農林業に充てられており、農産物および農業・食品産業の雇用数で国内1位である。主な作物としては、穀物、菜種、ナタネ、乾燥用アルファルファ、麻、ホップ、エンドウ豆、レンズ豆の栽培面積が国内でも比較的大きい比率を占める。
- グラン・テスト地域圏に割り当てられているEU基金は、2021年から2027年の間にグラン・テスト地域に14億ユーロ以上拠出。上記基金のうち、地域が管理する農業予算は2.5億€である。
 - 地域が管理する金額は、うち11億5,000万ユーロ
 - 欧州地域開発基金（ERDF）からの6億3,150万ユーロ、欧州社会基金（ESF+）からの1億5,500万ユーロ、公正移行基金からの1億1,250万ユーロ、および2023/2027年向けの欧州農村開発農業基金（EAFRD）からの2億5,000万ユーロが支援
 - 他方で、国は、ESF+の「雇用と包摂」に1億6,800万ユーロ、従業員または元従業員の再訓練を支援するための公正な移行基金の社会的コンポーネントに4,800万ユーロを管理

グラン・テスト地域圏における農業生産額の分布（2022年）

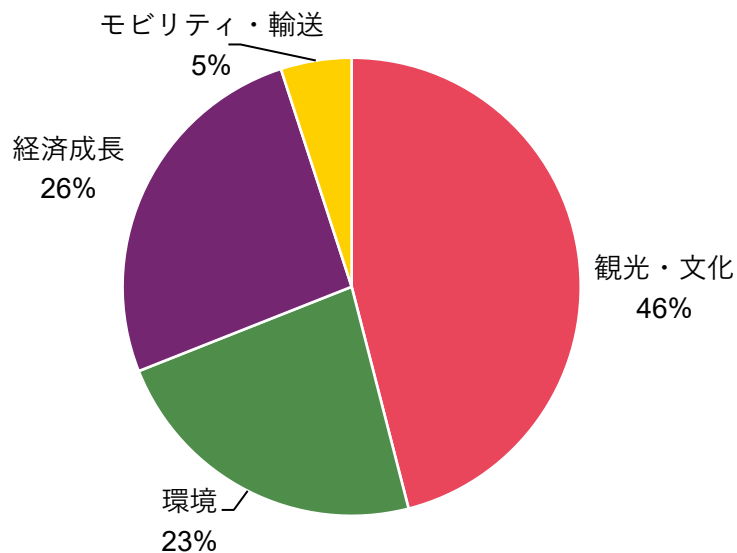


(出所) Chambre d'agriculture Grand Est, "L'agriculture en Grand Est" (2024年5月24日) より作成

フランスのグラン・テスト地域の山岳地域支援

- フランスにおいては、山岳地域支援に対する総投資額は約2億2000万ユーロ（共同出資を含む）。うち、欧州地域開発基金（ERDF）は約1億1800万ユーロを占める。フランスでは、6つの管理当局が、5つの地域にまたがる山岳地帯への支援策を計画している。
 - プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール地域のプログラムの対象となるアルプス山脈
 - オヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域のプログラムの対象となる中央山脈
 - ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ地域圏のプログラムの対象地域であるジュラ山脈
 - グラン・テスト地域圏のプログラムの対象地域であるヴォージュ山脈
 - ヌーヴェル・アキテーヌ地域圏およびオクシタニー地域圏のプログラムの対象地域であるピレネー山脈。
- このうち、グラン・テスト地域圏は、ヴォージュ山脈で実施。グラン・テスト地域圏における山岳地域は、旧アルザス地方のバラン県、オーラン県の西部に位置している。

フランスにおける山岳地域に対する予算配分



グラン・テスト地域圏における山岳地域



グラン・テスト地域で導入されている主な条件不利地施策

- グラン・テスト地域圏におけるICHNにおける予算枠は、国家で管理されており、EAFRDの共同出資率は65%である。グラン・テスト地域圏におけるICHNは、2024年に6,375の受益者に分配された。なお各地方に対する支払い金額は、以下に示す通りである。
- また、山岳地域向けの支払いとしては、ヴォージュ山脈山岳地帯の人口と経済活動を維持するためのプロジェクト支援などが導入されている。

グラン・テスト地域圏におけるICHN支出金額 (2024年)


	国予算 (ETAT)	欧州農業農村開発基金 (EAFRD)	総額
ICHN アルザス	1.7 M€	3.1 M€	4.8 M€
ICHN ロレーヌ	14.4 M€	26.7 M€	41.1 M€
ICHN シャンパーニュ＝アルデンヌ	6.4 M€	11.9 M€	18.3 M€
ICHN グラン・エスト	22.5 M€	41.7 M€	64.2 M€

ヴォージュ山脈で導入されている施策例

<Massif des Vosges>

プロジェクトの詳細な審査後、一般法規制 (国家補助金、公共調達、国家規制など) によって課せられる公的補助金の上限を条件として、対象経費の最大 60% を補助

- 山岳地帯の生産物、製品、特定のノウハウ、アイデンティティ、および観光資源の価値を高めるプロジェクト
- 山岳地帯の特定の産業分野における企業間のネットワーク構築と共同プロジェクトの推進
- 山岳地帯の特定の設備、遊休地の改善と多様化
- 観光宿泊施設や観光活動を行う施設が提供するサービスや接客の質の向上を目的とした投資 (ヴォージュ山脈の観光戦略に関連)


アルザス地域で導入されている主な条件不利地施策に関するヒアリング結果

条件不利地の農業の特徴	<p>【概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の土壌の肥沃度が低く、利用農地の約95%は永年牧草地を中心とした草地であり、主に牛を対象とした粗放的な放牧・飼養が行われている。 家畜密度は平均0.5UGB/haと低く、1.4UGB/haを超える平野部の集約的地域とは対照的である。乳生産量は平地と比較して半量程度であり、さらに山地では輸送コストも高い。 そのため、直売や乳製品の加工、農家レストラン、民宿等を積極的に展開し、付加価値をつけることで所得を補填している。とりわけアルザス地域は、直売や農家民宿をフランスで初めて導入した先駆的な地域である。 																				
条件不利地によく利用される施策	<ul style="list-style-type: none"> アルザス州の条件不利地域の農業者によく利用されている施策は以下に示すとおりである。 <p>■CAP</p> <table border="1" data-bbox="321 529 1929 1006"> <tr> <td>基礎所得支払</td> <td>122ユーロ/ha</td> </tr> <tr> <td>再分配支払</td> <td>最初の52ヘクタールまで50ユーロ/ha。中山間地域の経営規模は50ヘクタール前後の規模が多く、再分配支払も重要な役割を担う。</td> </tr> <tr> <td>カップル支払</td> <td>乳牛の場合58ユーロ/UGB。中山間地域の農家は何らかの家畜を飼っていることがほとんどであり、特に牛を飼う農家にとっては重要な支援である。</td> </tr> <tr> <td>エコスキーム</td> <td>永年牧草地：66ユーロ/ha、有機農業：95ユーロ/ha</td> </tr> <tr> <td>ICHN（ANC）支払</td> <td>金額は面積、家畜密度、農業外収入の程度条件によって異なるが、中山間地域の農家にとって最大の補償金</td> </tr> <tr> <td>環境・気候等管理誓約（MAE）</td> <td>50-200ユーロ/ha。中山間地域の農用地の7割がMAEの対象地であり、約8割の農家が何らかのMAEを実施している。MAEはICHNに次ぐ第2の重要な支援と言える。</td> </tr> <tr> <td>在来品種保全支援</td> <td>200ユーロ/ヴォージュ1頭。現在約2,500頭が支援対象で、中山間地域の農家の約4分の1が本支援を受けている</td> </tr> </table> <p>■地域独自施策</p> <table border="1" data-bbox="321 1049 1929 1286"> <tr> <td>農産物の多様化、加工、直接販売プロジェクトへの支援</td> <td>補助率40%、最大15万ユーロまで。中山間地域に限定されないが、中山間地域での利用も多い</td> </tr> <tr> <td>ヴォージュ牛の育種機関（OS）への支援</td> <td>中山間地域に特化した支援</td> </tr> <tr> <td>農家主導の景観及び農業生態学プロジェクトの支援</td> <td>荒れた土地を再び牧草地に戻すための作業に対する補助。補助率40or50%。中山間地域に特化した支援。</td> </tr> </table>	基礎所得支払	122ユーロ/ha	再分配支払	最初の52ヘクタールまで50ユーロ/ha。中山間地域の経営規模は50ヘクタール前後の規模が多く、再分配支払も重要な役割を担う。	カップル支払	乳牛の場合58ユーロ/UGB。中山間地域の農家は何らかの家畜を飼っていることがほとんどであり、特に牛を飼う農家にとっては重要な支援である。	エコスキーム	永年牧草地：66ユーロ/ha、有機農業：95ユーロ/ha	ICHN（ANC）支払	金額は面積、家畜密度、農業外収入の程度条件によって異なるが、中山間地域の農家にとって最大の補償金	環境・気候等管理誓約（MAE）	50-200ユーロ/ha。中山間地域の農用地の7割がMAEの対象地であり、約8割の農家が何らかのMAEを実施している。MAEはICHNに次ぐ第2の重要な支援と言える。	在来品種保全支援	200ユーロ/ヴォージュ1頭。現在約2,500頭が支援対象で、中山間地域の農家の約4分の1が本支援を受けている	農産物の多様化、加工、直接販売プロジェクトへの支援	補助率40%、最大15万ユーロまで。中山間地域に限定されないが、中山間地域での利用も多い	ヴォージュ牛の育種機関（OS）への支援	中山間地域に特化した支援	農家主導の景観及び農業生態学プロジェクトの支援	荒れた土地を再び牧草地に戻すための作業に対する補助。補助率40or50%。中山間地域に特化した支援。
基礎所得支払	122ユーロ/ha																				
再分配支払	最初の52ヘクタールまで50ユーロ/ha。中山間地域の経営規模は50ヘクタール前後の規模が多く、再分配支払も重要な役割を担う。																				
カップル支払	乳牛の場合58ユーロ/UGB。中山間地域の農家は何らかの家畜を飼っていることがほとんどであり、特に牛を飼う農家にとっては重要な支援である。																				
エコスキーム	永年牧草地：66ユーロ/ha、有機農業：95ユーロ/ha																				
ICHN（ANC）支払	金額は面積、家畜密度、農業外収入の程度条件によって異なるが、中山間地域の農家にとって最大の補償金																				
環境・気候等管理誓約（MAE）	50-200ユーロ/ha。中山間地域の農用地の7割がMAEの対象地であり、約8割の農家が何らかのMAEを実施している。MAEはICHNに次ぐ第2の重要な支援と言える。																				
在来品種保全支援	200ユーロ/ヴォージュ1頭。現在約2,500頭が支援対象で、中山間地域の農家の約4分の1が本支援を受けている																				
農産物の多様化、加工、直接販売プロジェクトへの支援	補助率40%、最大15万ユーロまで。中山間地域に限定されないが、中山間地域での利用も多い																				
ヴォージュ牛の育種機関（OS）への支援	中山間地域に特化した支援																				
農家主導の景観及び農業生態学プロジェクトの支援	荒れた土地を再び牧草地に戻すための作業に対する補助。補助率40or50%。中山間地域に特化した支援。																				

(出所) ヒアリングをもとに作成

2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

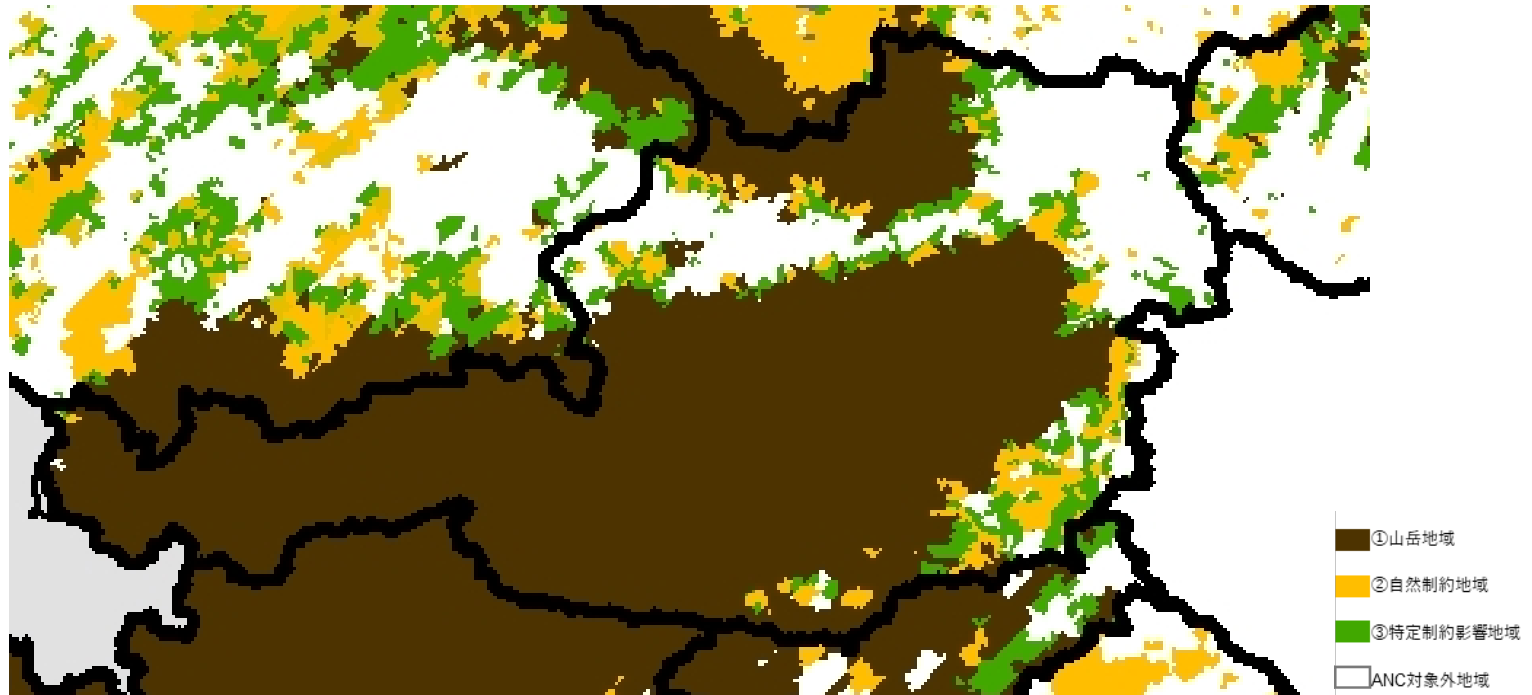
3. 主要国の中山間地域政策

- (1) 政策の概要 …p.182
- (2) ドイツ …p.190
- (3) フランス …p.200
- (4) オーストリア …p.209
- (5) ポーランド …p.216
- (6) スペイン …p.221

オーストリアにおける自然等制約地域支払 (ANC) の概要

- オーストリアは国土の約31%にあたる約260万haが農地となっており、うち63.24%がANC対象面積である。
- 国土の約7割が山岳地域であるオーストリアではANC (山岳地域) に該当する地域は国土の49.58%であり、ほぼすべての州で山岳地域支払いが導入されている。なお、自然制約地域 (5.69%)、特定制約影響地域 (7.97%) であり、山岳地域支払いが圧倒的に多い
 - 州の大半が山岳地域支払いの対象 (チロル州、ケルンテン州、フォアアールベルク州、ザルツブルク州、シュタイアーマルク州)
 - 部分的に山岳地域支払いの対象 (オーバーエスターライヒ州、ブルゲンラント州、ニーダーエスターライヒ州)
 - 山岳地域支払いの対象外 (ウィーン)
- オーストリアは連邦制国家であるものの、農業政策については中央政府が主導し、各州が実施する体制となっている。

ANC支払対象面積の分布 (2021年)



(出所) 欧州委員会 DG AGRI <https://agridata.ec.europa.eu/extensions/IndicatorsEnvironmental/LessFavouredAreas.html>
より転載抜粋

自然等制約地域支払 (ANC) の概要

- オーストリアでは、生産条件が良好な地域と比較して管理コストが比較的高く収穫量が少ない不利な地域の土地管理を維持することを目的に、困難度得点 (EP) に基づく全国統一のANC支払を導入している
- 自然等地域固有制約 (ANC) 支払いの目的は以下のとおり
 1. 条件不利地域における所得補償：
 - 条件不利地の農業・林業所得を非制約地域の農業所得と同水準に近づけることで、国全体での農業の維持、特に条件不利地域を含む農場の存続に貢献
 2. 地域に適応した粗放的農業経営の維持：
 - 生産基盤や農地景観を維持するため、地域の特性に適した粗放的な農業経営の維持

自然等地域固有制約 (ANC) 支払いの背景 (ニーズ)

1. 条件不利地域における所得補償	2. 地域に適応した粗放的農業経営の維持
1. 条件不利地域では、既存の公的支払いを考慮しても、2010年以降の農業・林業所得は、条件不利地域外の農場と比較して約11,000€低い（平均） 2. 農業・林業所得の低さは小規模農業が多いことが主要な要因であり、制約が大きいほど、所得差も大きくなる。制約がある地域では、労働生産性が低く、効率の低い専門機械しか使用できない 3. 法的義務、Natura 2000管理計画、水枠組指令 (WFD) 等への準拠に起因する追加要件が、収入減や追加コストに繋がっている	1. オーストリアの農地利用統計 (ACS) によると、2004年 (287万ha) から2020年 (257万ha) の間に利用農地面積が約10%減少 2. 農場数は2004年 (149,086戸) から2020年 (109,392戸) で27%減少 3. 農業離脱によって生じた土地の管理は、周囲の農業者が承継したため、平均農場面積は2004年の約19.2haから2020年には23.5ha (+22%) に拡大し、大規模化が進む

自然等制約地域支払（ANC）の予算・受給要件

- オーストリアのANC支払いでは、個々の農家の自然的・経済的営農困難度を数値で評価し、困難度得点（EP）に応じた農家区分を作成している。EPの得点を測る基準には、農場へのアクセスや道路の維持管理などの自然条件でない経済的要素も含まれている点特徴的である。
- 支払対象：
 - ① 困難度別の農地区分（耕地、永年草地・永年牧草地、永年耕地・特殊作物）：畜産農家、非畜産農家別で単価を設定
 - ② 高山牧草地または共同牧草地
- 受給要件は、以下のとおり。
 - 条件不利地域で1.5ha以上の適格農地を耕作する農業者
 - GAECと農業管理の基本要件（GAB）の遵守
 - 最低面積：1.5ha
 - 最大面積：70ha（EPが5未満の場合）。その他の規定なし

困難度得点（EP）の規定方法

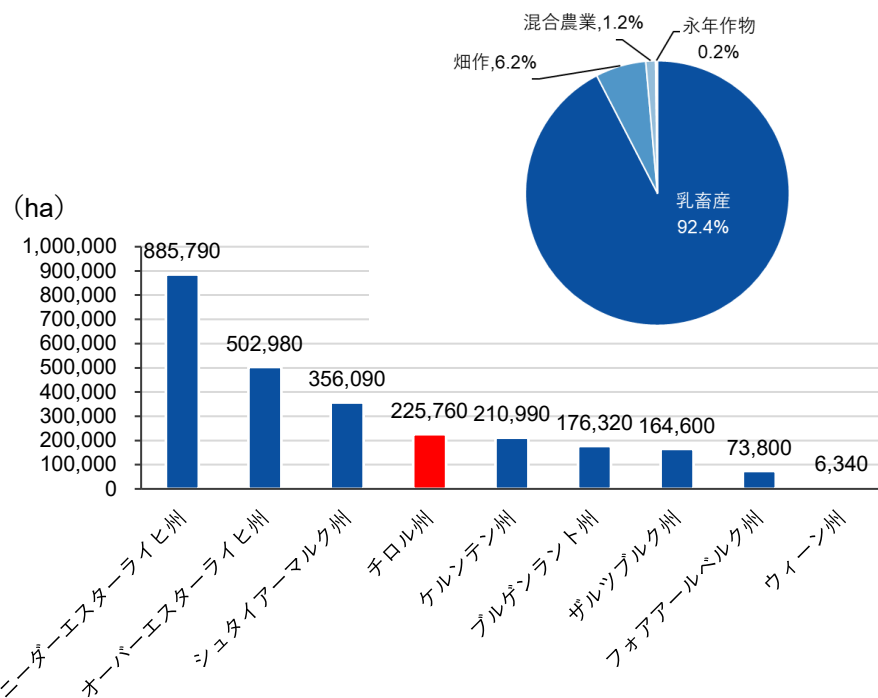
困難度得点（EP）：最大 540					
A. 地形		最大値	B. 気候と土壌		最大値
1	傾斜度	285	1	農地の気象値	60
2	分散圃場 （区画サイズ）	40	2	農地の高度	50
3	伝統的な移動放牧	10	3	土壌気候指数	60
4	農場へのアクセス （散在立地）	10			
5	道路の維持管理	25			
	小計	370			170

- ポイント数に応じて支払い単価が決定
- 最初の10haの単価に対する単価が最も高く、その後逓減する。
- 条件不利の程度が大きく（EP480など）かつ小規模な農家は、補助金が無いと農業のみでは経営が成り立たない状況である。そのため、最初の10ヘクタールの単価はかなり高く設定されている。
 - 例えば家畜有の400ポイント以上の農場の場合、最初の10ヘクタールには1ヘクタール当たり1,049ユーロが支払われる。次の10ヘクタールは1ヘクタール当たり263ユーロ。

オーストリアにおけるチロル州の位置づけ


- オーストリアでは、アルペン地域で営まれる移牧を含むアルム農業（Almwirtschaft）の景観は、ハイマート（故郷、ふるさと）共通のデザインとして共有されており、美しい農業景観の維持が農業者のアイデンティティとなっているともいえる。
- オーストリアは、アルペン地域の約29%が属しており、アルペン地域の主要構成国である。中でも、チロル州は全域が山岳地域。
- 農地の約67%がForstwirtschaftlich genutzte Fläche（山岳森林）であり、Almflächen（高山牧草地）が約18.5%、残りが耕地（約1.1%）や牧草地（約10.7%）、ブドウ園等（約0.1%）であり、酪農や林業が盛んである。
- チロル州の山岳地域の農業者にとって、自然等地域固有制約支払は重要な収入源であり、困難度グループ（EP）3・4に属する農業者が総支給額の2/3を占めている。チロル州はアルプス山岳地帯が中心で、標高1,000m以上の農地が多数であるため、寒冷地域・短い生育期間が特徴。農業者の約75%が15ha未満であり、平均乳牛頭飼育数は12頭と小規模農業者である

チロル州における農業利用地の主な利用形態（2020年）



チロル州におけるEP別の農業経営者（2020年）

EPグループ	困難度得点（EP）	チロル州		オーストリア全体	
		総数	%	総数	%
困難なし	5未満	4,864	34.2%	86,647	55.9%
グループ1	5以上90未満	2,015	14.2%	30,290	19.5%
グループ2	90以上180未満	2,268	16.0%	20,381	13.2%
グループ3	180以上270未満	2,265	15.9%	10,709	6.9%
グループ4	270以上540未満	2,803	19.7%	6,926	4.5%


 チロル州で導入されている条件不利地に対する施策の例

- チロル州では 9,475件の農業者（88%）が自然等地域固有制約支払を受給しており、その多くが家畜を飼養する農家である。資金構成は、EU が 53.7% を負担し、残りの46.3%を6:4で国と州が拠出している
- CAPの申請を行う農業者は約11,000戸であり、年1%ずつ減少している。穀物栽培が困難であるため、主要な産業は酪農である
- そのため、チロル州で選択されている支払いは小規模農家支援、乳牛関連施策が多いものと推察される

チロル州で導入されている代表的な条件不利地施策の予算配分

(百万ユーロ)

区分	施策名（原文）	施策名（仮訳）	概要	総額 (2023年)	EU	国	州
CAPの直接支払	-	基礎所得支持	面積支払い	20.52	20.52	-	-
CAPの直接支払	AZ-DIZA-ÖPUL	高山放牧奨励金	夏のアルムでの放牧に対する補助金。カップル支払いの一種であり、乳牛、子付牝牛、羊、ヤギ、肉牛等が対象となる	4.73	4.73	-	-
CAPの農村振興 施策	Ausgleichszulage für benachteiligte Gebiete	自然等地域固有制約 支払（AZ）	1.5ヘクタール以上の面積を持つ農家が申請できる。補助額は、家畜の有無、アルムであるか、また困難度ポイント（EP）によって決まる。アルムの場合は自然等地域固有制約支払の額は少ないが、その代わり別の補助金を受け取ることができる。	47.11	25.31	12.78	8.52
CAPの直接支払 + 農村振興施策	ÖPUL Umweltgerechte und biodiversitätsfördernde Bewirtschaftung	オーストリア環境配慮型農業プログラム ※エコスキーム+環境気候誓約を合わせたもの	各農家がメニューリストから自由に選んで組み合わせで設計する。ÖPULは、環境に配慮した農業への支払い制度である。全国の農家の約80%が何らかの形でこのプログラムに参加している。農家は自分の経営に合ったメニューを選んで組み合わせることができる。メニューごとに要件と支払単価があり、複数のメニューを同時に選択できる。最低5年間実施する必要がある。特に山岳地域では、「動物福祉に配慮したヒルテの雇用」や「絶滅危惧家畜種の飼養」がよく利用されている	46.41	26.27	12.02	8.12


チロル州で導入されている条件不利地施策に対するヒアリング結果

条件不利地の農業の特徴	<p>【条件不利地地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> チロル州は、全域が条件不利地（山岳地域）に指定されている。 <p>【概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模酪農が中心で、全体の半数以上が兼業。夏季の高山放牧地（アルム）での放牧は、地域の風物詩となっており、山の文化的景観とともに、観光業にも寄与している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年経営体数が減少している。その背景として、重労働かつ時間の柔軟性に乏しい点、オオカミ・クマ等による被害、小規模農家でも膨大な書類負担がある点等が挙げられる。加えて、急傾斜地での牛舎整備や傾斜対応機械の導入コストは平地より高い。 																										
条件不利地でよく利用される施策	<ul style="list-style-type: none"> チロル州の農業者によく利用されている施策は以下のとおりである。小規模酪農家による放牧が山の景観維持を支えていることから、小規模酪農・放牧を支援する施策が多く整備され、利用されている。CAPの受給対象とならないような零細農家に対しては、地域の補助金で支えている。 <p>■CAP</p> <table border="1" data-bbox="327 614 1943 1196"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>受給例① (EP180、酪農)</th> <th>受給例② (EP0、家畜無し)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎所得支払</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高山放牧奨励金 (AZ-DIZA-ÖPUL)</td> <td>夏の高山放牧地での放牧に対する補助</td> <td>3,300 €</td> <td>2,500 €</td> </tr> <tr> <td>自然等地域固有限制支払 (AZ)</td> <td>1.5ヘクタール以上の面積を持つ農家が申請できる。 補助額は、①家畜の有無、②アルムであるか、③困難度ポイント（EP）によって決まる。 なお、困難度ポイント（EP）の基準には、地形や気候の条件に加え、農場の道路での分断、農場の散在といった経済的な要素が入っている点が特徴的である。</td> <td>6,100 €</td> <td>250 €</td> </tr> <tr> <td>オーストリア環境配慮型農業プログラム（ÖPUL）</td> <td>エコスキームと第2の柱を区別せずに利用者にメニューを提供している。 オーストリア特有の取組。</td> <td>2,100 €</td> <td>700 €</td> </tr> </tbody> </table> <p>■地域独自施策</p> <table border="1" data-bbox="327 1113 1943 1196"> <tbody> <tr> <td>山地放牧乳牛奨励金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小規模農家奨励金</td> <td>6ヘクタールまでの小規模農家に対する補助</td> </tr> </tbody> </table> <p>受給例①：面積は10haで牛5頭、子牛5頭を飼養し、夏にはアルムで放牧している農家。EPは180（中程度）。 受給例②：5haで耕作をし、5haを永年牧草地としている農家。家畜無し。条件不利地だがEPは0。 これらの農業の具体的な収入については不明であるが、この2事例については助成金がないと生き残れない。</p>					受給例① (EP180、酪農)	受給例② (EP0、家畜無し)	基礎所得支払	—			高山放牧奨励金 (AZ-DIZA-ÖPUL)	夏の高山放牧地での放牧に対する補助	3,300 €	2,500 €	自然等地域固有限制支払 (AZ)	1.5ヘクタール以上の面積を持つ農家が申請できる。 補助額は、①家畜の有無、②アルムであるか、③困難度ポイント（EP）によって決まる。 なお、困難度ポイント（EP）の基準には、地形や気候の条件に加え、農場の道路での分断、農場の散在といった経済的な要素が入っている点が特徴的である。	6,100 €	250 €	オーストリア環境配慮型農業プログラム（ÖPUL）	エコスキームと第2の柱を区別せずに利用者にメニューを提供している。 オーストリア特有の取組。	2,100 €	700 €	山地放牧乳牛奨励金	—	小規模農家奨励金	6ヘクタールまでの小規模農家に対する補助
		受給例① (EP180、酪農)	受給例② (EP0、家畜無し)																								
基礎所得支払	—																										
高山放牧奨励金 (AZ-DIZA-ÖPUL)	夏の高山放牧地での放牧に対する補助	3,300 €	2,500 €																								
自然等地域固有限制支払 (AZ)	1.5ヘクタール以上の面積を持つ農家が申請できる。 補助額は、①家畜の有無、②アルムであるか、③困難度ポイント（EP）によって決まる。 なお、困難度ポイント（EP）の基準には、地形や気候の条件に加え、農場の道路での分断、農場の散在といった経済的な要素が入っている点が特徴的である。	6,100 €	250 €																								
オーストリア環境配慮型農業プログラム（ÖPUL）	エコスキームと第2の柱を区別せずに利用者にメニューを提供している。 オーストリア特有の取組。	2,100 €	700 €																								
山地放牧乳牛奨励金	—																										
小規模農家奨励金	6ヘクタールまでの小規模農家に対する補助																										

2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

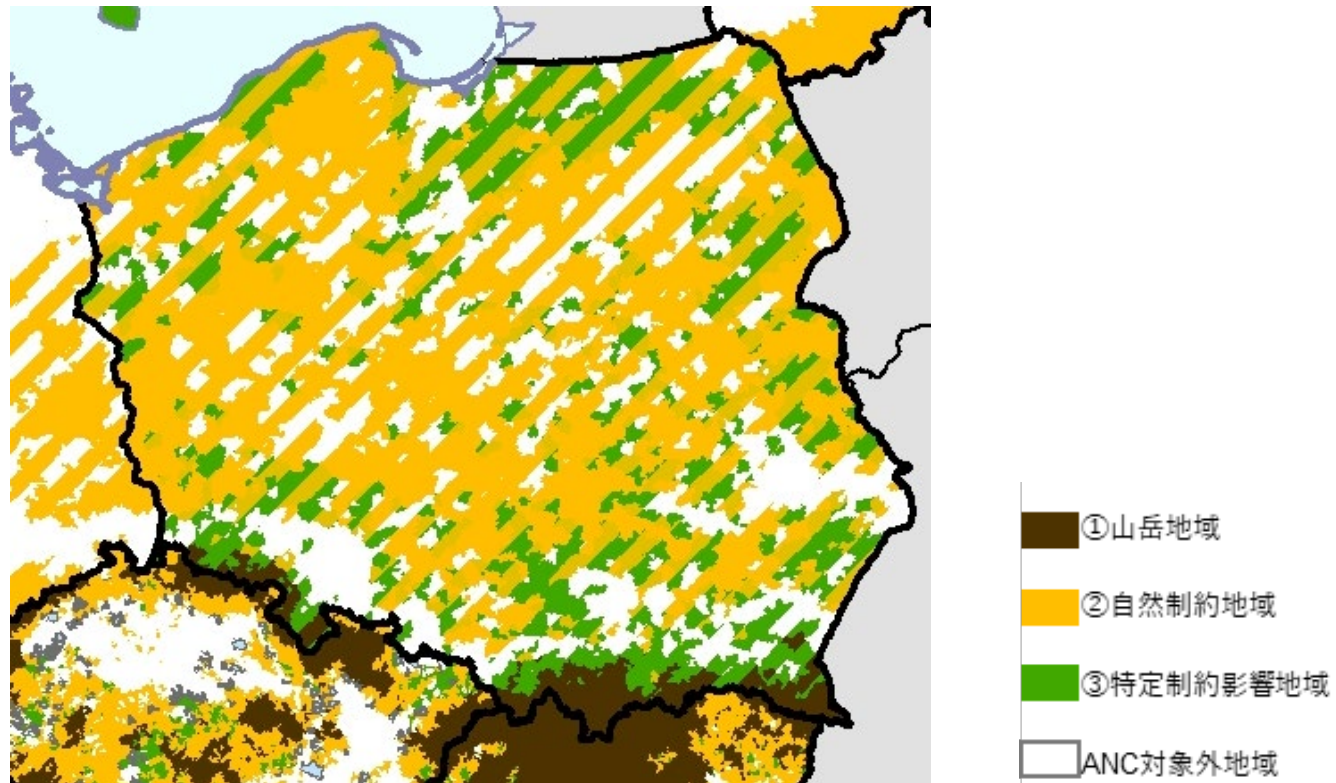
3. 主要国の中山間地域政策

- (1) 政策の概要 …p.182
- (2) ドイツ …p.190
- (3) フランス …p.200
- (4) オーストリア …p.209
- (5) ポーランド …p.216**
- (6) スペイン …p.221

ポーランドにおける自然等制約地域支払 (ANC) の概要

- ポーランドは国土の約47%にあたる1,478万haが農地となっており、うち58.74%がANC対象面積である。
- 国土の大部分が低地または丘陵地帯であるポーランドでは山岳地域に該当する地域は国土の1.74%であり、特定制約影響地域条件不利地が国土の9.96%である。条件不利地の大半は自然制約地域となっており、国土の47.05%が該当する。ポーランドでは、砂質土壌の痩せた土地が多く、特に「土壌」の観点で該当する地域が多いものと推察される。
- ポーランドでは中央政府が制度枠組みと資金管理を行っており、他の農村振興施策と同様に各県単位で実施当該地域の指定管理を行っている

ANC支払対象面積の分布 (2021年)




(出所) 欧州委員会 DG AGRI <https://agridata.ec.europa.eu/extensions/IndicatorsEnvironmental/LessFavouredAreas.html>
より転載抜粋

(出所) Statistisches Bundesamt (Destatis), 2024 | Stand: 23.01.2025 / 14:09:52 より作成



自然等制約地域支払 (ANC) の概要

- ポーランドの総農地面積は、ポーランドの農地の半数以上が何らかの自然制約を抱える地域としてANC支払いの対象となっており、特に「その他の自然制約地域」が圧倒的多数を占めている。チェコやスロバキアとの国境を除いて山岳地帯は限定的であるものの、砂質土壌が広がる平野部では保水力が低いいため作物生産に不利であると言われており、明示はされていないものの「自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準」のうち、土壌構造と岩石割合による不利に該当する地域が多いものと推察される。
- ポーランドのANCでは、EAFRDと中央政府からの共同出資が拠出されている。自然等地域固有制約 (ANC) 支払いの目的は以下のとおり
 1. 土地放棄の防止と農村景観の維持: 農業生産性が低く、収益性が確保しにくい地域で農家が耕作を断念するのを防ぐ。これにより、農地が荒廃し、伝統的な農村景観が失われることを食い止める。
 2. 生物多様性の保全: 粗放的な農業が営まれていることが多い条件不利地域は、多様な動植物の生息地となっている。農業活動の継続は、これらの半自然的な生態系 (例: 草地) を維持するために不可欠である。
 3. 農村社会の活力維持: 農業は農村地域における主要な産業であり、雇用の源泉である。ANC支払いは農家所得を安定させ、地域コミュニティの維持に貢献する。
 4. 環境公共財の供給: 土壌侵食の防止、水資源の涵養、二酸化炭素の貯留といった、農業がもたらす多面的な機能 (環境公共財) を維持・向上させる。



自然等制約地域支払 (ANC) の予算・受給要件

- 2018年までは自然制約地域支払いにおいて、農業生産面積指数 (WWRPP) という独自の指標や標高などを考慮した地域ごとに支払い率を決定していたが、ポーランドのCAP戦略計画 (2023-2027年) における自然等地域固有制約 (ANC) 支払いでは、EU統一基準が利用されている。ただし、WWRPPの評価項目はANC支払い (自然制約地域、特定影響地域) に使用されている自然条件と類似しており、支払い地域が重なっている部分も多々ある。

①山岳地域支払い：主に標高500m以上の地域。

- 450 PLN/ha
- 829 PLN/ha (Herbivorous stocking density (草食家畜の収容密度) *0.3 LSU/ha以上)

②自然制約：自然条件が不利な低地

- 179 PLN/ha (Zone I)
- 264 PLN/ha (Zone II)

③特定影響：過去に大規模な灌漑・排水事業が行われたが、現在その維持が困難な地域など。

- 179 PLN/ha (Zone I)
- 264 PLN/ha (Zone II)
- 676 PLN/ha (Zonell - Submountain) : 0.3LSU/ha UR 以上で農地の50%以上が標高350m以上に所在

(参考) 農業生産面積指数 (WWRPP) の評価方法

項目	ポイント
土壌の質と農業適性	18~95
気候	1~15
地形	0~5
土壌の水分比率	0.5 ~ 5

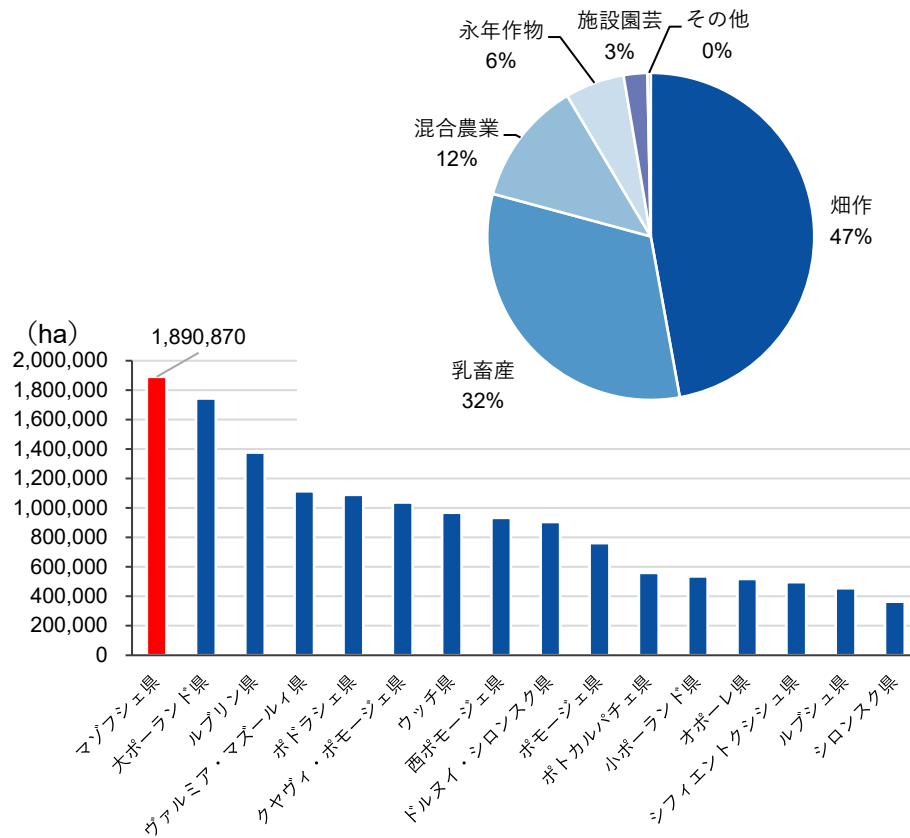
農業生産面積指数 (WWRPP) は、WWRPPは、ポーランドの土壌科学・植物栽培研究所 (IUNG-PIB) によって開発・算出される、農業生産空間の価値を評価するための総合指数である。この指数は、個々の土地の生産潜在能力を決定づける複数の自然要因を統合し、点数化することで算出される。土壌の質と農業適性、気候、地形、土壌の水分比率を基に農地の生産要素評価する指標。

*草地在り毎再生できる範囲でどれだけの草食家畜を入れられるかを科学的に示した指標

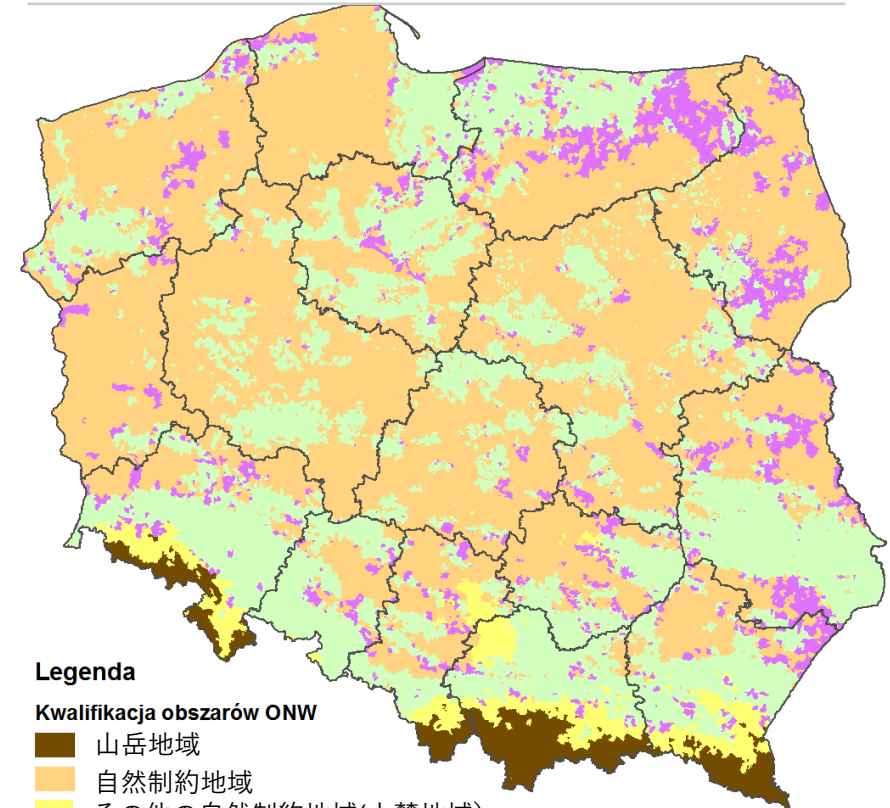
ポーランドにおけるマゾフシェ県の位置づけ

- マゾフシェ (Mazowieckie) 県は、首都ワルシャワを内包し、ポーランドの経済的中心地である。農業面では、比較的肥沃な平野部が広がる一方で、北東部や南部には砂質土壌の痩せた土地や丘陵地帯も存在する。このため、県内の多くの自治体が「自然制約地域」に指定されている。
- マゾフシェ県は、同国の農業県 (農地面積が最大) かつ、品目のバランスも平均的な県である。

マゾフシェ県における農業利用地の主な利用形態 (2020年)



ポーランドの自然等制約地域 (ONW) (2018年)



Legenda

Kwalifikacja obszarów ONW

- 山岳地域
- 自然制約地域
- その他の自然制約地域(山麓地域)
- その他の自然制約地域(特別保護地域などに該当)
- ANC対象外地域

Opracowanie: IUNG-PIB 2018

※ただし、自然制約地域に関しては、ANC支払対象地域とONWは完全一致しない。

(出所) EUROSTAT, <http://onw.iung.pulawy.pl/mapa> より抜粋

2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

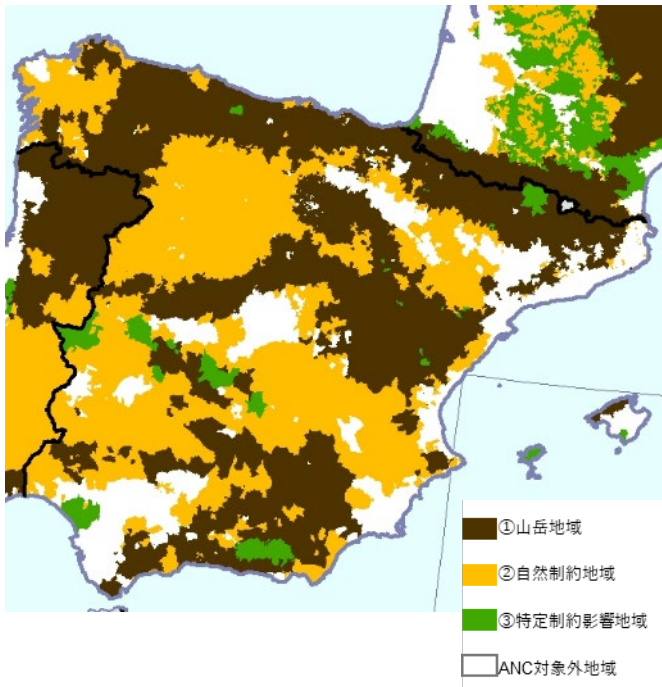
3. 主要国の中山間地域政策

- (1) 政策の概要 …p.182
- (2) ドイツ …p.190
- (3) フランス …p.200
- (4) オーストリア …p.209
- (5) ポーランド …p.216
- (6) **スペイン** …p.221

スペインにおける自然等制約地域支払 (ANC) の概要

- スペインは国土の約47%にあたる2,391万haが農地となっており、うち86.57%がANC対象面積である。国土の大半が条件不利地である点は、スペインにおいて大きな特徴である。
- 農村振興予算に対する自治州、中央政府の支出を合わせた総公的支出額は83億1432万ユーロであり、うちANC支払いは全体の8.4%を占める7億100万€である。
- スペインは中央政府と地方自治制度が併存する分権型国家であり、各自治州・自治都市が独自の政府を有しており、条件不利地政策においても単価を独自に策定・実施している

ANC支払対象面積の分布 (2021年)



条件不利地政策のうち、①山岳地域を条件とした支払いは以下地域で実施

- 北部：ピレネー山脈地域（カタルーニャ州 (Cataluña)、アラゴン州 (Aragón)、ナバーラ州 (Navarra)、カンタブリア山脈地域（アストゥリアス州 (Asturias)、カンタブリア州 (Cantabria)、カスティーリャ・イ・レオン州 (Castilla y León)、ガリシア州 (Galicia)）
- 中部：イベリコ山脈地域（アラゴン州、カスティーリャ・ラ・マンチャ州 (Castilla-La Mancha)、バレンシア州 (Valenciana)、セントラル山脈地域（マドリード州、カスティーリャ・イ・レオン州、エストレマドゥーラ州 (Extremadura)）
- 南部：ベティコ山脈地域 (Cordilleras Béticas)（アンダルシア州 (Andalucía)、ムルシア州 (Murcia)）、シエラ・モレナ山脈地域 (Sierra Morena)（アンダルシア州 (Andalucía)）

(出所) 欧州委員会 DG AGRI

<https://agridata.ec.europa.eu/extensions/IndicatorsEnvironmental/LessFavouredAreas.html>
より転載抜粋

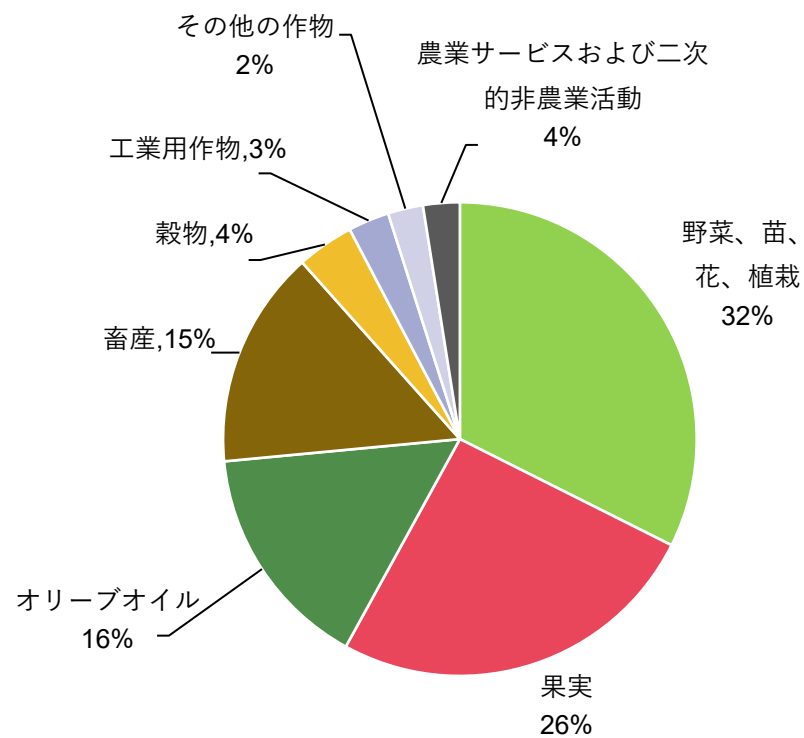
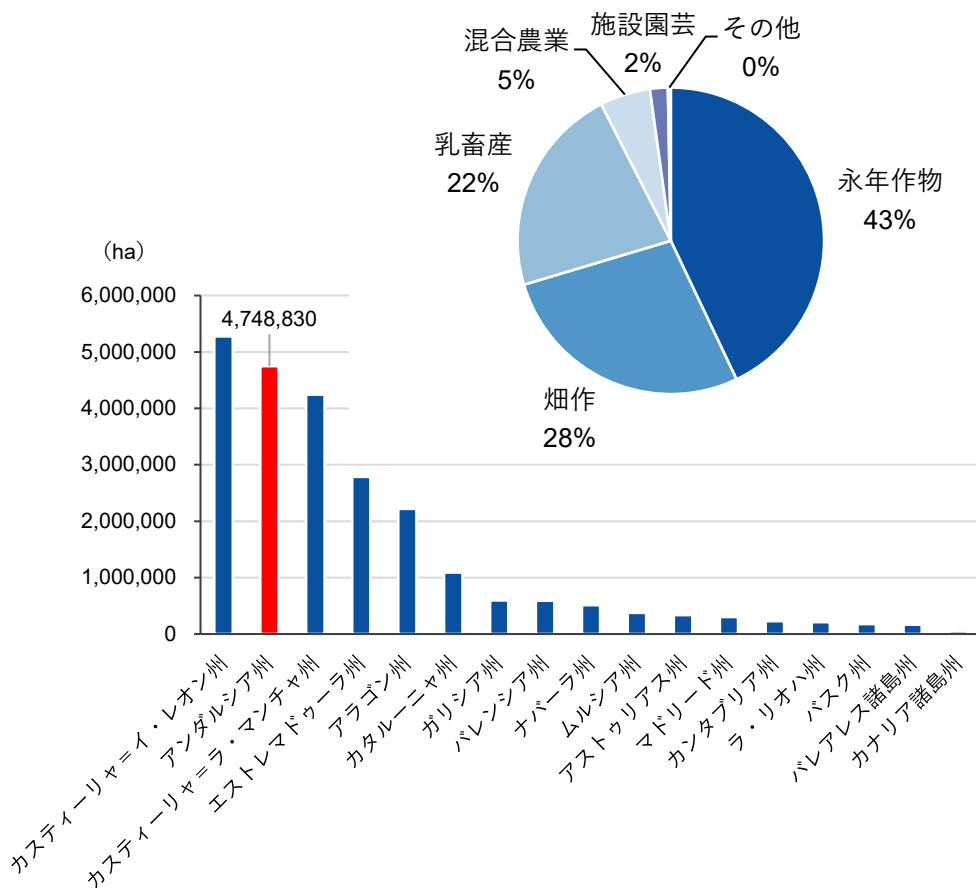
(出所) MAPA, "SPAIN'S COMMON AGRICULTURAL POLICY STRATEGIC PLAN (2023-2027) SUMMARY OF THE PLAN APPROVED BY THE EUROPEAN COMMISSION"
(<https://www.mapa.gob.es/dam/mapa/contenido/reforma-de-la-pac/plan-estrategico-pac-post-2020/documentos/resumen-pac-en.pdf>) より作成

スペインにおけるアンダルシア地方の位置づけ

- スペインは国土の大半が山岳地域または自然制約地域である。アンダルシア地方をケーススタディとして選定し、調査を実施した。
- アンダルシアは農業総生産額がEUで見ても最も高く、2022年のデータで160億€と群を抜いて多い。

アンダルシア地方における農業利用地の主な利用形態 (2020年)

アンダルシア州での農業生産額 (2022年)




アンダルシア地方の農業予算

- アンダルシア地方における2025年のANC支払いは1,400万€が割当（EAFRD 85%、農業省 9.81%、アンダルシア自治州 5.19%）。
- 現地でのヒアリングによれば、アンダルシア州は補助金受給に依存しない農場経営が実現しており、ANCの受給に依存している農家は少なく、補助金制度の認知も低い状況であった。

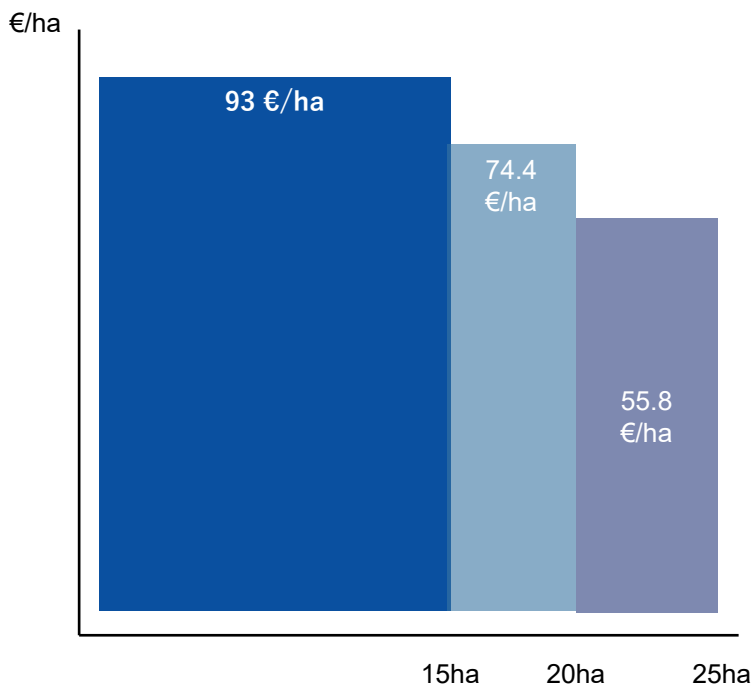
アンダルシア地方における条件不利地に対する支払い予算額（2025年）

介入事業		予算項目	予算額 (€)	基本単価
6613.1	山岳地域支払	1200110000/G/71F/77400/C4661301A4 2023000274	9.534.739	€ 93/ha
6613.2	自然等地域固有制約	1200110000/G/71F/77400/C4661302A4 2023000275	3.801.391	€ 54/ha
6613.3	特定制約影響地域支払	1200110000/G/71F/77400/C4661303A4 2023000276	663.870	€ 128/ha

アンダルシア地方の自然等制約地域支払（ANC）の概要

- ANC支払いの適格条件
 - 多角的経営でない農家
 - 農場の全部または一部が該当地域（自然等地域固有制約対象・特定制約影響地域）に位置
 - 飼料用作付面積の場合、最低0.2 LU/haの飼育密度を満たすこと（アンダルシア州平均の飼養密度は0.63 UGM/ha）
- アンダルシア地方におけるANC支払いの最大面積：25ha
- ANC支払いの最低額：100€以上

アンダルシア地方における山岳地域支払単価（2025年）



面積	逡減率
～15ha	1
15-20	0.8
20-25	0.6
25ha～	0


アンダルシア地方で導入されている条件不利地支払い／アルメリアモデルの特徴

- アルメリアは従来砂漠であった土地が開拓され農業が開始され、オランダに並ぶEUの野菜需要を支えるヨーロッパ最大の生産地。
 - － 1960年代以降に野菜等の温室栽培が発展し、この約50年間で国内で最も豊かな地域の一つへと転換した。小規模で高い収益を得ている。さらに、乾燥気候を逆手に取った環境配慮型農業により、高付加価値生産を実現。
- アルメリア沿岸部は極めて乾燥した地域であるが、農業の収益性が高いため、EU規則1305/2013 Article 32の「投資や経済活動等により重大な自然的制約を克服した地域、追加費用等を相殺した地域」に該当し、自然等地域固有制約地支払の対象外となっている
- 岩盤の上に培土を持ち込んで形成された土壌では、温室のブドウ棚にビニールを張る程度で、過度に資本を投下せず、コストを圧縮した農業を展開していることが特徴的である。
- アルメリアでは、農家が土地の所有と管理を担う一方、栽培技術の指導の機能をテクニコ（農業技術員）が担う。また、個々の農家を実施できないことを管理する役割として、農協が設置されている。農協は標準化された品質の良い生産物を販売するために、技術と生産のコントロールを担う人材としてテクニコを雇う。
 - － テクニコは担当農場を7~10日に1回は巡回し、具体的な作業指示書を出す。農場の作業者は、指示された作業を実施する。作業の履歴はデータベース化され、これを基に農業協同組合がマーケティングを行う。

アルメリア沿岸部（エルエヒド）における衛星写真



白く見える部分はビニルハウスが集積


アルメリア地域で導入されている条件不利地域施策の例

条件不利地の農業の特徴	<p>【条件不利地地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> • CAPの自然等地域固有制約支払の対象は内陸部（北部）の山岳地域に限られる。 <p>【内陸部：概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 穀物・アーモンド・オリーブの大規模かつ粗放的な栽培が行われ、穀物は80～300ha、アーモンド・オリーブは8～15ha程度の経営が多い。農業の収益性の低さが課題となっている。 												
条件不利地でよく利用される施策	<ul style="list-style-type: none"> • 内陸部の条件不利地でよく利用されている施策は、以下のとおりである。 <p>■CAP</p> <table border="1" data-bbox="310 506 1792 828"> <tr> <td>基礎所得支払</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>カップル支払</td> <td>対象作物は穀物、アーモンド、オリーブ、畜産である。</td> </tr> <tr> <td>エコスキーム</td> <td>有機農業、環境配慮型農業、持続可能な耕起などに対する支払いがよく利用される。</td> </tr> <tr> <td>ANC支払</td> <td>粗放なアーモンド、オリーブ、穀物などの農業では、この支払いが生活の補填として重要な役割を果たす。</td> </tr> <tr> <td>投資</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>農村開発</td> <td>—</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> • 【参考】沿岸部では、農地面積が小さい集約的な温室栽培が行われていることから、面積に応じて算定される直接支払は手続き負担に対して受給額が見合わず、ほとんど利用されていない。沿岸部でほぼ唯一活用されているCAPの補助制度は、第一の柱の市場措置に位置づけられる生産者組織の運営基金である。協同組合はこの基金を用いて、加盟農家の機械更新等をまとめて実施している。 	基礎所得支払	—	カップル支払	対象作物は穀物、アーモンド、オリーブ、畜産である。	エコスキーム	有機農業、環境配慮型農業、持続可能な耕起などに対する支払いがよく利用される。	ANC支払	粗放なアーモンド、オリーブ、穀物などの農業では、この支払いが生活の補填として重要な役割を果たす。	投資	—	農村開発	—
基礎所得支払	—												
カップル支払	対象作物は穀物、アーモンド、オリーブ、畜産である。												
エコスキーム	有機農業、環境配慮型農業、持続可能な耕起などに対する支払いがよく利用される。												
ANC支払	粗放なアーモンド、オリーブ、穀物などの農業では、この支払いが生活の補填として重要な役割を果たす。												
投資	—												
農村開発	—												

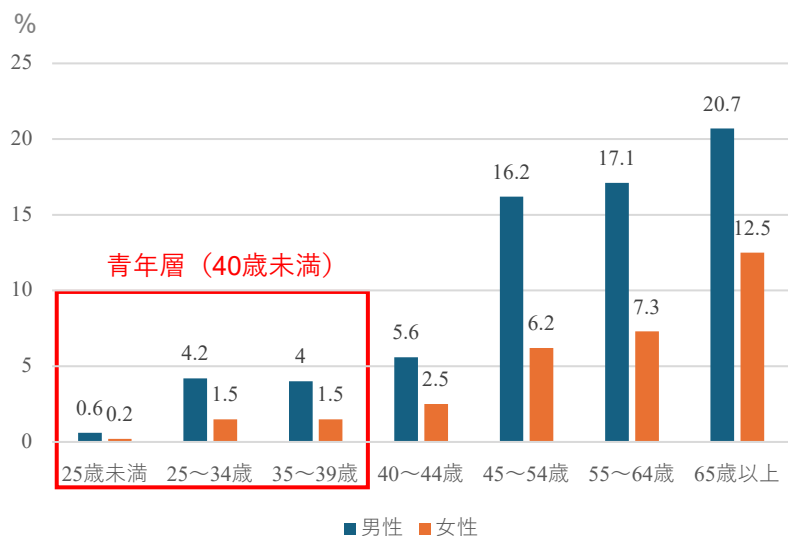
4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264
- (6) スペイン …p.269
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280

EUにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の背景と期待される効果

- EUで農業従事者の高齢化が進行し、農業の持続可能性や農村地域の衰退に対する懸念が深刻化している
 - EUでは1980年代から共通農業政策において若者の農業参入促進することを目標としてきたが、農業従事者の高齢化は進行。2020年時点で55歳以上の農場経営者が全体の57%を占めていたのに対し、40歳未満の農業経営者は12%であった
- CAPにおいては、所得の支援や金融商品へのアクセスの支援を通じて、新規（特に青年農業者の）参入や定着、農村地域の活性化が期待されている。また、青年農業者の増加により、新規ビジネスやイノベーションの創出、環境配慮型農業の普及、農業の近代化も期待される

EUにおける農業経営者の年代別分布（2020年）



世代交代の課題

賃金の低さ	2023年の農業の平均所得は、農業を除く産業の平均所得の58%
資金調達の困難さ	信用や担保の欠如により、青年農業者の融資却下率は50%以上（⇔高齢農家は32%）
土地へのアクセスの困難さ	利用可能な土地が限られている、地価の高騰等の影響を受けやすい等
知識へのアクセスの困難さ	求められるスキルの多様さ、非農家出身の場合の教育機会や費用等に課題
農村地域の課題	若者の流出→インフラや社会的サービスの低下→若者の流出→...の悪循環

EU CAPネットワークによる世代交代戦略の現状の評価

- 2025年10月20日にEU CAPネットワークより公表された「Assessment of generational strategies across EU Member States」では、主に2023～2027年のEU各国における農業の世代交代について、取組状況や課題の調査・分析がされている。

世代交代の現状①

高齢農業経営者に対する青年農業経営者の比率

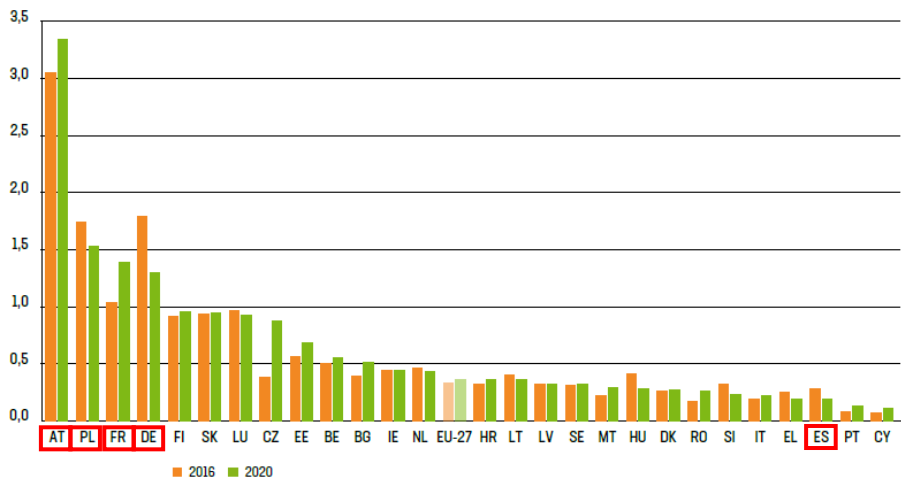
- EU27か国の中で、オーストリア、ポーランド、ドイツ、フランスは、青年農業経営者数が高齢農業者数を上回っている。
- 特にオーストリア、フランスは、2016年から2020年にかけて世代交代が進んでいる。
- スペインは高齢化が顕著である。

世代交代の現状②

農業者の高齢化と農場の減少

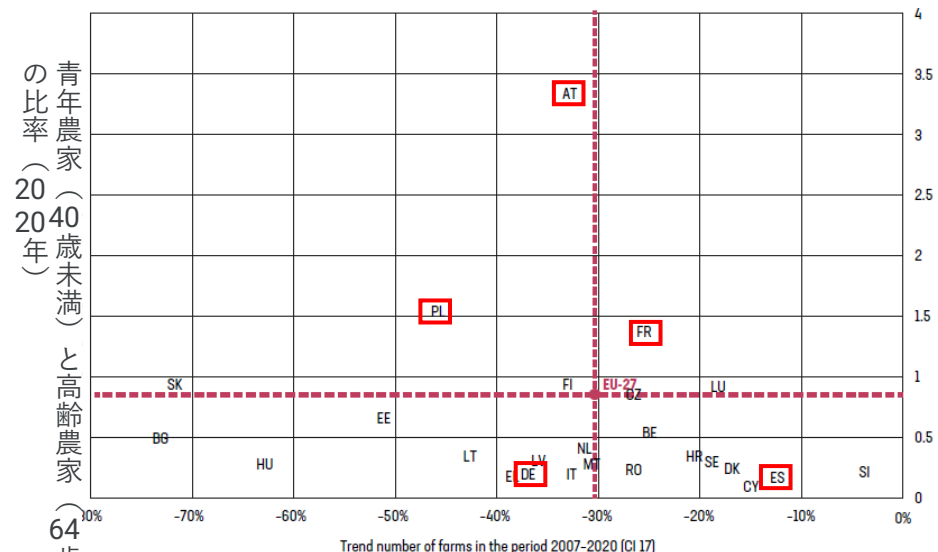
- オーストリアやフランスは、EU平均と比べて青年農業者の割合が高く、農場数の減少は平均並みであり、世代交代については他加盟国と比較して順調に進んでいる。
- ドイツは、農業者の高齢化が進み、農場数の減少している。
- スペインやキプロス等は、農業者の高齢化が進んでいるが、農場数はあまり減少していない。

2016年と2020年の65歳以上の農業経営者に対する40歳未満の農業経営者の割合



Source: Context Indicator C23: Age structure of farm managers, European Commission | Agri-food data portal

加盟国別の2007-2020年の期間の農場総数と2020年の青年/高齢農業者の比率の傾向



2007年から2020年までの期間における農場数の推移

p. 590.

EU CAPネットワークによる世代交代戦略の現状の評価

- 2025年10月20日にEU CAPネットワークより公表された「Assessment of generational strategies across EU Member States」では、主に2023~2027年のEU各国における農業の世代交代について、取組状況や課題の調査・分析がされている。

青年農業者の研修実施状況

- フランス、オーストリア、ドイツは、完全な/基本的な研修を受けた青年農業者の割合が高い。他方、スペインやポーランドは、研修受講率がやや低い状況。
- 国による訓練レベルの違いは、農業教育のアプローチやアクセスに潜在的な格差があることを示唆している。

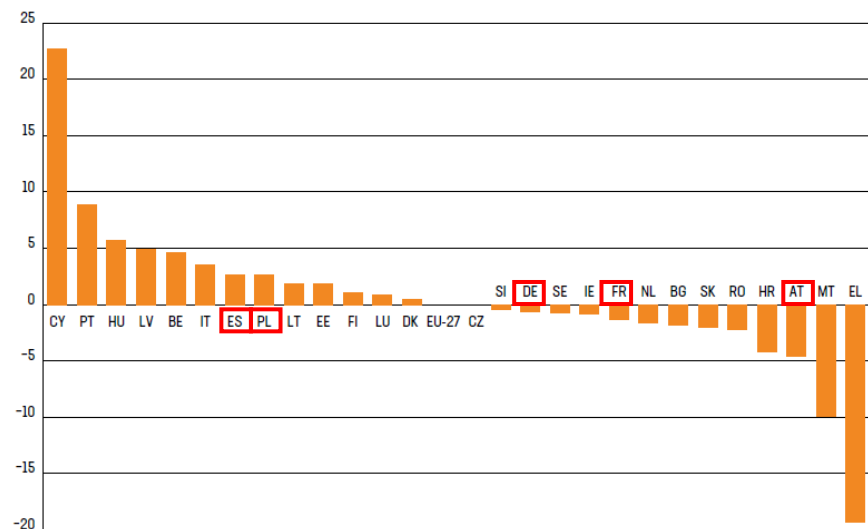
2020年の青年農業者の研修実施状況



農地利用面積の変化

- 2013年から2020年にかけて、オーストリア、フランス、ドイツでは農地利用面積が減少した。ポーランドやスペインでは、農地利用面積が増加した。
- ただし、EU27か国のうち13か国では、農業面積の約半分が耕作放棄リスク中~高地域に指定されており、依然として大きな課題となっているとのこと

2013年から2020年までの農業利用面積の変化率



調査対象国

- 今年度の本事業における対象国は、ドイツ・フランス・オーストリア・ポーランド・スペインの5か国である。
 - ドイツ・フランスはEU農業政策における主要国であり継続的な調査を実施するため対象として選定
 - オーストリアは世代交代が進んでいる国であり、農業政策の参考とするため選定
 - ポーランドは東欧の農業政策の参考とするため選定
 - スペインは南欧の農業政策の参考とするため選定

調査対象国における農業従事者構成

項目	ドイツ	フランス	オーストリア	ポーランド	スペイン
総農地面積(2020年)	1,600万ha (国土の約46%)	2,736万ha (国土の約50%)	260万ha (国土の約31%)	1,478万ha (国土の約47%)	2,391万ha (国土の約47%)
平均農地面積 (2020年)	63ha	70ha	23ha	11ha	26ha
農業従事者数 (2020年)	約26万人 (人口の約0.3%)	約39万人 (人口の約0.6%)	約11万人 (人口の約1.2%)	約130万人 (人口の約3.4%)	約91万人 (人口の約1.9%)
青年農家の定義	35歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内
青年農家の割合 (2020年)	約7%	約8%	約10%	約12%	約6%
65歳以上の農家の割合 (2020年)	約12%	約13%	約7%	約14%	約41%

EUにおける主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策 (CIS-YF)

- CAP施策の1つである補完的青年農業者所得支持 (CIS-YF) は、青年農家や新規就農者の誘致・維持および農村部における持続可能な事業展開の促進等を目的とし、直接支払いに上乗せする形で支払われる施策である
- 支払対象者や受給要件の基本的な基準はEU全体で統一されているが、詳細な規定は各加盟国が設定する
- EU加盟国は直接支払い予算の最低3%分を本支払いに配分することが定められている

補完的青年農業者所得支持にかかるEU規定 (EU 2021/2115 Article 30)

加盟国は、新たに農業を開始した青年農業者に対し、本条に定める条件及びCAP戦略計画において更に規定される条件の下で、補完的青年農業者所得支持を実施することができる

項目	内容
対象者	<p>新たに農業を開始した青年農業者</p> <p>青年農業者は、以下の条件を含む方法で各加盟国が設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 年齢の上限は<u>35歳から40歳の間</u>で設定 <u>保有責任者 (Head of holding)</u> 「保有」とは、「農業活動に使用され、同じ加盟国の領土内に所在する農民によって管理されるすべての単位」を意味する 加盟国が決定した<u>適切な訓練または必要なスキル</u>
支給期間	<p>青年農業者への給付金の申請の提出年を起算年として<u>最長5年間</u>。 ただし5年間の期間が2027年を超える場合には、2027年以降の期間に適用されるCAPの法的枠組みで定める条件に従う</p>
支給方法	<p><u>ヘクタールあたりの年次分割支給、または青年農業者あたりの一括支給</u>。 加盟国は、青年農業者あたりの対象となるヘクタール数の上限を設定することができる。</p>
アウトプット指標	<p>0.6 青年農家への補完的所得支援の恩恵を受けたヘクタール数</p>

（参考）調査対象国におけるCIS-YFの予算額

- CIS-YFは直接支払いに分類されるため、予算全額がEU予算（EAGF）で賄われている

加盟国	施策番号	CIS-YF予算				国の追加予算
		総額 (ユーロ)	EU予算 (ユーロ)	共同出資 (ユーロ)	EU予算 比率	(ユーロ)
ドイツ	DZ-0301	737,354,320	737,354,320	0	100%	0
フランス	30.01	590,858,325	590,858,325	0	100%	0
ポーランド	I 3.	178,045,698	178,045,698	0	100%	0
オーストリア	30-01	71,146,095	71,146,095	0	100%	0
スペイン	1 PD 30 00 18 01 V1	482,832,840	482,832,840	0	100%	0

EUにおける主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策 (INSTAL)

- 青年農業者・新規就農者・農村事業開業 (Installation Aid, INSTAL) は、青年農業者による農村振興プロジェクトの実施・新規就農者による農業関連事業への参入・農場の承継等の促進を目的に、プロジェクト実施費用の補助として支払われる制度である
- 支援の対象プロジェクトや受給要件、支給方法の基本的な基準はEU全体で統一されているが、詳細な規定は各加盟国が設定する

青年農業者・新規就農者・農村事業開業にかかるEU規定 (EU 2021/2115 Article 75)

加盟国は、本条に定める条件及びCAP戦略計画において更に規定される条件の下で、青年農家の設立及び新規農家の設立を含む農村事業の設立に対する支援を与えることができる。

項目	内容
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農業または林業に関連した事業の立ち上げ (新規就農を含む) または非農業活動による農家所得の多様化 (c) EU2021/1060の第32条に規定された地域主導の地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ
支給要件	事業計画の提出 (計画内容に関する条件等は加盟国が定める)
支給方法	プロジェクトごとに、一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う (最大額は100,000ユーロ)。
アウトプット指標	0.25新規就農支援を受けた青年農業者の数 0.26新規就農支援を受けた新規就農者数 (0.25で報告された青年農家を除く) 0.27創業支援を受けている農村ビジネスの数

（参考）調査対象国におけるINSTALの予算額

- INSTALの予算は、EU予算（EAFRD）と加盟国の共同出資（Co-Financing）で賄われている

加盟国	施策番号	INSTAL予算				国の追加予算
		総額 (ユーロ)	EU予算 (ユーロ)	共同出資 (ユーロ)	EU予算 比率	(ユーロ)
ドイツ	EL-0501	34,913,001	24,270,071	10,642,930	70%	540,000
フランス	75.01	740,117,617	433,025,856	307,091,761	59%	53,354
	75.02	2,674,020	1,875,000	799,020	70%	1,000,000
	75.03	12,464,600	6,232,300	6,232,300	50%	0
	75.04	104,044,171	60,949,532	43,094,640	59%	3,248
	75.05	66,864,084	40,518,450	26,345,633	61%	20,000
ポーランド	I 11.	572,932,909	315,113,100	257,819,809	55%	0
オーストリア	75-01	73,500,000	32,260,988	41,239,013	44%	4,000,000
	75-02	5,000,000	2,194,455	2,805,545	44%	0
スペイン	6961.1	642,917,688	404,482,861	238,434,827	63%	35,973,486
	6961.2	19,021,706	10,142,200	8,879,506	53%	3,378,295
	6962	2,540,000	635,000	1,905,000	25%	0

世代交代を支えるための各種施策

- 本事業におけるヒアリングを踏まえ、世代交代の促進に寄与し得る要素を下表のとおり整理した。

要素	要素の説明	世代交代への寄与	対象	家族内承継	第三者承継
農業のイメージ	農業が生計を立てられる職業、魅力のある職業と認識されている	農業が青年の進路の選択肢に入るための前提条件となる	後継者	○	○
地域インフラ・兼業の機会	医療、教育、交通、インターネット等が一定水準で確保されている	地域で結婚・子育てを行える生活環境が整うことで、担い手の定着に繋がる	後継者	○	○
教育	農業専門学校やマイスター課程で、栽培技術に加えて経営や継承についても学び、自分の目指す農業像をよく考える	教員の助言を得ながら自身の経営方針を練ったり、親子で対話を深めたりすることで、円滑な承継と経営の持続性向上に繋がる	後継者	○	○
事前相談	世代交代の数年前から、親子の相談に乗ったり、手続きに関する整理や支援を行ったりする	親子間での合意形成を促したり、事務手続きの支援を行ったりすることで、計画的で円滑な世代交代につながる	譲渡者 後継者	○	○
農業者ネットワーク	地域の同世代の農業者等とつながり、相談・協力できる関係がある	孤立せず、支え合える環境が定着につながる	後継者	○	○
相続・贈与税	農地承継時の税負担を軽減する設計になっている	親子での承継を促進する。税負担を理由に世代交代が滞る事態を避ける	後継者	○	
土地へのアクセスの促進	農地のマッチング等の仕組みにより継ぎ手のない農地が第三者に引継がれる	新規参入や第三者の継承・参入を促す	譲渡者 後継者		○
年金	十分な年金を受給できる	老後の生活基盤が確保されることで、次世代に農場を引き継ぎやすくなる	譲渡者	○	○
青年農業者向け補助金	就農時の金銭的な負担を軽減できる	事業を維持・発展させるための金銭的な後押しになる。設備等への投資を促す	後継者	○	○
収入の多角化	兼業（農家民宿含む）、直販、加工等を組み合わせる、兼業の機会がある	収入が安定し、農業が継続されやすくなる（特に小規模農家）	後継者	○	○
一子相続	農場を一人の後継者に相続させる制度・文化	農地が細分化されないため、長期的な（何世代にもわたる）経営継続に資する	後継者	○	

【参考】ヒアリング結果の国別比較

- 現地調査でのヒアリングをもとに、農業の世代交代に関連する要素について、以下に整理した。

	オーストリア・チロル州	ドイツ・バイエルン州	スペイン・アルメリア県	フランス・グランエスト地域圏
農業のイメージ	文化的景観、風物詩を維持するためにも重要との認識	(特段の議論はなかったが、悪くはないと思われる)	仕事が見つかる収入も不安定なイメージ。高収益な温室の地主であればこの限りではない	稼げない・環境負荷が高いといった否定的イメージと、自然回帰・環境志向の二極化
親の職業を継ぐ文化	強い	強い	収益性による	やや強い
地域インフラ	国の理念もあり、地方でも医療、教育、インターネット等のインフラが整備されている。	地方でも、医療、教育、インターネット等のインフラが整備されている。	産業や投資が少ない傾向	(特段の議論なし)
兼業の機会	兼業農家が多い	兼業農家が多い	兼業農家は少ない	兼業農家が多い
教育	農業専門学校+マイスター課程(任意)	農業専門学校+マイスター課程(任意)	農業職業訓練校	農業高校+BTS課程(任意)
事前相談	農業会議所等への早期相談を推奨	農業会議所等への早期相談(3~4年前)を推奨	(特段の議論なし)	農業会議所等への早期相談(5~10年前)を推奨
年金	家族単位での加入 農業は前倒しで60歳から受給可能。 拠出の負担は重い、一定の生活を送れる金額を受給	多くはないが、一定程度の金額を受給	拠出の負担が重く、過去には夫のみの加入も散見された(受給額は夫婦にとっては不十分)	拠出の負担が重い 2023年から年金受給者が直接支払の対象外となったため、多くの兼業農家が大量に農業を引退
相続・贈与税	農地の評価額が収益に基づいて決まるため、税負担が低い	農地の評価額が収益に基づいて決まるため、税負担が低い	農地に対する優遇措置なし。生前贈与よりも死後相続が有利。	用益権留保付贈与により節税
土地へのアクセスの促進	(特段の議論なし)	(特段の議論なし)	(特段の議論なし)	SAFERが市場価格を低めに誘導
青年農業者向け補助金	CIS-YF, INSTAL, 投資支援	CIS-YF, 投資支援	CIS-YF, INSTAL	CIS-YF, INSTAL, 投資支援、従業員等の給与補助
農業者ネットワーク	地域コミュニティが強固	農業学校の仲間との繋がり、農業会議所のネットワーク	(特段の議論なし)	農業高校を起点とした連携体制がある。横の繋がりも強化

(出所) ヒアリングより作成

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239**
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264
- (6) スペイン …p.269
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280



ドイツにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要

- ドイツでは、現行CAPにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策として、CIS-YF（施策番号DZ-0301）とINSTAL（施策番号EL-0501）が実施されている。
- 各年の予算配分は以下に示すとおりである。

施策の背景・ねらい

- ドイツでは農業経営体数及び農業者数の減少が続いており、後継者確保に課題がある。
 - 45歳以上の農業事業者のうち、約60%は確実な後継者が確保されていない。
- 若手は、承継・創業後初期に費用負担が大きくなり所得が不十分になりやすいため、補完的青年農業者所得支持（CIS-YF）が必要である。
- 上記に加え、農地へのアクセス改善にも繋がるよう、INSTALを実施する。

各年の予算配分

施策	施策番号	介入名	予算							
			2023年 (€)	2024年 (€)	2025年 (€)	2026年 (€)	2027年 (€)	2028年 (€)	2029年 (€)	総額 (€)
CIS-YF	DZ-0301	補完的青年農業者所得支持		147,470,864	147,470,864	147,470,864	147,470,864	147,470,864	147,470,864	737,354,320
INSTAL	EL-0501	青年農家へのスタートアップ支援	1,091,412	5,185,850	6,345,000	7,885,000	7,403,000	4,503,000	2,499,758	34,913,020


CIS-YFの受給要件

- ドイツのCIS-YFの受給要件等については、CAP-Strategic Plan for the Federal Republic of Germanyの「DZ-0301 補完的青年農業者所得支持」にて定められている


項目	EU 2021/2115の規定		ドイツのCAP戦略計画 DZ-0301
対象地域	各国が決定		ドイツ全土
対象者	青年農業者	年齢の上限は35歳から40歳の間	初回申請年に40歳以下
		保有責任者 (Head of holding)	現役農業者であること 法人の場合は経営権を持つ人物が年齢・就任要件を満たすこと
		適切な訓練または必要なスキル	以下のいずれかを満たしていること <ul style="list-style-type: none"> 農業分野の国家認定職業訓練を修了 農業経済分野の学位取得 300時間以上の農業教育プログラムの修了 週15時間以上、2年以上の労働契約に基づく農業従事経験または健康保険加入の家族従業員としての農業従事経験
	新たに農業を開始	農業経営者になるのが初めてであること かつ 開始（設立）または農場引継ぎから5年以内であること	
受給期間	申請の提出年を起算年として最長5年間		最初の申請日から最長5年間 <移行措置> <ul style="list-style-type: none"> 2015～2022年の旧制度で支援を受けていた人は、残りの期間について新制度で申請可能 新制度の支給額・面積上限が適用される 2023年以降の職業資格要件は免除
受給方法	ヘクタールあたりの年次分割受給、 または青年農業者あたりの一括受給。		ヘクタールあたりの年次分割受給
給付予定額	各国が決定		ヘクタールあたり約134ユーロ（2025年度） 最大120ヘクタールまで対象


INSTAL施策の概要

- ドイツのINSTALの受給要件等については、CAP-Strategic Plan for the Federal Republic of Germanyの「EL-0501 青年農家へのスタートアップ支援」にて定められている
- INSTALの基本的な枠組みは国によって定められているものの、対象者の要件や受給方法の詳細は地域ごとに決定されている

EL-0501 青年農家へのスタートアップ支援

項目	EU 2021/2115の規定	ドイツのCAP戦略計画 EL-0501
対象地域	各国が決定	ブランデンブルク州、ラインラント・プファルツ州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州、テューリンゲン州
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) ①若手農家への定着支援：2014～2022年以降に定着した若手農家に支給 ②若手農業者のための起業支援：家族内外で農場を設立、購入、または引き継ぐ若手農業者
要件	事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画書の提出。計画書の内容の要件は州ごとに決定される。 ● また、農場規模（家畜の頭数、生産量等）に関する基準等も州ごとに決定される。 ● さらに①の場合、2014～2022年度の資金提供期間中に既に資金が交付／承認が条件となる
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	<ul style="list-style-type: none"> ● 最大10万ユーロの定額で支給される。 ● 分割支払の方法は州によって異なる


【参考】ドイツにおけるその他の世代交代施策

No	分類	施策名(原文)	施策名(和訳)	説明
1	01. 土地へのアクセスの促進	Organic Soil Cooperative (BioBoden Genossenschaft)	有機土壌協同組合 (BioBoden Genossenschaft)	2024年以来、有機土壌協同組合は民間部門で活動している。同社は寄付金で運営されており、その資金で土地を取得している。連合会は協同組合と連絡を取り、共同事業の可能性を探っている。
2	01. 土地へのアクセスの促進	Land utilisation and administration GmbH (BVVG) (Bodenverwertungs- und -verwaltungs GmbH)	土地利用管理会社 (BVVG) (Bodenverwertungs- und -verwaltungs GmbH)	連邦管轄の国有地を管理する機関。土地の売却を停止し、ポイント制の割り当てによるリースへ移行。若手農家や女性、新規参入者を優遇して農地取得の機会を向上させる。
3	01. 土地へのアクセスの促進	Priority for young farmers in Saxony-Anhalt	ザクセン=アンハルト州の若手農業者の優先事項	ザクセン=アンハルト州において、ポイント制を用いて若手農家を優遇し、土地の割り当てにおける面積ベースの支援を優先的に行う取り決め。州有企業やBVVGが関与。
4	02. 資金へのアクセスの促進	Nachfolgedarlehn (Subsequent loans) in Saxony-Anhalt	ザクセン=アンハルト州の Nachfolgedarlehn (後続融資)	ザクセン=アンハルト州の若手農家向けの後継者支援ローン。市場金利と同水準であれば機能するが、国家補助金規制の課題もあり、事業多角化の方が低金利の恩恵を受けやすい。
5	02. 資金へのアクセスの促進	Agricultural pension bank (Landwirtschaftliche Rentenbank)	農業年金銀行 (Landwirtschaftliche Rentenbank)	農業者の年金や保険を担う金融機関。引退農家に収入を提供して事業承継を促す一方、41歳未満の若手農家への利子補給や投資融資、若手ネットワークの支援等も行う。
6	03. アドバイザリーシステムと教育サービスの強化	Organic Farming Mentoring Network (Mentoren-Netzwerk Ökolandbau)	有機農業指導ネットワーク (Mentoren-Netzwerk Ökolandbau)	困難な状況にある有機農業者や園芸家を支援し、助言やサポートを提供することを目的としたメンターネットワーク。
7	03. アドバイザリーシステムと教育サービスの強化	Advisory funding in Saxony-Anhalt	ザクセン=アンハルト州のアドバイザー・ファンディング	ザクセン=アンハルト州において、民間が組織・提供する農業助言サービスの費用を国の資金でカバーし、農家が専門的なアドバイスを受けやすくする支援制度。
8	06. 追加的な支援または給付金の検討	Farm constitution (Höfeordnung)	農場連邦法	ドイツ北部の相続法。農場の分割や相続争いを防ぐため、経営能力を持つ一人の相続人に単一の事業体として農場を引き継がせ、他の子供には補償金を支払う仕組み。
9	07. 若者の起業の促進	INCUBATOR	インキュベータ	農業年金銀行が全額出資で試験運用する、若手農家の起業支援インキュベーター。農業アイデアを持つ若者に実践の場を提供し、必要な支援の在り方を検証・評価する。



【参考】ドイツにおけるその他の世代交代施策

No	分類	施策名(原文)	施策名(和訳)	説明
10	07.若者の起業の促進	Internship allowance for the craft industry and green professions in Saxony-Anhalt	ザクセン=アンハルト州の工芸産業と環境関連職業に対するインターンシップ手当	15歳以上の生徒を対象に、農業等の認定企業で最大4週間のインターンシップを行う際、週120ユーロの奨励金を支給。若者に農業への実践的な関心を持たせる国庫補助制度。
11	08.土地利用の促進または土地放棄の抑制	Land Pool (Flächenpool)	農地プール (Flächenpool)	引退農家等から土地を集め、若手農家にリースまたは購入の形で提供する。若手農家の農地アクセスを支援するため、12の連邦州で設立されている。
12	08.土地利用の促進または土地放棄の抑制	<i>Biobodengenossenschaft</i>	民間協同組合	寄付金を通じて農地を取得し、関連パートナーと継続的なコミュニケーションや連携を図りながら土地の利用と保全を進める民間協同組合。
13	08.土地利用の促進または土地放棄の抑制	Network of young farmers in Saxony-Anhalt	ザクセン=アンハルト州の若手農業者ネットワーク	ザクセン=アンハルト州の若手農家ネットワーク。共同イベントを通じて連帯感を育み、就農に必要な手順を示す実践的なチェックリスト(ガイド)の作成等も進めている。
14	09. 青年女性農家またはジェンダー平等の促進	Coaching programme for women	女性のためのコーチングプログラム	農業年金銀行による女性リーダー育成プログラム。最大1500ユーロの助成金でコーチングを提供し、農業での女性の管理職就任を促すが、法的・構造的な課題は残る。
15	10. その他	<i>Hofbörse (Farm Exchange)</i>	農場取引所	引退予定の農家と後継者候補を結びつけるオンラインの「農場取引所」。3つの連邦州で運営され、利用可能な農場の情報提供を通じて円滑な事業承継プロセスを支援する。
16	10. その他	Farm as a Place of Learning (Lernort Bauernhof)	学びの場としての農場	幼稚園児等を就学時間中に農場へ招き、農業に触れる機会を提供する早期教育の取り組み。連邦組織が支援し、毎年会議を開催して農業教育プログラムの普及・発展を図る。
17	10. その他	Networks and agricultural colleges	ネットワークと農業大学	技術知識や農地情報の交換を促す若手ネットワークと、農業への関心を喚起する農業専門学校。政策手段ではないが、次世代農家を支援する上で最も重要な手段と見なされている。


世代交代施策に関するヒアリング結果

	要素	ヒアリング要約
地域の現状	農業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 酪農と畑作を組み合わせた経営体が多く、平均経営面積は36haであるが、10ha未満の小規模な経営体が全体の約半数を占める。 多くの農業者が兼業により農業外収入を確保している。 概ね40歳までには、親から子への事業承継が行われている。 近い将来に大規模な世代交代が見込まれている。
	世代交代の状況	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的に子どもが親と同じ職業に就く慣習があり、承継は親子間で行われることがほとんどである。第三者による新規参入は極めて少ない。 バイエルン州では一子相続が基本である。兄弟での農地分割を禁止する法律はないが、税法上、分割すると税負担が増える仕組みになっている。 農業を継がない兄弟に対する補償額は、農業収益（収穫量）に基づく評価額を基準とすることが多いが、土地の市場価格が高い地域では、評価額と市場価格の間で調整されることもある。
世代交代に影響する要素	農業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> (特段の議論なし)
	地域インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 地方でも、医療、教育、インターネット等のインフラが整備されている。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 10年の義務教育修了後、農業専門学校に3年間通うことで、補助金の受給要件となる「ゲゼレ（見習い）」の資格を取得できる。農業学校は非常に人気が高い。 専門学校卒業後、マイスター課程に進む者も多い。農業経営者になるための2年間の課程であり、自身の農場の経営計画策定がカリキュラムの軸となっている。農場の経営について考えたり、親と相談する良いきっかけとなっている。 バイエルン州では、農業のゲゼレ課程及びマイスター課程の授業料は無料である（農業以外は有料）。
	農業者ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 農業学校の同級生との繋がりが卒業後も継続するほか、農業会議所のメールグループ等を通じたネットワークが存在する。
	相続・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 農地の評価額が市場価格ではなく農業収益に基づいて決まるため、家族内での贈与・相続における税負担がかなり低く抑えられている。
	土地へのアクセスの促進	<ul style="list-style-type: none"> (特段の議論なし)
	年金	<ul style="list-style-type: none"> 受給額は夫婦で800€程度で、多くはない。 以前は「農場の所有権を譲渡しないと年金を受給できない」というルールがあったが、2018年に違憲と判断された。
	青年農業者向け補助金	<ul style="list-style-type: none"> CIS-YF：134 €/ha×5年間（上限120 ha） INSTAL（定着支援）：バイエルン州では該当なし 投資：青年はポイントが加算され、採択されやすくなる。マイスターを取得しているとさらに加点される。
	収入の多角化	<ul style="list-style-type: none"> 観光やその他の産業があり、多くの農業者が兼業をして農業外収入を確保している。

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264
- (6) スペイン …p.269
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280

フランスにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要

- フランスでは、現行CAPにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策として、CIS-YF（施策番号30.01）とINSTAL（施策番号75.01-75.05）が実施されている。
- 各年の予算配分は以下の表に示すとおりである。

施策の背景・ねらい

- 農業従事者の減少や高齢化が進行している。新規就農者の数が増加していない一方で、現在の農業者の約45%が今後10年以内に離農すると見込まれている。青年層にとっては農地価格の高さが大きな参入障壁となっている。
- 就農初期のキャッシュフローを支援する制度が就農成功率や世代交代の促進に重要である。
- また、農村地域の活性化につながる企業創出や、青年農業者の対象外となる40歳以上の新規就農者に対しても支援を行うもの。

各年の予算配分

施策	施策番号	介入名	予算							総額 (€)	
			2023年 (€)	2024年 (€)	2025年 (€)	2026年 (€)	2027年 (€)	2028年 (€)	2029年 (€)		
CIS-YF	30.01	補完的青年農業者所得支持	—	116,277,921	116,277,921	116,277,921	116,277,921	116,277,921	116,277,921	—	581,389,604
INSTAL	75.01	青年農家の定着支援	3,738,490	91,003,529	135,036,126	137,927,903	143,751,622	126,436,929	102,223,018		740,117,617
INSTAL	75.02	農村事業の承継・新規事業創出の支援	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	2,674,020
INSTAL	75.03	農業分野での新規就農支援 - コルシカ	1,125,000	2,250,000	2,250,000	2,670,000	2,616,000	1,553,600			12,464,600
INSTAL	75.04	農業分野での新規就農支援 の収支 (2014~2022年計画)	—	—	—	42,734,745	31,530,243	22,275,258	7,503,926		104,044,172
INSTAL	75.05	新規就農者支援	373,308	11,347,409	11,368,802	11,621,942	12,021,640	10,644,193	9,486,790		66,864,084


CIS-YFの概要

- フランスのCIS-YFの受給要件等については、Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027の「30.01 青年農業者収入補完支援」にて定められている

項目	EU 2021/2115の規定		フランスのCAP戦略計画
対象地域	各国が決定		フランス本土およびコルシカ島
対象者	青年農業者	年齢の上限は35歳から40歳の間	初回申請日時点で40歳以下
		保有責任者 (Head of holding)	現役農業者であること かつ 企業を基盤とする事業の場合、自営業農業者のための社会保障制度や同等の基準に基づき、労働災害および職業性疾患に対する保険に加入していること ...等
	適切な訓練または必要なスキル	以下のいずれかを満たしていること <ul style="list-style-type: none"> レベル4以上の農業関連資格 (Bac pro、BPREAなど) を取得していること。 専門分野を問わず、レベル3以上の農業関連資格を取得し、かつ、過去3年間のうち24ヶ月以上農業生産分野における専門的活動の証明を提出すること。 過去5年間のうち40ヶ月以上、農業生産分野における専門的活動の証明を提出すること。 	
	新たに農業を開始		農業経営者になるのが初めてであること かつ 開始 (設立) が5年以内であること
支給期間	申請の提出年を起算年として最長5年間		条件を満たしていれば、最長5年間
支給方法	ヘクタールあたりの年次分割支給、 または青年農業者あたりの一括支給		青年農業者あたりの一括支給
給付予定額	各国が決定		1 農業者あたり4,469ユーロ/年 ただし、状況に応じて5%減～10%増の間で変動する可能性あり

- INSTALの基本的な枠組みは国によって定められているものの、対象者の要件や支給方法の詳細は地域ごとに決定されている

75.01 青年農家の定着支援

項目	EU 2021/2115の規定	フランスのCAP戦略計画 75.01
対象地域	各国が決定	NAQ、OCC、NOR、BFC、BRE、SOUTH、AURA、REU、CVDL、PDL、GE、IDF、GUY、MAR、HDF、MAY、GUA
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) 青年農業者 <ul style="list-style-type: none"> 申請時に、EU規則第4条に定義された青年農業者の定義を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門的経験のレベルは各地域が定義。地域が認めれば、プロジェクト中の取得も可。
支給要件	事業計画の提出	プロジェクトの実行可能性と持続可能性を記載した事業計画を提出すること。実行可能性と持続可能性の基準は、プロジェクトの種類、地域やセクターの特徴を考慮し、地域ごとに定義される。
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	受益者一人当たり100,000ユーロを上限とし、①②を組み合わせることができる ①補助金 <ul style="list-style-type: none"> 金額は地域ごとに定められる。一人あたり最低5,000ユーロ以上。 以下の区分によって、金額が調整される場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の基準：山岳地帯、低地等 ✓ プロジェクトの基準：雇用を創出できる、環境に正の影響を与えることを目的としている、等 ✓ プロジェクトオーナーの基準：訓練/経験のレベル等 ②金融商品 <ul style="list-style-type: none"> 支援の方法は、地域ごとに定められる。



75.02 農村事業の承継・新規事業創出の支援

項目	EU 2021/2115の規定	フランスのCAP戦略計画 75.02
対象地域	各国が決定	NAQ, GUY, NOR, MAR, GUA, SOUTH
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当する個人または法人。なお、対象となる事業分野や条件の詳細は、各地域が定める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業または林業に関連する企業の新たに設立・承継 ✓ 農業または林業に関連する新規事業の展開 ✓ 農業以外の事業を営むことによる収入多角化 ✓ 特定の要件を満たさない農業活動の開始 ✓ 農業活動・雇用協同組合等の協同組合で「起業家従業員」となること
支給要件	事業計画の提出	プロジェクトの実行可能性と持続可能性を記載した事業計画を提出すること。計画書には、事業内容、予想される技術・経済データ、法人形態（会社の場合は出資比率など）を含むこと。
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	受益者一人当たり100,000ユーロを上限とし、①②を組み合わせることができる ①補助金 <ul style="list-style-type: none"> 金額は地域ごとに定められる。一人あたり最低2,000ユーロ以上。 以下の区分によって、金額が調整される場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の基準：山岳地帯、低地等 ✓ プロジェクトの基準：雇用を創出できる、環境に正の影響を与えることを目的としている、等 ②金融商品 支援の方法は、地域ごとに定められる。




75.03 農業施設の補助-コルシカ

項目	EU 2021/2115の規定	フランスのCAP戦略計画 75.03
対象地域	各国が決定	コルシカ島
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) 青年農業者 <ul style="list-style-type: none"> • EU規則2021/2115第4条およびNHP (Natural Handicap Payment) の「若手農業者」の定義を満たす自然人 • 以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ レベル4より上位の農業学位を取得。最長3年以内に取得することも可 ✓ レベル4の学位を取得し、かつインターンシップ6か月を完了 ✓ レベル4の学位を取得し、かつ技術基準に適合するプロジェクトにおいて経験を有する ✓ レベル4の学位かつ農業協力契約 (CCPA) を申請前に実施、または事業期間中に研修モジュールを履修
支給要件	事業計画の提出	プロジェクトの実行可能性と持続可能性を記載した事業計画を提出すること。計画書には、事業内容、予想される技術・経済データ、法人形態（会社の場合は出資比率など）を含むこと。 専業農家(ATP)、段階的に専業農家を目指す者(AIP)、兼業農家 (ATS)の区分を明記する必要あり
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	地域毎に設定された支援水準で一括計算 青年農業者あたりの年次分割受給 <ul style="list-style-type: none"> • ATP/AIP：基本額40,000ユーロ（最大75,000ユーロ） • ATS：基本額20,000ユーロ（最大37,500ユーロ） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 初回支払い：事業開始の確認後（農業社会保険制度加入、農業者としての法的地位、農地の確保、会計事務所への登録） ✓ 中間支払い：研修・技術要件の一部達成後 ✓ 最終支払い：事業計画の完全実施後 ✓ BIOボーナス：中間支払い時に追加


INSTAL施策の概要

75.05 新規就農者支援

項目	EU 2021/2115の規定	フランスのCAP戦略計画 75.05
対象地域	各国が決定	NAQ, SOUTH, MAR, GUY, GE, NOR, MAY, OCC
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 ①補助金対象 <ul style="list-style-type: none"> EU規則2021/2115第4条で定義される「新規就農者」で、これまでスタートアップ支援を受けたことがない自然人 現役農業者であり、以下の条件を満たす者も対象 <ul style="list-style-type: none"> ✓ MSA（農業社会保険）に主たる農業者または副業農業者として登録されていない ✓ 登録期間が5年未満 ②金融商品対象 <ul style="list-style-type: none"> 農業経営や農村企業の設立・継承を行うすべての法人・自然人
支給要件	事業計画の提出	プロジェクトの実行可能性と持続可能性を記載した事業計画を提出すること。計画書には、事業内容、予想される技術・経済データ、法人形態（会社の場合は出資比率など）を含むこと。
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	受益者一人当たり100,000ユーロを上限とし、①②を組み合わせることができる ①補助金 <ul style="list-style-type: none"> 金額は地域ごとに定められる。 以下の区分によって、金額が調整される場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の基準：山岳地帯、低地等 ✓ プロジェクトの基準：雇用を創出できる、環境に正の影響を与えることを目的としている、等 ②金融商品 支援の方法は、地域ごとに定められる。


【参考】フランスにおける世代交代施策

No	分類	施策名(原文)	施策名(和訳)	説明
1	01. 土地へのアクセスの促進	SAFER - Société d'aménagement foncier et d'établissement rural	SAFER-土地開発・農村定住会社	農地の無秩序な拡大を防ぎ、新規就農者の定着を促進するために農地取引を規制する公的機関。農地市場を監視して物件を買い上げ、公共政策の目標に合致する候補者へ農地を配分する。
2	01. 土地へのアクセスの促進	Terre de Liens	土地のつながり	市民の出資(貯蓄)を利用して農地を取得し、環境保全型農業を実践する農家に貸し出す全国ネットワーク。新規就農者への研修や助言、土地を探す人と地主を繋ぐデジタル基盤等も提供する。
3	01. 土地へのアクセスの促進	Ferme en Vie	生きている農場	市民の投資資金で農場を購入し、新規就農希望者に「賃貸から所有へ」移行できる形式で提供する取り組み。多額の初期投資なしで就農を可能にし、デジタル基盤を通じた包括的支援も行う。
4	01. 土地へのアクセスの促進	Passeurs de Terre	大地の運び手たち	市民の貯蓄で農地を取得し、環境保全型農業を営む農家に長期的に安定した条件で貸し出す協同組合型の取り組み。農家、市民、パートナー組織が意思決定に参加する民主的なモデルが特徴。
5	02. 資金へのアクセスの促進	Initiative nationale pour l'agriculture française (INAF)	フランス農業のための国家イニシアティブ (INAF)	農業投資と世代交代を支援する金融メカニズム。国家資金等で新規融資の損失をカバーする保証を提供することで、銀行が新規就農者等に対してより有利な条件で融資を行えるようにする。
6	03. アドバイザリーシステムと教育サービスの強化	Coopérative d'Installation en Agriculture Paysanne (CIAP)	農民農業施設協同組合 (CIAP)	非農家出身者等の小規模で持続可能な就農を支援する地域協同組合。財務的リスクなしで1シーズン農業を試せる「テストエリア」の提供や研修プログラム、法的・事務的なサポートを行う。
7	03. アドバイザリーシステムと教育サービスの強化	Accompagnement à l'Installation-Transmission en Agriculture (AITA) programme	農業における設置-伝播 (AITA) 計画に付随するもの	新規就農者とリタイア予定の農家の双方に対し、市場調査や農場診断、研修などの助言サービスを資金支援する制度。引退する農家に早期の事業承継計画を促し、円滑な引き継ぎを実現する。
8	03. アドバイザリーシステムと教育サービスの強化	France Services Agriculture (FSA)	フランス農業サービス (FSA)	2025年開始予定の若手農家向け総合相談窓口。農業会議所内に設置され、行政手続きに関する情報提供や個別支援、売却予定の農場診断などを行い、若手農家の円滑な就農プロセスを支える。
9	04. 税制・財政上の優遇措置の検討	Some instruments exist at the regional level and are specific to each region.	地域レベルの独自施策 (例: オー = ド = フランス地域圏)	地域圏レベルで実施されている税制優遇措置。青年農業者向け交付金 (DJA) の対象となる若手新規就農者に対し、5年間にわたり社会保険料などの負担軽減措置を提供する。
10	06. 追加的な支援または給付金の検討	Some instruments exist at the regional level and are specific to each region	地域レベルの独自施策 (例: オー = ド = フランス地域圏)	国の青年農業者向け交付金 (DJA) の受給要件を満たさない新規就農者を支援するため、一部の地域圏が独自に開発・提供している補完的な財政支援スキーム。
11	06. 追加的な支援または給付金の検討	Some instruments exist at the regional level and are specific to each region	地域レベルの独自施策 (例: ローヌ = アルプ地域圏等)	建物改修や特定部門向けの地域補助金。また、地域の農業保証基金に支えられた低利子ローンも提供されているが、現在国による利子補給ローンは停止されており、地域独自での支援となる。

(出所) EU "CAPネットワーク" Assessment of generational renewal strategies across EU Member States" AnnexIIより作成



【参考】フランスにおける世代交代施策

No	分類	施策名（原文）	施策名（和訳）	説明
12	10. その他	Slasheurs-cueilleurs	パラレルワーカー	他産業で働きながら、本業を辞めずにパートタイムで農業に携わる「ハイブリッド型」の就農モデルを推進する協会。情報基盤や交流機会を通じ、多様な人材の新たな農業参入を促す。
13	10. その他	Territorial Food Projects (Projet Alimentaire Territorial) (PAT)	地域食糧プロジェクト (PAT)	持続可能でレジリエントな地域食料システムを構築する施策。地域の関係者が連携して農地管理や新規就農者の定着支援を実行し、農業プロジェクトの地域統合やコミュニティの強化を図る。
14	10. その他	CUMA (Coopérative d'utilisation de matériel Agricole – Agricultural Equipment Use Cooperative)	農機具利用協同組合	農業機械や設備の共同利用を促進する協同組合の発展を支援する施策。高額な機械へのアクセスにかかる初期投資コストを引き下げることで、新規就農者の事業立ち上げと農業参入を容易にする。
15	10. その他	The new 2025 Agricultural Orientation Law	2025年の新農業指導法	世代交代と就農を立法化した新法。相談窓口の全国展開や若者への農業教育を強化する一方、環境問題に偏重しており、農地や資金へのアクセス確保の具体策が不足しているとの懸念もある。



世代交代施策に関するヒアリング結果

	要素	ヒアリング要約
地域の現状	農業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 平地から山の麓にかけては、とうもろこし等の穀物やワイン用ブドウの生産が行われている。 中山間地域では主に酪農が行われており、直売、加工、民宿等と組み合わせることも多い。 近い将来に大規模な世代交代が見込まれている。
	世代交代の状況	<ul style="list-style-type: none"> 世代交代は、親の年金受給開始が契機となることが多い。 アルザス地域全体では、この5年間で農場数が約7%減少。離農者と新規就農者の比率は概ね2:1であり、世代交代は十分に進んでいるとは言い難い状況である。 農場の承継は、家族内が約8割、第三者が約2割である。ブドウ栽培や大規模穀物生産では家族内継承が多い。近年は非農家出身者が小規模な野菜栽培で就農する事例が増えているが、土地取得や継続性は課題となっている。 会社形態の農業経営体（GAEC*）が多く活用されており、親子間の家族内承継では、平均して28歳頃から持分移転を開始し、段階的に引き継ぎを進めるケースが一般的である。
世代交代に影響する要素	農業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 「農家は稼げない」「環境負荷が高い」といった否定的イメージはある。 その一方で、「自然回帰」「意味のある仕事」を求める社会的潮流の中で、環境負荷低減型の野菜栽培等に取り組む新規就農者も一定数みられる。
	地域インフラ	<ul style="list-style-type: none"> （特段の議論なし）
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 農業高校に3年間通うことで、補助金の受給資格を取得できる。 高校卒業後に、BTSを取得するための、経営者育成課程が存在する。園芸コースでは半数以上がBTS課程に進学しており、BTS取得者のほぼ全員が就農している。 公立農業高校の学費は無料であるが、BTSは有料である。また、グラン・エスト地域圏の特別政策により、高校生の寮費は月1ユーロに抑えられている。食費は別途必要となるが、非常に安価である。
	農業者ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 農業高校を起点に、農業会議所、GRETA、協同組合、銀行等が連携して農家を支える。卒業後は若手組織（JA）加入で横のつながりも強化される。
	相続・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 相続・資産移転の方法には、親の死亡時に一括相続する方法のほか、生前に親が子へ裸所有権（nue-propriété）を贈与し、親自身は用益権（usufruit）を保持したまま、親の死亡時に子が完全所有権を取得する方式がある。こうした裸所有権の分離贈与により、相続税・贈与税の軽減効果が期待される。 なお、親が70歳を超えると、裸所有権の評価額が高くなり税負担が増えるため、その前の生前贈与が望ましい（CGI art. 669）。

*GAEC（Groupement Agricole d'Exploitation en Commun）：複数の農業者が共同で経営を行うための法人形態。農業経営共同集団。

（出所）ヒアリングをもとに作成

世代交代施策に関するヒアリング結果

要素	ヒアリング要約
土地へのアクセスの促進	<ul style="list-style-type: none"> フランスでは政府が農地価格に介入し、SAFER（農地公社）を通じて地価と地代を統制している。農地の市場価格を低めに誘導することで、第三者への継承や新規参入を促進している。 農業会議所がマッチング支援を実施し、新規就農を希望する人と、後継者を探している農家の双方に対して相談対応を行っている。 他方で、農場と住居がセットになっている物件が多く、売る側にとっても買う側にとっても負担になっているという課題がある。
年金	<ul style="list-style-type: none"> 農業者年金は拠出額に応じて給付額が決定されるが、十分に拠出できていない農家も多く、老後所得として必ずしも十分ではないとの声もある。 2023年から年金受給者が直接支払の対象外となったため、多くの兼業農家が大量に農業を引退し、経営体数が大幅に減った。
青年農業者向け補助金	<ul style="list-style-type: none"> CIS-YF：4,494 €×5年間（面積によらない） INSTAL（定着支援）：最大100,000€。本地域では、INSTALの予算を活用し、41~50歳（青年に該当しない）の新規就農者向けの補助金も用意されている（INSTAL75.02） 投資：CAPの施策と地域圏のものがある 従業員や共同経営者を迎え入れる際の給与の一部を補助（地域圏独自）
収入の多角化	<ul style="list-style-type: none"> 中山間の酪農では、チーズ等の加工、農場直売（AMAP）、農家レストラン、民宿等と組み合わせることが多い。

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264
- (6) スペイン …p.269
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280

オーストリアにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要

- オーストリアでは、現行CAPにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策として、CIS-YF（施策番号30-01）とINSTAL（施策番号75-01~75-02）が実施されている。各年の予算配分は以下の表に示すとおりである。
- CIS-YFの支給要件や支給内容等はオーストリア全土で統一されている。他方、INSTALについては、基本的な枠組みは国によって定められているものの、対象者の要件や支給金額等の詳細は地域ごとに決定されている。

施策の背景・ねらい

- オーストリアの40歳未満の若手農業者の割合は22.2%であり、EU27か国平均（10.7%）の約2倍と高水準であるが、初めて農業経営を開始することは支援されるべき大きな挑戦であり、オーストリア農業全体および各農場の戦略的発展に向けた不可欠なプロセスである。
- 若手農業者向け起業プレミアムは、農業開始時の経済的負担を軽減し、農業経営の立ち上げと存続、さらに適切な資格の取得や農場の戦略的方向性の確立を促進することを目的としている。

各年の予算配分

施策	施策番号	介入名	予算								
			2023年 (€)	2024年 (€)	2025年 (€)	2026年 (€)	2027年 (€)	2028年 (€)	2029年 (€)	総額 (€)	
CIS-YF	30-01	補完的青年農業者所得支持	14,229,219	14,229,219	14,229,219	14,229,219	14,229,219				71,146,095
INSTAL	75-01	青年農家の立ち上げ支援	8,203,052	10,626,365	11,256,033	14,013,373	14,687,021	7,651,192	7,002,965		73,500,000
INSTAL	75-02	農村部の付加価値のある革新的な中小企業の創出と発展を支援	395,833	895,833	1,000,000	1,000,000	1,000,000	604,167	104,167		5,000,000


CIS-YFの受給要件

- オーストリアのCIS-YFの支給要件等については、GAP-Strategieplan Österreich 2023–2027の「30.01補完的青年農業者所得支持」にて定められている

項目	EU 2021/2115の規定		オーストリア
対象地域	各国が決定		オーストリア全土
対象者	青年農業者	年齢の上限は35歳から40歳の間	初回申請日時点で40歳以下
		保有責任者（Head of holding）	現役農業者であること
	適切な訓練または必要なスキル	事業の経営に適した熟練労働者試験、関連する高等教育、または関連する大学の学位の証拠を提出すること。申請時に提出できない場合は、設立から2年以内に提出することで対象となる。（資金提供申請者の要求により、この期間を1年間延長） 特定の研修コースへの参加は、総費用の66%を支援。	
	新たに農業を開始	農業経営者になるのが初めてであること かつ 開始（設立）が5年以内であること なお、農場の最低面積は1.5 haとする	
支給期間	申請の提出年を起算年として最長5年間		最長5年
支給方法	ヘクタールあたりの年次分割支給、 または青年農業者あたりの一括支給		ヘクタールあたりの年次分割支給（最大40ヘクタール）
給付予定額	各国が決定		約66ユーロ/ha 収支記録保持ボーナス 4,000ユーロ（1回のみ）


INSTAL施策の概要

- オーストリアのINSTALの受給要件等については、GAP-Strategieplan Österreich 2023–2027の75-01, 75-02にて定められている

75-01 青年農家の立ち上げ支援

項目	EU 2021/2115の規定	オーストリアのCAP戦略計画 75-01
対象地域	各国が決定	オーストリア全土
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) 青年農業者の立ち上げ 農業活動を開始する年に40歳以下で、必要な専門資格を有すること。また、以下の2点を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 農地面積が3ヘクタール以上であること（例外あり） 事業ごとの労働需要が目標年度以降0.5 bAk（事業に必要な労働力）以上であること、または目標年度以降事業の標準生産高が少なくとも8,000ユーロ以上であること
支給要件	事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を含む事業計画書の提出。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 農場の初期状況の説明。特に運営および労務管理に関する初期状況の計算と分析 ✓ 農場の開発戦略（今後5～10年間の目標と開発機会を含む） ✓ 計画されている投資の説明（該当する場合） ✓ 計画されている農場の方向性の計算と評価 ✓ 計画されている具体的なマイルストーンと目標を概説した行動計画とプロセス計画
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	<ul style="list-style-type: none"> 最大額は15,000ユーロ。内訳は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本額 3,500ユーロ ✓ 所有権移転報酬 2,500ユーロ ✓ マスター試験/高等教育修了報酬 5,000ユーロ ✓ 事業全体の記録（最低3年間）管理報酬 4,000ユーロ


INSTAL施策の概要


75-02 農村部の付加価値のある革新的な中小企業の創出と発展を支援

項目	EU 2021/2115の規定	オーストリアのCAP戦略計画 75-02
対象地域	各国が決定	オーストリア全土
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ <ul style="list-style-type: none"> • 設立から5年以内の零細企業または中小企業。 • 投資場所および企業の登記事務所が農村地域に該当すること。 • プロジェクトの内容が、会社が所在する地域にとって経済的付加価値をもたらすものであり、地域開発戦略（例：LEADER）の対象になっていること。
支給要件	事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> • 以下の内容を含む事業計画書の提出。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 顧客の課題／初期状況、または特定された市場ニーズ ✓ ソリューションの枠組みにおける投資プロジェクトの説明 ✓ 地域に関連のある革新的な技術ソリューション ✓ 計画されているマーケティングおよび販売施策、今後数年間の売上高予測 等
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	<ul style="list-style-type: none"> • 50,000ユーロから200,000ユーロ



【参考】オーストリアにおける世代交代施策

No	分類	施策名(原文)	施策名(和訳)	説明
1	01. 土地へのアクセスの促進	Land transfer laws	土地譲渡法	農業用土地の取得を規制し、投機を防止して実際の耕作者へ土地を確保する法律。家族内での農場継承を優遇するため農家出身の若手には有利だが、新規参入者には土地取得の壁となる。
2	02. 資金へのアクセスの促進	Support for over-indebted farmers and young farmers in the form of consolidation loans	債務超過農家・若手農家への統合融資による支援	農業を引き継ぐ40歳未満の若手農家等を対象に、国と州が提供する利子補給制度。事業の財務状況を安定させることで次世代への円滑な事業承継を支援する。年間約30件の利用実績がある。
3	02. 資金へのアクセスの促進	Agricultural investment loan (AIK)	農業投資ローン (AIK)	農林業の競争力や持続可能性を向上させる設備投資等を支援する低利子ローン制度。若手農家にはより低い金利や長い返済期間等の優遇措置があり、毎年約1,500の農家が支援を受ける。
4	03. アドバイザリーシステムと教育サービスの強化	Agricultural and forestry education system and universities	農林業教育制度と大学	農場の引き継ぎを促進するため、全国91の農業学校や技術専門学校、2つの大学等で熟練労働者やマイスター向けの教育を提供。農業会議所等も非公式な農業教育の窓口として機能する。
5	04. 税制・財政上の優遇措置の検討	Tax conditions	課税条件	家族内の農場承継を促進する税制優遇措置。相続・贈与税が基本非課税であることに加え、家族間移転時の不動産取得税も低い基準額の2%に軽減され、税負担と事務手続きを大幅に削減する。
6	04. 税制・財政上の優遇措置の検討	Pension law	恩給法	農場を譲渡する側の経済的安定を保障するための年金制度(農民社会保険法)。老齢年金、長期保険期間による早期老齢年金、重労働年金、障害年金など譲渡者の状況に応じた形態を提供。
7	04. 税制・財政上の優遇措置の検討	Social security law	社会保障法	若手農家による農場引き継ぎを容易にするための社会保障制度。自営業者向け社会保険において、引き継ぎ後の最初の数年間は若手農家の社会保険料負担が軽減され、各種補助等も提供される。
8	04. 税制・財政上の優遇措置の検討	Inheritance rules	継承ルール	農場の分割を防ぎ、単一の事業体として維持する相続規定。遺言がなくても農業に従事する子が優先的に引き継げる。他の相続人への補償額は市場価格より低く抑えられ、農場の存続を保護する。
9	10. その他	Initiatives for communication, awareness-raising and strategy development with regard to farm succession	農業継承に関するコミュニケーション、意識向上及び戦略策定のためのイニシアティブ	農業省や農業会議所、青年組織が主導する事業承継に関する啓発活動。情報キャンペーンや戦略策定のほか、SNSを活用した若手農家(ファームフルエンサー)が農業の魅力を発信している。
10	10. その他	Perspective Agriculture Association (Verein Perspektive Landwirtschaft)	遠近農業協会 (Verein Perspektive Landwirtschaft)	家族外からの新規就農者を支援する協会の取り組み。農業に未来を見出す人々に対し、デジタルおよび対面での交流の場や農場マッチングプラットフォームを提供し、年約300人を支援する。


世代交代施策に関するヒアリング結果（オーストリア・チロル州）

地域の現状	農業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 多くは小規模な酪農農家である。兼業農家が多い。
	世代交代の状況	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的に子どもが親と同じ職業に就く慣習があり、承継は親子間で行われることがほとんどである。第三者による新規参入は極めて少ない。継承時の平均年齢は26.7歳である。若くして農業経営を引き継いだ者は積極的に投資意欲を行う傾向にあり、経営効率の向上にも繋がっている。 チロル州では、農場法により、農地の分割相続は禁止されている。また、チロル土地取引法により、農業者以外による農地取得が厳しく制限されている。
世代交代に影響する要素	農業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 高山放牧地（アルム）での放牧はチロルの夏の風物詩であり、文化的景観を維持する上で農業の重要性が広く認識されている。 農業は代々引き継ぐものだという社会的な意識が強く、継承を望まない子どもには心理的負荷となる場合がある。
	地域インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的に都市への一極集中ではなく地方分権が進んでおり、農村地域にも経済活動が分散している。 国としても、農村も都市並みの生活水準を確保できるようにすべきだという強い理念を掲げており、農村部であっても産業や生活インフラが十分に整備されている。都市部と農村部での所得格差はほとんどない。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育修了後、農業専門学校に3年間通うことで補助金の受給要件となる資格を取得できる。また、農業以外の専門分野（手工業、栄養学等）の資格も同時に取得することが可能である。 その後、農業経営者向けの教育を受けられる2年間のマイスター課程に進む者も多い。 学費の一部には補助が出る。
	農業者ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 農家同士の強固なネットワークが構築されており、町を越えた交流も活発である。 レクリエーションや村の課題解決、祭りでの出店などのイベントが開催されており、若者にとっては異性との出会いも参加のモチベーションとなっている。 その他、農業学校の同窓会や農業会議所のネットワークも存在する。
	相続・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 農地の評価額が市場価格ではなく農業収益に基づいて決まるため、家族内での贈与・相続における税負担がかなり低く抑えられている。
	土地へのアクセスの促進	<ul style="list-style-type: none"> （特段の議論なし）
	年金	<ul style="list-style-type: none"> 年金の受給開始年齢について、一般的には65歳であるが、農業者は特例として60歳から受給可能である。 また、個人単位ではなく「家族単位」で年金に加入する点もオーストリアの大きな特徴である。 専業農家の場合は生産量に応じて受給額が変動し、一定基準以下の場合には国からの上乗せ補助がある。抛出の負担は重い。受給額は多くはないが、一定程度の安定した生活を送ることは可能。
	青年農業者向け補助金	<ul style="list-style-type: none"> CIS-YF：66 €/ha×5年間（上限40 ha） INSTAL（定着支援）：最大15,000€ 投資：青年は補助率5%増
	収入の多角化	<ul style="list-style-type: none"> 建築関係や観光等との兼業が多い。

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264**
- (6) スペイン …p.269
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280


ポーランドにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要

- ポーランドでは、現行CAPにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策として、CIS-YF（施策番号I 3）とINSTAL（施策番号I 11）が実施されている。
- 各年の予算配分は以下の表に示すとおりである。

施策の背景・ねらい

- 2020年時点の農業経営者の平均年齢は50.7歳であり、この10年間で約3歳上昇。
- EU諸国と同様、ポーランドにおいても若・中年層の農業経営者が減少し、高齢層が増加しており、こうした高齢化と担い手不足が農業の継続性に大きな課題を生じさせている。
- 青年農業者に対し、安定的な所得の一部を構成し、農業の開始または継続を促すインセンティブとなるとともに、農業経営の実施を容易にする役割を果たすことが重要

各年の予算配分

施策	施策番号	介入名	予算							総額 (€)
			2023年 (€)	2024年 (€)	2025年 (€)	2026年 (€)	2027年 (€)	2028年 (€)	2029年 (€)	
CIS-YF	I 3	補完的的青年農業者所得支持		39,321,014	40,003,821	35,444,815	31,750,372	31,524,386		178,044,410
INSTAL	I 11	青年農家へのボーナス		89,870,841	96,162,976	111,533,762	114,589,941	114,859,605	49,915,784	572,932,909


CIS-YFの受給要件

- ポーランドのCIS-YFの受給要件については、Plan Strategiczny dla Wspólnej Polityki Rolnej na lata 2023-2027の「I3補完的青年農業者所得支持」にて定められている

項目	EU 2021/2115の規定		ポーランドのCAP戦略計画 I 3
対象地域	各国が決定		ポーランド全土
対象者	青年農業者	年齢の上限は35歳から40歳の間	初回申請日時点で40歳未満
		保有責任者 (Head of holding)	現役農業者であること 持続可能性のためのベーシックインカム支援が支給されている土地を所有していること
		適切な訓練または必要なスキル	学校法に基づく専門教育を受けていること。申請年の9月20日までに完了していれば対象となる。 または 3年間の実務経験があること。実務経験とは、申請提出日までの期間に農業従事者または世帯員として農業社会保険に全額加入していた、または雇用契約に基づいて農業生産に関連する職種で農場に雇用されていた期間とみなされる。
	新たに農業を開始	農業経営者になるのが初めてであること かつ 開始（設立）が5年以内であること	
支給期間	申請の提出年を起算年として最長5年間		最長5年、2027年まで支給
支給方法	ヘクタールあたりの年次分割支給、 または青年農業者あたりの一括支給		ヘクタールあたりの年次分割支給
給付予定額	各国が決定)		約61ユーロ/ha (最大約67ユーロ/ha)


INSTAL施策の概要

- ポーランドのINSTALの受給要件については、Plan Strategiczny dla Wspólnej Polityki Rolnej na lata 2023-2027のI 11. 青年農家へのボーナス」にて定められている

I 11. 青年農家へのボーナス

項目	EU 2021/2115の規定	ポーランドのCAP戦略計画 I 11
対象地域	各国が決定	ポーランド全土
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) 青年農業者 <ul style="list-style-type: none"> 18歳以上40歳以下 農業経営開始が「申請前24か月以内」、または未開始 農業生産者の識別番号登録済 管理者として農場で農業活動を行うための適切な専門的資格または技能を有する、またはそれらを補完すること。ただし、職務経験は除く。補完は、最初の支援金の支払い日から3年以内に完了し、資格（教育）の補完開始は、支援決定日から遅くとも12か月以内に行うこと
支給要件	事業計画の提出	提案募集規則に定められた条件を満たす事業計画を提出し、契約の締結日に関係なく、初年度から3暦年を超えない期間内にこの事業計画を実行することを約束すること
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	<ul style="list-style-type: none"> 20万ズウォティの一時金（ボーナス）の形で、2回に分けて付与 <ol style="list-style-type: none"> 最初に援助額の70%（14万ズウォティ） 2回目に援助額の30%（60,000ズウォティ）


【参考】ポーランドにおける世代交代施策

No	分類	施策名（原文）	施策名（和訳）	説明
1	01. 土地へのアクセスの促進	Loan with partial repayment of capital for the purchase of agricultural land by young farmers	若手農業者の農地取得資金の一部返済付き融資	若手農家による農地購入を支援する、資本の一部返済免除付きローン制度。融資の返済負担を軽減することで参入障壁を下げ、若手農家の資金と農地へのアクセスを改善する。
2	01. 土地へのアクセスの促進	Loan for the purchase of agricultural land	農地購入資金の貸付	全農家を対象とした、資本の一部返済免除を伴う農地購入ローン制度。若手農家にはさらに優遇された支援水準が適用され、就農初期の財務的圧力を緩和し農地取得を促す。

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264
- (6) スペイン …p.269**
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280


スペインにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要

- スペインでは、現行CAPにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策として、CIS-YF（施策番号1 PD 30 00 18 01 V1）と INSTAL（施策番号6961~6962）が実施されている。
- 各年の予算配分は以下の表に示すとおりである。

施策の背景・ねらい

- 農業従事者の高齢化が進み平均年齢は52歳に達し、2010~2016年には農業者数が毎年1.1%減少するなど担い手不足が深刻化。
- 新規就農者は事業初期に十分な収益を得にくく、経済的負担が特に大きい。地域や生産内容によって収益性には大きな差があり、また女性農業者は男性農業者と比較して約15%収益性が低いという調査結果がある。
- こうした背景を踏まえ、地域・生産内容・性別に応じたの単価調整を行いながら、初期収入を補う支援が行われている。また、農業・林業関連の新たな農村ビジネスや所得多様化を後押しし、雇用創出や農村地域の人口定着、世代交代を促す施策も進められている。

各年の予算配分

施策	施策番号	介入名	予算							総額 (€)
			2023年 (€)	2024年 (€)	2025年 (€)	2026年 (€)	2027年 (€)	2028年 (€)	2029年 (€)	
CIS-YF	1 PD 30 00 18 01 V1	青年農家への補完的な所得支援		96,303,783	96,499,775	96,595,766	96,741,758	96,741,758		482,832,840
INSTAL	6961.1	青年農家の設立		30,350,315	126,264,896	173,797,532	152,500,307	91,457,408	68,547,230	642,917,688
INSTAL	6961.2	新規農家の設立		917,674	4,888,824	3,853,059	5,316,393	2,591,394	1,454,360	19,021,706
INSTAL	6962	農林業に関連した農村ビジネスの立ち上げ、または農家世帯の所得多様化、農業以外の新たなビジネス活動			540,000	500,000	500,000	500,000	500,000	2,540,000


CIS-YFの受給要件

- スペインのCIS-YFの受給要件については、ES - Plan estratégico de la PAC de Españaの「1 PD 30 00 18 01 V1 青年農業者収入補完支援」にて定められている

項目	EU 2021/2115の規定		スペインのCAP戦略計画 1 PD 30 00 18 01 V1
対象地域	各国が決定		スペイン全土（カナリア諸島以外）
対象者	青年農業者	年齢の上限は35歳から40歳の間	申請年に41歳未満
		保有責任者（Head of holding）	現役農業者であること かつ 農業活動の社会保障制度に登録されていること なお、協同組合や共有所有の農場で青年農業者が構成員である場合、個別に支援額を算定する
	適切な訓練または必要なスキル	所定の150時間の研修を受けていること。設立日から36ヶ月以内に完了すれば対象となる。	
	新たに農業を開始		農業経営者になるのが初めてであること かつ 開始（設立）が5年以内であること
支給期間	申請の提出年を起算年として最長5年間		申請資格を得た最初の年から最長5年間
支給方法	ヘクタールあたりの年次分割支給、 または青年農業者あたりの一括支給		ヘクタールあたりの年次分割支給
給付予定額	各国が決定		2025年は110.56～199.56ユーロ/ha（上限100 ha） 農業地域（ABRS）ごとに支援額が調整される。地域ごとの収益性や構造に応じて柔軟に対応。 女性には追加支援（15%増額）を設定



- スペインのINSTALの受給要件については、ES - Plan estratégico de la PAC de Españaの6961~6962にて定められている

6961.1 青年農家の設立

項目	EU 2021/2115の規定	スペインのCAP戦略計画 6961.1
対象地域	各国が決定	スペイン全土
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) 青年農業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請年に18~40歳(41歳未満)であること ・ 過去30か月以内に設立がなく、農業経営者になるのが初めてであること。ただし家族従事者として登録として登録していた場合は対象 ・ フォーム(FP)、または150時間以上の農業関連講習、農業企業導入コースの職業能力を有する。または設立後の取得計画があること ・ 金融商品の場合は金融仲介業者も受益者に含まれる ・ 女性の参加や農場の種類などにより選考を優先する
支給要件	事業計画の提出	最低0.5~1 UTA(自治州による)の雇用を創設し、設立時点から最低事業収益が参照収入の20%以上に達する計画書を提出すること
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う(最大額は100,000ユーロ)。	事業の達成に応じて、一時金を分割支給 農業地域(ABRS)ごとに支援額が調整される。地域ごとの収益性や構造に応じて柔軟に対応



6961.2 新規農家の設立

項目	EU 2021/2115の規定	スペインのCAP戦略計画 6961.2
対象地域	各国が決定	S11、S12、S13、S22、S30、ES52
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 <ul style="list-style-type: none"> 青年要件を満たさない新規参入者で、過去の初設置支援の受給がないこと 女性申請の優先や起業・雇用効果など、自治州ごとの選考基準（バレンシア州案など）を適用
支給要件	事業計画の提出	最低0.5~1 UTA（自治州による）の雇用を創設し、設立時点から最低事業収益が参照収入の20%以上に達する計画書を提出すること 計画に雇用創出効果や地域経済への寄与を明記すること
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	事業の達成に応じて、一時金を分割支給 農業地域（ABRS）ごとに支援額が調整される。地域ごとの収益性や構造に応じて柔軟に対応


INSTAL施策の概要

6962 農林業に関連した農村ビジネスの立ち上げ、または農家世帯の所得多様化、農業以外の新たなビジネス活動

項目	EU 2021/2115の規定	スペインのCAP戦略計画 6962
対象地域	各国が決定	ナバラ（農村部。都市部は除く）
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ <ul style="list-style-type: none"> 申請期間終了時に18歳以上 青年農業者または登録済の農業経営者またはその1親等以内の家族であること。最終支払い時までこの条件を維持すること
支給要件	事業計画の提出	プロジェクトの技術的、経済的、財政的可能性を記載した事業計画を提出すること。計画書には、事業内容、予想される技術・経済データ、法人形態（会社の場合は出資比率など）を含むこと。 非農業企業の立ち上げの場合、以前に本支援（PDR 2014–2020等を含む）を受けていないこと 以下のいずれかの支援区分を選択 <ul style="list-style-type: none"> 専業農家（最低収入6,000ユーロ） 兼業農家（農業事業収入が50%以上、最低収入12,000ユーロ）
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	20,000～最大100,000ユーロ <ul style="list-style-type: none"> 専業農家：20,000ユーロ 兼業農家：40,000ユーロ 事業開始時に50%、事業完了時に50%支給



【参考】スペインにおける世代交代施策

No	分類	施策名(原文)	施策名(和訳)	説明
1	01. 土地へのアクセスの促進	Law on shared ownership of agricultural holdings	農地の共有に関する法律	農農村部における男女の真の平等を促進するため、農業活動への共同参加を法的に認める「共同所有権法」。法的・経済的基盤を整えることで、間接的に世代交代や起業を支援する。
2	01. 土地へのアクセスの促進	Castilla y León Agrarian Law (Law 1/2014)	カスティーリャ・イ・レオン農地法(法律1/2014)	カスティーリャ・イ・レオン州の農業法。18~39歳の若者や女性を優先し、利用可能農地基金を通じた土地への優先アクセス、財政支援、研修、共同所有の推進等を行う。
3	01. 土地へのアクセスの促進	Family farming and access to land in Castilla-La Mancha (Law 9/2023)	カスティーリャ=ラ・マンチャ州における家族農業と土地へのアクセス(法律9/2023)	カスティーリャ=ラ・マンチャ州の家族農業と土地アクセス法。土地バンクによる家族農家への優先配分や、40歳未満の若者の就農・近代化に対する助成金や支援措置を提供する。
4	01. 土地へのアクセスの促進	Agrarian Law of Extremadura (Law 6/2015)	エストレマドゥーラの農地法(法律6/2015)	エストレマドゥーラ州の農業法。若者と女性の農業参入を促すため、農場の単独・共同所有の支援、土地基金からの優先配分、研修やCAP支援枠への優先アクセスを提供する。
5	01. 土地へのアクセスの促進	Recovery of agricultural land in Galicia (Law 11/2021)	ガリシア州の農地回復(法律11/2021)	ガリシア州の農地回復法。土地放棄を防ぎ若者の就農を促すため、土地バンクによる初期設定支援と、実践経験やビジネスモデルの検証ができる農業実験エリアの設置を行う。
6	01. 土地へのアクセスの促進	Land banks in Asturias	アストゥリアス州の農地バンク	アストゥリアス州の土地バンク。若手農家の農地アクセスを容易にするとともに、税務上の懸念から農地貸出をためらう高齢農家に対し、土地を手放すためのインセンティブとなる。
7	01. 土地へのアクセスの促進	Public rural land being offered preferentially to young people	若者に優先的に提供される公共的な農村の土地	公有財産リストにある膨大な農村の土地を、若手農家に優先的に提供しようとする検討中の施策。競売や代替モデルを含め、最も効果的な土地分配の方法を国が評価・模索している。
8	01. 土地へのアクセスの促進	Platform that brings together all the available agricultural land	利用可能なすべての農地をまとめるプラットフォーム	利用可能な全ての農地情報を一元化し、関心のある人が簡単にアクセスできるプラットフォームの創設案。膨大なデータと自治体の協力が必要なため、現在その実現可能性を評価中。
9	02. 資金へのアクセスの促進	Application of direct payments and common requirements under the Strategic Plan for the CAP 2023 (Royal Decree 1048/2022)	CAP 2023の戦略計画(勅令1048/2022)に基づく直接支払と共通要件の適用	CAP戦略計画に基づく直接支払いの適用規則。40歳以下の新規就農者に対し、事業立ち上げ支援、投資の助成金・優遇ローン、研修、事業計画策定支援等の所得支持を提供する。


【参考】スペインにおける世代交代施策

No	分類	施策名 (原文)	施策名 (和訳)	説明
10	02.資金へのアクセスの促進	Improvement and modernisation of production structures of agricultural holdings (Royal Decree 613/2001)	農業保有地の生産構造の改善と近代化 (勅令613/2001)	農場の生産構造改善と若手農家の初期就農を支援する政令。最低基準を満たす投資を助成し、若手農家に対しては利子補給や農場プレミアムを含む全支援メニューで10%上乘せする。
11	02.資金へのアクセスの促進	Specific credit lines for young people from the Ministry of Agriculture	農業省の若者向け特別融資枠	農業省がICOやSAECAを通じて提供する若者向けの特別な信用枠(融資制度)。若手受給者が必要とする保証の準備を支援し、国費によってその一部をカバーする単発の支援。
12	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	Continuous training plan for rural technicians	農村技術者の継続的訓練計画	農村開発に関わる技術者を対象とした継続的な研修計画。世代交代、女性の活躍、新技術の導入、イノベーション、持続可能性などのテーマで、農村地域の指導・支援能力を育成する。
13	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	CULTIVA Programme	CULTIVAプログラム	若手農家や畜産業者が、国内のモデル農場で最大2週間の実践的な研修を受けられる農業省のプログラム。滞在費や交通費、留守中の代替人員の費用がカバーされ、知識共有を促す。
14	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	Network of agricultural test spaces	農業試験場のネットワーク	経験の浅い起業家が安全な環境で農業・畜産プロジェクトを試験できる「農業テストスペース」。若手農家への移行を促す短期テストエリアの推進や技術支援、ネットワーク化を図る。
15	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	Training strategy for the agricultural sector	農業部門の研修戦略	農業分野での就業に繋がるあらゆる教育・研修ルートを体系的にまとめた包括的戦略。教育省と農業省が共同で策定し、農業を志す人々に明確な進路指導や情報提供を行う。
16	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	Figure of the Youth Facilitator in Catalonia	カタルーニャ州のユース・ファシリテーター	カタルーニャ州の「ユース・ファシリテーター」。CAP等の複雑な制度に精通し、就農プロセスの全般において若手や新規参入者を伴走支援する窓口・案内役として機能する。
17	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	Information portals (such as "el plantel") in Catalonia	カタルーニャ州の情報ポータル(「el plantel」など)	カタルーニャ州の農業情報ポータル。就農した若者の動画等、必要な情報を集約して発信し、多数のアクセスを集める。若者がプラットフォーム経由で関係機関と接触する契機となる。
18	04.税制・財政上の優遇措置の検討	Special tax allocation and incentives for young farmers under the Corporate and Personal Income Tax Acts	法人・個人所得税法に基づく若手農業者への特別配分と奨励金	若手農家の初期設置支援のための税制優遇。受け取った公的補助金を4年間に分割して所得申告できる措置や、所得税減免、社会保険料の還付、農場譲渡の免税で世代交代を促進する。



【参考】スペインにおける世代交代施策

No	分類	施策名(原文)	施策名(和訳)	説明
19	04.税制・財政上の優遇措置の検討	Regional tax incentives for professional farmers in Murcia	ムルシア州のプロ農業者に対する地域税制上の優遇措置	ムルシア州の専業農家向け地域税制優遇。農地等の相続税、贈与税、財産移転税をそれぞれ99%減免し、農場の円滑な事業承継と専業農家の地域への定着を強力に後押しする。
20	06.若者の雇用促進	Rural Women's Challenge Programme	農村女性チャレンジプログラム	農業分野の女性起業家を支援するプログラム。事業計画やマーケティング等の無料オンライン研修、助成金、ネットワーキングの場を提供し、農村部での女性のリーダーシップを育成する。
21	08.土地利用の促進または土地放棄の抑制	Programmes for the Promotion of Agrarian Employment (PFEA)	農業雇用促進計画(PFEA)	アンダルシア州等の過疎地で実施される農業雇用促進プログラム。失業者(主に一時的な農業労働者)を対象とした雇用創出事業を行う地方自治体に対し、助成金を提供する。
22	08.土地利用の促進または土地放棄の抑制	National Strategy to Meet the Demographic Challenge	人口問題に対処するための国家戦略	人口減少に対処する国家戦略。エコロジーやデジタル移行、起業支援、女性・若者の機会均等等を掲げ、若手の就農助成金、アグリフード分野の起業支援、農業のデジタル化を推進する。
23	08.土地利用の促進または土地放棄の抑制	Protection and modernisation of social and family agriculture and the agricultural heritage of Aragon (Law 6/2023)	アラゴンの社会的・家族的農業および農業遺産の保護と近代化(法律6/2023)	アラゴン州の社会的・家族的農業保護法。若手農家に対する補助金・農地の優先配分や手続きの簡素化、土地バンクの創設を通じ、持続可能で近代的な家族経営の維持・発展を支援する。
24	08.土地利用の促進または土地放棄の抑制	Law on agrarian structures of the Comunitat Valenciana (Law 5/2019)	バレンシア州農地法(法律5/2019)	バレンシア州の農業構造法。土地バンクの創設や共同管理の推進で農地細分化を防ぎ、若者や女性の優先的な研修・農地アクセスを保障。持続可能で競争力のある農業の実現を目指す。
25	09.青年女性農家またはジェンダー平等の促進	Direct management of land by cooperatives	協同組合による土地の直接管理	協同組合が管理者となってリスクを負い、農地を直接管理する仕組み。個人の単純な入れ替えに頼らず、農地を維持しながら若者に有給の雇用を提供し、農村への定着と世代交代を図る。
26	10.その他	New Generation Broadband Extension Programme (PEBA-NGA)	新世代インターネット回線普及計画(PEBA-NGA)	農村部や過疎地域における超高速インターネット回線の整備を支援する補助金プログラム。情報格差を是正し、あらゆる地域でデジタルインフラへの平等なアクセスを保障する。
27	10.その他	Proposed amendments to Modernisation of Agricultural Holdings (Law 19/1995)	農業経営の近代化に関する改正案(法律19/1995)	農業経営近代化法の改正案。優先的農業経営体の枠にとらわれず、就農する全ての若者へ税制優遇を拡大。若手農家へ農場を譲渡する際の譲渡益に対する所得税を減免し承継を促す。



【参考】スペインにおける世代交代施策

	分類	施策名(原文)	施策名(和訳)	説明
28	10. その他	Law for the sustainable development of rural areas (Law 45/2007)	農山漁村の持続的発展に関する法律(法律45/2007)	農村地域の持続可能な発展のための法律。農村の経済活動の近代化と多角化を推進する法的枠組みであり、環境の持続可能性や経済的レジリエンス、生活の質の向上を目指す戦略の基盤。
29	10. その他	Training grants for rural professionals in rural areas (Royal Decree 347/2019)	農村地域の農村専門家に対する研修グラント(勅令347/2019)	農村の専門家育成のための研修助成金制度。教育機関ではなく受講者個人に直接金銭的メリットを提供し、若者や女性を中心に、イノベーションや効率化に関するスキル習得を支援する。
30	10. その他	Catalonian strategy for generational change 2023-2027	カタルーニャ州世代交代戦略2023-2027年	カタルーニャ州の世代交代戦略。土地アクセスや官僚主義等の課題を分析し、ガバナンス強化、若手の定着(土地バンクやテスト農場)、協同組合の支援、インフラ整備、啓発の5柱で推進。
31	10. その他	The <i>Lurberri</i> programme of generational renewal for the primary sector in Navarra	ナバラ州の第一次産業の世代交代のためのLurberriプログラム	ナバラ州の一次産業世代交代プログラム。若手農家への初回就農支援金の増額や、持続可能モデルへの追加支払い、引退農家とのメンター制度、テスト農場、土地バンクの設立等を行う。



世代交代施策に関するヒアリング結果（スペイン・アルメリア県）

	要素	ヒアリング要約
地域の現状	農業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 【内陸部】大規模で粗放的な穀物・オリーブの栽培が中心である。農業の収益性が低い。 【沿岸部】1960年代以降に野菜等の温室栽培が発展した。小面積で高い収益を得ている。
	世代交代の状況	<ul style="list-style-type: none"> 【内陸部】農業の収益性が低いため、後継者問題は深刻である。業の収益性は低く、産業や投資も少ないため、人口の大都市や沿岸部への流出が続いている。他方、後継者のいる中高年農家が、リタイアする農家から土地を購入し、規模拡大によって生き残りを図る動きも見られる。 【沿岸部】温室の地主（経営者）の継承は比較的問題なく行われている一方で、温室の作業員（多くは移民）は不足している。突出して高い収益を得ている農家では、子どもにも農業を継がせず法律家や医師等の専門職での就職を促すケースが増えている。なお、農場で働く外国人労働者が継承する例も出てきている。
世代交代に影響する要素	農業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に「仕事が見つかる収入も不安定」という理由から、子どもにも農業を継がせたくないとする親も多い。しかし、沿岸部の温室栽培の経営者（地主）であれば、身体的負担も少なく、他産業と比較しても中程度以上の収入が見込めるため、悪いイメージばかりではない。
	地域インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 【内陸部】産業や投資が少ない。コマルカ単位の農村開発グループが村おこしを行い、住民の定着を促している。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校卒業後、農業の職業訓練校に2年間通うことで補助金の受給資格を取得し、就農するケースが多い。 成人後に農業を始める者向けに、州が実施する600時間の講義も用意されている。 公立学校であれば授業料は無料である。
	農業者ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> （特段の議論なし）
	相続・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 生前贈与よりも親の死後に相続する方が課税額が少ない。そのため、経営権自体が子に移っても、農地は親から借りる形態（所有と経営の分離）をとることが多い。なお、農地に対する特別な税制優遇措置は存在しない。 ちなみに、複数人の子どもがいる場合、農地は分割して相続することが多い。1人で農場を継ぐ場合には、他の兄弟から土地を購入する賃貸する必要がある。
	土地へのアクセスの促進	<ul style="list-style-type: none"> （特段の議論なし）
	年金	<ul style="list-style-type: none"> 年金を納める負担が大きいため、夫婦であっても夫のみが支払っているケースが多かった。
	青年農業者向け補助金	<ul style="list-style-type: none"> CIS-YF：110.56～199.56 €/ha × 5年間（上限100 ha）※北部では利用無し INSTAL：最大80,000€
収入の多角化	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部では、農業および温室関連産業が地域の主要産業となっている。 	

(出所) ヒアリングをもとに作成

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264
- (6) スペイン …p.269
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280

次期CAPにおける世代交代の位置づけ

- 農業の世代交代・青年農業者支援は、次期CAPでさらに強化される見込みである。次期CAP案では、2040年までに青年農業者や新規農業者の割合を倍増させることを目的に、各加盟国がCAP Income Supportの6%以上を割当てた「農業分野の世代交代戦略」の政策義務化を提案している。
 - EUは、5分野（A：信用・資金へのアクセス、B：知識・技能へのアクセス、C：土地へのアクセス、D：レジリエンス、公正な生活環境、新たな所得機会へのアクセス、E：承継・引退）について、CAPの内外にまたがる包括的な取組の枠組みを整理している。

EU世代交代戦略にて提案されている施策

分野	現行CAPおよびCAP 2028-2034で提案された行動	他のEU政策の下で提案された行動	加盟国レベルでの自主的行動	ステークホルダーのための自主的行動
A. 信用と資金へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 金融設計の支援と認知度向上 加盟国の戦略およびスターターパックを通じた資金へのアクセスとリスク管理の改善 ビジネスプランの策定支援) 	<ul style="list-style-type: none"> 農業およびバイオエコノミー向けのEIB (European Investment Bank) 融資範囲を推進 EIBグループおよびパートナーの手段と協力し、適切な手段に基づく支援 	<ul style="list-style-type: none"> 政府系金融機関を通じたクレジットアクセスの向上 	—
B. 知識と技能へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 世代間協力のためのAKISおよびアドバイザーサービスの強化 	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代のニーズをターゲットにしたR&I 	<ul style="list-style-type: none"> 農業スキルの革新 柔軟で近代化された農業教育と訓練 青年農家団体の支援 ALMA(Aim, Learn, Master, Achieve)を活用したNEETsに対する農業魅力の発見と向上を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 青年農家や新規就農者のためのピアラーニング
C. 土地へのアクセス	—	<ul style="list-style-type: none"> 世代交代のための土地市場評価 	<ul style="list-style-type: none"> 土地譲渡サービス 代替的所有権と事業承継モデル 土地銀行と遊休地の再利用 国有金融機関の関与 小規模農家の土地取引コスト削減 	—
D. レジリエンス、公正な生活環境、新たな所得機会へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー・気候変動関連投資 農村戦略、インフラ、事業多角化 LEADER/CLLD 	<ul style="list-style-type: none"> EUレベルでの農村部の協同行動 社会的農業の推進 カーボンファーミング 	<ul style="list-style-type: none"> 食品システムにおける地域付加価値 	—
E. 継承と引退	<ul style="list-style-type: none"> AKISを通じた農場の継承計画を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 税制と農業継承に関する知識の向上 ベストプラクティスの共有 	<ul style="list-style-type: none"> 年金制度 農場譲渡を促進するための立法 社会保障と社会サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 世代間の協働による農場承継

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

2

5. 次期共通農業政策（2028-）改革案

- (1) 次期多年度財政枠組み（MFF）の動向 …p.282
- (2) 次期共通農業政策（CAP）の動向 …p.286

多年度財政枠組みと共通農業政策の概要

- 多年度財政枠組（MFF）は、EUの優先政策（political priorities）に対して加盟国からの予算を配分する投資予算。通常7年間分が計画される。
 - 中期的な予算計画を立て、EU政策を予算に反映させることで効果的な政策実行を意図
 - 政策による配分となるため、加盟国ごとの拠出金割合と配分割合は合致しない
 - 欧州委員会の提案に基づき、欧州議会とEU理事会が検討（欧州議会での同意、EU理事会での全会一致が必須）
- CAPは、MFF予算に基づく政策の一つである。最も歴史がある政策の一つであり、かつ、最大の支出項目の一つである

成立年	中期予算*計画	EU加盟国数（期初）	CAP改革名
1988	FP Delors Iパッケージ (1988-1992年)	12 (原加盟 (FR, BE, DE, IT, LU, NL)、DK、GR、ES、IE、PT、UK)	-
1993	FP Delors IIパッケージ (1993-1999年)	12	1992年改革
1999	FP Agenda 2000 (2000-2006年)	15 (1995年：AT、FI、SE加盟)	1999年改革
2006	FP (2007-2013) (2007-2013年)	27 (2004年：CY、CZ、EE、HU、LV、LT、MT、PL、SI、SK、 2007年：BG、RO)	2003年改革（中間改革）
			2008年ヘルスチェック
2013	MFF (2014-2020) (2014-2020年)	28 (2013年：HR加盟)	2013年改革
2020	現行MFF (2021-2027年)	27 (2020年：UK離脱)	現行CAP
2026年以降	次期MFF (2028-2034年)	27 (ウクライナ、西バルカン諸国、モルドバの加盟を検討)	次期CAP

*本章では特記にない限り「見積予算」（commitment appropriations）を「予算」とし、支払予算（payment appropriations）を「支払総額」とする

次期多年度財政枠組（MFF）及びCAPの検討スケジュール

- 次期多年度財政枠組み（MFF）及び次期共通農業政策（CAP）は2028年1月の発効に向けて、約2年半かけて検討が行われることが想定される。2025年7月に次期MFF案及び次期CAP案が公表されたところ。以降各機関での議論が進む見込み

次期多年度財政枠組み

次期CAP

● 2025年2月12日	【欧州委員会】MFFの方針を公表	
● 2025年2月19日		【欧州委員会】Vision for Agriculture and Foodを公表
● 2025年5月7日	【欧州議会】長期予算の見直しに関する決議を採択	
● 2025年7月16日	【欧州委員会】次期MFF案を公表	【欧州委員会】次期CAP案を公表
		【欧州委員会】NRPP規則案を公表
● 2025年9月3日	【欧州委員会】次期MFF第2パッケージを公表	
● 2025年9月17日		【欧州委員会】各加盟国への予算配分案等を提示
● 2025年10月11日		【欧州委員会】世代交代施策の公表
● 2025年11月10日		【欧州委員会】最低保障措置の公表
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【今後検討される内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Rural Target：国・地域連携計画予算の10%以上（487億～637億ユーロ）を農村に利用する「rural target」を設定： </div>
● 2026年5月25～29日*		【欧州議会】MFF、NRPP採択予定
● 2027年12月*	多年度財政枠組み採択	
● 2028年1月*	多年度財政枠組み発効	

*2025年12月以降は現行MFFの検討経過からの予測

次期MFFの概要

- 次期MFF（2028年～2034年）では、欧州の戦略的優先事項を反映したよりシンプルでより焦点を絞った応答性の高い予算を目標とする。戦略的優先事項については「2024-2029年欧州委員会の政治ガイドライン」に従い、欧州委員会が素案を作成。
 - 総予算は6割増額し、追加的な独自予算を検討中
 - 基金ごとに作成された個別のプログラムによる支出から、政策分野ごとに統合された1つの「国・地域連携計画（National and Regional Partnership Plans: NRPP）」を作成する方式となる
 - 世界情勢の急激な変化（ウクライナ戦争、米国の国際的役割の後退、気候・生物多様性危機など）や、EU内外の経済・社会的課題への対応を盛り込む

現行MFFと次期MFFの比較

	現行MFF	次期MFF
予算規模	EUの財政自律を確保するため、財源はEU独自財源によって賄われる	
	<ul style="list-style-type: none"> 約1.07億ユーロ（EU GNIの約1.11%相当） <ul style="list-style-type: none"> 全加盟国のGNI総額の1.23%未満と規定 	<ul style="list-style-type: none"> 総額約2兆ユーロ（EU GNIの約1.26%相当） <ul style="list-style-type: none"> 大幅な増額（新たな恒常的財源も含む）による予算が拡大
財源	<ul style="list-style-type: none"> 長期予算は加盟国拠出金を中心。コロナ対策として特例的追加借入を実施（NGEU）現行の新たな自前財源の導入は進展が遅く、当初想定されていたCBAM・EU-ETSは見送り 現行の独自財源は以下のとおり <ol style="list-style-type: none"> EU域外からの輸入品に課される関税及び砂糖課徴金 EU各国の総国民所得（GNI）の一部（GNIの50%が上限） 付加価値税（VAT）の一部（0.3%を上限） 「非リサイクルプラスチック包装廃棄物」に基づく課徴金（0.8€/kg） その他（前年度繰越金、EU競争法違反に対する制裁金） 例外的な状況における追加資金（NGEU借入） 	<ul style="list-style-type: none"> EUとして共同債発行を検討中 安定的な新たな「独自財源（Own Resources）」の導入促進を検討中 <ol style="list-style-type: none"> EU域外からの輸入品に課される関税及び砂糖課徴金 EU各国の総国民所得（GNI）の一部（GNIの50%が上限*） 付加価値税（VAT）の一部（0.3%を上限） 「非リサイクルプラスチック包装廃棄物」に基づく課徴金（1€/kg） 欧州のための企業リソース（CORE）：大企業へ課税（最大75万€） たばこ税（加盟国の最低税率+15%を徴収） 電子廃棄物への課税（WEEE指令の改訂） EU ETS：排出権取引の収益の一部（30%） CBAMの賦課金：CBAM証書の収益の一部（75%）
支出	<ul style="list-style-type: none"> 期中の予算総額（上限）、支出分野（spending areas*）ごとの予算及び年間支出上限等を定める 年間予算は上限に基づき、年度ごとに検討を実施 例外的な状況においては追加支出も可能 	<ul style="list-style-type: none"> NRPPによって、統合的な計画を作成 統一的な成果評価手法を導入 水平原則の導入
	<ul style="list-style-type: none"> プログラムベースの予算割当を実施 パフォーマンス・フレームワークを導入したものの多様で統一感がないため、一貫性を持った評価が難しい 	

*赤字部分は、現行制度を踏襲した場合の仮案

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

2

5. 次期共通農業政策（2028-）改革案

- (1) 次期多年度財政枠組み（MFF）の動向 ……p.282
- (2) 次期共通農業政策（CAP）の動向 ……p.286

次期CAPの概要

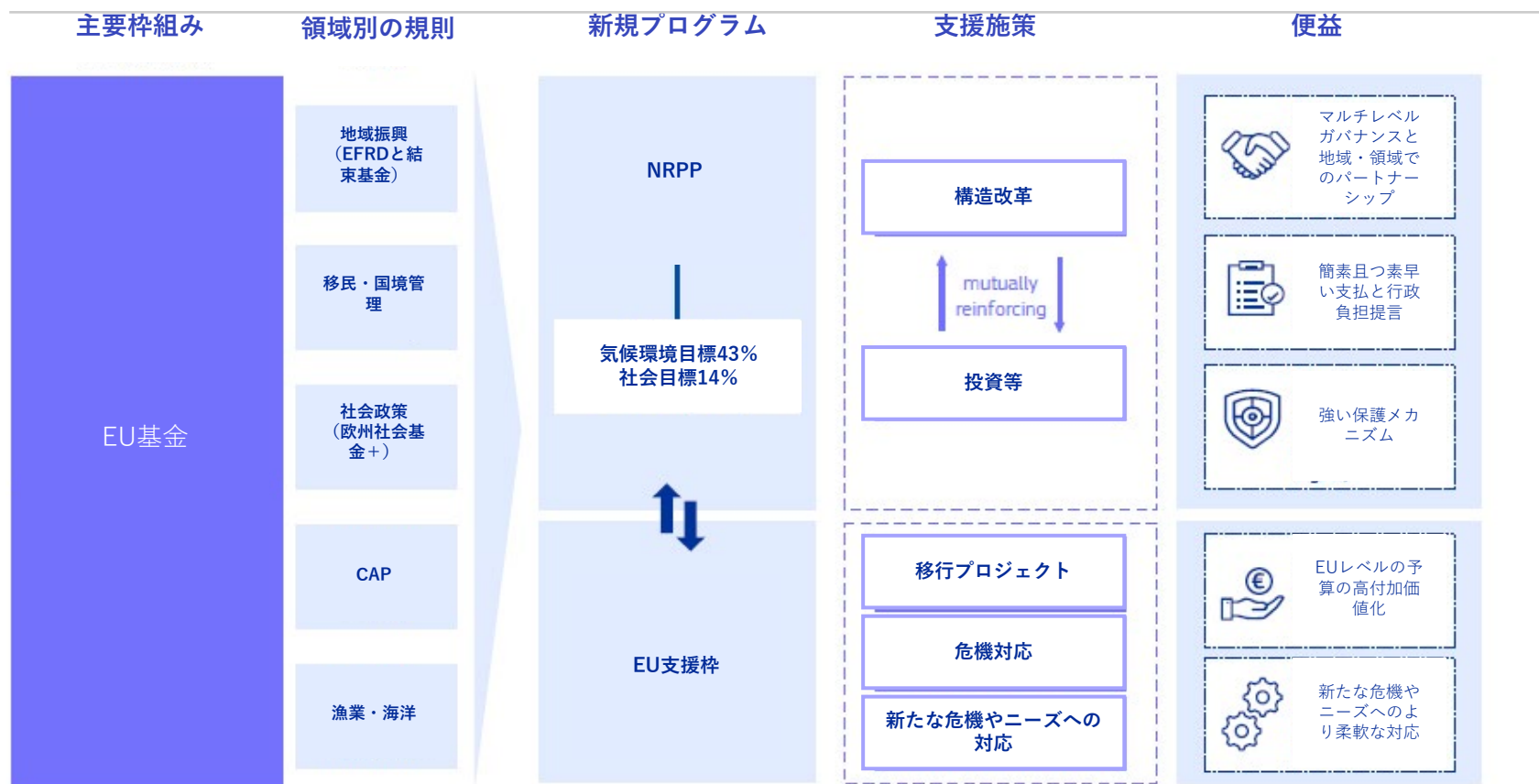
- 次期CAPは、国・地域連携計画（NRPP）の一部に盛り込まれ、予算額は加盟国の裁量で大きく変動する可能性が高い
- 次期CAP案（2025年7月16日時点）
 - ・ 総予算額の減額（約2,956億ユーロ）。加盟国の共同拠出による上乗せに期待
 - ・ 加盟国の裁量拡大し、独自のプラン（national envelope）を策定・運用
 - ・ 単純化・効率化：農家所得支持を簡素化
 - ・ 環境要件の緩和・インセンティブ重視型に転換、若手農業者支援を増加、カップル支払いの拡大

		現行CAP	次期CAP
各国の農業政策		CAP戦略計画（CSP）に基づき実施	国・地域連携計画（NRPP）に基づき実施。 ※NRPPには農業政策だけでなく、地域政策も含まれる
予算規模・配分		CAP予算は約3,866億ユーロ*（MFF比で約31.9%） ・ EAGF：2,911億ユーロ ・ EAFRD：955億ユーロ *NGEU：約81億ユーロを除く	CAP予算は約3,000億€（①）～約8,650億€（①+②）（MFF比で14.9～43.3%）* ・ 予算枠はNRPFであり、①CAP income supportと②Not Ring-fenced in NRPPのうち、加盟国の裁量で決定した分 *現行予算比で、約77%～223%
受給要件		コンディショナリティの遵守 ・ GAECs ・ SMR1～11 ・ 社会的コンディショナリティ	Farm Stewardshipの遵守：protective practices ・ SMR1～11 ・ 社会的コンディショナリティ（SMR12～14）
環境農業施策		・ 追加的施策に対する補償（基礎所得支持の上乗せ）	・ インセンティブと投資のバランスを重視して簡素化
施策	直接支払	・ 設置義務のある直接支払は、基礎所得支持、再分配所得支持、エコスキームのみ ・ 環境農業にかかる直接支払であるエコスキームの設置義務あり	・ 3つの直接支払に再編し設置を義務化：3つの直接支払（基礎所得支持、再分配所得支持、青年農業者所得支持）の統合、カップル所得支持の義務化、小規模農業者支払の義務化、エコスキームの廃止
	農村振興	・ 環境・気候等管理誓約のみ設置義務あり	・ 環境農業施策を農村振興政策に集約：エコスキームを環境・気候等管理誓約へ統合 ・ 農村振興施策の設置義務対象を拡大：自然等地域固有制約、リスク管理施策、投資、青年/新規就農業者・農村事業開業、LEADER、知識交換・情報普及も義務化 ・ 農業代行サービスへの助成を新設（設置義務なし）
世代交代施策		・ 受給者の年金受給による制約なし	・ 年金受給者の補助金受給は一部直接支払の受給不可（Degressive area-based income support） ・ 農業分野の世代交代戦略の導入、青年農業者の初期支援

（参考）国・地域連携計画（NRPP）の概要

- 次期CAPは各加盟国が実施する農業以外の施策を含む一体的戦略である「国・地域連携計画（National and Regional Partnership Plans: NRPP）」へ統合。同計画は、経済・社会・地域の結束政策、農業・漁業政策、治安・国境保護政策が中核となっており、農業・地域開発・社会政策が包括的に実施可能となる見込み。EUレベルで主導される政策は、「EU支援枠（EU Facility）」として整理されており、農業市場のセーフティネット、自然災害への対応、クロスボーダープロジェクト等が含まれる。
- 欧州委員会は、加盟国がNRPP案を作成する際に「中間報告以降で使用できる予算の3分の2までを期初に使えるように」計画することを期待している

一体戦略の概要



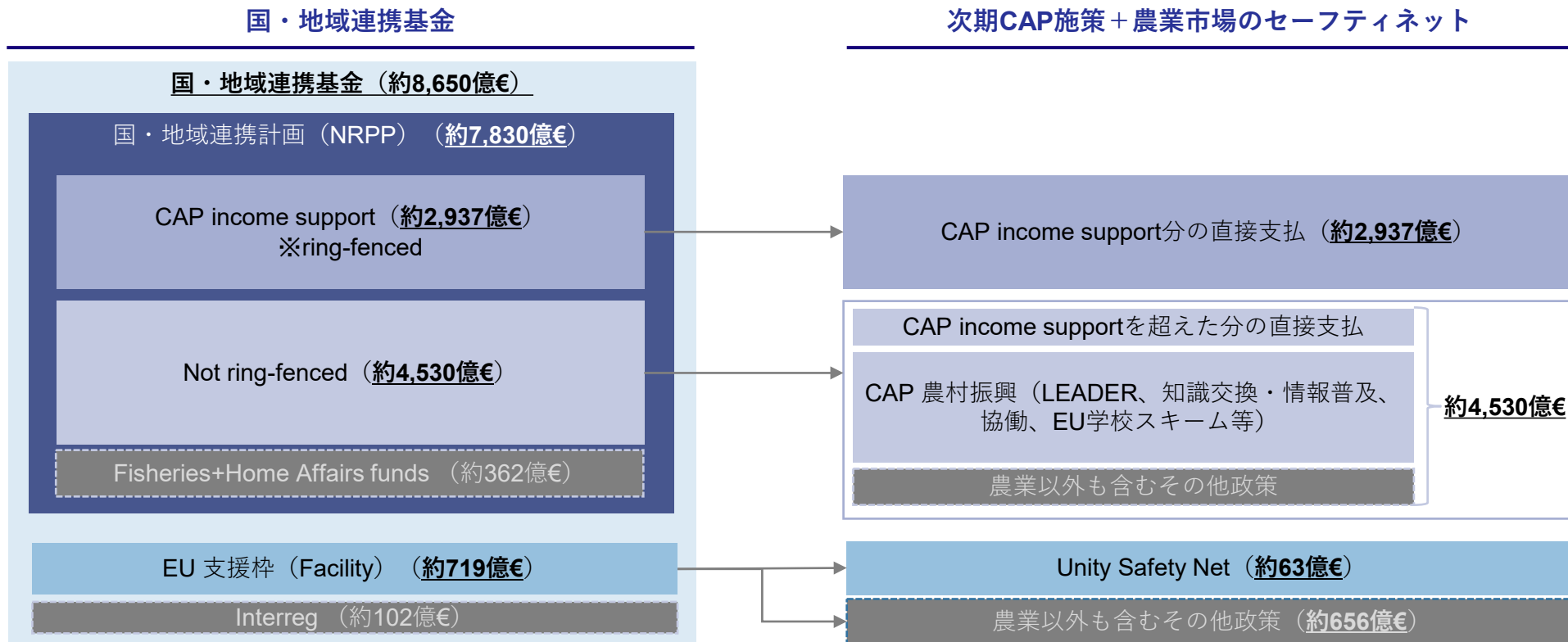
（参考）CMO規則改正案の主要ポイント

- NRPRとの連携に関しては明示されていないものの、同じタイミングで公表されており、各国の食糧安全保障対策策定時に本規則の条項も考慮される可能性がある
- 主要なポイントは以下のとおり
- 緊急時や深刻な危機時における物資の供給可能性に関する規定の実施に統一された条件を確保するため、加盟国に国家食料安全保障準備・対応計画（national food security preparedness and response plans）」を義務化。以下4つを含む（第222条c項）
 1. 監視・早期警戒システム供給の脆弱性、リスクシナリオ（戦争、パンデミック等）の分析
 2. 主要農産物の在庫データ集約国内在庫の把握（平時から必要）
 3. 行政機関の役割と協力メカニズム地域～中央間の調整民間（物流、加工、流通）との協力枠組み
 4. 危機時のコミュニケーションプロトコル関係者・国民に迅速に情報提供する仕組み
- 加盟国が「備蓄」を行う場合には、国家食料安全保障準備・対応計画（national food security preparedness and response plans）に保有目標を明記して市場のゆがみを最小限にするように設計する（第222条d項）
- EFSCM（European Food Security Crisis Preparedness and Response Mechanism）を設置し、EUレベルで食糧危機対応を管理する。加盟国の担当局と早期警戒・監視・報告の情報共有、危機後の評価と改善、サプライチェーンの脆弱性の分析などの情報交換を実施（第222条e項）
- 深刻な危機（declared severe crisis or emergency）において、加盟国および事業者へのデータ提出を義務化するもの。公的・私的在庫量の状況、供給維持に必要なデータ（飼料・種子・エネルギー等）（第222条f項）

次期CAP施策と財源

- 国・地域連携基金（NRPF）が次期CAPの予算源となる。予算総額は約8,650億ユーロ（全予算の約43.6%）が計上される見込み
- NRPFの約90.5%（約7,830億ユーロ）は、国・地域連携計画（NRPP）に活用される
 - ① NRPFの約34.0%（約2,937億ユーロ）は「CAP income support」としてCAPの所得支持に使用される
 - ② NRPFの約52.4%（約4,530億ユーロ）は「Not Ring-fenced」と呼ばれ、CAPのうち農村振興政策に割当られるほか、経済・社会・地域の結束政策、治安・国境保護政策等にも割当が可能であり、配分は加盟国の裁量による
- NRPFの約8.3%（約719億ユーロ）は、EU支援枠としてEU主導の政策に活用される
 - ③ 農村振興政策（LEADER等）への活用も可能であるが、その他政策への活用も予定されている

国・地域連携基金と次期CAP施策の関係



（参考）CAP income supportの配分

- リングフェンス（囲い込み）予算であるCAP income supportは各加盟国へ割当られる。割当額は現行MFFの最終年である2027年のCAP予算割当に基づく見込みである。

欧州委員会の提案におけるCAP income Supportの加盟国配分

加盟国	予算割当（千€）	予算総額比
フランス	50,938,681	17.3%
スペイン	37,235,304	12.7%
ドイツ	33,106,250	11.3%
イタリア	31,003,434	10.6%
ポーランド	24,636,906	8.4%
ルーマニア	16,574,344	5.6%
ギリシャ	14,639,674	5.0%
ハンガリー	9,239,294	3.1%
アイルランド	8,161,085	2.8%
ポルトガル	7,428,950	2.5%
オーストリア	6,624,524	2.3%
ブルガリア	6,202,350	2.1%
チェコ	6,153,974	2.1%

加盟国	予算割当（千€）	予算総額比
デンマーク	5,142,499	1.8%
オランダ	5,087,414	1.7%
スウェーデン	4,951,986	1.7%
フィンランド	4,800,434	1.6%
リトアニア	4,386,480	1.5%
スロバキア	3,731,185	1.3%
クロアチア	3,708,359	1.3%
ベルギー	3,598,717	1.2%
ラトビア	2,620,796	0.9%
エストニア	1,589,390	0.5%
スロベニア	1,340,578	0.5%
キプロス	415,889	0.1%
ルクセンブルク	246,093	0.1%
マルタ	135,410	0.05%

現行CAPと次期CAPの比較

- 現行CAPと次期CAPの施策を比較し、変更部を色付けで評価した。施策の区分が消失し、現状の直接支払いが統合される他、3つの施策が新たに導入されている。

現行CAP					次期CAP				
施策区分	施策名	設置義務	EAGF	EAFRD	施策名（仮訳）	設置義務	CAP Income Support	Not Ring-fenced	EU予算の占める割合
セクター	作物支払い	—	●	—	作物支払い	—	●	—	100%
セクター	セクター支払い	—	●	—	セクター支払い	—	●	—	最大70%
直接支払	基礎所得支持	義務	●	—	面積に基づく逡減的所得支持	義務	●	—	100%
	再分配所得支持	義務	●	—					
	青年農業者所得支持	任意	●	—					
直接支払	カップル所得支持	任意	●	—	カップル所得支持	義務	●	—	100%
直接支払	小規模農業者支払	任意	●	—	小規模農家支払	義務	●	—	100%
直接支払	エコスキーム	義務	●	—	環境・気候等管理誓約	義務	●	—	最大70%
農村振興	環境・気候等管理誓約	義務	—	●					
農村振興	自然等地域固有限制	任意	—	●	自然等地域固有限制	義務	●	—	最大70%
農村振興	義務的要件地域（自然保護区など）	任意	—	●	義務的要件地域（自然保護区など）	任意	●	—	最大70%
農村振興	リスク管理施策	任意	—	●	リスク管理施策	義務	●	—	最大70%
農村振興	投資	任意	—	●	投資	義務	●	—	最大70%
農村振興	青年/新規就農業者・農村事業開業	任意	—	●	青年/新規就農業者・農村事業開業	義務	●	—	最大70%
農村振興	LEADER	任意	—	●	LEADER	義務	—	●	最大 40% or 60% or 85% ※地域によって異なる
農村振興	知識交換・情報普及	任意	—	●	知識交換・情報普及	義務	—	●	最大 40% or 60% or 85% ※地域によって異なる
—	設定なし				農業代行サービスへの助成	任意	●	—	最大70%
—					農業分野の世代交代戦略の導入	義務	6%以上	—	最大85%
—					青年農業者の初期支援	義務			